

平成26年第1回（3月）坂城町議会定例会会期日程

平成26年3月3日

| 日次 | 月 日 | 曜日 | 開議時刻 | 内 容 |
|----|-------|----|----------|--|
| 1 | 3月 3日 | 月 | 午前10時 | ○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計予算案詳細説明) |
| 2 | 3月 4日 | 火 | | ○休 会 (一般質問通告午前11時まで) |
| 3 | 3月 5日 | 水 | | ○休 会 |
| 4 | 3月 6日 | 木 | | ○休 会 |
| 5 | 3月 7日 | 金 | | ○休 会 |
| 6 | 3月 8日 | 土 | | ○休 会 |
| 7 | 3月 9日 | 日 | | ○休 会 |
| 8 | 3月10日 | 月 | 午前10時 | ○本会議 ・一般質問 |
| 9 | 3月11日 | 火 | 午前10時 | ○本会議 ・一般質問 |
| 10 | 3月12日 | 水 | 午前10時 | ○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計予算案総括質疑 委員会付託 |
| 11 | 3月13日 | 木 | 午前 9時30分 | ○委員会 ・総務産業、社会文教 |
| 12 | 3月14日 | 金 | 午前 9時30分 | ○委員会 ・総務産業、社会文教 |
| 13 | 3月15日 | 土 | | ○休 会 |
| 14 | 3月16日 | 日 | | ○休 会 |
| 15 | 3月17日 | 月 | | ○休 会 |
| 16 | 3月18日 | 火 | | ○休 会 |
| 17 | 3月19日 | 水 | | ○休 会 |
| 18 | 3月20日 | 木 | 午前10時 | ○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決 |

付議事件及び審議結果

3月3日上程

| | | | |
|--------|---------------------------------------|-------|----|
| 報告第 1号 | 町長の専決処分事項の報告について | 3月 3日 | 承認 |
| 発委第 1号 | 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について | 3月12日 | 可決 |
| 議案第 1号 | 長野広域連合規約の変更について | 3月12日 | 可決 |
| 議案第 2号 | 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について | 3月12日 | 可決 |
| 議案第 3号 | 坂城町公共物管理条例の一部を改正する条例について | 3月12日 | 可決 |
| 議案第 4号 | 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について | 3月12日 | 可決 |
| 議案第 5号 | 坂城町社会教育委員条例の一部を改正する条例について | 3月12日 | 可決 |
| 議案第 6号 | 坂城町同和対策施設条例を廃止する条例について | 3月12日 | 可決 |
| 議案第 7号 | 坂城町デイサービスセンター条例を廃止する条例について | 3月12日 | 可決 |
| 議案第 8号 | 坂城町公の施設の指定管理者の指定期間の変更について | 3月12日 | 可決 |
| 議案第 9号 | 平成26年度坂城町一般会計予算について | 3月20日 | 可決 |
| 議案第10号 | 平成26年度坂城町有線放送電話特別会計予算について | 3月20日 | 可決 |
| 議案第11号 | 平成26年度坂城町国民健康保険特別会計予算について | 3月20日 | 可決 |
| 議案第12号 | 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について | 3月20日 | 可決 |
| 議案第13号 | 平成26年度坂城町下水道事業特別会計予算について | 3月20日 | 可決 |
| 議案第14号 | 平成26年度坂城町介護保険特別会計予算について | 3月20日 | 可決 |
| 議案第15号 | 平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について | 3月20日 | 可決 |

3月20日上程

| | | | |
|--------|----------------------------------|-------|----|
| | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | 3月20日 | 適任 |
| 議案第16号 | 平成25年度坂城町一般会計補正予算(第8号)について | 3月20日 | 可決 |
| 議案第17号 | 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第2号)について | 3月20日 | 可決 |

| | | | |
|--------|---|-------|----|
| 議案第18号 | 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について | 3月20日 | 可決 |
| 議案第19号 | 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について | 3月20日 | 可決 |
| 議案第20号 | 平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について | 3月20日 | 可決 |
| 議案第21号 | 平成25年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について | 3月20日 | 可決 |
| 発委第2号 | T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書について | 3月20日 | 可決 |
| 発委第3号 | 労働者保護ルールの改悪に反対する意見書について | 3月20日 | 可決 |
| 発委第4号 | 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書について | 3月20日 | 可決 |

平成26年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日 3月3日(月)

| | |
|-------------------------------------|----|
| ○議事日程 | 2 |
| ○会議録署名議員の指名 | 3 |
| ○会期の決定 | 3 |
| ○町長招集あいさつ | 3 |
| ○報告第1号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決 | 10 |
| ○発委第1号、議案第1号～議案第15号の上程、提案理由の説明、詳細説明 | 11 |

第2日 3月10日(月)

| | |
|---------------|----|
| ○議事日程 | 46 |
| ○一般質問 中嶋 登 議員 | 46 |
| 塚田 正平 議員 | 60 |
| 吉川まゆみ 議員 | 73 |
| 窪田 英子 議員 | 85 |
| 塩野入 猛 議員 | 93 |

第3日 3月11日(火)

| | |
|----------------|-----|
| ○議事日程 | 108 |
| ○一般質問 西沢 悦子 議員 | 108 |
| 山崎 正志 議員 | 120 |
| 塩入 弘文 議員 | 134 |
| 宮島 祐夫 議員 | 147 |

第4日 3月12日(水)

| | |
|-----------------------------|-----|
| ○議事日程 | 164 |
| ○一般質問 大森 茂彦 議員 | 164 |
| 入日 時子 議員 | 179 |
| ○発委第1号、議案第1号～議案第8号の質疑、討論、採決 | 189 |
| ○一般会計予算案総括質疑、委員会付託 | 191 |
| ○特別会計予算案総括質疑、委員会付託 | 211 |

第5日 3月20日(木)

| | |
|----------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 216 |
| ○陳情採決 | 217 |
| ○議案第9号委員長報告の質疑、討論、採決 | 217 |
| ○議案第10号～議案第15号委員長報告の質疑、討論、採決 | 237 |
| ○追加議案上程、提案理由の説明 | 245 |
| ○人権擁護委員の推薦、議案第16号～議案第21号質疑、討論、採決 | 249 |
| ○発委第2号～4号の質疑、討論、採決 | 256 |
| ○町長閉会あいさつ | 257 |

平成26年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年3月3日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月3日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 - 1番議員 柳 澤 澄 君 8番議員 山 崎 正 志 君
 - 2 〃 塚 田 正 平 君 9 〃 入 日 時 子 君
 - 3 〃 吉 川 まゆみ 君 10 〃 中 嶋 登 君
 - 4 〃 窪 田 英 子 君 11 〃 塚 田 忠 君
 - 5 〃 塩 入 弘 文 君 12 〃 池 田 弘 君
 - 6 〃 塩野入 猛 君 13 〃 大 森 茂 彦 君
 - 7 〃 西 沢 悦 子 君 14 〃 宮 島 祐 夫 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 - 町 長 山 村 弘 君
 - 副 町 長 宮 下 和 久 君
 - 教 育 長 宮 崎 義 也 君
 - 会 計 管 理 者 春 日 英 次 君
 - 総 務 課 長 田 中 一 夫 君
 - 企 画 政 策 課 長 荒 川 正 朋 君
 - まちづくり推進室長 中 村 淳 君
 - 住 民 環 境 課 長 金 子 豊 君
 - 福 祉 健 康 課 長 天 田 民 男 君
 - 子 育 て 推 進 室 長 宮 嶋 敬 一 君
 - 産 業 振 興 課 長 塚 田 陽 一 君
 - 建 設 課 長 青 木 知 之 君
 - 教 育 文 化 課 長 柳 澤 博 君
 - 収 納 対 策 推 進 幹 宮 下 和 久 君
 - 総 務 課 長 補 佐 大 井 裕 君
 - 総 務 係 長 臼 井 洋 一 君
 - 総 務 課 長 補 佐 財 政 係 長 白 井 洋 一 君
 - 企 画 政 策 課 長 補 佐 企 画 調 整 係 長 竹 内 祐 一 君
9. 職務のため出席した者
 - 議 会 事 務 局 長 山 崎 金 一 君
 - 議 会 書 記 小 宮 山 和 美 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 発委第 1 号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 1 号 長野広域連合規約の変更について
- 第 8 議案第 2 号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 3 号 坂城町公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 4 号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 5 号 坂城町社会教育委員条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 6 号 坂城町同和対策施設条例を廃止する条例について
- 第 13 議案第 7 号 坂城町デイサービスセンター条例を廃止する条例について
- 第 14 議案第 8 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定期間の変更について
- 第 15 議案第 9 号 平成 26 年度坂城町一般会計予算について
- 第 16 議案第 10 号 平成 26 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第 17 議案第 11 号 平成 26 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 18 議案第 12 号 平成 26 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 19 議案第 13 号 平成 26 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 20 議案第 14 号 平成 26 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 21 議案第 15 号 平成 26 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 1 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（柳澤君） 会議規則第120条の規定により、5番 塩入弘文君、6番 塩野入猛君、7番 西沢悦子さんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（柳澤君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの18日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月20日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日4日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め一人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（柳澤君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成26年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心より御礼申し上げます。

さて、先月8日、15日は、2週続けて全国的な大雪となりました。今シーズンは雪の少なかった坂城町も記録的な大雪に見舞われ、特に15日の大雪は、高速道路、しなの鉄道等交通機関にも大きな影響を及ぼしました。町といたしましても、建設業者の皆さんにご協力をいただき、主要道路の除雪を実施いたしました。また、2月20日には除雪対応として重機の借上料、融雪剤の購入費用など約1千万円の補正予算を専決処分し、さらに雪捨て場も2カ所確保するなど緊急の対応をいたしました。

町民の皆さんには、大型重機の入れない生活道路について区長さんを先頭に、力を合わせて除雪作業を行っていただきありがとうございました。改めて地域コミュニティ、隣近所での協力、地域での助け合いの大切さを感じたところであります。

また、農業用ハウスの倒壊など農業の被害につきましては、今後さらに詳しい調査を進めてまいります。町内企業におかれましても、大型ハウス倉庫等に被害が出ております。被害に遭われた農家、企業の皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、政府が1月31日に発表いたしました経済統計によりますと、生産の回復傾向、雇用状況の改善が見られ、住宅の着工も好調であります。また、物価が5年ぶりにプラスに転じ、デフレ脱却がようやく視野に入ってきたところでもあり、4月からの消費税引き上げによる景気減速への対策についても、消費税引き上げ対策関連の今年度補正予算が2月上旬に早々に成立したところであります。消費税引き上げによる景気への影響を最小限にとどめ、安倍首相の掲げる経済の好循環を実現するためにも、消費税引き上げ対策予算が迅速に執行されるとともに、新年度予算・新たな経済政策につきましても、その早期成立・実行を強く望むものであります。

世界経済におきましては、アメリカ商務省が1月末発表した昨年10月から12月期のアメリカの実質国内総生産（GDP）の速報値は、年間換算で前期比3.2%の増となりました。個人消費と輸出の伸びが高まり、アメリカ経済は消費を軸に先行きもほぼ安定して推移するとの見通しであります。しかしながら、ヨーロッパでは、金融危機の終わりが見えてきたものの、経済の本格的な回復はなお遠く、さらに中国経済が高速成長から安定成長へ軸足を移行し、ほかの新興国も伸び悩んでいることから、世界経済は不透明感が漂っております。またウクライナの緊迫した状況なども踏まえ、今後の動向につきまして引き続き注視していく必要があると考えます。

国内の状況につきましては、内閣府による1月の「月例経済報告」では、「景気は、穏やかに回復している。」とされ、先行きについては、「輸出が持ち直しに向かい、各種政策の下支えをする中で、家計所得や投資が増加し、景気回復基調が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要及びその反動が見込まれる。」としております。

一方、長野県内の動向につきましては、日本銀行松本支店の2月発表の「金融経済動向」によりますと、総論で「長野県経済は、一部に回復に向けた動きがみられる。」とし、一つに、公共投資は増加基調で推移している。また、住宅投資は増加している。設備投資は堅調に推移している。また、個人消費は一部に回復に向けた動きがうかがわれ、このところ消費税引き上げの駆け込み需要も見られる。以上のような最終需要のもとで、「生産は一部に回復に向けた動きが見られる。このほか、雇用・所得は、改善している。」としております。

一方、町内企業の経済動向の1月での調査結果では、生産量は、3カ月前と比べて3.22%から6.51%へ倍増しており、前年同期比と比較すると増加率は11.9%と二桁増となっております。売り上げにつきましても、生産量と同様な傾向であり、先行きについ

ては、新規事業及び新規取引先の開拓や海外展開などによる増加を見込んでいる企業がある一方、顧客の海外展開による減少を見込んでいる企業もあります。雇用につきましては、3カ月間の実績で44人の増加となっており、27年春の雇用も増加が予定していることから改善の動きが見られます。

さて、それでは平成26年度の一般会計当初予算について申し上げます。

予算編成では、私の公約の大きなテーマであります「人の輝く町」、「笑顔の町」の実現を念頭に、限られた財源の中で、子育て支援や教育環境の充実などに係る新規事業も盛り込みながら、未来につながる予算編成を心がけ、総額で前年度と比較して6.2%の増となる60億600万円といたしました。

まず、歳入であります。町の財政の根幹を担う町税については、経済情勢の持ち直しの影響や、昨今の株価の推移、為替レートの傾向等も勘案する中で、町民税では、法人町民税について5.3%、個人町民税についても4.1%の増加を見込み、全体で8億6,060万円を計上いたしました。固定資産税につきましても、地価の下落は見込まれるものの、家屋、償却資産について、それぞれ増加が見込まれることから4.4%、5,400万円の増となる12億8,900万円を計上し、町税全体では、前年対比4.1%、9千万円ほどの増となる23億1,100万4千円といたしました。

地方交付税につきましては、前年同額の8億5千万円を計上し、普通交付税の振りかえ分となる臨時財政対策債を含めて、11億5千万円を見込んでおります。

財政調整基金からの繰入金につきましては、対前年51%の減となる2億5,196万5千円であります。南条小学校建設事業に伴い文教施設整備基金から2億1,800万円の繰り入れを見込むところですが、繰入金全体では、マイナス15.9%となる、5億4,275万4千円を見込んでおります。

次に歳出ですが、2カ年の計画で南条小学校の建てかえ工事に着手いたします。南条小学校の工事経費として5億343万2千円を計上したことから、町道A01号線事業を初めとした継続事業を含めた投資的経費につきましては、50.6%の増となる7億162万8千円となっております。義務的経費といたしましては、人件費が11億3,739万2千円、扶助費につきましては、6億4,605万円を計上いたしました。

それでは、主要施策について申し上げます。

最初に、南条小学校の建設事業につきましては、新校舎をコの字型を基本とした配置とし、現在の校庭を一部盛土をして建設をまいります。南条小学校の特色として、特別教室棟には音楽堂を設け、中庭のデッキテラスでは子供たちが上履きで交流できるよう計画するとともに、坂城スマートタウン構想のもと、太陽光発電設備も設置いたします。26年度は、5月下旬に入札を行い、くい打ち工事から着手となります。まず、音楽堂から工事を進め、内装施工

までを目途とし、そのほかの低学年棟、高学年棟、管理棟は、2階の躯体工事までを予定しております。

続きまして、特徴的な施策について申し上げます。

坂城スマートタウン構想の推進につきましては、引き続きテクノさかき工業団地における実証実験の拡大や、クールシェアやウォームシェアといった町民のライフスタイルの変革に向けた意識啓発、また住宅用太陽光発電システム導入に対する補助金交付の継続など、産・学・官・民の連携によりスマートタウン実現に向けて取り組んでまいります。

坂城町産100%で発売いたしました巨峰ロゼワインは、発売から1カ月余りで完売となり、大好評を博しました。本年6月に発売予定のスパークリングワインも現在順調に熟成発酵中であり、ご期待をいただきたいと思っております。このようなワイン文化の機運醸成とあわせて、量的緩和に係る特区認定を受けたワイナリー形成事業につきましては、26年度は醸造用ブドウの産地化を目指し、苗木の購入に係る補助制度を新設するなど6次産業化への展開を目指してまいります。

昨年5月に坂城駅前に設置されました169系車両につきましては、町の各種イベントや商工会主催の「ふど市」の際にも多くの町民の皆さんにご利用いただきました。26年度は、この169系車両に電気の引き込み工事を行い、車内の照明、空調設備を設置するなど、さらなる利活用に向けた整備を進めてまいります。

また、今月16日には、中心市街地コミュニティセンターにおきまして「169&ろくもん講演会」と題し、しなの鉄道を初め、旧国鉄、あるいはJRのOBの皆さんによる講演会を開催いたします。26年度も折々のイベントを通じ、169系車両に親しんでいただき、駅前活性化を図ってまいりたいと考えております。

さて、坂城町のマスコットキャラクター「ねずこん」につきましては、「ゆるキャラグランプリ2013」において、長野県内の市町村でトップという好成績をおさめました。26年度はさらに「ねずこん」を最大限活用した「ねずこんPR大作戦」の展開を計画しております。まず「ねずこん」専用ホームページを開設、また町内はもとより県内外のイベントへの参加をするとともに、6月のばら祭りや11月のねずみ大根まつりの際には、「ねずこんキャラバン隊」がテレビ局や報道機関等を訪問し、イベントの紹介を初め坂城町や町特産品などのPRを展開してまいります。

続きまして、子育て支援の施策について申し上げます。

少子高齢化が進む中で、子供を産み、子育てのしやすい町を目指し、第3子以降の保育料軽減につきましては、現在の軽減に加え26年度から第2子のお子さんが小学生になっても、保育料は半額といたします。子育て家庭の経済的な負担軽減の拡大を図り、子育て支援策の充実に努めてまいります。

また、子供の個性や特徴に合わせた適切な発達支援を行う5歳児「すくすく相談」を実施し、相談体制の充実を図ってまいりました。26年度からは、6歳児の発達フォロー事業として「子育て支援センター」を中心に「教育委員会・保健センター・保育園」などが連携し、「すくすくランド」を新たに立ち上げ、就学に向けた子供の発達に沿った支援の強化を図ってまいります。

さらに、不妊治療を行っているご夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療費助成事業を新たに開始いたします。医療保険及び県助成事業の対象を除く治療費につきまして、年間10万円を上限に助成を行います。

続きまして、福祉・健康づくりの施策について申し上げます。

地域医療の推進につきましては、「上小医療圏地域医療再生計画」に参画をしてまいりました。21年度から5年間のこの計画が25年度で最終年度を迎え、国からの財政支援は終了となりますが、今後も上田地域広域連合の構成市町村とともに事業費を負担し、地域医療体制の推進に取り組んでまいります。また、信州大学との連携による信州上田医療センターの医師の確保について、26年度から引き続き5年間実施されることになりました。

さて、本年4月の消費税の引き上げにより、低所得の方や子育て世帯への負担を考慮し、国が給付を決定した臨時福祉給付金事業並びに子育て世帯臨時特別給付金事業の給付につきましては、既に事務作業に着手しており、今後の手続等によりまして、随時町民の皆さんにご案内をしてまいります。なお、給付金の給付は秋ごろを予定しております。

町の国民健康保険につきましては、医療費増加の大きな要因になっている生活習慣病の予防・改善を図るため、特定健診の受診率の向上に努めております。26年度からは、特に受診率が低く特定健診が開始される年齢である40歳の方について、検診料金への町の助成額を拡大、自己負担額を千円とすることで、「40歳スタート健診」として受診のきっかけとしていただくとともに、町民の皆さんのさらなる健康意識の高揚を図ってまいります。

坂城駅へのエレベーター設置につきましては、町のバリアフリーの象徴として工事を進めており、5月末の完成を目指しております。また、エレベーター設置にあわせ、まず坂城駅周辺の段差の解消やグリーンベルトの設置などを行い、坂城駅を起点として町全体のバリアフリー化を進めてまいりたいと考えております。

また、町営横尾団地の2階建て住宅（A棟からI棟）52戸につきまして、現在進めております下水道接続工事にあわせ、住宅内の階段に手すりを設置してまいります。

さらに、循環バスにつきましても、26年度、現在運行している2台のうちの1台を町がリースにより更新し、補助ステップ、乗降合図装置、音声案内装置等を装備し車両のバリアフリー化を図り、高齢者・障害者の皆さんを初め利用者の利便性・安全性を向上し循環バスの利用促進を図ってまいります。

続きまして、教育・文化の向上の施策について申し上げます。

小中学校における外国語教育につきましては、昨年12月に文部科学省から、小中学生の段階からのグローバル化に対応するため「英語教育改革実施計画」が公表されました。町といたしましては、英語教育の拡充強化を図るため、中学校での外国語指導講師に加えて、新たに小学校にも1名配置してまいります。なお、配置先は村上小学校とし、村上小学校を中心に3小学校の子供たちがネイティブな英語と直接ふれあう機会を設けてまいります。英語によるコミュニケーション能力を育成し、国際感覚を養っていただけるものと考えております。

さて、鉄の展示館につきましては、4月から6月にかけて、坂城町及び坂城町出身で活躍されておられる美術家の方々の作品を紹介する「SAKAKIの美術家7人展」を、6月から8月にかけては全国の第一線で活躍する刀匠たちが、作刀・刀身彫刻、研磨、刀装の3部門に出品した作品を展示公開する「第5回新作日本刀・刀職技術展覧会」を開催いたします。この展覧会は、全国規模の展覧会であり、東京以外では初めての開催となります。多くの町民の皆さんに来館していただければと考えます。

また、伝統文化の振興につきましては、本年8月31日に「第2回びんぐしの里薪能」が開催される予定となっております。松木千俊師範による能、野村萬斎氏による狂言、子ども仕舞などが行われる計画で、現在実行委員会で準備を進めており、前回に続いて幻想的な薪能が演じられることを期待いたします。

続いて、産業施策について申し上げます。

町内に集積するさまざまな技術や知識を生かし、新たな価値創造による新製品開発を支援する「坂城町コトづくりイノベーション補助金」につきましては2年目を迎えます。昨年度は、「ねずこんの起き上がらせこぼし」「スマートコントローラ」「ねずこん型家電用電力メーター」の開発の3件が採択されました。26年度もこの補助金が契機となり、新製品開発が進むことを期待しております。

また、地場産業の振興や地域の活性化を目的として、地元農産物等を活用した加工品の開発やその販売にかかる経費について補助を行う「さかきブランドづくり事業」に新たに取り組みます。この補助金の活用を通じて、開発した商品が当町の地域ブランドとして、広く発信できるよう支援を行ってまいります。

工業振興につきましては、企業の工業技術の高度化、高付加価値化をより一層進めるため、坂城テクノセンターの試験測定機器の充実を図ってまいります。26年度は、3Dプリンター及び三次元測定機の導入支援を行い、企業の試作品開発や高精度の製品づくりをサポートしていきたいと考えております。

また、坂城テクノセンターでは、開館20周年を記念した、これは仮称ではありますが「さかきものづくり展」の開催を10月上旬に予定しており、町内企業の卓越した技術・製品の紹介

やものづくり講演会の開催など、ビジネス色を強めた展示商談会の開催を計画しております。

さて、有害鳥獣対策事業として、25年度、県の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し上平地区では、侵入防止柵を1,500m設置いたしました。地元要望を受けまして、引き続き26年度も実施してまいります。

また、松くい虫被害防止対策につきましては、健康被害や防災面での配慮に努め、伐倒駆除を中心に、空中散布、枯損木処理、樹幹注入などの総合的な防除対策を講じてまいります。また、苅屋原地区におきましては、地域の要望を踏まえて、新規に無人ヘリコプターによる地上散布を計画しております。これまで人家に近く、有人ヘリでは散布できなかった急峻での人の手が入らない地区における予防対策を県の防除実施基準に沿いながら実施してまいります。

続いて、環境施策について申し上げます。

ごみの減量化と資源化の推進につきましては、昨年行いました27区全ての自治区での懇談会を踏まえ、分別しにくい紙類について分別方法の簡略化を図り、一層の資源化の推進に努めてまいります。加えて、サンデーリサイクルの回数を増やすなど、町民の皆さんの利便性を向上させながら、ごみの減量化と資源化の推進を図ってまいります。

続いて、生活基盤の向上のための施策について申し上げます。

平成24年度に長寿命化修繕計画を策定した橋梁につきましては、26年度は、南条旧道の谷川にかかる金井橋と産業道路の日名沢川にかかる産経大橋の詳細調査・設計を実施し、昭和橋につきましては、今年度の詳細設計に基づき国道側からの130m区間の土木遺産部分の舗装及び防水の修繕工事を実施してまいります。

また、町が管理する都市公園について国の公園整備に対する支援を受けるため、「公園施設長寿命化計画」の策定に取り組んでまいります。計画策定後は、国の交付金を活用した公園施設の改築、改修を順次進めてまいりたいと考えております。

産業道路等の主要な道路について点検し、舗装のひび割れや破損状況を把握して、計画的な修繕を図っていくため、「道路ストック総点検事業」に取り組んでまいります。この点検を実施することにより、今後、大規模な舗装修繕については国の交付金事業の対象となります。また、A01号線道路改良事業につきましては、南条小学校東側と若草橋南側で一部区間の工事の実施と、引き続き地権者の皆さんへ用地買収のお願いをしてまいります。

25年度からスタートいたしました、住宅リフォーム補助金を引き続き実施いたします。住宅の修繕・模様替え・改修等、この事業の継続により、町内小規模建築事業者の皆さんの受注機会の拡大につながればと考えております。

公共下水道事業につきましては、今後さらに早期整備を図るため、国の補正予算を活用し、1億5千万円の前倒しを行い下水道整備を実施いたします。また、金井、新地、鼠地区につきましては、新たな認可区域として追加され、26年度から整備に着手し32年度をめどに整備

を進めてまいります。

小網地区の県営水道の配水管布設工事につきましては、26年度で整備が完了いたします。これにより、小網地区全ての世帯で上水道を使用できる環境が整います。また、火災等有事の際にも備え消火栓3基を増設し、防災面でも強化されることとなります。

以上、主な施策を申し上げます。

さて、坂城町文化協会創立30周年記念事業として取り組まれた「坂城町の歌」は、アンケートの実施や歌詞の公募を経て、昨年12月に北海道札幌市の朝倉修さんの歌詞が選定され、作曲家安藤由布樹先生の作曲により完成いたしました。また、安藤先生のご提案で、小学生から唯一応募のあった坂城小学校4年生の深町悠さんの歌詞を「ねずこんの歌」としてプレゼントいただきました。今週8日、土曜日、午後3時から文化センターにおいて発表会が開催され、「坂城町の歌」「ねずこんの歌」がお披露目となりますので、大勢の町民の皆さんにお出かけいただきたいと思っております。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が1件、長野広域連合規約の変更が1件、条例の一部改正が4件、条例の廃止が2件、指定管理者の期間変更が1件、26年度の一般会計・特別会計予算が7件、計16件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎日程第4「諸報告」

議長（柳澤君） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

株式会社まちづくり坂城から第12期経営状況報告書が提出されております。

また、本日までに受理した陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

議長（柳澤君） 日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に報告を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（柳澤君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは専決第1号「平成25年度坂城町一般会計補正予算（第7号）」について、ご説明申し上げます。

本件は、先般の豪雪により不足した除雪関連経費及び消費税率の引き上げの伴う国の経済対

策として、来年度給付される臨時福祉給付金の給付準備経費並びに橋梁修繕工事に係る予算の組みかえにつきまして、専決を行ったものでございます。

予算額につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,113万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億7,531万9千円といたしたものでございます。

歳入の内容につきましては、臨時福祉給付金に係る国庫補助金30万8千円、財政調整基金からの繰入金1,082万8千円でございます。

一方、歳出の内容につきましては、臨時福祉給付金に係る事務経費について全体で31万1千円、農道に係る除雪用重機の借上料60万円、町道に係る除雪委託料600万円、除雪用重機の借上料350万円、融雪剤の購入費72万5千円、橋梁修繕工事費50万円をそれぞれ増額し、橋梁修繕に係る設計委託料50万円を減額いたしましたものでございます。

以上、専決処分事項につきましてご報告いたします。

議長（柳澤君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時35分～再開 午前10時45分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第1号「平成25年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

議長（柳澤君） 日程第6「発委第1号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第21「議案第15号 平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの16件を一括議題とし趣旨説明及び提案理由の説明までを行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（柳澤君） 朗読が終わりました。

最初に趣旨説明を求めます。

9番（入日さん） 発委第1号「坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」趣旨説明をいたします。

本案は依然として厳しい状況が続く社会経済情勢等を鑑み、議員報酬の額を減額する特例措置について、現行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までを延長し、平成26年4月1日から平成27年4月30日までとするため、議員報酬の特例に関する条例の一部を改正するものです。

なお、減額の内容については引き続き議長が5%、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が4%、それぞれ報酬月額から減ずるものです。議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（柳澤君） 次に、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、引き続きまして議案第1号から第15号まで、続けてご説明申し上げます。

まず、議案第1号「長野広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、長野広域連合が計画しているごみ処理施設の管理及び運営に関する事務に係る関係市町村の負担割合を新たに定めること及び千曲市にございます特別養護老人ホーム杏寿荘を、本年4月1日付で社会福祉法人に移管することに伴い、長野広域連合規約の一部を変更するものでございます。

変更の主な内容は、まず、長野広域連合が運営するごみ処理施設の管理及び運営に関する経費の関係市町村負担割合を、ごみ量割100%として新たに定めるものでございます。

また、特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する経費の関係市町村負担割合の規定のうち、杏寿荘に係る規定を削るものでございます。

議案第2号「坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、し尿及び家庭雑排水汚泥の一般廃棄物処理手数料につきまして、本年4月から消費税が8%に引き上げられることに伴い、消費税相当額分の改定を行うものでございます。

議案第3号「坂城町公共物管理条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、本年4月より消費税が改定されることにより、国において河川及び用水等の流水を水力発電用として使用する場合、鉱工業用に用いるために使用する場合、また河川内等の土石を採取する場合の流水占用料などの額が改定され、またその他の産出物（あし・かや）についても国が定める基準が改正されたことに伴い、国の基準に準ずるため、公共物管理条例を改正するものでございます。

議案第4号「坂城町下水道条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、消費税法の一部改正に伴い、消費税の引き上げ分について、下水道の使用料の改定をするため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の要旨といたしましては、下水道使用料に係る消費税の税率について法令に従い、適用開始日から適正に転嫁するため、経過措置も設け、条例改正を行うものであります。

議案第5号「坂城町社会教育委員条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、社会教育法が改正されたことに伴いまして、関係する当該条例について、一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、法律で定められておりました社会教育委員の委嘱基準について、条例で定めることになったことから、文部科学省令で定める参酌すべき基準により、委嘱基準を定めるものであります。

議案第6号「坂城町同和対策施設条例を廃止する条例」についてご説明を申し上げます。

同和対策施設（大型共同作業所）は、地域関係者の経営基盤安定を図ることを設置目的として、昭和55年に建設され、五つの事業者が大型共同作業所を利用しておりましたが、時代の経過とともに事業活動を縮小されるなど、平成24年度に1事業者が廃業して以降、利用はない状況であります。また、平成13年度末をもって同和対策施策が一般対策事業へ移行する中で、所期の目的は達成されたことから本条例を廃止するものであります。

議案第7号「坂城町デイサービスセンター条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

平成元年の条例制定当時は、老人福祉法によりデイサービス事業は市町村が実施主体となることと定められていたことから、本条例により町が委託し実施しておりましたが、平成12年に介護保険制度が導入されてからは、民間事業所によるサービス実施が可能になり、現在では、坂城町を事業エリアとするデイサービスセンターは40カ所に上っております。このような状況において、町が直接実施するデイサービスの必要性は少ないと考えられるため、本条例を廃止するものであります。

議案第8号「坂城町公の施設の指定管理者の指定期間の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、本年3月31日をもって町の公の施設である、坂城町同和対策施設、大型共同作業場です、坂城町デイサービスセンターの2施設の設置条例を廃止することに伴い、これらの施設の指定管理者が行う施設の管理期間について、議会の議決を経ておりますので、条例の廃止と同日をもって管理を終了とするため、指定期間の変更の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第9号「平成26年度坂城町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

新年度の予算編成に当たりましては、厳しい財政状況を踏まえながらも「笑顔の町」、「人が輝く町」の具現化に向けて、限られた財源の中で教育環境や子育て支援の充実等、将来につながる予算編成を心がけてまいりました。

歳入歳出予算の総額は60億600万円。南条小学校建設工事の実施や小学校への英語指導講師の配置といった教育関連事業に加え、第3子以降の保育料の軽減や不妊治療補助金の創設などの新規事業を盛り込む中で、25年度当初予算と比較いたしましてプラス6.2%、3億5千万円の増額といたしたところでございます。

歳入につきましては、自主財源の根幹である町税収入について、県内の経済動向が回復傾向にあることや、最近の株価や為替レートが比較的安定的に推移していること等を勘案する中で、25年度当初予算と比較して税収は増加するものと見込み、個人町民税については前年度対比

4. 1%、法人町民税については5. 3%、固定資産税についても、家屋や償却資産の増加により4. 3%、それぞれ増額を見込んだところでございます。町税全体では前年度当初予算と比較してプラス4. 1%、9, 008万1千円の増となる23億1, 100万4千円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、国の総額では16兆9千億円ほどが確保されました。これは25年度と比較し1%の減となっている状況ですが、議員の皆様にもご協力いただき、現在実施している職員などの給与の削減等の行政努力が反映されるという新たな算定費目が導入されることから、プラス、マイナス双方の要素を勘案する中で、前年同額の8億5千万円を計上しております。

なお、普通交付税の振りかえ措置として発行する臨時財政対策債を合わせますと実質では11億5千万円を見込むところでございます。

国庫支出金につきましては、南条小学校建設に伴う学校環境改善交付金や消費税引き上げに伴い子育て世帯等に給付される臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に対する補助金の交付等により、前年度対比プラス66. 1%となる6億527万3千円を計上いたしました。

繰入金につきましては、南条小学校建設に係る工事費等の財源として、文教施設整備基金や財政調整基金からの繰り入れを予定しておりますが、繰入金全体では、前年対比15. 9%の減という状況であります。

次に歳出の主なものでございますが、平成26年度から2カ年をかけまして南条小学校の建てかえ工事を進めてまいります。南条小学校建設は、新年度の町の最重点事業であり、5億円ほどの事業費を計上していることから普通建設事業費が増加しており、投資的経費の総額といたしますと、前年度対比50. 6%の増となる7億162万8千円を計上しております。

また、生活基盤の整備につきまして、金井と酒玉の2工区で事業を進めております町道A01号線を初めとする道路改良や公共下水道の整備等に加え、今年度から事業に着手いたしました橋梁修繕事業や町営横尾団地への下水道接続工事につきましても引き続き工事を進めてまいります。長年の懸案となっておりました小網地区への上水道整備事業につきましては、町長就任以来3カ年の計画で事業を進めてまいりましたが、一部舗装復旧を除き、管渠の布設、消火栓の設置等につきまして、26年度をもって完了いたす計画となっております。

義務的経費のうち人件費につきましては、前年度対比1%の増、扶助費については、障害者総合支援法に基づく給付増などにより1. 9%の増、公債費については4. 4%の減となっております。

ソフト事業につきましては、まず、少子化対策、子育て支援施策として、不妊治療を受けているご夫婦に対して、治療費用の一部を助成する不妊治療費助成事業を新設いたします。また、第3子以降の保育料につきまして、従来の減免措置に加えて、第2子の年齢にかかわらず第

3子以降の保育料を半額とする新たな軽減措置を設けてまいります。加えて24年度から実施している5歳児健康相談のフォローアップ事業として、6歳児の発達を支援する、すくすくランド事業に取り組んでまいりますほか、消費税の引き上げに伴う国の経済対策事業である臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金についても計上いたしております。

環境対策では、スマートタウンさかきを目指して再生可能エネルギーのあり方について、大学や企業との連携を図る中でさらに研究を進めるとともに、国の助成が今年度で終了する太陽光発電システムの設置に係る補助制度についても引き続き実施してまいります。

ごみの減量化、再資源化という観点では、サンデーリサイクルの回数を倍増し、資源回収の利便性を図ってまいります。

さて、産業面では、テクノセンターにおいて、最も利用頻度が高い3次元測定機の更新と、製品開発の効率を飛躍的に高めると言われる最新の3Dプリンターの導入に支援を行うとともに、町独自の展示商談会として10月に開催が予定されている、仮称ですが、さかきものづくり展に助成を行ってまいります。あわせて、昨年創設いたしました町内事業者が行う新製品開発等に助成を行うコトづくりイノベーション補助金を継続するほか、同補助金の農業・商業版ともいえるさかきブランドづくり補助金を新設し、町の特産品や町のイメージキャラクター「ねずこん」などを活用した商品開発や販路拡大を支援いたします。

また、例年多くの方々が訪れるばら祭りやねずみ大根まつりにつきましても、より魅力ある形で開催し、特産品の振興やブランド化を推進してまいります。あわせて、昨年11月29日に、さかきワイン特区の認定を受けた坂城ワイナリー形成事業につきましても、引き続き試験圃場の栽培管理を行いながら、ワイナリー実施主体の組織化に向けたセミナーの開催に取り組み、6次産業化への展開を見据えた、さらなる条件整備を進めるとともに、好評を博している巨峰ロゼ、スパークリングワインの委託醸造を行い町の定番商品としての位置づけを確立してまいります。

続きまして、教育面では、小学校における英語教育の拡充強化に向け、新たに小学校専任の英語指導講師を配置いたします。小学校への英語指導講師の配置につきましても、昨年12月に国が公表した英語教育改革実施計画にも盛り込まれた大変先進的な取り組みであり、社会のグローバル化に対応した事業として、成果を期待するところでございます。また、今年度から町単独で行っております就学相談委員会の運営、教育コーディネーターを配置しての教育相談事業につきましても、今後さらに子育て支援センターや保育園、小中学校などとの連携を深め、よりきめ細やかな支援につなげてまいりたいと考えております。

一方、防災面では、年次計画で整備を進めてまいりました災害時の備蓄食料品につきましても、26年度で防災計画の目標数の整備が完了いたします。予期せぬ災害等に備え、安心・安全なまちづくりに配慮するとともに、防災活動や地域の安全確保に大きな力を発揮する地域コミュ

ニティーの醸成を図る地域づくり活動支援事業につきましても、期間を延長して継続してまいります。

また、地域医療の充実につきましては、上田地域においては、信州上田医療センターの医師確保事業に参画するとともに、長野広域においても、施設の近代化と救急部門、周産期部門の充実に向けて改修の進む厚生連篠ノ井病院に助成を行い、高度医療の提供体制整備を支援してまいります。あわせて、健康診査やがん検診といった健康づくり施策の推進に加え、障害者の総合支援サービスの充実や介護保険、後期高齢者医療制度への対応など、福祉を取り巻く諸施策についても的確な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成26年度当初予算の概要をお話いたしました。詳細につきましては別途後ほど担当課長から説明をさせます。

続きまして、議案第10号「平成26年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」ご説明申し上げます。

有線放送電話事業の円滑な運営を図るとともに、施設の維持管理を行い、電話機能、放送機能を利用した情報提供や各種サービスを実施するため計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,671万5千円とするもので、前年比5%の減でございます。

歳入の主なもの、有線放送電話使用料3,277万2千円、広告放送料48万円、加入、工事費等の負担金27万7千円。

歳出の主なもの、光熱水費360万円、電力柱等共架料及び電柱敷地等借上料290万7千円、有線施設設置移転等工事855万円、設備基金積立金218万6千円などでございます。

続きまして、議案第11号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国保を運営する保険者として、保健事業において実施する特定健康診査を中心に、健康づくりと疾病の重度化予防を図るため、保険税の適正な賦課、計画的な徴収を推進する中で、安定した制度運営に取り組んでいるところでございます。

26年度から特定健康診査につきましては、特定健診の始まる40歳の方に、健診料金の助成額を拡大して受診のきっかけにする「40歳スタート健診」を行い、さらなる健康意識の高揚を図ってまいります。

さて、本予算案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ17億2,376万6千円とするもので、前年度対比0.4%の増でございます。

歳入の主なもの、国民健康保険税3億3,121万円、国庫支出金3億1,160万1千円、前期高齢者交付金5億8,403万2千円。

歳出の主なものは、保険給付費 12 億 2,904 万 1 千円、後期高齢者支援金等 2 億 610 万 8 千円でございます。

続きまして、議案第 12 号「平成 26 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

同和地区の住宅環境整備の一環として行いました住宅新築資金等貸付事業を管理する特別会計であります。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 299 万円とするもので、前年対比 10%の減でございます。

歳入の主なものは、貸付金元利収入 298 万 9 千円。

歳出の主なものは、公債費 104 万 8 千円、一般会計繰出金 155 万 5 千円でございます。

続きまして、議案第 13 号「平成 26 年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、平成 12 年 10 月の一部供用開始以来、8割近くの整備が完了してまいりました。平成 26 年度は、新たに南条の金井・新地・鼠地区が事業認可地区としての採択をされたことを受け、まず、南条小学校の建設に合わせての事業実施を皮切りとし、平成 32 年度を目標年次と位置づけ、順次整備を進めてまいります。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 6 億 7,740 万 7 千円とするもので、前年対比 0.2%の増でございます。

歳入の主なものは、事業の建設費に充てる下水道受益者負担金 9,750 万円、施設の利用に係る使用料 1 億 2,010 万円、公共下水道事業に係る国庫補助金 5 千万円、一般会計からの繰入金 3 億円、公共下水道及び千曲川流域下水道事業に係る下水道事業債 1 億 970 万円。

次に、歳出の主なものは、下水道特別会計全般に係る一般管理費 2,308 万 2 千円、下水道使用料の賦課徴収や施設の維持管理に係る施設管理費 7,932 万 9 千円、公共下水道の整備事業費 2 億 898 万 2 千円、流域下水道の整備事業費 2,091 万 3 千円、事業の元利償還に係る公債費 3 億 4,410 万円でございます。

なお、公共下水道の整備事業費につきましては、平成 26 年度で実施をする予定の 2 分の 1、事業費ベースで 1.5 億円について、国の大型補正を捉え前倒しによる事業実施が、町財政にとって有利となり計画的な事業実施が可能であると判断をし、この 3 月議会において補正での予算案を上程することとしました。

次に、議案第 14 号「平成 26 年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援認定者が増え、介護給付費等の増大が見込まれる中、平成 26 年度の予算を計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出13億4,842万9千円とするもので、前年比6.8%の増でございます。

歳入の主なものは、介護保険料2億6,480万1千円、国庫支出金3億1,057万5千円、支払基金交付金3億8,264万円、県支出金1億9,049万7千円、町繰入金1億8,500万円。

歳出の主なものは、保険給付費13億1,160万円、地域支援事業1,844万7千円でございます。

最後に、議案第15号「平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、制度の運営は長野県後期高齢者医療広域連合が行っているところでございますが、町におきましては保険料の徴収及び被保険者証の引き渡し、療養費申請窓口などの窓口業務を担っているところでございます。

保険料の徴収につきましては、特別会計において、収納業務を行い広域連合へ納付することとされているため、平成26年度の予算を計上するものでございます。

さて、本予算案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億7,119万4千円とするもので、前年対比10.5%の増でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億3,322万7千円、繰入金3,790万円。

歳出の主なものは、総務費107万2千円、後期高齢者医療広域連合納付金1億7,006万円でございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（柳澤君） 続いて、議案第9号「平成26年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

まず初めに歳入について。

財政係長（臼井君） 平成26年度坂城町一般会計予算についてにつきまして、最初に歳入について詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち、2ページから4ページ、飛びまして8ページの第2表と第3表、9ページの第4表並びに附属の当初予算資料1ページから2ページの内訳表により款別にてご説明申し上げます。

最初に款1の町税についてでございます。依然厳しい経済情勢の中ではございますが、県内の経済状況が回復傾向にあることや、昨今の株価や為替レートが安定的に推移していること等を勘案する中で、26年度につきましては、今年度と比較し税収は増加するものと見込んでおります。

まず、町民税につきましては、前年度対比4.1%、法人町民税につきましては5.3%、

それぞれ増収を見込んだところでございます。固定資産税につきましては、土地については引き続き下落傾向が続くものの、家屋、償却資産について一定の伸びを見込む中、前年度対比プラス4.3%、軽自動車税につきましてもプラス0.5%を見込んでおります。また、町たばこ税、入湯税につきましては、それぞれ実績額を考慮しての予算計上といたしました。町税全体では、23億1,100万4千円で、前年度と比較しましてプラス4.1%、9,008万1千円の増額となっております。

続きまして、款2の地方譲与税でございますが、地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税を合わせた地方譲与税全体で実績等を勘案し、前年度対比6.3%減の5,900万円を計上いたしております。

次に、款3の利子割交付金は前年同額を、款4の配当割交付金は前年度対比92.3%の増、款5株式等譲渡所得割交付金は同じく35.6%の増額を見込んでおりまして、それぞれ昨今の金融、経済情勢を踏まえての予算計上といたしました。また、款6の地方消費税交付金につきましては、消費税率引き上げの影響により18.8%の増額を見込んでおります。

続いて、款7の自動車取得税交付金でございます。自動車取得税につきましても税制改正が行われ、税率が引き下げられることを踏まえる中で前年度と比較して27.3%の減となる800万円を計上いたしております。

次に、款8の地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除の減収補填交付金についての予算計上で、前年度と同額の500万円を見込んでおります。

続いて3ページに進みまして、款9の地方交付税でございます。国の総額では、16兆9千億円程度が確保される見通しとなっており、これは前年度を1%下回るものでありますが、国の要請を踏まえる中で当町においても昨年7月から実施しております職員の給与の削減や従来からの職員数の削減等の行政努力が反映されるという新たな算定費目として地域の元気創造事業費が設けられるという方向が示されたことからプラス、マイナス双方の要素を勘案する中で、地方交付税については前年度と同額の8億5千万円を計上いたしております。それに普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債の3億円を合わせますと、11億5千万円の予算計上といった状況でございます。

次に、款10の交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ180万円を計上いたしました。

款11の分担金及び負担金につきましては、主に保育料等に係る児童福祉費負担金であります。26年度から第3子以降の保育料について新たな軽減措置を導入することなどにより前年度対比マイナス14%といたしております。

款12の使用料及び手数料につきましては、主に町営住宅や公園施設の使用料、戸籍住民基本台帳や家庭系一般廃棄物の処理の手数料であります。町営住宅の使用料について入居者の状

況等から若干の減少が見込まれ、全体では3.3%の減といたしております。

続いて款13の国庫支出金につきましては、主に障害者の自立支援給付や児童手当等に係る民生費負担金などでございます。前年度との比較では26年度は南条小学校の建てかえに伴う学校環境改善交付金や消費税率の引き上げに伴う国の経済対策として、所得の低い皆さんや該当の子育て世帯等に交付される臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る補助金が交付されることなどにより、国庫支出金全体ではプラス66.1%、2億4,080万3千円の増となる6億527万3千円の計上となっております。

次に、款14の県支出金につきましては、民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などが主なものでございます。前年度との比較では、青年就農交付金の増額や南条小学校建設に係る木造公共施設整備事業補助金の交付が見込まれることなどにより、全体では前年度対比プラス3.8%、1,006万9千円の増となる2億7,586万6千円を見込んでおります。

款15の財産収入につきましては、主に普通財産の貸付料と基金積立金利子でございますが、前年度対比では基金積立金の運用実績等を勘案し57万3千円の増、1,147万2千円を計上いたしております。

続いて4ページの款16寄附金でございますが、社会福祉関係並びにふるさと寄附金につきまして、それぞれ対象額の計上により科目出しをいたしてございます。

次に、款17の繰入金につきましては、主に財政調整基金と減債基金並びにその他特定目的基金からの繰り入れであります。前年度との比較では、南条小学校建設事業に伴い、文教施設整備基金からの繰り入れが増加する一方で、税込増や単独事業の減少などにより財政調整基金からの繰り入れが減額となり繰入金全体では、前年度対比マイナス15.9%、1億245万4千円の減となる5億4,275万4千円を計上いたしております。なお、財政調整基金につきまして、予算計上いたしました2億5,196万5千円を繰り入れた後の残高は、約17億4千万円ほどとなる見込みでございます。

一つ飛びまして、款19諸収入の内容につきましては、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費納入金などが主なものでありまして、前年度対比プラス0.5%となる4億8,815万4千円の計上となっております。

最後に、款20の町債につきましては、南条小学校建設事業に係る学校教育施設等整備事業債のほか、町道A01号線整備や橋梁修繕事業に係る起債、合わせて1億6,630万円と臨時財政対策債について前年度と同額の3億円を見込んでおり、町債全体では前年度対比プラス27.9%、1億170万円の増となる4億6,630万円を計上いたしております。なお、26年度末の町債残高は、66億6千万円ほどになる見込みでございます。

以上、歳入総額は60億600万円で、前年度と比較いたしましてプラス6.2%、金額で

3億5千万円の増額予算となりました。

飛びまして、8ページの第2表継続費につきましては、26年度から2カ年をかけて実施いたします南条小学校建設事業に係る経費の総額と年割額を示したものであります。

第3表債務負担行為につきましては、県営かんがい排水事業に係る農林漁業資金借入金に対する債務保証について、その期間と限度額を定めたものでございます。

また、第4表地方債につきましては、款20の町債の内容に関するものでありまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（柳澤君） 続いて、歳出について詳細説明を求めます。なお、議会費は除きます。

総務課長（田中君） それでは、歳出につきまして順次ご説明を申し上げます。

24ページをご覧ください。説明書24ページから27ページでございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職、総務課、企画政策課、会計室等の職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金及び町で雇用いたします臨時職員の社会保険料等でございます。

職員研修事業では、引き続き接遇研修を行い、住民サービスの向上に努めてまいります。また、職員厚生事業は市町村職員互助会負担金等でございます。

続きまして、27、28ページ、目2文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、文書配達委託料、コピー7台分の賃借料でございます。28ページ、目3財政管理費、印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料につきましては、町全体の経費を計上しております。

会計管理者（春日君） 続きまして、目4会計管理費の主なものを申し上げます。

節11需用費の消耗品につきましては、役場全体で使用いたします事務用品の購入、また印刷製本費は封筒、決算書等の印刷費用でございます。節12役務費につきましては、口座振替、公金収納並びに指定金融機関の八十二銀行派出業務の手数料でございます。

企画政策課長（荒川君） 続きまして、目5財産管理費であります。財産管理一般経費につきましては、町の普通財産等の管理に要する経費となっております。

続く29ページでございます。目6企画費、企画政策推進費につきましては、長野広域連合上田地域広域連合の総務管理に係る負担金、また太陽光発電システムの設置補助金が主なものとなっております。

続きまして、温泉管理事業であります。温泉施設の維持補修工事経費、びんぐし湯さん館施設整備等の基金積立が主なものでございます。

29ページから30ページにかけてのまちづくり推進事業につきましては、行政協力員の報酬と広報等の配布などの行政事務委託に係る経費、また各区や地域づくり団体に交付をしてお

ります地域づくり活動支援補助金を計上してございます。

次の国際交流事業につきましては、海外との交流を進めている町国際交流協会への補助が主なものとなっております。

30ページから31ページにかけてのスマートコミュニティ構想事業につきましては、今年度立ち上げましたスマートタウン坂城推進委員会による普及啓発や産・学・官連携によるテクノさかき工業団地全体の電力需要調査をもとに業種、規模別の特性把握について検証調査を進めてまいります。

31ページの目7広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、行政情報のシステムの運用管理に係る経費で主なものはサーバー等インターネット関係機器の保守料とハードウェアリース料となっております。

続きまして広報発行事業につきましては、「広報さかき」の経費で印刷製本費が主なものがあります。

32ページ、有線放送電話特別会計繰出金事業につきましては、特別会計への繰出金。続く電子自治体事業では、セキュリティが高い市町村行政ネットワークLGWANに接続をし、国、地方公共団体間での電子文書の交換、電子メール等のための経費を計上してございます。

次に、目8電算費、電算一般経費であります。住民基本台帳システム、税業務などの基幹業務に係る経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守、使用料等が主なものであります。この中で、平成26年度においては新たに国の社会保障、税番号制度導入に向けたシステム改修費を計上してございます。

総務課長（田中君） 32、33ページになります。目10業務管理費は、庁舎全体の光熱費、修繕料、電話料金、エレベーター等の設備の点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有いたしております車両全体の自賠責保険料等でございます。

住民環境課長（金子君） 同じく33ページから34ページにかけて目11防犯対策費です。節11需用費の主なものは、防犯灯に係る蛍光灯管等の消耗品、電気料、修繕料でございます。

節19更埴防犯協会連合会の負担金、町防犯協会及び町防犯指導員会等への補助金でございます。

続いて、目12交通安全対策費は、交通指導員9名分の報酬、交通安全町民大会の記念品、節11では新入学児童用ヘルメット等の消耗品費、節13では交通安全施設の清掃委託、節19では千曲交通安全協会坂城支部への補助金が主なものでございます。

35ページの目13消費生活費では、消費者の会と協力し廃油を活用した石けんづくりや消費生活展の開催等により安心・安全な消費生活推進活動並びに悪徳商法対策等に努めてまいります。

企画政策課長（荒川君） 目14男女共同参画推進費につきましては、「女と男ふれあいさか

き」の講師謝金と関係団体への補助が主なものであります。

総務課長（田中君） 続きまして36、37ページになります。項2徴税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費等経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構負担金等でございます。

同じく、37ページ、目2賦課徴収費は、固定資産税の各申告書及びコンビニ収納、各納税通知書等の印刷製本費、督促や住民税の申告に係る通信運搬費、住民税、固定資産税等の課税に係る電算委託費、固定資産税の評価がえに向けての基礎資料整備の委託料等でございます。

住民環境課長（金子君） 同じく37ページから38ページにかけて、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費が主なものでございます。節11需用費は、各種届に係る用紙等の消耗品費、印刷費です。節13は戸籍住民基本台帳に係る電算委託、保守点検委託で、節14はそれぞれのシステム使用料でございます。

総務課長（田中君） 38、39ページになります。項4総務費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬等でございます。

企画政策課長（荒川君） 39ページ、項5統計調査費、目1統計調査総務費につきましては、統計全般に係る経費であります。続く目2委託統計調査費につきましては、指定統計となる五つの調査に係る経費を計上してございます。

総務課長（田中君） 40ページ、41ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

福祉健康課長（天田君） 続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。41ページから42ページにかけて、社会福祉一般経費は、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、福祉委員協議会への補助金、民生委員活動費交付金などがございます。社会福祉協議会補助事業は、ヤングヒューマンネットワーク事業のほか、社会福祉協議会の地域福祉推進事業への補助金が主なものでございます。

43ページになります。国民健康保険特別会計拠出金事業は、保険基盤安定繰出金など国保特別会計への繰出金でございます。臨時福祉給付金給付事業は、平成26年度4月の消費税増税に伴う低所得者への配慮として暫定的、臨時的な措置として行う給付事業でございます。

住民環境課長（金子君） 同じく43ページ、目2国民年金事務費は、国民年金の新規加入や免除申請、住所変更、氏名変更等の手続に係る事務経費で、主なものは新成人への啓発用品の配付、広報誌による啓発記事の掲載、電算委託料でございます。

福祉健康課長（天田君） 続きまして、目3老人福祉費でございます。44ページ、老人福祉一般経費は、長野広域連合や更埴地域シルバー人材センターの負担金、老人クラブ補助金などがございます。老人福祉町単事業は、高齢者祝賀事業への補助、敬老祝金の支給などの経費を、高齢者生活支援事業では、医療機関等への送迎など外出支援サービスに係る経費を計上してお

ります。

45ページになります。介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分など、特別会計への繰出金などでございます。後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への給付費の負担など、特別会計への繰出金でございます。介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。

続きまして、目4心身障害者福祉費でございます。46ページ、心身障害者福祉一般経費は、長野広域連合への障害程度区分認定審査会負担金、障害者が働く福祉施設の自主製品販路拡大等の事業に係る補助金などでございます。重度障害者介護慰労金支給事業では、在宅介護者への介護慰労金を計上しております。

福祉タクシー委託事業は、重度障害者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。

47ページになります。心身障害者町単事業は、腎臓機能障害者の通院費や障害者施設などへの通所費の補助、扶助費として重度心身障害者への福祉年金、難病による特定疾患者への見舞金などでございます。

福祉医療給付事業になります。委託料として給付に係る国保連等への審査委託、扶助費として重度障害者への福祉医療費を計上しております。

自立支援給付一般事業費は、障害者の自立支援給付に係る事務的な経費でございます。

48ページ、介護・訓練等給付事業費では、扶助費として介護給付では居宅介護支援や生活介護支援など、また訓練給付では就労移行支援や就労継続支援など、法定の障害者福祉サービスを提供するための経費でございます。自立支援医療事業費では、身体障害者が対象となる手術等により障害の除去や軽減を図るための医療について自己負担に係る医療費の給付を行うものでございます。補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う補装具の支給、修理に係る経費を計上しております。

49ページにかけまして、地域生活支援事業費では地域活動支援センターの委託や日常生活用具の支給など、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができる支援として市町村が実施するための経費でございます。障害福祉計画策定事業では、障害者総合支援法に基づき、障害者福祉サービスの必要量の見込みや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する3年1期の計画で平成27年度から29年度の第4期計画策定に係る経費を計上しております。

企画政策課長（荒川君） 続きまして、目5人権同和推進費であります。主なものは集会所4館の管理等委託料と19節において協議会への補助金が主なものであります。

続く50ページから51ページにかけての目6隣保館運営費につきましては、人件費を含む同館の管理及び人権啓発活動の推進、ふれあい講座など地域交流事業や文化、教育、教養活動

に関する費用の計上であります。

議長（柳澤君） 説明の途中ですが、ここで昼食のため1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時55分～再開 午後 1時30分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

詳細説明を続けてください。

福祉健康課長（天田君） それでは、51ページになります。目7高齢者対策費は、扶助費が主な経費で養護老人ホームの入所措置費でございます。

続きまして、目8地域包括支援センター費でございます。52ページにかけまして、地域包括支援センター一般経費は介護予防に係るケアマネジメント業務や介護給付システム保守に係る委託料を主なものとする地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センター夢の湯の管理運営を社会福祉協議会に委託するものでございます。住宅整備事業は、要介護3・4・5の高齢者及び重度障害者が日常生活する居間、浴室、トイレなどを改修する経費の一部を補助するものでございます。

53ページになります。高齢者の寝たきりや認知症予防として生きがい活動支援事業を、在宅介護者支援として家族介護支援事業では、在宅介護者への慰労金の支給やおむつなどの介護用品購入費の補助、訪問理美容サービスに係る経費などを計上しております。

緊急通報体制整備事業は、独り暮らし老人訪問員の報酬やあんしん電話の保守に係る委託料が主なものでございます。

続きまして、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。54ページになります。児童福祉一般経費は、保育園等運営委員の報酬が主なものでございます。児童手当は家庭生活の安定と次世代を担う児童の健全育成や資質向上を目的として、中学校卒業までの子供を養育している方に手当を支給するものでございます。

子ども医療給付事業は、子供の医療費の自己負担分について助成するもので、入院は中学校卒業まで、通院は小学校卒業までを対象に実施してまいります。少子化対策の一環として、出産した親に対し町の商品券を支給する出産祝金事業を、障害児通所等支援事業では障害児施設の通所等に係るサービス給付費などの経費を計上しております。

子育て推進室長（宮嶋君） 子ども・子育て支援事業は、坂城町次世代育成支援行動計画後期行動計画が平成26年度末をもって期間終了となることから、平成27年度から5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を新たに策定いたします。その策定に係る経費で、主に策定業務の委託料でございます。

福祉健康課長（天田君） 55ページになります。子育て世帯臨時特例給付金給付事業は平成26年度4月の消費税増税に際し、子育て世帯への影響を緩和するため、臨時的な給付措置として行うものでございます。

続きまして、目2母子福祉費でございます。同じく55ページです。母子等福祉事業費では、母子・父子家庭等の自立と生活支援として小中学校への入学時と中学・高校卒業時の激励祝金等を計上しております。母子・父子医療給付事業は、母子家庭及び父子家庭の福祉医療費でございます。

子育て推進室長（宮嶋君） 目3保育園総務費、55ページから56ページにかけての保育園一般経費は、主なものは人件費を初め、臨時保育士の賃金、3園分の賄材料費等の義務的経費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、他市町村への広域入所に係る負担金が主なものでございます。

続きまして、57ページから60ページにかけまして、目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれ保育園の運営に係る経費でございます。主なものは需用費で燃料費、光熱水費、委託料では施設や機械類の保守管理料、使用料及び賃借料では厨房機器のリース料などでございます。

26年度予定しておりますクラス数及び入所児童数は30クラス、328人で、内訳は南条保育園では14クラス、145人、坂城保育園では9クラス91人、村上保育園では8クラス92人でございます。特別保育事業といたしましては、朝夕の時間外保育、障害児保育、一時預かり保育を各保育園で実施してまいります。

教育文化課長（柳澤君） 続きまして、60ページから61ページにかけての目8児童館運営費、目9放課後児童健全育成費につきましては、町内3児童館の運営に係る経費で館長の報酬及び厚生員の賃金、その他経常的な費用が主なものでございます。児童館につきましては、児童が放課後健全に過ごせる場として3児童館とも年間250日の開館を予定しています。

子育て推進室長（宮嶋君） 61ページから62ページの目10子育て支援センター事業費は、賃金を初めとする子育て支援センターの運営に係る経常的な経費でございます。子育てに関する悩み等に幅広く対応できるよう、専門の家庭児童相談員、臨床心理士を配置をし、相談事業の充実に努めてまいります。

福祉健康課長（天田君） 続きまして、63ページになります。項3災害救助費、目1災害救助費では災害等による見舞金及び食料費を計上しております。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。同じく63ページから64ページにかけまして保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。精神保健福祉等事業は、精神障害者を支援するためのこころのリハビリ教室の開催に係る経費が主なものでございます。

続きまして、目2予防費でございます。65ページになります。予防費一般経費は、委託料で休日等の緊急医療に対応するため、医師、歯科医師の当番による医療体制をお願いしているものでございます。負担金補助及び交付金は、休日、夜間の2次救急医療体制として、長野地

域医療圏内の7病院による輪番制病院運営事業の負担金、また上田市内科小児科初期救急センターの共同運営に係る負担金、信州上田医療センター医師確保事業負担金等を計上しております。結核関係一般経費では65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するものでございます。

66ページ、乳幼児健診事業は、乳幼児の心身の発達及び歯科健診における医師への健診手数料、妊婦一般健診委託料、不妊治療費の助成、扶助費では未熟児養育医療が主なものでございます。平成26年度から少子化対策の一環として不妊治療費助成事業を新設し、不妊治療を受けているご夫婦の経済的な負担軽減を図ってまいります。

予防接種事業は、予防接種法に基づき、感染の発生及び蔓延を予防するため、各種予防接種を実施するもので、ワクチン等の購入に係る医療材料費、医療機関等への予防接種委託料が主なものでございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございます。67ページにかけての健康増進事業は、健康増進法に基づき一般健康診査及び各種がん検診などを行い、町民の健康増進を図ってまいります。

後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の高齢者の健康増進を図るため、健康診査や人間ドック、肺炎球菌予防接種に係る助成を行うものであります。

68ページにかけまして、食育健康づくり推進事業では、食育基本法に基づき、食育や健康づくりのための教室や講演会を開催するための経費が主なものでございます。

目5保健センター管理費は、保健センターの管理に要する経常的な経費でございます。

住民環境課長（金子君） 68ページから69ページにかけまして、目6環境衛生費では環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽の汚泥処理に係る収集運搬処理委託料、各自治区において毎年6月の環境保護月間に合わせて実施いただいている環境浄化事業に対する補助金。シルバー人材センターへの委託による不法投棄ごみの撤去、狂犬病予防注射に係る消耗品やマナー啓発看板、獣医師会への委託料が主なものでございます。

続きまして69ページ、目8環境保全対策費につきましては、生活環境保全審議会の委員報酬と不法投棄を呼びかける看板作成の委託料でございます。また、委託料で河川の定点水質調査及び地下水調査を実施し、調査結果につきましては、引き続き広報でお知らせをし環境保全の啓発に努めてまいります。

建設課長（青木君） 69ページ、目9上水道費は、県営水道が未普及となっている小網地区の上水道の布設整備に係る事業負担金でございます。

70ページにかけての目10合併処理浄化槽設置費は、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備区域以外の合併処理浄化槽設置に係る事業補助金でございます。

住民環境課長（金子君） 同じく70ページ、項2清掃費、目1清掃総務費では、ごみ分別収集

計画表の印刷や資源物収集庫の修繕料、生ごみの堆肥化などのごみ減量化普及啓発を図るための町ごみ減量化推進委員会への補助、各区を対象とするごみ収集所整備補助が主なものでございます。なお、分別収集計画表は、ポルトガル語、中国語、英語版も作成をいたします。

続きまして、目2塵芥処理費は、可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋等の消耗品費、一般廃棄物の収集運搬に係る委託料、長野広域連合の環境推進費負担金、葛尾組合負担金、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金、ごみの減量化、堆肥化を推進するためのごみ減量化容器等設置補助金などが主なものでございます。

続きまして、71ページ、目3し尿処理費は、千曲衛生施設組合等の負担金でございます。年々し尿投入量の減少によりまして負担金については減額となってきております。

産業振興課長（塚田君） 72ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

まず、労政一般経費として、職員の人件費と更埴職業安定協会や町労務管理協議会、テクノハート坂城協同組合等関係団体への負担金等の予算を計上しております。

中小企業人材確保推進事業補助金については、テクノハート坂城協同組合が行う企業の人材確保を推進する事業に対し補助を行うものであり、新年度は新たに首都圏や中京圏の大学に向いて合同企業説明会の開催を計画しています。

勤労者福祉対策事業につきましては、中小企業退職金共済掛金補助金、一般財団法人更埴地域勤労者共済会補助金、勤労者生活資金貸付預託金などを計上いたしております。

73ページ、勤労者総合福祉センター管理一般経費は、一般財団法人更埴地域勤労者共済会への建物等施設管理委託に係るものであります。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費として、農業委員会一般経費で委員16名分の人件費等の経費、74ページの農業者年金業務では、加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

75ページの目2農業総務費については、職員の人件費、農業用廃プラスチック処理に係る補助金を計上しています。

76ページにかけて、目3農業振興費、農業振興一般経費の主なものは、農業を営むのに厳しいと認められた地区について、営農を支援する中山間地域直接支払事業補助金や東信農業共済組合が運営する家畜診療所に係る分担金など、農業振興に係る各種補助金や若手農業者に対しての青年就農給付金を8名分計上いたしました。

また、新たにワインブドウの苗木を導入した担い手農家等に対しワインぶどう産地化補助金を、利用権を設定して農地の集積を行う認定農業者等に対して農地活性化奨励金を新たに計上させていただきました。

また、77ページにかけた地域営農推進事業では、アグリサポート事業などを行う農業支援

センターへの補助や農産物直売所への補助等を計上しています。

続いて需給調整推進対策事業につきましては、経営所得安定対策を推進するため、坂城町農業再生協議会に交付する水田の転作推進補助及び事務費であります。農振地域整備促進事業は、必要に応じて年2回をめぐりに開催する協議会の委員報酬及び農業振興地域整備計画の実施と推進に係る経常的予算であります。

続いて、農地銀行活動促進事業では、ファミリー農園の農地借上料、農産物加工施設管理費では、光熱水費が主な計上内容です。

78ページにかけた、さかきブランド推進事業につきましては、ねずみ大根キャラクターのねずこんや、地域の資源を活用した特産品を広くPRするための予算を計上させていただきました。

さかきワイナリー形成事業につきましては、試験圃場の管理に伴う作業員の賃金、原材料費のほか、五里ヶ峰作業用トンネルを利用したワイン貯蔵実証検討等の費用を計上いたしました。

次の79ページにかけての有害鳥獣対策事業につきましては、有害鳥獣駆除対策協議会の委員報酬、わなの設置等駆除に係る委託料や予防施設設置に対する補助金のほか、県の補助を活用し地域と連携して侵入防止柵を設置するとともに、集落ぐるみで捕獲を行う捕獲隊の経費を予算計上いたしました。

80ページにかけて、目5農地費、農地一般経費では、六ヶ郷用水組合負担金、土地改良事業償還金37件、埴科郡土地改良区の負担金などとなっております。

農道等基盤整備町単事業は、農道等の整備、維持、補修費であります。町単補助事業は、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する補助金、原材料費を計上いたしました。

農地水環境保全向上対策事業費は、国の補助事業で地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた活動への支援を行うもので、平成24年度から28年度の5年事業として活動組織上平緑の里への交付金を計上しているものです。

次の県営かんがい排水事業につきましては、現在進められている六ヶ郷用水改修及び埴科用水路改修事業に向けた県への事業負担金を計上いたしました。

81ページにかけての農地水保全管理支払交付金については、これまで農地水環境保全向上対策事業として取り組んできた農地、農業用水等を保全管理する活動に加え、水路や農道等の補修、更新等を行う集落に対し支援する経費を計上いたしました。

農村地域防災減災事業につきましては、地震防災の緊急対策として、ため池の一斉点検を実施し、被害の発生を未然に防止するための調査委託費を計上いたしました。

82ページにかけての項2林業費、目1林業総務費、林業総務一般経費であります。主な内容は職員の給与等の経費と森林整備に対する補助金や森のエネルギー推進事業としてペレットストーブ購入に対する補助金等の経費を計上させていただいております。

目2 林業振興費の松くい虫防除対策事業につきましては、今年度25年度に引き続き住民の健康に対する配慮として、リスクコミュニケーションの強化を図るとともに、長野県防除実施基準に基づき安全性を十分考慮した空中散布、無人ヘリによる防除対策や伐倒駆除、樹幹注入、枯損木の処理などの対策を総合的、複合的に実施してまいります。町有林管理事業は、林業委員10名の報酬、作業員の賃金などであります。

83ページの特用林産振興事業は、中之条の新幹線横坑入り口に整備した原木キノコ栽培施設の光熱水費とお〜い原木会へ交付する特用林産振興補助金であります。

目3 林道事業費、林道事業一般経費は、作業員の賃金や重機借り上げ、補修工事費などとなっております。

84ページ、款7 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費、商工総務一般経費ですが、これは人件費と中小企業能力開発学院、テクノセンターへの職員派遣補助が主なものです。

目2 商工振興費ですが、85ページにかけて商工振興一般経費で中小企業の設備投資等に対する商工業振興補助金、また商工会経営改善普及事業補助金、商工会まちづくり事業補助金等を計上しています。また、報償費として永年勤続者表彰記念品とものづくり技能表彰記念品を計上いたしました。

次の中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料補給金や中小企業振興資金貸付預託金を計上させていただきました。

86ページにかけて、中心市街地活性化事業では、株式会社まちづくり坂城へ委託する管理業務委託など、中心市街地コミュニティセンター及びけやき横丁に係る経費が主なものとなっております。

次に87ページにかけて、目3 観光費、観光一般経費では、観光案内サインの整備、各地域の桜並木の維持管理作業への謝金、葛尾遊歩道や狐落城遊歩道等の整備委託、観光推進団体への負担金を計上いたしております。また、町民まつりを実施すべく予算を計上させていただきます。

次に、目4 商工企画費であります。88ページにかけて商工企画一般経費では、テクノさかき工業団地組合、産学官連携研究会や国際産業研究推進協議会への補助金、2年目を迎える坂城町コトづくりイノベーション補助金のほか、坂城町の工業を紹介するパンフレットの作成費用を計上しております。工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の外灯の電気料を、さかきテクノセンター支援事業では、運営補助のほか、3Dプリンター、3次元測定器等試験機器の整備に伴う補助、また秋に開催する（仮称）「さかきものづくり展」への補助金を計上いたしました。

89ページにかけての鉄の展示館管理一般経費は、経常的な経費のほか、企画展にかかわる展示物の保険料となっております。今年は、新年度におきましては、坂城町及び町出身で活躍し

ている現代作家たちの作品を紹介する展覧会「SAKAKIの美術家7人展」や全国の刀匠や刀職者がわざを競う「第5回新作日本刀・刀職技術展覧会」を、そして10回目の節目を迎えます古雛まつりを開催する予定でございます。

建設課長（青木君） 89ページから90ページにかけまして、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費が主な内容でございます。

91ページ、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費は、需用費では光熱水費、道路橋梁などの道路照明灯の電気料、13委託料では町道認定廃止、改良に伴う道路台帳などの保守管理に係る委託経費、15の工事請負費はガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の設置工事、そして節9負担金補助及び交付金では各区が実施する土木工事への補助事業でございます。

92ページにかけたの目2の道路維持費は、町道の清掃、除草等に係る委託料、道路ストック総点検に伴う測量設計委託、維持補修に係る小規模工事、補修に係る原材料費の計上でございます。この道路ストック総点検は町道の主要幹線の舗装状況を調査し、全面的な大規模補修をする際、国の交付金による財政措置が受けられるものでございます。

92ページ、目3道路新設改良費につきましては、道路改良事業A01号線金井工区及び若草橋以南の酒玉工区に係るものが主なもので、用地補償に係る調査委託のほか、工事費、用地代、移転補償費が計上してございます。

続いて目4橋梁新設改良費につきましては、平成24年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、産経大橋と金井橋の調査設計、昭和橋の修繕工事を実施する事業費でございます。

93ページ、河川費、項3河川費、目1河川総務費は河川愛護団体の補助金、目2河川改良費は水路等の補修、しゅんせつ工事費のほか、夏の豪雨対策として水路の改修工事を実施する工事費でございます。

93ページから95ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費は職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理経費でございます。また25年度より3カ年計画で実施している横尾団地の水洗化事業工事及び住宅リフォーム補助事業、また新たに公営住宅横尾団地の手すりの設置工事を実施するものでございます。

続いて目3住宅・建築物耐震改修事業費は、一般木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金の計上でございます。

96ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費は都市計画に事務事業に係る職員の人件費が主なものでございます。目3下水道費は、下水道事業特別会計の繰出金でございます。

続きまして、97ページにかけての公園管理費のうち公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など、公園緑地の管理経費で、主なものは委託料では指定管理制度による株式会社坂城町振興公社への委託と、都市公園長寿命化計画策定委託費、遊具施設の保守点検業務、

工事請負費では公園施設の維持補修工事を計上してございます。都市公園長寿命化計画を策定することによりまして、今後、公園の大規模改修を行う際に国の交付金による財政措置が受けられるものでございます。

97ページ、花と緑のまちづくり事業はさかき千曲川バラ公園の維持管理経費及び整備工事と都市緑化に係る原材料費、そして第9回ばら祭り実行委員会への補助金が主なものでございます。

98ページから99ページにかけての項6高速交通対策費、目1高速交通総務費は委託料では坂城駅及びテクノさかき駅の管理委託業務と循環バスの運行委託業務、節14使用料及び賃借料では、現在使用しております循環バス2台のうち1台を新しくリースするための賃借料でございます。

15工事請負費は、駅周辺のバリアフリー化の工事、169系電車への電気引き込み工事などで、節19負担金補助及び交付金では、しなの鉄道軌道安全輸送整備等負担金が主なものでございます。

続きまして、目2高速交通対策整備事業費は、湧水対策事業として設置した井戸ポンプの光熱水費が主なものでございます。

100ページにかけての項7地籍調査費、目1地籍調査事業費につきましては四ツ屋地籍を主な調査区とする坂城3区に係る登記に係る経費でございます。

住民環境課長（金子君） 100ページ、款9消防費、項1消防費、目1常設消防費は千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。千曲坂城消防組合の負担金額は前年度とほぼ同額となっております。

101ページにかけての目2非常備消防費は、消防団員の活動に係る経費で主なものは団員報酬、退職報償金、分団運営補助金、出動交付金、埴科消防協会負担金等でございます。節11の消耗品費は新入団員補充用のはっぴ、活動服等でございます。

続きまして102ページ、目3消防施設費は消防施設、機械器具の整備、維持管理に係る経費で、主なものは食料費として災害時用の備蓄食料品の更新、詰所の光熱水費、消防車両・ポンプの修繕料、節15工事請負費は防火水槽の修理、節18備品購入費は消防用ホース及び器具箱等の購入、節19は消火栓工事負担金でございます。

建設課長（青木君） 102ページから103ページにかけての目4水防費でございますが、これは水防用備蓄資材の購入及び機材の修繕経費でございます。

教育文化課長（柳澤君） 続きまして、103ページからの款10教育費について申し上げます。

項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市の教育委員会連絡協議会等の負担金が主なものです。

104ページにかけての目2事務局費の一般経費は特別職、一般職の人件費や教育コーディネ

ネーターを配置しての教育相談、就学相談委員会を運営する経費などを計上しています。

105ページ、教育振興事業では高校生、大学生への奨学金、クラブ活動補助、小学校140周年記念事業補助、特色ある学校づくり交付金が主なものです。小中学生国際交流事業としては、当町と友好関係にある中国上海市実験小学校との教育交流について訪中の計画をするとともに、国際交流村事業として小学生を対象に外国人等との交流会を行い、外国文化や自国の文化、コミュニケーションの重要性を学習します。

106ページ、私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の就園奨励としての補助事業や町内の幼稚園の振興補助事業を実施いたします。教員住宅管理事業は、町内教員住宅に係る修繕費等が主なものでございます。

学力向上事業では、学力検査を実施して結果の分析と改善の方向づけを行い、授業実践等を通して生きる力と基礎学力の向上を図ります。あわせて、体力調査を行いバランスのよい体力づくりの指導を行うとともに、クラスの状況を分析し学級運営の向上を図ります。問題を抱える子ども等自立支援事業は、不安や悩みを持つ子供たちに学習指導をしたり相談、支援の活動を行うことに要する経費で、大峰教室指導員の賃金が主なものです。児童生徒支援事業は、発達障害や教室で授業を受けることが困難な児童・生徒などへの支援、医療ケアの必要な児童への支援を行うための賃金を計上したところでございます。

107ページ、項2小学校費、目1小学校総務費、一般経費は、職員の人件費のほか、新たに小学校の英語教育拡充を図るため、ネイティブスピーカーの英語指導講師を配置する経費を計上しております。校舎等の改修は、村上小学校のプールろ過設備の修繕工事に係る費用が主なものでございます。

南条小学校建設事業は、平成26年度と27年度の2カ年にわたり建設工事を進める計画で、節13の工事監理委託料と節15建設工事請負費用が主なものでございます。26年度においては、入札手続後、音楽堂の工事を進め内装施工までを目途とし、その他の低学年棟、中高学年棟、管理棟につきましては、2階の躯体工事までを予定しております。

108ページ、目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校について申し上げます。節1報酬は学校医、薬剤師の報酬です。節11需用費は清掃、保健、プール等の消耗品や燃料、電気、水道、校舎修理に係る経費です。節13委託料は警備保障、電気保安等の設備管理と児童の心電図などの健康診査の委託料及び学校庁務の業務委託料となっております。節18備品購入費では加湿器など学校備品を計上いたしました。

続いて、目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費につきましても各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校で説明させていただきます。教育振興費は教科学習に係る費用が主なもので、節8報償費は講師の謝礼、そのほか節11需用費では教科学習用の消耗品、節

1 8 備品購入につきましては、教材用品などを計上しております。節 2 0 扶助費は就学援助費、特別支援教育就学奨励費となっております。

1 1 2 ページをご覧くださいと思います。項 3 中学校費、目 1 中学校総務費は英語指導講師、情報機器等保守に係る委託料が主なものです。続いて目 2 学校管理費は小学校同様学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費を計上しております。

1 1 3 ページ、1 1 4 ページの目 3 教育振興費、節 1 1 需用費は教科学習の消耗品、各教科の教材備品の修理、購入が主なものです。節 1 8 備品購入費では理科実験用備品のほか、各教科で使用する教材用品等が主なものであります。節 2 0 では就学援助費等となっております。

次に、1 1 5 ページにかけての項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費について申し上げます。総務一般経費は社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、節 1 9 負担金補助及び交付金では文化協会、婦人会、千曲川坂城陣太鼓保存会、びんぐしの里薪能などへの補助金でございます。

1 1 6 ページ、文化の館事業では報償費としてお茶会等の講師謝礼、庭木手入れの役務費、休日、夜間の警備委託費、駐車場の借上料等でございます。

1 1 7 ページにかけての目 2 公民館費、公民館一般経費では節 1 報酬は館長、副館長、分館役員の報酬のほか、節 1 9 負担金及び交付金は、各分館活動費として 2 7 区への補助金が主なものでございます。

各種公民館事業では、文化講座の開催、納涼音楽会、成人式、文化祭、席書大会等、また健康や体力の増進に関する事業では、春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会などを計画し、その講師謝礼、記念品、参加賞等を予定しています。公民館報は、年 3 回発行の予定であります。分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の整備補助を行います。2 6 年度は、6 分館の整備を予定しております。

1 1 8 ページの目 3 図書館費では、図書館一般経費において節 1 図書館長の報酬、節 7 臨時職員の賃金のほか、節 8 報償費は図書館講座に係る講師謝礼、節 1 3 委託料では館内清掃委託、電気保安点検等施設の維持管理委託、節 1 8 備品購入では、一般図書の購入を計上しております。

1 1 9 ページ、上田地域広域図書館情報ネットワークシステム事業は、機器の保守管理、賃借料等が主なものでございます。

目 4 文化財保護費について申し上げます。文化財保護一般経費の節 1 報酬は、文化財保護審議会委員及び文化財調査委員の報酬、節 7 賃金は一般事務、発掘、整理作業等の賃金、また負担金補助では文化財の保護、伝統芸能の保存継承等のための保存団体、無形文化財保持者等への補助金でございます。

1 2 0 ページでございます。坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係る

費用が主なものでございます。

121ページ、埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為に伴う立会調査、試掘調査、出土品の保存処理などを予定しております。大木久保遺跡Ⅱ発掘調査事業では、南条小学校建設事業に伴い新校舎建設予定地の埋蔵文化財の発掘調査を行ってまいります。

122ページになります。目5資料館管理費は、各種学校、歴史民俗資料館の管理運営に係る費用でございます。目6文化センター管理費は、文化センターの維持管理に係るものが主なものでございます。節13委託料では宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託や、エレベーター、電気保安、浄化槽等施設管理に係る委託等でございます。

次に123ページ、目7青少年育成費では子ども会リーダー研修会、ウオークラリー大会の開催、通学合宿などに支援をしております。節19負担金では青少年を育む町民会議への補助が主なものとなっております。

目9生涯学習振興費では、「いつでも、どこでも、だれでも」をテーマにさかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努めてまいります。教養講座、専門講座等の講師謝礼、演奏会等に係る費用が主なものでございます。26年度につきましても、秋の文化祭に合わせてコンサートを計画しているところでございます。

124ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費、総務一般経費はスポーツ推進委員等への報酬や更埴地区スポーツ推進委員協議会等への負担金、町体育協会、スポーツ少年団への補助が主なものです。各種スポーツ教室開設事業では、節8報償費では教室参加賞やスキー、スノーボード教室などのスポーツ教室指導者謝金でございます。

125ページ、体育施設整備事業では、節13委託料はグラウンド等体育施設の整備委託費、節14使用料は体育施設用地の借上料、節15工事請負費は千曲運動場の整備費用などが主なものでございます。目2武道館管理費は、指導者賃金のほか施設の管理費が主なもので、中学校の剣道部、体育協会スポーツ少年団の剣道、なぎなた等の練習の場として活用されています。

続いて126ページ、127ページの目3食育・給食センター運営費は、運営委員の報酬、職員の人件費のほか、節11需用費では調理用の消耗品、小中学校の給食賄材料費が主なものです。節13委託料では、ボイラー管理、給食の配送、調理業務等の委託料が主なものです。児童・生徒に栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供するとともに、食育・学校給食センターとして、子供たちへの食育や子育て世代を中心に広く町民の方々に食の大切さの意識を広げて住民の健康づくりや地域食材の利用拡大につながる活用を図ってまいりたいと考えております。小中学校の年間給食日数は、小学校が205日、中学校が202日、1日当たり1,356食を予定しております。

財政係長（臼井君） 続きまして、127ページから128ページにかけての款12公債費でございます。主に、長期債の元金とその利子の償還でございます。公債費全体で前年度対比マイ

ナス4. 4%、3, 454万2千円の減となっております。

最後に128ページの款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるものでございます。前年度と同額の1千万円の計上となっております。

以上、歳出総額は60億600万円で、性質別の内訳では、投資的経費について南条小学校建設工事に伴い教育費に係る普通建設事業費が増額となったことから、前年度を比べ大きなプラスとなっており、2億3, 584万3千円の増額。人件費、扶助費及び公債費に係る義務的経費が前年度対比マイナス0. 4%、1, 083万7千円の減額。物件費、繰出金、補助金等に係るその他経費につきましては、消費税率改定の影響などによりプラス4. 7%、1億2, 499万4千円の増額となっております。

以上で、平成26年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（柳澤君） 以上で議案第9号「平成26年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、議案第10号以下、議案第15号までの特別会計予算について各課長等の詳細説明を求めます。

初めに議案第10号「平成26年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」。

まちづくり推進室長（中村君） 議案第10号「平成26年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ3, 671万5千円を計上いたすもので、前年度に対し191万4千円、5%の減でございます。

歳入歳出事項別明細書の3ページからご説明申し上げます。歳入のうち款1分担金及び負担金、項1負担金、これは新規加入負担金と加入や移設等による工事負担金であります。款2使用料及び手数料、項1使用料であります。一般加入2, 670台、スピーカー加入200台の有線放送電話使用料であります。

4ページ項2手数料、これは広告放送料が主なものであります。款3財産収入、項1財産運用収入は有線放送電話設備基金に係る利子でございます。款4繰入金、項1他会計繰入金は、町からのお知らせ等の放送料相当分に係る一般会計からの繰り入れでございます。

5ページ、款6諸収入については、項1預金利子と項2雑入で、主にインターネットのアクセスポイントの使用料でございます。

続きまして6ページからの歳出についてご説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは職員の人件費と有線放送事業に係る消費税を計上しております。目2文書広報費は有線の事務的経費でございます。

7ページ、目3財産管理費は、有線施設維持管理に関する経費の計上であります。主なものは節11需用費は有線施設の電気料、修繕料であります。節13委託料は、機器等の設備保守

点検経費でございます。節14 使用料及び賃借料は、中部電力、NTT等への電柱共架料及び電柱敷地の借上料等でございます。節15 工事請負費は有線放送施設の支所移転等に係る工事費の計上で、節19 負担金補助及び交付金につきましては、特別会計に携わる一般職のPerson費相当を一般会計へ負担するものでございます。節25 積立金は将来に向け、設備基金を積み立てるものでございます。

以上、平成26年度坂城町有線放送電話特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（柳澤君） 次に議案第11号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。
福祉健康課長（天田君） 議案第11号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、保険給付費等の増加が見込まれる中、平成25年度の実績等を勘案し17億2,376万6千円を計上いたしました。予算に関する説明書の3ページから主なものについて、ご説明をいたします。

初めに歳入について申し上げます。款1 国民健康保険税は医療費分後期高齢者医療への支援分、介護保険第2号被保険者の納付金分を一般被保険者、退職被保険者ごとに計上し、国保税全体で3億3,121万円、前年度比2.6%の減となっております。

4ページ、款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金につきましては、2億3,570万円、前年度比1.2%の減となっております。目2 高額医療費共同事業負担金でございますが、高額医療の発生による財政への影響を緩和するために、県単位で国保連合会が中心となり実施する共同事業への拠出金について4分の1の国庫負担を受けるもので、前年度比3.8%増の937万6千円を計上しております。目3 特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査、特定保健指導に係る国からの負担金について基準額の3分の1の191万7千円を計上しております。

5ページ、項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金につきましては、普通及び特別調整交付金があり、市町村間の不均衡を考慮して交付されるもので、6,460万8千円、前年度比1.5%の減を見込んでおります。

款5 療養給付費交付金でございますが、これは退職被保険者等の療養給付費等について社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、1億7,121万7千円、前年度比6.8%の減を見込んでおります。

款6 前期高齢者交付金につきましては、65歳以上の加入者の医療費について保険者間の調整により費用負担を行うため、65歳以上の方の加入率が全国平均を上回る保険者に対し社会保険診療報酬支払基金を通じ交付されるもので、5億8,403万2千円、前年度比9.6%の増を見込んでおります。

6ページ、款7 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金と目2 特定健康診

査等負担金につきましては、4ページの国の事業と同一の県の事業であります。項2県補助金、目1県調整交付金につきましては、5ページの国の事業と同一の県の事業で、6,628万8千円、前年度比2.1%の減を見込んでおります。

款8共同事業交付金のうち、目1高額医療費共同事業交付金は、高額な医療費が国庫財政に与える影響を緩和するため連合会より交付されるもので、国、県がそれぞれ4分の1、町が2分の1を負担する共同事業となっております。目2保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村間の国保税の平準化と財政の安定化を図るため、県単位で行われる共同事業で1億3,140万8千円、前年度比2.6%の減となっております。

7ページ、款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、5,900万円を計上いたしました。低所得者に係る保険税軽減分や出産育児一時金繰入金などの法定分について繰り入れを行うものであります。8ページ、項2基金繰入金につきましては、1,911万4千円を計上しております。

続きまして、歳出について申し上げます。

10ページから11ページにかけての款1総務費は、賦課徴収費など合計832万4千円を計上しております。

12ページ、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、前年度比1.9%増の9億3,650万7千円を計上しております。目2退職被保険者等療養給付費は、前年度比0.6%減の1億3,117万4千円でございます。

13ページ、目3一般被保険者療養費は、前年度比0.4%増の1,560万円、14ページ、目4退職被保険者等療養費につきましては、前年度比6.8%減の213万6千円でございます。項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、前年度比3.3%増の1億1,075万1千円、15ページ、目2退職被保険者等高額療養費につきましては、前年度比8.9%減の1,954万9千円でございます。

16ページ、項5出産育児諸費、目1出産育児一時金は18人分の出産一時金として756万円を、17ページ、項6葬祭諸費、目1葬祭費につきましては、36人分の180万円をそれぞれ計上しております。

18ページにかけて款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者に係る医療費に対して加入者数に応じた支援を各保険者が行うもので、国保会計からの支援につきましては2億609万円、前年度比3.4%の減でございます。

19ページ、款6介護納付金につきましては、第2号被保険者の負担分としての納付金8,779万9千円でございます。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金は前年度比3.8%増の

3, 750万6千円でございます。高額療養費拠出金の財源は国、県からそれぞれ4分の1の負担金がございます。

20ページ、目2保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村間の保険料の平準化、財政の安定化を図るための事業で、前年度比2.6%減の1億3,140万9千円でございます。

款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費でございますが、集団による健診のほか、夜間、休日の健診や個別健診、さらに第2次健診、人間ドック等の実施に係る経費として1,368万9千円を計上いたしました。きめ細かな健診体制の整備を図り、加入者の健康の維持、増進に努めてまいります。

21ページ、目1特定保健指導事業費につきましては、健診の受診結果に基づく指導や積極的・動機づけ支援を行い、生活習慣病などによる疾病の重度化を防ぎ、健康で生き生きとした生活を保つことにより、医療費の抑制や負担の軽減を図るもので、これらに係る経費として152万2千円を計上いたしました。

以上で、平成26年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時32分～再開 午後 2時42分)

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、議案第12号「平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」。

企画政策課長（荒川君） 議案第12号「平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額につきましては299万円であります。歳入歳出予算事項別明細書の3ページ、歳入からありますが、款2繰越金につきましては、科目存置、款3諸収入、項1貸付金元利収入、目1住宅新築資金等貸付金元利収入につきましては、新築資金、改修資金、住宅取得資金、宅地取得資金に係る貸付金の元利収入であります。

次に4ページの歳出であります。款1住宅新築資金等貸付事業、項1総務費、目1貸付事業総務費は、本会計の経常的な経費であります。

款2公債費、項1公債費につきましては、目1元金で長期債定期償還元金、目2利子では、長期債定期償還利子の計上であります。

続きまして5ページ、款3諸支出金、項1他会計繰出金では、一般会計への繰出金の計上であります。

以上をもちまして、詳細説明といたします。

議長（柳澤君） 次に、議案第13号「平成26年度坂城町下水道事業特別会計予算について」。

建設課長（青木君） 議案第13号「平成26年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご

説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ6億7,740万7千円を計上いたすもので、歳入歳出予算事項別明細書の3ページから順次ご説明申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金でございますが、これは下水道事業の建設費の一部を受益者の皆様にご負担いただくもので、平成22年度以降に賦課した分納分と供用開始区域の拡大に伴い、新たに平成26年度において賦課する一括納付分及び分納分を見込んでございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料につきましては、整備区域の拡大に伴い、前年比1,500万円増の1億2,010万円を見込んでございます。項2手数料、目1下水道手数料でございますが、下水排水設備指定工事店の更新及び新規登録の手数料でございます。

続きまして4ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、汚水処理施設整備交付金で地域再生計画に基づくもので、5千万円を見込んでございます。

款4県支出金、項1県負担金、目1下水道費県負担金は、県道工事に伴う下水道施設移設工事の負担金の科目存置でございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は3億円を見込んでございます。

款6繰越金及び5ページの款7諸収入のそれぞれの項目は、該当があった場合の科目存置でございます。

款8町債、項1町債、目1下水道事業債は、公共下水道の交付金事業及び単独事業に係る起債9,250万円と流域下水道事業の負担金に係る起債1,720万円を見込んでございます。

続きまして、6ページからの歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは、受益者負担金前納報奨金700万円と下水道事業者として使用料等に賦課される消費税1,500万円でございます。

6ページから7ページにかけての款2下水道費、項1下水道事業費、目1施設管理費は下水道施設の維持管理に係る経費として、施設の光熱水費、修繕料、下水道使用料の賦課管理システム等の保守委託料、県営水道の使用料により下水道使用料金を算定するためのシステム使用料、千曲川流域下水道上流処理区の維持管理負担金が主なものでございます。

7ページから9ページにかけての目2公共下水道事業費は、職員の人件費のほか、公共下水道整備に係る事業費で、節13委託料では下水道工事の設計施工監理の業務委託及び南条地区の実施設計の測量委託費でございます。節15工事請負費は本年度追加認可された南条地区の整備を予定し、26年度は南条小学校に係る整備を計画してございます。節22補償補填及び賠償金は管渠工事に伴う上水道管などの埋設物の移転補償経費でございます。

9ページ、目3流域下水道費は、千曲川流域下水道上流処理区の整備に係る事業負担金でござ

ございます。

9ページから10ページにかけての款3公債費、項1公債費につきましては、これまでの公共下水道事業及び流域下水道事業の建設投資に係る償還金で、目1では元金を、目2では償還金利息及び一時借入金利息分を計上してございます。

款4諸支出金、項1他会計繰出金、目1一般会計繰出金は平成25年度の事業決算による繰越金を一般会計へ繰り出すための科目存置でございます。

款5予備費につきましては、前年度と同額としてございます。

以上で、平成26年度坂城町下水道事業特別会計の詳細説明を終わります。

議長（柳澤君） 次に、議案第14号「平成26年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（天田君） 議案第14号「平成26年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算は、平成24年度から26年度を事業実施期間とする第5期介護保険事業計画において策定いたしました給付見込額を基本とし、平成25年度の給付実績等を勘案いたしまして、13億4,842万9千円を計上いたしました。これは平成25年度当初予算と比較して8,627万8千円、約6.8%の増でございます。高齢者人口の増加に伴い、要介護者、要支援者の増加と地域密着型特別養護老人ホームが新たの開所することによる介護給付費等の増加を見込んだものでございます。

予算に関する説明書の3ページからの主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。款1保険料、項1介護保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料として、前年度比6.1%増の2億6,480万1千円を計上いたしました。

3ページから4ページにかけて、款3国庫支出金につきましては、保険給付における国庫負担金、調整交付金及び地域支援事業の交付金をそれぞれ計算し、合わせまして3億1,057万5千円でございます。

款4支払基金交付金は、保険給付費の29%に相当する交付金と地域支援事業の交付金、合計3億8,264万円でございます。

5ページになります。款5県支出金は保険給付費のおおむね12.5%に相当する1億8,742万3千円と地域支援事業交付金307万4千円を合わせまして1億9,049万7千円でございます。

6ページ、款7繰入金、項1一般会計繰入金は保険給付費の町負担分、おおむね12.5%と地域支援事業の町負担分及び要介護・要支援認定審査会等の事務費分を合わせて、1億8,500万円を、項2基金繰入金は第1号被保険者の保険料の軽減を図るため、町介護保険支払基金から1,476万9千円を繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

8 ページ、款 1 総務費は介護保険システム保守、保険料の賦課徴収に関する経費、要介護・要支援認定に関する経費、介護保険制度の普及、介護保険運営協議会に要する経費などがございます。

10 ページからの款 2 保険給付費は、総額 1 3 億 1, 1 6 0 万円で前年度比 6. 8 % 増の予算を計上してあります。内訳でございますが、項 1 介護サービス等諸費として、要介護 1 から 5 と認定された方が利用する保険給付分、計は 1 7 ページになりますが、1 2 億 1 3 4 万円を、項 2 介護予防サービス等諸費として要支援 1・2 に認定された方が利用する保険給付分、計は 2 2 ページになりますが 3, 9 4 8 万円を、項 3 その他諸費は長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料 1 3 0 万円を。

2 3 ページから 2 4 ページ、項 4 高額介護サービス等費として、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付する費用 2, 2 0 6 万円を、2 5 ページから 2 6 ページ、項 5 高額医療合算介護サービス等費として、1 年間の医療と介護の利用者負担が高額になった場合に支給する費用 4 0 0 万円を、項 6 特定入所者介護サービス等費では、施設利用者に係る食費、居住費等の自己負担分について利用者の所得に応じ、その自己負担分を軽減し保険給付を補うもので、その費用として計は 2 8 ページになりますが、4, 3 4 2 万円を計上いたしてあります。

2 9 ページからの款 5 地域支援事業費は、要介護等の認定を受けない高齢者の方々に対し、行う事業として、3 0 ページにかけて項 1 介護予防事業費に 7 8 4 万 9 千円を、3 1 ページから 3 2 ページの項 2 包括的支援事業、任意事業費として 1, 0 5 9 万 8 千円を計上いたしました。

以上で、平成 2 6 年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（柳澤君） 続いて、議案第 1 5 号「平成 2 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

福祉健康課長（天田君） 議案第 1 5 号「平成 2 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度の運営につきましては、保険料の算定、医療費等の給付を長野県後期高齢者医療広域連合が行っており、保険料の徴収、被保険者証の交付、療養費等の申請受け付けの窓口業務を町が行っております。

保険料の徴収につきましては、特別会計を設置する中で、収納業務を行い、徴収した保険料を医療広域連合へ納付しております。関係予算として 1 億 7, 1 1 9 万 4 千円を計上いたしました。これは平成 2 5 年度当初予算と比較して 1 0. 5 % の増となっております。

予算に関する説明書 3 ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。款1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料につきましては9,725万5千円、前年度比10.8%の増、目2普通徴収保険料は3,597万2千円、前年度比16.6%の増でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金は3,683万3千円、前年度比5.2%の増でございます。

続きまして歳出について申し上げます。

6ページ、款1総務費は、保険料の徴収に係る経費などでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は1億7,006万円で前年度比10.7%の増でございます。納付金につきましては、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて医療広域連合へ納付するものでございます。

以上で、平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（柳澤君） 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日4日から3月9日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。よって、明日4日から3月9日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は3月10日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時59分)

3月10日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名

| | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 柳 澤 澄 君 | 8 番議員 | 山 崎 正 志 君 |
| 2 〃 | 塚 田 正 平 君 | 9 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 3 〃 | 吉 川 まゆみ 君 | 10 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 4 〃 | 窪 田 英 子 君 | 11 〃 | 塚 田 忠 君 |
| 5 〃 | 塩 入 弘 文 君 | 12 〃 | 池 田 弘 君 |
| 6 〃 | 塩野入 猛 君 | 13 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 7 〃 | 西 沢 悦 子 君 | 14 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 | 田 中 一 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 荒 川 正 朋 君 |
| まちづくり推進室長 | 中 村 淳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 金 子 豊 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 天 田 民 男 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 建 設 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 宮 下 和 久 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 大 井 裕 君 |
| 総 務 係 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | |
| 財 政 係 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | |
| 企 画 調 整 係 長 | |

4. 職務のため出席した者

| | |
|-------------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 議 会 書 記 | 小 宮 山 和 美 君 |

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 豪雪災害についてほか | 中嶋 登 議員 |
| (2) 土地開発公社についてほか | 塚田 正平 議員 |
| (3) 除雪対策についてほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (4) 雇用促進住宅東の道路についてほか | 窪田 英子 議員 |
| (5) 工業技術支援についてほか | 塩野入 猛 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に本日から12日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（柳澤君） 質問者はお手元に配付したとおり、11名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番により、最初に10番 中嶋登君の質問を許します。

10番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私も、この議場内で四十数回にわたり一般質問をさせていただいておりますが、今回は久々のトップバッターであります。ホームランを打ちにいくつもりで質問をいたします。よろしくをお願いいたします。

100年に一度という大雪が2月8日に46cm降り、音を上げておったらその後、14日から15日にかけて観測史上初の約76cmもの大雪が降り、坂城町もまさに豪雪地帯となってしまいました。私も早速14日、15日にかけて中之条区内全域、そして幹線道路、また中之条、小路が多くあります。各箇所を回ってみましたら、生活道路でありますので、隣近所総出で協力し合い雪かきをしておる姿を見たときに、まさにきずなを感じたものであります。清

水小路でも、十数名の方が雪かきをしておりましたので、「ご苦労さま」と声をかけると、ある男性の方が、中嶋さん、この道は村上中学校の子供たちの通学路になっているので、清水小路はおらたち自分たちでやるが、踏切から下のバラ公園、大望橋のところですね、あそこまでは町にお願いできないかと、このような相談、また依頼を受けましたので、早速町の建設課に連絡を入れると、女性職員が出て、前に議会事務局にいた金丸さんでありましたが、「今どんな状況だい」と聞いたら、全員が現場に出ているのでその旨は課長によく伝えておきますと、そういうことを言われました。それから数時間たったわけですが、課長により連絡があり、土日は幹線道路を優先させているが、教育委員会より小中学校、月曜日、休校にするとの連絡を受けたので、月曜日に除雪を行い、火曜日までには通学路の確保をすると約束をいただきました。もちろんこのとき、私も3小学校と中学が休みであるということでありましたので、できれば全部子供たちが支障のないように通学路を確保してほしいと、そんなこともお伝えをいたしました。

それで、今の清水小路の通学路の確保する約束をいただいたので、早速、私も清水小路の依頼していただいたご自宅へ伺い、町からの話を報告をいたしましたら、こんなお話をしていました。孫や子供のような村上の中学生が安心して学校に行けることが大変うれしいと、自分のことのように喜んでおりました。でありますので、私からもよい情報を入れていただき大変ありがとうございますと、そんなお礼を申し上げてきたわけであります。大雪の中でのホットな出来事でありましたので、この場でちょっとお話をさせていただきました。

質問に入ります。

1. 豪雪災害について

イ. 全町の被害状況は

前段でも申し上げましたが、100年に一度という大雪が降り、各課も対応に苦慮をしたと思いますが、幹線道路であるとか歩道、救急車両、通学路等の確保、また各区の生活道路、また貯水槽、消火栓、これは消防関係であります、これの確保、それからまた農業関係におきましても、まさに農業被害の状況は、またその他町内全域の被害状況をお尋ねするものであります。

ロ. どのような対策を取ったか

今申し上げましたイの項目で申し上げましたが、そのイに対しての対応をどのように町はとられたのか、その辺のところをお尋ねをしたいと思います。

ハ. 弱者対策は

少子高齢化の時代であります。特に独居老人であるとか、老老介護のお宅のですね、除雪や食料、場合によっては、お薬などのケアはどうなっていたのかもお尋ねをいたします。

ニ. なぜ対策本部を設置しなかったのか

情報が錯綜して町民が戸惑う場面もありました。各課もよくやってはいましたが、非常災害対策本部をつくることにより、各課の意思統一がよりスムーズに行われたと思いますので、今後速やかにつくることを私もここで提案もしておきたいと思います。

ホ. 今後の対応は

当初予算に道路除雪費も計上するよう提言をしておきたいと思います。2月25日の信濃毎日新聞には、我が坂城町はゼロ予算という報道がされましたが、実質的には12月議会において補正で三百数万ほど組んであるので、私はゼロではないことは認識はしております。でありますので、その専決の1,020万円ほど組んだわけではありますが、そういうことも含めればですね、今度、当初予算に1,500万ぐらいのものは組み込むべきで、私はあると思います。

そうは言いましても、またある学者の話では、100年に一度という大雪に対して自前でフル装備をしておくというものは不経済でもあり、場合によっては町民負担にもつながるというようなご異論もあります。これはまさに非現実的だという考えも、この学者は述べております。そういうことを考えると、いろいろな考え方があの中で、これは慎重審議していくことは、私も言うまでもないと思っております。

さて、今後今回のことを教訓に、雪害対策をまさに今後ですね、どのように取り組んでいくのかをお尋ねをいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

町長（山村君） 中嶋議員さんから豪雪災害についてということで、るるご質問ございました。私からは全般的な取り組みと特にその中での（二）のなぜ対策本部を設置しなかったのか、（ホ）の今後の対応はということについて答弁させていただきます。残りは担当課長から、細かくご説明させていただきます。

今お話ありましたが、初めにまず先月14日から15日にかけての大雪に対しましては、2月8日にですね、約40cmの降雪の際の除雪作業等の教訓を生かして、事前に私と副町長、建設課長、総務課などと今後の対応策について打ち合わせを行ってまいりました。この打ち合わせの内容は14日に開催されました行政協力委員会において各区長さんにお伝えをし、さらにその際出された各区からの要望等についても協議し、対応を講じてきたところでございます。

また、各区長さんを初め、多くの地域住民の皆様には除雪などへのご協力をいただき、大変感謝申し上げます。また、除雪につきましては、住民の皆様のご協力をいただく中、町としてできる限りの対応をするよう雪が降り始めた14日には各課に指示をいたしました。

災害対策本部につきましては、各課が降雪時に直ちに除雪対応等を開始しておりましたので、改めて本部を設置するいとまがない中での除雪対応でありましたが、私たちと各課長との連絡などは常に行っており、本部を設置しなかったことによる支障はなかったかと思っております。

さて、今回の2月14日から15日にかけての大雪につきましては、低気圧におり関東甲信を中心にまとまった大雪となりました。さらにこの低気圧の動きが遅かったため、14日の午前中から降り始めた雪は、15日の夕方まで断続的に降り続き、降雪の時間が長かったという状況でありました。また、県内外の公共交通機関を見ると、上信越道が通行どめとなり、長野新幹線やしなの鉄道を初め、県内各JRや私鉄も運休し、軽井沢町の国道18号や茅野市、富士見町の国道20号には約3日間、数百台にも及ぶ車両が立ち往生いたしたという状況になりました。

県外におきましては、甲府市が115cm、前橋市が73cmなどと観測史上最多の降雪量を記録しております。県内におきましても、軽井沢町では99cm、飯田市81cmなどと過去にも例がなかったような積雪となりました。

また、町内におきましてもおおむね80cm程度の記録的な積雪となり、現在被害状況を細かく集計中であり、速報値ではありますけれども、農業関係ではパイプハウス等の倒壊などが確認され、被害推定額は約8千万円が積算されており、また一方商工業におきましては、テナント倉庫の倒壊などで約1億7千万円が積算されております。この被害への支援といたしましては、農業被害への支援は国、県の支援策なども活用し、農協とも連携をとってまいりたいと考えております。また、商工業につきましては、将来に向けてどのような支援ができるのか、事務レベルではありますが、商工会とも検討を始めているところであります。

また、町の今回の大雪への対応といたしましては、14日午前9時までに町内の委託している建設業者に除雪を依頼しました。今回の除雪作業は、降雪時間が長く量も最も多かったために、除雪を行った道路にもすぐ雪が積もってしまい、圧雪された状態の道路となりましたが、通行は何とか確保いたしました。しかし、圧雪状態になりますと、大型の重機でないと道路の路面まで行う除雪は非常に困難であるというため、17日から24日にかけて大型重機を借り受け、より安全な通行を確保するため、町内主要道路の除雪を実施してきたところでございます。

また、建設課の職員は15日、16日、町民の皆さんから寄せられる除雪などへの問い合わせや要望に対応し、除雪の手配を行うなど必要な措置をとる一方で、関係する坂城駅、テクノさかき駅の駅前、高速バスの駐車場等の除雪も実施してまいりました。さらに各課の職員におきましては、所管しておりますテクノセンター、鉄の展示館、けやき横丁、文化センター、町立図書館、給食センター、保育園、はにしな寮などの多くの町内公共施設の除雪も実施しております。

また、2月17日、月曜日からの確定申告の納税相談に来庁された方にも支障がないように役場の除雪も行い、ごみの収集につきましても、14日から実施しました幹線道路の除雪作業や地域の皆さんのご協力により、ごみステーション周辺の除雪が行われ、さらに収集運搬業者

の協力により予定された収集作業が行われました。

また、こんなこともありました。積雪のため移動が困難となった方の情報が入り、和平及び平沢地区に対しては、スノーモービルをお持ちの町民のご協力を得て、薬や食料品など不足しているものをお届けいたしました。なお消防団では、14日の幹部会において消防車両や消防水利などについて、降雪による影響がないよう除雪を実施するよう指示し、地域住民の皆さんと協力して除雪を実施いたしました。

以上、2月14日からの積雪の状況と町の重立った対応等について申し上げました。今回、災害対策本部は設置いたしませんでしたが、各課等は常に連携し状況の把握や除雪等への対応を行い、課長等と連絡を取り合っておりましたので、対策本部、災害対策本部と同等の対応を行ってきたものと考えております。しかしながら、かつて経験をしたことのないような積雪に、それぞれの部署の対応等は若干現場対応が優先され、町民の皆さんへの情報提供は後手に回った状況もありましたので、情報発信のあり方については今後の検討課題となろうかと考えております。

次に、除雪予算にかかわるご提言でございますが、町の除雪にかかわる経費につきましては、ご承知のとおり、毎年12月の補正予算に計上をさせていただいております。これは当町が年間を通して降雨量が少なく、日本で最も雨や雪の量が少ない地域の一つであることから、毎年降雪シーズン前に発表される気象庁の3カ月予報等を参考に過去の降雪実績等も考慮する中で、より実態に即した予算額を見込んでおります。

今年度につきましても、平年並みとの予報を受け、直近5カ年の実績をもとに12月補正予算におきまして、融雪剤等の購入も含めた除雪経費として350万円余りの予算をお認めいただいたところでございます。しかしながら、先般の大雪への対応により除雪予算について大幅な不足が見込まれたことを受け、緊急な措置として除雪予算等にかかわる1,100万円の補正予算について専決処分を行い、本会議の初日にお認めをいただいたところでございます。ありがとうございました。

当町の除雪予算につきましては、今後もそのシーズンにおける降雪見込み等を勘案し、想定される予算を計上する中で、状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

続きまして、今後の対応についてであります。まず、除雪については、幹線道路の除雪を委託している建設業者とさらなる連携を図り、気象情報等をもとに降り始めの早い段階からの除雪に努めてまいります。加えまして、町内建設業者様等では対応し切れない大型重機による除雪体制についても新たに確保してまいりたいと考えております。

今回の大雪では、多くの自治区において区が主体的に除雪を実施していただいたほか、各区により地元の業者さんにお申し、地域内道路の除雪を行っていただきました。そうした対応にかかわる自治区の除雪経費の一部を助成するため、本議会に補正予算をお願いしてまいりま

す。

また、情報発信につきましては、町のホームページでできるだけ速やかに最新の災害情報をアップし、また有線放送による各種情報の発信をさらに充実させるとともに、緊急度の高い災害情報、気象情報につきましては大手携帯電話3社と提携を結ぶ中で、新年度早々から緊急速報メールによる情報発信を行ってまいります。

さらに、新聞報道もされておりますので、ご存じの方も多いと思いますが、国の全国瞬時警報システムJ-ALERTによる、緊急情報の自動起動装置の整備について交付金が採択となりました。こちらも今議会において補正予算をお願いする中で、来年度中の稼働に向けた準備を進め、情報発信体制の充実を図ってまいりたいと考えております。この自動起動装置の整備により地震など緊急性の高い自然災害の気象情報について、登録制によるメール配信なども新たに情報伝達ができるようになります。

あわせて、災害対策本部の設置についてであります。今回の大雪を踏まえまして、今後はですね、100年に一遍と言われておりますが、50cm程度の積雪を目安として設置をすることを検討していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今回の大雪につきましては、職員も経験したことのない積雪となったため、今後の除雪対応の教訓としてまいりたいと考えております。

以下、除雪等の細かい状況につきましては、各担当課長より答弁させます。よろしく申し上げます。

建設課長（青木君） 1. 豪雪災害について、イ. 全町の被害状況はとロ. どのような対策を取ったかのうち、建設課に關係する項目について2月8日と2月14、15日に分けてお答えいたします。

今年の2月は、発達した低気圧の影響で日本各地で大雪の被害をもたらしました。2月8日の積雪につきましては、気象庁の気象データによりますと、上田地点におきまして過去第4位というようなことだということでございます。坂城町におきましても、発達した低気圧の影響で、2月8日の土曜日朝から雪が降り始め、昼ごろには約40cmの積雪を記録いたしました。

町の除雪計画といたしましては、町道37路線を町内建設業者9社に委託をし、積雪が10cm以上になると出動する態勢をとっております。8日と9日には、除雪委託業者9社に指示をし、町道につきましては循環バス路線を中心とした路線について重機による除雪を実施し、交差点等危険箇所への融雪剤散布作業を実施いたしました。

また、建設課といたしましては、坂城駅とテクノさかき駅の除雪や高速バス停利用者駐車場の除雪、用水路に詰まった雪の取り除き、産業道路の一部歩道についても除雪を実施したところでございます。

8日の大雪の被害状況といたしましては、循環バスにつきましては、週明けの2月10日、月

曜日まで一部町民の通行の支障を未然に防止するため、北日名、梅の木からタケハナ洋品店様までの間について部分運休をいたしました。地元の建設業者の皆様による除雪作業のおかげによりまして、2日目となります翌11日、火曜日からは通常運行を行いました。また、11日、月曜日からの通勤や通学において基本的な部分では確保できていたと考えております。

次に、翌週の14日金曜日から15日土曜日にかけての状況でございますが、動きの遅い低気圧の影響で記録的な大雪となり、同じく気象庁の気象データによりまして、上田地点におきましては、14日の降雪が過去3位、15日の降雪が統計開始以来2月としては最高を記録したとのことでございます。今年2月の月間の降水量につきましても、平成元年の2月を超え、過去最高を記録したとのことでございます。町内でも、2日間で積雪が約80cmを記録するなど、ご高齢の方にお聞きしても、こんな大雪は初めてだと言われるような積雪を記録したところでございます。

建設課におきましては、雪の降り始めた14日金曜日から除雪委託業者9社に連絡をとり、14日の午前中から除雪を実施いたしました。今回の大雪の場合は、雪を全て取り除くということよりも交通の確保を最優先に考え、圧雪状態ではありましたが、幹線道路の通行の確保をいたしてまいりました。

15日から16日にかけて業者による除雪作業を行う中で、委託路線以外の除雪の要望もあり、また圧雪により路面の状況が悪くなっていたため、17日月曜日からは大型重機により鼠橋から産業道路にかけての除雪を開始し、町の基幹道路のほかにテクノさかき駅周辺、坂城小学校周辺、山間部の循環バス路線についても大型重機による除雪を行いました。大型重機の除雪中は、車両の通行ができなくなるため、役場内の各課から応援を得る中で、町職員により迂回をお願いをするなどの安全を確保しながら実施をしたところでございます。

今回の大雪に対しましては、大型重機による除雪を行ったことにより、町で幹線の除雪を委託している業務9社に除雪の委託路線37路線のほかに、地域から要望のあった路線についても除雪をお願いすることができました。さらに16日からは、町内で建設用の重機等を所有している業務の皆様にもご協力いただく中で、委託路線のほかに55路線についても除雪を実施したところでございます。また、通常は除雪を行っていない歩道や通学路につきましても、教育委員会などから要請のあった路線につきまして、重機等でしか対応できない路線について優先的に除雪を実施いたしました。

次に、各区の生活道路の除雪及び融雪剤散布の依頼につきましては、行政協力委員会で昨年11月に町が除雪する幹線道路について地図でご説明し、生活道路の除雪について区長さんのご協力をお願いするとともに、今年2月14日の行政協力委員会においても再度除雪のお願いをしたところでございます。今回の大雪に対しましては、区長さん方を先頭に区内の重機等を所有している方々をお願いするなどして、幅が狭い町道の除雪や急峻で重機等の対応ができな

い路線について、住民の皆様による除雪や雪の搬出を行っていただき、通行の確保をいただいたことに重ねて御礼を申し上げます。

次に、循環バスにつきましては、15日は運行したものの大幅なおくれが生じたり、一部運休する箇所が生じました。町では日曜日までの除雪の状況を鑑みて、対面通行の安全確保のため、17日月曜日から19日水曜日までの3日間終日運休といたしました。大型車両の安全通行の確保や住民の皆様の通行の支障にならないための措置ではございましたが、利用者の皆様には大変ご不便をおかけしたところでございます。この間、地元建設業者の皆さんや大型重機による除雪作業により坂城駅、テクノさかき駅、湯さん館などを結ぶ幹線道路については、20日木曜日から部分運行を行い、24日月曜日には他市町村と比べても早い段階に全面運行することができました。

雪捨て場につきましては、土地開発公社の協力を得まして、所有している工業用地や住宅用地を雪捨て場として利用し、またバラ公園駐車場につきましても、除雪を14日に実施いたしました。その後の積雪により搬入路が進入困難となり、その間雪の運びができず住民の皆様にご迷惑をおかけしましたが、16日、再度除雪を実施しバラ公園駐車場と坂城大橋下の運動公園の2カ所に雪捨て場を設けました。

この2月の大雪に係る除雪の実績につきましては、8日の積雪につきましては、委託業者による除雪が5日間、融雪剤散布を5日間実施いたしました。14日から15日の積雪につきましては、現在取りまとめ中ではございますが、委託業者による除雪が14日間、委託業者以外の業者の皆様による除雪を9日間、融雪剤散布を実施いたしました。また、大型重機による除雪につきましても産業道路を中心に6日間実施いたしました。今後の除雪体制につきましては、町内の建設業者を中心とした現在の除雪委託業者のほかに、他の業者による応援体制整備や町内企業の協力、地域の建設重機の所有者及び免許をお持ちの方などどのように協力をしていただけるのかを検討しながら、各課の連携を踏まえて除雪体制の整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 大雪の際における教育関係施設、通学路等の状況と対応についてお答えいたします。

通学路の除雪につきましては、町委託業者による除雪のほか、地域の皆さんを初め保護者の皆様のご協力もいただく中で対応したところでございます。

教育関係施設におきましては、町文化センター、町立図書館、その周辺施設の除雪とあわせ、児童、生徒の給食提供のため、食育・学校給食センターの除雪も優先的に行ったところです。2月14日から16日の降雪量から17日月曜日の休校を決定いたしました。17日には学校職員の班編成による通学路の除雪及び危険箇所の点検活動を実施いたしました。除雪に際しましてある程度の間隔ですれ違いのできるエリアを確保するなど、児童・生徒が積雪した道で

あってもできるだけ安全に歩けるような工夫をするなど、限られた時間の中でできる限りの対応を行ったところでございます。

また、この除雪、点検活動を実施した上で、メール配信システム等により保護者を通じ、児童・生徒への登下校時における注意喚起を行いました。路面の凍結箇所だけでなく、降り積もった雪の屋根からの落雪のおそれがある箇所につきましては、学校を通じ注意喚起を行い、また通学路の迂回路を設定するなどの対応をいたしました。

除雪対応が進む中、雪解けとともに南条小学校と坂城中学校の一部教室におきましては、たてどいの凍結による雨漏りが発生し、屋根の除雪及び融雪対応等も実施したところでございます。また、坂木宿ふるさと歴史館においては、融雪により一部瓦が落下するといった状況も発生したところでございます。

今回の大雪による課題を踏まえ、今後通学路などの除雪等の対応について、校長会やPTA、校外指導部の皆さんと、特に人家のない箇所の除雪対応について、検討を図っていきたいと考えております。以上です。

住民環境課長（金子君） 続きまして、住民環境課関連の部分をお答えいたします。

消防水利の確保につきましてでございますが、町消防団では今回の大雪の際には14日の金曜日に幹部会があり、その際に本日夕方、大雪警報が発令され今後雪が降り積もることが予想されるため、消防ポンプ車や積載車が出動できるよう、また機材搬出ができるよう詰所及び車庫前の除雪を行っておくことと指示をしております。

さらに、消防団においては既に詰所周りなど除雪の対応をしておりましたが、改めて住民環境課より週明けの18日、火曜日に各団に向けて万が一に備え、雪で埋まってしまっている消火栓などの水利を使用できるよう除雪しておくこととメールにて指示をしております。大雪のため、消防団だけでは、なかなか作業がはかどらない中で、各地区の自主防災会などの皆様に率先して除雪をいただいたおかげで、除雪後の早い段階で消火栓などの水利を使用可能な状態にすることができました。

各地区の自主防災会の皆様には感謝するとともに、今後このようなケースに備えて消防団と自主防災会、また地域の皆様とさらなる連携を図り、迅速かつ効果的な対応ができる体制を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

産業振興課長（塚田君） 大雪による農業用ハウスの被害につきまして、2月8日、9日には、2棟のパイプハウスの倒壊被害を確認し、14日から16日にかけての積雪では数多くのパイプハウスの倒壊があり、ガラスハウスにおいては、倒壊はなかったものの雪の重みによるガラスの破損がございました。

被害状況であります。パイプハウス、ガラスハウスの被害棟数は2月26日時点で合計160棟の倒壊、損壊を確認しております。内容につきましては、花卉栽培を行っているもの

が56棟、野菜が67棟、資材・農機具用が37棟で、推定被害金額は約8千万円となったところでございます。また、リンゴ、ブドウなどの果樹の被害につきましては、山手ではいまだに積雪が多く、確認調査ができない箇所もあるため、詳しい被害状況や対応については、今後の調査に委ねなければなりませんけれども、矮化栽培のリンゴの枝折れやブドウについては剪定作業のおくれによる成育不良等が心配されているところであります。

農業用施設の復旧支援につきましては、国においてはハウスなど生産設備を再建する費用の国の補助割合を当初の3割から5割に引き上げるとしており、県においても2億円規模で補正予算を計上することとしております。町といたしましても、農家が意欲を持って農業を継続できるよう、農家の負担を最大限軽減するよう支援をしまいたいと考えております。

商工業関係の被害状況ですが、2月下旬にファクスにより町内製造業の大手企業を中心に約100社にお聞きしたところ、テント倉庫の倒壊やその倉庫内にあった設備、製品等の破損、屋根や雨どいの損傷を中心に18社から報告がありました。被害金額につきましては、調査中の企業もありますが、現在のところ約1億7千万円となっております。

対応策といたしましては、2月28日に町、商工会、テクノセンター、テクノハートの4団体で被害状況を共有するとともに、各団体でも引き続き会員企業等からの情報収集を行っていくこととし、またホームページには国、県、町の融資制度や特別相談窓口など、大雪の影響を受けた中小企業者に対する支援制度の情報を掲載し周知を図っております。今後とも関係機関と連携して被害状況把握に努めるとともに、商工会等の商工団体の意見や意向をお聞きしながら、国、県の支援制度の情報収集を進める中で、対応してまいりたいと考えております。

福祉健康課長（天田君） 私からは、弱者対策についてお答えをいたします。

今回の大雪はかつて経験したことのないような積雪により、除雪に対しても大変な時間と労力を要しました。こうした中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を含め、個々のご要望に対応した除雪作業は難しく、孤立への不安は大きかったものと思います。日ごろからひとり暮らしの高齢者につきましては、訪問員や民生委員さんに安否確認などをお願いしているところでございます。

今回のような大雪では援助に行くにも、思うように動けなかったというのが実情でありました。そんな中、いち早く除雪をしていただいたのは、ご近所の方を初めとする地域の皆さんでありました。周りの皆さんの除雪により、病院へ行くための通路ができて助かったと喜ぶ人工透析に通う方や、不安の中一声かけてもらったことが、とてもうれしかったと話すひとり暮らし高齢者もおられました。

町長からもお答えをしたところですが、スノーモービルをお持ちの町民のご協力を得て、和平、平沢地区の方に持病の薬などを届けることができました。また、介護サービスを受けている高齢者世帯の何軒かでは、担当ケアマネジャーとヘルパーが除雪を行い、サービスに入って

いただきました。

今回の大雪により高齢者が大きな被害を受けなかったことは幸いです。ご近所の方々を初めとする地域の皆さんや民生委員さん、また社会福祉協議会や介護保険関係事業所など、関係する皆様方の迅速な対応やご支援に感謝申し上げます。こうしたすばらしい地域の姿が日ごろにおいてつなげられるよう、啓発をしてみたいと考えております。

10番（中嶋君） 町長、そしてそれぞれ担当課長にるるご答弁をいただきました。

いろいろ今のお話の中で、町職員もですね、土日を返上してまた各区長さんも生活道路など頑張っていたことに対して、私は敬意を表するものであります。大変ありがとうございました。

ただ、今の被害総額などを聞くとですね、農業被害が8千万ですか、それから工業関係では1億7千万と、これも始まって以来のような大ごとになっております。ここからが大事ですよ、皆さんね。先ほど町長も言うてはいましたが、とにかくこのフォローをきちっとやっていただきたい、これをお願いしておきたいと思います。

また、100年に一度というようなことでしたので、これは皆さんご存じだと思いますが、早目の情報提供という点からは、住民への周知措置が義務づけられる特別警報を気象庁も出さなかった。これはでたらめだと、私思いましたよ。それからまして国もですね、政府が非常災害対策本部を設置はしました。したが、何と、降り始めてから4日後ですよ。こんな国はていたらくですわ。とんでもない話だ。国民なめているんじゃないかと。坂城町民なめているんじゃないかと、私はこんなふうに思いました。

そんなこともありまして、国が後手後手に回ったということも事実でありますので、町長から支障がなかったとご答弁ありましたが、私は今後、町では速やかにですね、こういうことを想定して、非常災害対策本部というものを、ぜひおつくりすることをここで願っておきたいと思えます。この後も、4人の同僚議員が豪雪対策で質問いたしますが、たしか数年前でありました、上山田の日赤病院が閉院するときにも、私を含めてこの議場の中で、6人の議員が同じ表題で質問をいたしました。今回も町民のこれは大きな関心事でありますので、同僚議員にはですね、視点を変えたご答弁をよろしく願いをしておきたいと。

それでは早速第2質問に移らせていただきます。

2. 文化財センターの収集について

イ. 古文書の状況は

この質問は、私ここで3回やります。今回はどの程度収集が進んでいるのか、また例えば、重要な書などが出てきて、そんな発見があったのか。それからまたその収集数もお尋ねをいたします。

ロ. 農具、民具の状況は

これは、町の広報や有線放送などにも使い、町民に幅広くお願いしたこともありました。その収集の進みぐあいと収集数をお尋ねを申し上げるものであります。

ハ．戦前・戦中・戦後の収集は

日清戦争から日露戦争の戦時品など、第二次世界大戦前後の、また戦争当時の資料も収集していくべきだと私は思うものであります。例えば従軍記などでありますとか、当時の日記などまだ今なら間に合うと思います。

私ごとではあります、この間、土蔵の中を整理していたら、小さな行李が出てきました。ネズミに食われ穴があいておりましたが、中をあけてみると、数冊の小さなノートが入ってありました。何と、祖父の軍事日記であり、びっしり漢字が書かれておりました。せっかく持ってきましたので、こんなあれです。玉手箱のような小さな行李、ネズミに食われて穴があいています。この中を見ましたらですね、これはまた後でもしあれでしたら、皆さんにお見せしたいと思いますが、いっぱいこんな感じでね、こんな感じで今のあれです、軍事日記が出てきておりました。これは、我が家、何も宝物ないんですが、私これはもう宝だと思っております。

実は私の祖父、じいやんでありましたが、日露戦争に当時、中之條村から第1号の軍人として出兵しており、二百三高地へ行き多くの戦友のしかばねを乗り越えてすまん、すまんと言いながら進め、進めの命令のもと、進軍していったことなども記述してあります。まだ、一部しか解読できておりません。また、これもちょっと余計なお話ではありますが、うちのおやじは、太平洋戦争で赤紙をもらい、出兵しております。神戸港より出港してシンガポールに向かい、上陸2日前にバシー海峡にて米軍の襲撃に遭い、海に2日半漂流していて、もうだめかと死を覚悟したときに、奇跡的に霧の中から日本の貨物船があらわれ、大勢の戦友が死んでいく中、九死に一生を得たと話をしてくれたこともありました。

全く私ごとでありましたが、軍事日誌、従軍記などまだまだ間に合うと思います。町民に声をかけ、戦争当時のものはほとんど、燃してしまったとも聞かすが、今収集しておくべきときではないかと私は思うものであります。

ニ．収集品をデジタル化

収集品を映像化、写真、コピーなどするとともに、デジタル化してDVDやCDに編集して町民に貸し出すなど、文化の共有ができないかお尋ねをしたいと思います。また、最終的には図書館に明治、大正、昭和ライブラリーを設けて公開することができないかをお尋ねをしまして、1回目の質問とします。

その前に、これは私、ちょっと喬木村ですね、お願いをいたしまして、語り継ぐ喬木の歴史みたいなDVDに、こういうふうにつくってあります。町長、今回ね、一生懸命各地区の神楽、取材をなされたということで、UCVにお願いしたりして、立派なものをおつくりになっているようですが、こんなようなものも出している部分がありますので、私の考えはできれば坂城

町もこういうようなのは、例えば坂城地区であるとか、中之条、南条地区であるとか、村上地区とか、地区地区によってこういうものをつくって、それで町民へ公開していけばいいのかなと。ましてさっきも言いましたが、私のうちのこれ宝物だと思っていますが、これは私は公開をしていったら、その時代がよくわかっていいのかなと、そんなこともつけ加えておきたいと思います。以上で1回目の質問といたします。

教育文化課長（柳澤君） 文化財センターの収集について、順次答弁を申し上げます。

イの古文書の状況についてでございますが、古文書は個人や地域、町の歴史を知る上で非常に重要な資料であることから、広く住民の皆さんに古文書の提供を呼びかけるとともに、専門家の指導のもとでその整理、調査、研究を実施してきております。

収集状況等についてですが、平成24年度末までに教育委員会で古文書目録として整理した古文書の総数は約1万5千点でした。本年度におきまして、新たに上平村において名主を務められました大橋曾野衛門氏の古文書、約2千点を寄託していただき整理、調査を実施いたしております。この古文書は、幕末期に二度にわたり村の名主を務められました際の公文書、いわゆる名主文書が主な文書で、細記にわたる記録から当時の村の様子をうかがうことができる貴重な古文書であると考えております。目録の整理を行うとともに、目録ごとの個別の封筒や保管箱に収納し、文化財センター内の古文書資料室内に保管を行う予定でございます。この古文書を加え現在、目録整理のできている古文書は、約1万7千点となっております。

次に、農具、民具の状況についてでございます。民具につきましては、当町の生活、歴史、文化を知る上で貴重な資料であることから、「広報さかき」、公民館報、有線放送などを通じて提供をお願いしてまいりました。これまで収集した民具は、清掃、実測、写真撮影などを行うとともに、台帳を作成し記録保存を行っており、台帳整理をしました民具は約1,300点となっております。

主なものとしたしましては、農具など生産に関しますものは約410点、衣食住に関するものが約620点となっております。古文書同様、引き続き広く町民の皆様にご協力をお願いしながら収集を進めておりますが、既に收藏されている民具等と同種、同形式のものとなる場合が多いため、現在は地域における特徴的な民具、農具や不具合のない完成品等の収集を基本に行っているところでございます。

ハの戦前・戦中・戦後の収集についてでございます。日清戦争から第二次世界大戦までの、戦争関連品の収集の実施についてご質問をいただきましたが、現在はこの分野に限った収集については行っていない状況であります。しかしながら、民具収集の際に寄贈、寄託を希望された方がおられましたので、戦争の種類や年代等に限定することなく、慰問袋など数点について現在文化財センターで保管をしております。また、民具の食器に分類される杯の中には、戦争関連の記念品も収集されております。

分類を限定して収集、保存等を実施するに当たりましては、町において収集をしようとする具体的な目的の設定や、収集品の公開・活用の方法といった内容を十分に検討した上で実施する必要があると考えておりますので、保有情報の提供などを含め今後研究をさせていただきたいと考えております。

二の収集品をデジタル化についてでございます。収集された文化財の映像記録保存とその活用に関するご提案でございます。文化財の公開・活用の方法には、展示ケース内に展示する方法や、民具などに多く見られる復元展示、食器など実際に手に触れたり使用したりする体験を目的とした展示などがあります。どのような展示・活用方法がよいかは、それぞれの文化財の性質や状態にもよりますので、展示を実施する際には子供から大人まで幅広く、またわかりやすい展示方法を検討する必要がございます。

収集品のデジタル化につきましては、台帳整理の段階で写真の撮影を実施しておりますので、基礎となるデータは整っております。一方で、現段階では写真はあるものの説明文が作成されていないことや、見たい映像を探すための検索方法も検討していくことが必要であります。このようなことから、調査・整理が終了しました段階で公開、活用方法、場所等について検討してまいりたいと考えております。以上です。

10番（中嶋君） ただいま、教育文化課長から全ての項目にわたってご答弁をいただいたわけですが、なかなかあれですね、お話を聞くと何万点とか、何千点が出たとか、一生懸命ご努力なされているなということでは、高く評価するものでありますが、ただ今、お話を聞いているとですね、やはり明治、大正、昭和、意外とですね、私に言わせると、江戸時代のものはあるというようなお話も聞いております。かえって、この現代といいますか、近代といえますかね、この今の明治、大正、昭和、特に昭和の戦中のようなときのものは、いろんなときのやっぱり時代の状況があったんでしょう。アメリカが攻めてきたときにどうするんだと、いろんなこんなものがあればだめだなんていって、大事なようなものをみんな燃してしまったなんていうようなお話を聞きますが、それでもまだね、大事にとってある家もあるというようなお話も聞いておりますので、できればこれはですね、今の課長の答弁の中では、ちょっと言葉が悪いですが、ついでに集まってきちゃったから集めたのだよというようなお話のように、私、とれましたので、今の民具ですとかね、農具なんかは本気でやっていた部分があるんですが、それも大事であります。ただ、そこへ上乘せをしてですね、ぜひぜひ、町長にもこれは聞いていただきたい。それから教育長にも聞いておいていただきたい。ぜひ、明治、大正、昭和の収集も、私はやるべきだと思っておりますので、よろしく願いをしておきたい。

それからですね、今、これ私も3回もここで質問している中で、どのくらい収集されて集まったかという報告の部分もよく聞きたかったので、よくわかりました。とにかくさっきも言いましたように、たくさん集まっているので、きちっとして歴史検証のためのものがございます

すので、大事な資料としてこれも坂城町の宝物としてですね、永久保存をお願いをしておきたいと思います。

それでは、まとめではありませんが、このたびの大雪は地球環境の変化に伴う温暖化なども含めた異常気象の一つの現象であったと私は思っております。例えば夏の爆弾低気圧であるとか、ゲリラ豪雨とか、竜巻とか、数年前はこの言葉すらもなかった。とても考えられない異常気象が今、坂城町の空の上では起きております。今回の大雪は広域ではありましたが、私はこれは夏の爆弾低気圧、ゲリラ豪雨のまさに冬バージョンであったように思うものであります。こんなことを考えると、もう想定外という言葉はもう使えなくなった。私は想定外ということではもう言えないと思います。であるので、来年、再来年に向け、これは想定内として対処していかなければいけない時代に入ってきてしまったのかなとも思うものであります。

最後に、今回は一句ではおさまりきらず、短歌を添えます。

大雪で 地域のきずな高まって 町にも感謝 議会にも感謝

大雪で 地域のきずな高まって 町にも感謝 議会にも感謝

今後、全町民の皆様からこのように言われるように頑張っていこうではありませんか。これで、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時56分～再開 午前11時07分)

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、2番 塚田正平君の質問を許します。

2番（塚田君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

昨年、1年間に県内企業の休業、廃業、解散が533件と過去最多を記録したと、東京商工リサーチがまとめました。昨年3月の中小企業金融円滑化法の期限切れ後も県内の倒産件数は少ない傾向であるが、債務超過に陥っていない状態でも先行きの見通しが立たない、後継者がいないなどの理由で早目に事業を閉めるケースが多いとしております。

日本のGDP、国内総生産の6割は家計消費であり、物価が上昇して賃金は上がらない、公的年金は昨年の10月に続いて4月からも下がり、実質所得は減り消費が落ち込むという連鎖であります。現に、消費税の増税前の駆け込み需要が3月に入って落ちついてきており、4月以降の反動減が心配であります。

質問に入ります。

1. 土地開発公社について

土地開発公社は、地域の秩序ある整備促進のため、公有地の先行取得と土地造成事業を行っておりますが、地価の下落が続く公社の借金の利払いで簿価と時価の差額の、いわゆる含み損

が拡大しており、10年以上保有の塩漬け土地の処分に苦慮しております。総務省は第三セクター等改革推進債、三セク債が過去最大の発行額になり、期限を3年延長し16年度までとしています。そして各自治体には所管している三セクや公社の経営状況や将来の見通しを住民や議会に示し、意見を集約することを求めています。

また、長野県は24年度の県内188法人が出資する第三セクター土地開発公社の経営状況を公表し、経常収支が赤字が73法人、38.8%、負債が資産を上回るいわゆる債務超過が13法人、6.9%であり、法人の一部事業を廃止、解散処理を検討していない自治体は3割としております。

初めにイ. 土地開発公社の経営状況は

24年度の経営状況報告書では、公有地と造成地の取得はなく、売却のみの黒字決算であります。25年度事業の経営状況を伺います。

ロ. 土地公社の存続意義は

特例地方債、3セク債による一部事業、造成事業の廃止を検討すべきと考えるが、お聞きします。

ハ. 公有地の先行取得は

道路など、公有地の先行取得に関する協定書の内容と事業の進捗状況を伺います。

ニ. 残地、代替地は

公社保有の残地と公有地の代替地の筆数と面積を伺って1回目の質問といたします。

企画政策課長（荒川君） 土地開発公社に関するご質問について順次ご答弁申し上げます。

まずイの平成25年度の経営状況についてであります。現在、年度末に向けての決算を整えているところでございます。まず今年度の先行取得事業の関係でございませけれども、取得については予定がない見込みでございませ。

一方、用地売却事業につきましては、2月末現在、土地造成事業用地で4区画の売却実績がございまして、事業収益では約3,790万円を見込んでおります。これに対します費用は総体でございませけれども、約3,740万円、当年度の純利益は約50万円と見込んでいませ。

なお、土地開発公社の借入金の状況でございませが、平成13年度の25億3千万円をピークに昨年、24年度末では8億4千万円、今年度25年度末では8億1,700万円余の見込みであり、縮減、健全化に努めております。

次に、ロの土地開発公社の存続意義についてのお尋ねであります。今年度も県内の市町村で第三セクター等改革推進債を活用し、事業廃止の動き等も報じられておりますが、私ども坂城町におきましては、現在、千曲川左岸で国道18号バイパスの事業が進められ、一方、県道坂城インター線では先線の事業化に向けて方向性が示されており、また坂都1号線につきまし

ても、2区間で事業化を進めていることなど事業促進に伴う代替需要等への対応を図るため、当面は土地開発公社の事業執行を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の中で、一部造成事業の廃止を検討すべきとございますが、プロパー事業であります宅地分譲につきましては、これまでに15団地、153区画の造成分譲を行い、5団地が完売、今年度までの分譲実績は先ほどの数字も含めまして124区画となっております。定住促進、勤労者の住宅確保という町の総合計画や土地利用計画に沿った一定の成果があったと考えております。また、経理面におきましても、分譲販売により借入金の返済を進めており、今期の販売実績を踏まえる中で、来年度末までには借入金の全額返済のめどもついてまいりました。今後につきましても一層の販売促進に努めてまいりたいと考えております。

続きましてハの公有地の先行取得についてであります。これは公用公共等の用地の先行取得に関する実施協定書の内容についてのお尋ねということでございますけれども、この協定は町が用地の取得等に係る業務を土地開発公社に委託することに関しての基本的なことを定めてございます。具体的には町が負担する経費は用地取得費、補償費、造成費、事務費、利子、その他委託業務に実施に必要な経費といたしまして、町が予算措置をしたときには速やかに買い戻しを行うというものでございます。これまでも国の大型事業や県事業、そして町の都市計画事業、まちづくり交付金事業などにより買い戻しを進めてまいりましたが、町の施策展開には適宜特定財源の確保といった財政状況にも左右されるところであります。

次に、ニの代替地等についてのお尋ねであります。平成24年度末の公社保有地、全体でございますけれども、全部で51筆、面積では約3万1,600m²余りがございます。このうち、お尋ねの代替地等は28筆で面積では約8千m²となっております。これらの用地は、町の要請に基づいて先行取得事業として取り組んできたもので、一部には事業用地に付随する残地補償も含まれております。

これまでの各種事業展開の中で、代替地の売却実績は多々あったわけですが、用地交渉の過程において具体的に代替地を求められ取得したものの、結果として代替地のご提供には至らず、売り切りで決着する方もおられ、現在も保有している土地がございます。こういった用地手当てにより現在の都市基盤整備に至っているという状況についても、ご理解をいただきたいと思っております。このような箇所につきましては、土地開発公社といたしましても、事業担当課と連携し隣接の方等への売却にも努めているところですが、取得当時の買収単価と地価の下落等の格差もあり、なかなか処分が進んでいないのが現状であります。

いずれにいたしましても、代替需要を初め、場合によっては売却先や利用用途について再検討し、その売却について鋭意努めてまいりたいと考えております。

2番（塚田君） 2回目の質問に入ります。

経営状況、25年度まだ正式にはまとまっていないということですが、24年度同様、

約50万ぐらいの利益が出るということであります。また4区画をこの間、売却して、取得はなしと、このことについても24年度とほとんど同じ、または売却については4区画されているということでありますけれども、この造成地の売却が順調な要因は私は、先ほどの消費税の増税前の一過性の駆け込みじゃないかと、そういうふうに思いますけれども、その要因について伺いたいと思います。

口の公社の存続意義であります。これが造成事業の廃止、これについては、今後も検討しないのかということ、検討課題ではないということでもいいのでしょうか。

それとハの協定書について、最終的には公社の持っている土地は全て町に帰属するわけでありますけれども、残地、代替地の処分、これについてもどのように今後、ただ努力するというよりも、本当にこの残地と代替地はその事業のときに必要と思われて用意しているわけですね。これがある一定に事業が終了するとか、途中で中止するとか、そういう場合には本当に塩漬け、ましてや売れない土地になってしまうと。ですから今この残地が先ほどもありましたように25筆、これは公社の職員の皆さんが毎年、草を刈ったりして、ただ、そういうふうに一生涯懸命努力はしているんですけれども、延々とこういう草を刈ってただ残しておく。この処分はどのように今後するのかと。

特に、基本協定書、また実施協定書、この協定書は事業が中止された場合には、また協定を見直しをしているのかどうかと。そのことについては特に坂都5号線です。インター先線のこの先行取得は、平成7年に9,830m²、約3千坪ですよ。これを取得してから20年、所得価格、当時で1億6千万、坪換算で5万円です。現在、簿価が2億5千万で、坪単価が8万円にはね上がってしまっていると。坪だけでも3万円が上がってしまっていると。これは、今までの毎年、かかってくる利息の上積みと、そういうふうに理解していますけれども。このように5号線の簿価は上がって、周辺の地価は下がっていると。このような中で、この含み損、例えば事業化がされまして、これが販売されるときに、もちろん県事業ですから、県に販売するわけですが、このときに、含み損が出る。この含み損の扱いはどうなるのか、また販売価格、この設定はどのようにされるのか。以上を伺って2回目の質問とします。

企画政策課長（荒川君） 何点かご質問頂戴しておりますので、順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、宅地造成事業4区画、今期の販売実績の状況をどう見るかと、そんなお尋ねかと思えますけれども、確かに社会経済情勢も当然反映をされていることかと思えます。ただ、私ども、土地開発公社の立場から申し上げますと、実は今年度、分譲地の価格改定といったものも取り組みまして、これは以前も一度行っている経過がございますけれども、今年度新たにですね、分譲地の価格の再見直しを行いいたしました。また、従前から行っております販売促進の助成制度、こういったものも宣伝をさせていただいて今年度の売却実績に結びついたものという

ふうと考えております。

次に、造成事業の廃止についてのお話でございますけれども、土地開発公社の造成事業につきましては、今申し上げた宅地造成事業、それからもう1点、実は工業団地の造成等も区分的にはこのプロパー事業のすみ分けに含まれております。これは、全て今やる、やらないということではございませんで、その時々的情勢に応じて町との協議に基づきながら、土地開発公社の果たせる役割を果たしてまいり、そんなふうに取り組んでまいりたいというふうを考えております。

それから、協定書の中で最終的に公有地の取得は、全て町からの委託に基づいて土地開発公社が資金手当てをし、取得、管理を行っている、完成の暁には、またしかるべき時期には町のほうに売却をしていく、これを定めているのが基本協定であり、各事業ごとの実施協定でございます。そういった流れの中で、協定を双方、遵守をしながらですね、適宜予算措置も町にお願いをしながら、保有地の縮減に努めていければというふうと考えております。

それともう1点、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、取得から大変長期になっているもの、また町が取得をしておりますのは、坂都1号線用地、坂都5号線用地、事業用地、代替用地も含めてそういった名目で今も取得、保有をしております。いずれの路線も現在まだ事行中、動いているものでございますし、坂都5号線につきましては、先ほどお答えを申し上げましたとおり、国道18号から西側に向かっての事業化の動きが今まさに出てきているところでございます。こういったことも踏まえながらですね、この先、今公社保有地が代替事業等が今後出てくる場合に、そういったものも活用がしていけるような方策を図りながら事業進捗に結びつけてまいりたいと、そのように考えております。

あと坂都5号線用地の取得が平成7年からで、現在簿価がかなり金利負担等が加算をされ、上がっているというご指摘でございます。これは確かに公社保有地、1年ごとでございますけれども、短期の借入れによって保有を今もしている状況でございます。金利等については、現在かなり低利にはなってきておりますけれども、25年度、今年度の金利を申し上げますと、金融機関によって若干差がございますが、0.85から1%の借入れを起こしてございます。その金利分は保有地の経費という形で年度中の増加という部分に加算をされ、期末残高に加わっていくと、そういったものが先ほどご指摘をいただいた簿価に反映をされているということになるかと思っております。

ただ、坂都5号線に関して申し上げますと、まだ事業化には至っておりませんので、インター線の予定地ですね、一部隣接の企業の皆様に駐車場という形でお貸しをして、その月決めの使用料というものを頂戴をしながら、それを借入金の上昇を抑えるように圧縮できるようにですね、駐車場の貸付収入を簿価の圧縮のほうに振り分けをしながらですね、極力残高が増えないような工夫、こういったものも取り組んでいるということで、ご理解をいただきたいと思

います。

先ほど、ご指摘のございました協定書につきましては、まず町と土地開発公社が当初から基本の協定、町が行う先行用地の取得について、土地開発公社が行うと、そういう基本の部分、それから各事業ごとですね、坂都1号線、坂都5号線という事業ごとに定めたものがございます。これの廃止、見直し等の話は現在まだ事業が動いておりますので、現時点、そういったことは考えてはございません。以上でございます。

2番（塚田君） 先ほども言いましたが、土地開発公社については、町民の皆さんも非常に売れ残った住宅の造成地等が目につくということで、議会で行っております報告会でも町民の皆さんから何人か質問されて、このことについて議会としてどのように、議員としてどのようなふうを考えているのかというようなご質問もいっぱいいただきました。そういう中で、私も今回質問するわけですが、特に、見えないというわけじゃないですけども、比較的町の会計と別ですから、なかなか一般町民の皆さんには知りにくいと、わかりにくいという面があるわけです。

そういう点で特に今後は事業、今、継続中というわけでありましてけれども、しかし本当に売れないということは、これは代替地も残地も、確実に残っているんですよね。改善されていないということは、このことがただ努力するというだけで、また今後の事業の中で、これも売却をしていくということでありましてけれども、私は、本当に特に造成事業の一部廃止はぜひこの際、きっぱりとやったほうが良いというふうに思います。これはまだ期限がありますから、ぜひ町としても検討課題だと、そういうふうにしてほしいと思うわけでありまして。

それでは、2問目の質問に入ります。

2. 山と森づくりについて

森林は、地球温暖化防止と自然環境の保全、水源の涵養、災害の防止など、公益的機能を持つ共通の財産であります。貴重な資源を持つ山を守り育て持続的に生かすためにも、長野県は信州山の日を定めるとしてあります。また28年には全国植樹祭が長野県開催に決まりました。県民参加による森づくりと山の魅力を発信する2014信州山イヤーとして山と森林の関心が高まっております。

質問に入りますが、イ. 森林経営計画は

経営計画は、森林整備を進めるための集約化を図り作業道を整備し、集中的に搬出間伐を継続的に実施するものですが、その実施状況と今後の計画を伺います。

ロ. 松くい虫被害対策は

被害木の伐倒薫蒸処理が追いつかず、枯れた松林が放置され地域に不安が広がっております。個人山における対策と庭の松や公園、神社などの松の樹幹注入の指導と対応をお聞きます。

ハ. 山の魅力と価値を次世代へ

私たちに身近な里山に親しみ触れることは地域の歴史、文化を学ぶ貴重な機会であります。子供たちの山に親しみ学ぶ登山学習や、学有林とみどりの少年団の活動状況をお聞きします。また、登山コースやトレッキングコースの整備の状況と、23年12月議会における南条生産森林組合から出されておりますバイオトイレ設置の請願の扱いを伺って1回目の質問とします。

町長（山村君） 山と森づくりについて非常に重要なテーマだと私は思っております。また、なおかつ山と坂城の山と森を守るということで、地域住民の方の本当に献身的なご尽力についても敬意を表するところでございます。今、いろいろご質問ございましたが、私は口の松くい虫の被害対策についてお答えしたいと思っております。

先週末の信濃毎日新聞でも県内の松くい虫被害がもう最大だと、非常に危機的状況になっているという報道もありました。私は3年前、町長になりまして24年から松くい虫防除対策について総合的な対策をいろいろ考えようということで、その中の一つに空中散布の復活ということも含めました。松くい虫の防除対策については、これは何一つ、どれ一つやればよいというものではなくて、総合対策だと思っております。

3年前にいろいろ議論をしたときにですね、いろんな先生方のご意見も伺いました。その中で今ならまだ間に合うというお話も伺いました。それで種々手を打ってまいりました。また昨年には上平地区でありますけれども、いわば松くい虫に対する最大の逆襲作戦で松を植林しようというような動きも地元の方と一緒に手がけてまいりました。私は、このご質問に対しまして、平成26年度で松くい虫防除対策全般的な事業、何をやっているのかということ、何を計画しているのかということについてご説明いたします。

平成26年度も町の松くい虫防除対策指針により、一つ目として守るべき松林としての位置づけ、二つ目に防災面からの防除対策の強化、三つ目に複合的な対策、四つ目に住民への健康への配慮、防除対策の基本柱に据えて進めてまいります。基本的な事業内容といたしましては、伐倒駆除750m³、特別防除、これは空中散布ですけれども、25ha、空中散布にかかわる気中濃度、河川水質等の農薬安全確認調査、樹幹注入、枯損木処理を引き続き実施するとともに、地域の方の要望を踏まえて新規に苧屋原地区において無人ヘリコプターによる散布を取り入れ、複合的、総合的な松くい虫防除対策をさらに進めてまいります。

無人ヘリ散布の対象区域につきましては、人家等の生活圏から離す距離を有人ヘリ散布実施区域は200m以上に対し、無人ヘリ散布実施区域は30m以上に設定することが基本的な考え方とされております。また無人ヘリ散布は樹木の上、四、五mから狭い散布幅で実施するため、飛散等による影響が少なく危険性の低い効果的な対策とされており、松本市、安曇野市においても昨年より実施されております。苧屋原地区の無人ヘリによる散布は、人による伐倒駆除もできず人家に近い場合有人ヘリでも散布できない急峻な山の裾の部分について実施いたします。県の実施基準により散布回数は2回、時期的には1回目散布を6月中旬、2回目散布

を7月中旬に予定しております。

特別防除、空中散布ですが、及び無人ヘリ散布の実施に当たりましては、周辺住民等に対するリスクを最大限少なくして、地域住民や関係者等ときめ細かな体制を構築した上で、適切に実施してまいりたいと考えております。また、住民の皆様への健康に対する配慮として、住民の皆様への周知や詳しい情報の提供などを行う、いわばリスクコミュニケーションについても強化を図ってまいります。また、住民の皆様方のご意見をお聞きする説明会につきましては、来月15日に開催を予定しておりますので、これから広報、有線等を通じて周知を図ってまいります。その他につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

産業振興課長（塚田君） 初めに松くい虫被害対策についてお答えいたします。

松くい虫の被害を受けて多くの松が枯れた場合、根による土壌をつなぎとめる力の低下が懸念され、大雨などによって崩壊地が発生し、その土砂が土石流となって大きな災害となる危険性が高まるのが危惧されます。さらに、土砂の崩壊が起きない場合でも多くの松林は水源林となっていることから、松林が失われた後、更新が困難な区域では水源涵養機能が大きく損なわれてしまいます。また、四方を緑豊かな山々に囲まれた当町においては、美しい景観を形成している松林が被害を受けると、観光などの面においても森林資源に大きな損失が生じることから、町では限られた財源の中で伐倒駆除を初め特別防除、樹幹注入、枯損木処理や松の植林など総合的な松くい虫防除対策を進め、美しい松林づくりに努めているところであります。

その中で、伐倒駆除については、松林の区分を分類し守るべき松林を設定して被害の発生、拡大状況により対処しております。松林の区分につきましては、森林病虫害等防除法により県が指定します高度公益機能森林及び高度公益機能森林への被害拡大を防止するための被害拡大防止森林、また町の松くい虫被害対策実施計画に位置づけられた地区保全森林と地区被害拡大防止森林があります。中でも保安林または公益的機能が強く、水源涵養、災害防止等の森林機能維持のため特に松くい虫被害対策が必要な高度公益機能森林と町の実施計画において高度公益機能森林に準じた対策を行う地区保全森林、この二つの区域を守るべき松林と位置づけております。

議員さんのご質問にありました個人山の伐倒駆除に関しましては、個人の民有林も町の実施計画において対象森林に含まれておりますので、これまでも処理をさせていただいております。個人からの要望や問い合わせ等もございますが、まずは守るべき松林の区域の伐倒駆除を優先させていただく中で、地域要望や緊急性などを勘案して順次対処してまいります。

次に、樹幹注入の指導と対策についてお答えいたします。樹幹注入は、インフルエンザの予防接種のようなもので、松くい虫の原因となるマツノザイセンチュウが樹体内に侵入してきたときに、その増殖を抑制させたり、死滅させたりする効果があり、健康な松への感染を防ぐための予防措置として有効な対策であります。また、樹木の幹に直接注入するため、薬剤の飛散

がありません。松並木や公園の松など、貴重な松に対して実施するのが一般的で予防効果が高く、1回の注入で最長5年間有効とされています。注入作業に当たっては、薬剤効果を発揮させるために、注入場所などの見きわめも必要となり、専門的な知識を技術を要しますので、森林組合や園芸業者などの専門業者に依頼するのがよいと考えます。

樹幹注入は、庭の松や公園、神社などの貴重な松に対し効果的な予防対策ではありますが、松1本1本に注入するため、手間と費用がかかります。そのため広い範囲で行うことは困難となっております。町では、今年度、上平地区の自在神社周辺の松30本に樹幹注入を実施したところですが、引き続き効果的な防除対策を組み合わせながら、総合的に対応してまいります。

次に、森林経営計画についてお答えいたします。平成24年4月から国の森林・林業再生プランに基づき、新たな補助制度により森林整備を行う森林経営計画が始まりました。森林経営計画とは、森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画で、山全体を大きな団地として計画を作成して継続的な森林整備を実行できるようにしていくものであります。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としております。

森林整備に伴う補助金を活用するには、森林経営計画を作成し計画した区域の所有者の方々と上記の委託契約を締結して整備をしていかなければなりません。また、森林経営計画の主な要件としては、対象とされる森林の合計面積に対し2分の1以上の面積の作業計画を作成することや間伐材を搬出することが必要となります。この集約化に向けては、長野森林組合が事業主体となり、森林経営計画の作成、また森林所有者から同意の取得などの準備を進めております。

町におきましては、現在、上五明の農山地区と南条地区の2地区で集約化が既に済み、作業が進められております。平成25年度の作業内容は農山地区が16.4haの搬出間伐、1,570mの森林作業道の開設が、また南条地区では1.12haの植栽、18.76haの下刈り、忌避剤による獣害防除9.74haが実施されたところでございます。このほかにも和平地区及び横引地区において集約化に向けた準備が進められ、近く事業計画についての説明会を実施する段階となっております。また、上平地区、特に島、小野沢地区でございますが、こちらにおきましても新規集約化の対象として、先月地元説明会を開催したところでございます。

町では、集約化による森林整備推進に向け、森林経営計画の作成に必要な森林簿の調査、現地調査などの森林情報の収集整理、説明会や戸別訪問を通じた計画参画への合意取りつけなどの活動、間伐を行うために必要な各種調査、了解の確認、説明会や戸別訪問を通じた作業への合意取りつけなどの活動、また作業路網の改良活動にかかる経費に対し、森林整備地域活動支援交付金を交付し支援しておるところでございます。

続いて、ハの山の魅力と価値を次世代へのということの中で、バイオトイレ設置についてお答えいたします。南条の日向山へのバイオトイレ設置に関しましては、平成23年11月24日に南条生産森林組合から坂城町議会へバイオトイレ設置に関する請願書が提出され、同年12月議会で採択をされております。町への要望につきましては、同時期に南条生産森林組合の組合長さんから口頭でお話をお伺いした経過がございます。その際に、バイオトイレについて調べましたところ、用途によってさまざまなタイプがございますが、山へ設置する固定式のもので自然環境に配慮した外装のログハウスふうトイレの価格を例に挙げますと、男女兼用型で450万円程度、男女別入り口複数一体型で650万円程度、さらに太陽光や風力発電を利用した無電源タイプですと1千万円を超えるものもございました。

町といたしましては、森林の環境整備としてバイオトイレの設置の必要性は理解はできますが、費用が高額であります。また設置後の維持管理にかかる経費も必要となりますし、年間の利用人数や使用回数に対する費用対効果を勘案する中では、設置は難しいのではないかという旨の見解を組合長さんへお話をさせていただいたところであります。

なお、その後ですが、南条生産森林組合が里親となって実施しておりますセブン・イレブン記念財団によりますセブン&アイの森の整備作業の際には長野森林組合が簡易式テントと携帯用トイレをそれぞれ4個準備しており、春と秋の作業の都度、現地に設置をして使用されているというようなことでございます。

教育文化課長（柳澤君） ハの山の魅力と価値を次世代へについて答弁申し上げます。

当町は、豊かな自然に囲まれた環境があり、地元の山や自然に親しんでもらうことを狙いとし、町内3小学校においては春の遠足、5年生の和平キャンプの際に地元の自然散策や登山を行っております。春の遠足では、低学年においては南条の記念公園、びんぐしの里公園など、地元の自然散策を行い、中高学年では葛尾城址、虚空蔵山、自在山、三水城跡、そして鏡台山などへの登山活動を行っております。

中でも坂城小学校では、これら登山活動のほかに学有林を通した体験活動を行っております。坂城小学校の学有林活動は、さまざまな自然体験活動を通して森を守る大切さを理解し、森を守っていかうとする意識を高めることなどを目的に行っております。この活動は昭和41年に当時の坂城小学校6年生が参加し、アカマツ4、400本の植樹をしたところから始まっており、1号林から6号林まで有し、カラマツやアカマツを中心に植栽されています。学有林の整備は6年生の児童を中心に植樹、下草刈り、そして間伐作業等を行っており、この活動に際しましては、PTA役員、学校職員のほか、地元の林業従事経験者、あるいは役場産業振興課、長野地方事務所林務課といった学有林運営委員会を組織し、地元の皆さんのバックアップを受けた活動となっております。

この坂城小学校の学有林活動は、みどりの少年団の活動としても知られております。昭和

5 5年5月、坂城小学校みどりの少年団が結成されました。坂城小学校の学有林活動は、高学年の児童だけの活動にとどまらず、5・6年生が整備した学有林を1・2年生及び3・4年生においても、秋には学有林遠足として訪れ親しんでおります。1・2年生においては「森と遊ぶ」をテーマに学有林の中で遊ぶことを通して自然のよさを実感する、3・4年生においては、「森に学ぶ」をテーマに学有林にある植物、昆虫、動物などの学習から森の大切さを学ぶ、5・6年生においては「森を守る」をテーマにさまざまな作業体験を通して、森を守る大切さを実感するといった取り組みを行っております。

中学校においても、1年生では高原学習として志賀高原周辺の自然に親しむ活動を行い、また2年生においては日本アルプスの景観、動植物に接し、自然の雄大さ、美しさを体感するとともに、登山を通して心身を鍛え、規律ある態度を養うことを目的に唐松岳登山を行っております。

町内3小学校による地元の山への登山、坂城小学校の学有林・みどりの少年団活動、あるいは中学生による高原学習、登山活動は、自然との共生、自然を守る大切さを実感することができる貴重な体験と考えております。

続きまして、里山トレッキングコースの整備はについてでございます。トレッキングコースの整備につきましては、平成17年度、町内の里山愛好家の皆さん、林業委員さん、区長さんなどを含めました里山整備実行委員会を組織し、やぶ払いや案内板を立てるなど六つのコースを整備いたしました。千曲川右岸には、太郎山コース、大峰コース、堂叡山・鳩ヶ峰コース、鏡台山・葛尾城コースの4コース、左岸には狐落・三水城コース、自在山・九竜山コースの2コースとなっております。平成19年度には、里山整備実行委員会の中心的な方々が里山の愛好団体として、さかき里山トレッキングクラブを設立され、現在も独自の活動を行っており、里山の整備についても引き続きご協力をいただいております。整備されたトレッキングコースについては、子供たちや多くの方が健康維持、地域探訪等を目的としてご利用をいただいております。

トレッキングコースの整備としては、小学5年生の和平キャンプの際に行われている鏡台山登山にあわせ、例年7月初旬にコースの枝の伐採や刈り払いを実施しております。その他整備につきましては、里山トレッキングクラブの方々に各コースの刈り払いのご協力や巡視等をしていただいております。トレッキングコースが整備されてから10年を迎え、町内はもとより町外の方も坂城町のトレッキングコースを利用いただくことも多くなってまいりますので、今後も里山トレッキングクラブの皆さんと連携を図り、看板の修繕、ロープの交換などを進めていきたいと考えております。以上です。

2番（塚田君） 2回目の質問に入ります。初めに、町長にお尋ねしますが、先月、ペレットボイラーが庁舎のボイラーとして完成し、木質ペレットがこのボイラーでは約年間60tを使う

ということであります。間伐材を使うことでこの林業の振興につなげたいという抱負を述べておりますが、まさしくこのエネルギーの地産地消であります。葛尾の焼却施設の後利用としまして、ぜひペレット製造工場をつくったらどうかと、こんな提案をしたいと思いますが、ご意見がありましたら。

それでは、松くい虫対策でありますけれども、町長の招集の挨拶にもありました。今、町長からも松くい虫に対する対策について、荻屋原地区に新たに無人ヘリの空中防除を計画と。これは県の防除実施基準で無人ヘリ防除は、目視で低空のため薬剤の飛散が少なく、防除には有効と聞きますが、これまでこの無人ヘリの空中防除はなぜ採用されなかったのか、この費用と効果の点はどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

樹幹注入の件ですが、これについて、上平地区で30本の実施をしたと、この樹幹注入、これは非常に高価なんですよ。私がちょっとお聞きしたところでは、直径が40cmの松に約1万5千円かかると、そしてこの1回、予防注射をしても5年ぐらいという効果しか認められないということでもあります。この樹幹注入について、今後はどういう方向でやっていくのか、また上平地区とって、この樹幹注入、山の木の樹幹注入であったのか、それともお宮とか神社とかそういう公園とか、そういう樹幹注入は今までされてきているかどうか、またこれから予定あるのかどうか、その辺を伺います。

また、この松くい虫対策についてですが、先ほど、課長からの答弁でありますと、守るべき松林を優先して、個人の問い合わせに対しては順次対応していくということなんです。今、個人からの問い合わせはどのくらいの数があるんでしょうか。また、どのくらい待てばこの対応をされるのかどうか、その点をお聞きします。

最後に、ふれあいの森とセブンの森、これについて23年の12月議会に請願が出されました南条生産森林組合からのバイオトイレ、先ほども金額を示されましたけれども、今現在、このセブン&ホールディングスから寄附をいただいて運営をしているということですよ。そして、この簡易トイレもそのたび、セブン&アイのボランティアで春、秋、2回されているというわけですが、そのときに簡易トイレを持ってきて、あとまた回収すると。このセブン&アイから寄附をもらっているんですから、その寄附は何でそのバイオトイレとか普通のトイレに利用されなかったのかと、この寄附はどこへ使われているのかと。そして町は全然関知しないで、このトイレについては、高額であったり、あとの管理が大変だろうということで、一切つくる気はないということですが、果たしてそれでいいのでしょうか、その点をお聞きします。

時間がないですから以上です。

産業振興課長（塚田君） 松くい虫の伐倒にされたものの後利用ということでございます。後利用ということで、有効に利用したいというふうに考えておりますが、ペレット材への加工というものについては、搬出の問題とかがございますけれども、いろいろこれから検討をしてま

いりたいと思います。

それと無人ヘリとの関係でございますけれども、無人ヘリについては、やはり有人ヘリと違い散布範囲がどうしてもパイロットが見える範囲でしかできないという問題がございます。やはり見える位置で操縦いたしますので、ある程度決められた範囲でしか散布できないという問題がございますので、どうしても手間暇がかかってしまうという問題がございます。

それと樹幹注入でございますが、確かにおっしゃるとおり高価でございます。今回、その自在神社の周辺の松、やはり地域一帯を景観として残しているものでございますので、その点について守るべき松林ということで、今回この30本の樹幹注入をさせていただいて、様子を見ていきたいというふうに考えております。

それと個人の問い合わせについてどのくらい待てばよいのかということでございますが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、やはり順番がございます。守るべき松林をまず最初にやって、なおどうしても危険な箇所というものがやはりあると思います。人の上に倒れてくるというような危険があるものについては、そういうものは先に処理をさせていただければというふうに考えます。

それとセブン&アイの森でございますけれども、あくまでもこれはセブン&アイホールディングスと南条森林組合との契約でございます。寄附についても町のほうとしては、ちょっと存じ上げない内容でございますので、そちらのほうは、その両方で検討されているというふうに考えます。町といたしましては、その整備の際に町長が出席したり、町の担当者が出席をさせていただく程度でございます。

それと、簡易トイレでございますけれども、やはりそれは森林組合のほうでその簡易トイレ、携帯用のトイレ、四つで間に合うだろうという判断のもとでその作業の都度、森林組合のほうで設置をしているというものでございますので、それはあくまでも実施する団体の判断ということでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

2番（塚田君） 山を守るということは、非常に大変なことであります。特に75%からの森林を町が負うということは非常に難しいというふうに思います。特に50年ぐらい、植林をしましてから人工林が50年たってきていると。そしてその間伐材は50年以上の大きさになればほとんど使用も不可能に近いということでもありますから、今、間伐は非常に急がれて、そしてその後利用も含めまして大きな問題になってくるだろうと、そういうふうに思います。

トレッキングクラブの皆さんが整備をされているというボランティア、これについては毎年やらなければ、本当に伸びて草木が伸びてしまってコースがわからなくなってしまうと、そういうことであります。本当に私も毎月一度ぐらいは里山歩きをし、年に一度ぐらいはこの坂城の山をトレッキングさせてもらっているわけですが、この里山のトレッキングを本当にしていると、毎日暮らしている町を山の上から見ると、非常にロマンを感じるわけであります。

びんぐし山の湯さん館の風呂の魅力は、湯質、湯量とともにロケーションがいいということで、眼下に広がる町の景色と四季の移ろいが私たちの財産であります。このびんぐし山の松が松くい虫でなくならないように、みんなで知恵を出し、またずくを出し、自然の恵みを守り育て、次の世代につなげていきたいものであります。以上で、私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時05分～再開 午後 1時30分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、3番 吉川まゆみさんの質問を許します。

3番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

2011年3月11日、日本中を震撼させた東日本大震災と東京電力第一原発事故が発生してから明日で丸3年を迎えます。いまだに27万人弱の人が避難生活を送っていると聞き、全ての被災者が当たり前の日常生活が送れるよう、さらに復興に力を入れてほしいと願わずにはいられません。

それでは内容に入ります。

1. 除雪対策について

2月8日の大雪は、降雪時間が18時間だったのに対し、14日、15日の降雪時間は2倍近い約30時間でした。南岸低気圧のおかげで想定外の豪雪という結果をもたらしました。1週間ほどたったころ、某紙に、丹精を込めて植えた花の苗がハウスの下敷きになってしまった、悲しくて布団をかぶって泣いた、ご免ね、花たちと。これを読んで胸が締めつけられる思いになりました。当町でも先ほどもお話がありましたとおり、同じような被害に遭われた方々がいらっしゃいます。心よりお見舞い申し上げます。

今回の記録的な豪雪はふだんから大雪になれていない我が町にとって、多くの課題を与えてくれました。特に関係部局では除雪に対する町民からの要望がかなりの量で、錯綜した情報を整理しながら取り次いだり、手を打ったりと、さまざま大変だったのではと推察をいたします。

さて、午前中も同僚議員から被害状況や今後の対策について質問があり、町からの答弁をお聞きいたしました。地球温暖化が進む昨今、全てにおいて早目、早目の対応を講じておく必要性を感じたのは私一人ではないと思います。

それでは、質問に入ります。

イ. 通学路の確保は

14日から降り始めた雪は、翌日は物の見事に降り積もり、どこから手をつけていいのかというほどの大雪でした。たまたま土日ということで学校は休みだったので、混乱は免れたかと思いますが、誰もが一番心配をしたところが通学路の除雪だったと思います。通学路も広い道

路から狭い道路、また歩道などさまざまな道路があります。そこをどのように手を打ち除雪を進められたかお尋ねいたします。

ロ．生活道路の除雪は

さて、県道や町道の一部は重機が入り除雪が進みましたが、一方狭い道路や町営住宅内など、高齢者住まいのところは除雪が大変厳しい状況でした。一般的に地域が主体になって除雪を進めるのが生活道路ですが、今回はなかなか思うに任せず大変困難でした。そこで、今回の生活道路の除雪対応はどうされたかお尋ねいたします。

ハとして、情報の発信、伝達は

100年に一度とも言われたこの大雪で、一番感じたことは、行政を町民が情報の共有ができなかったということです。それは私も回っていく中で、町が一生懸命除雪に対応していただいても、除雪の順序や対応について多くの町民には流れていなかったということを感じました。また、誰もが自分の周りを何とかしてほしい、しなければという気持ちで状況を受け入れる余裕もなかったと思います。そこで、今回、除雪の情報などはどのように町民に発信し、伝達をいたしましたか、その点についてお尋ねをいたします。以上で1回目の質問を終わります。

建設課長（青木君） 1．除雪対策についてのイ．通学路の確保とロ．生活道路の除雪についてお答えいたします。

まず、町の除雪計画といたしましては、除雪基準であります10cmの積雪を超えた場合、除雪委託路線37路線について除雪委託業者9社により除雪を実施しております。

ご質問の通学路の確保ということでございますが、町が委託している幹線の車道については、建設課で行っておりますが、その他の生活道路や歩道につきましては、地元の皆様をお願いしている状況でございます。しかし、今回2月14日から15日の大雪につきましては、町内で80cmの積雪を記録したため、教育委員会などから要請のありました道路等で重機でしか対応できない路線につきましては、建設課において業者に指示をし優先的に除雪をした状況でございます。また、坂城大橋の歩道と鼠橋の歩道につきましては、村上方面からの学生の通学に使用するため、委託業者と建設課職員により除雪を実施いたしました。

次に、地域の生活道路につきましては、行政協力員会において町が実施する幹線につきましては、区長様にご説明をし生活道路の除雪についてご協力をお願いしたところでございますが、今回区長さん方のご協力を得る中で、区内の重機等を所有している方々にもお願いをいたしまして、区内で除雪を行っていただいた状況でございます。幅が狭い生活道路ですとか、急峻で重機等が対応できない生活道路につきましても、区長様を初め住民の皆様のご協力により除雪の対応をしていただいたところでございます。

建設課といたしまして、今回は大雪だったということもございまして、除雪の委託路線以外

の町道につきましても地域からの要望があった生活路線55路線につきましてもは重機等により除雪の対応をしたところがございます。以上でございます。

まちづくり推進室長（中村君） ハ、情報の発信、伝達についてはご答弁申し上げます。

町民の皆様への情報の伝達につきましては、有線放送、ホームページ、メール発信システムオクレンジャーにより情報伝達を行いました。有線放送では、先月の8日から26日までの間に大雪警報の発令のお知らせ、幹線道路除雪のお知らせや生活道路の除雪について、町民の皆様へのご協力をお願い、町循環バスやしなの鉄道の臨時運休、時間の変更等のお知らせ、小中学校休校のお知らせ、びんぐし湯さん館臨時休館や営業時間短縮のお知らせ、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会や分館対抗球技大会中止のお知らせ、それからあんしんお届け便の運行時間変更のお知らせなど、町から計47回の臨時放送をしております。

また、地区別放送をご活用いただき、六つの区の皆さんが除雪への区内の協力依頼、また区の行事の中止、こういったお知らせを各地域内においてそれぞれ発信をいただいております。

町ホームページにおきましては、大型重機による幹線道路除雪のお知らせ、生活道路除雪への町民の皆様のご協力をお願い、雪捨て場の案内についてお知らせを掲載をいたしました。また、小中学校の休校につきましては、オクレンジャーに登録をいただいている保護者の皆様へメール発信による臨時休校や登下校の注意喚起などのお知らせをしたところがございます。

今後とも、災害時につきましても適切な情報を発信ができるよう努めてまいりたいと考えております。

3番（吉川さん） ただいま詳しい説明をいただきました。今回は、先ほど来お話があるとおりに、考えられない大雪でしたので準備ということがありませんでした。でも防災の観点から見ても、この想定外という言葉以上の思いでこれからも対応していかきゃいけないと思います。そういう意味で幾つかお聞きしたいと思います。

先ほど、建設課長から通学路についての対応のお話がありました。その件なんです、学校の近辺の方から除雪対応について、ちょっとお話をいただきました。それはですが、地元の皆さんで除雪を皆さんでやった後に除雪車が入ってきて、それで除雪をしていただいたと。そうしましたところ、本当に路地の交差するところに山積みになった雪が残ったり、また各家の入り口に雪が高く押し残されてあって、それがやった後にまたそれが山になってしまったということで、かたい雪がそこに残っていたということで、その辺をこれからどう対応していくかというお話をいただきました。

そこで、除雪をしていただく業者の方と、また区と連絡網をつくっていただいて、この地域はいつ幾日の何時からやりますよ、だから地元の方もお願いしたいというような、そういう連携をとるような手法を考えていただけないかというお話が1点ありました。それについて、お考えをお聞きしたいと思います。

それから通学路に対して、午前中もお話がありましたが、民家のないところなどもたくさんあるわけですが、今回も職員の皆様が除雪をしていただいたところもたくさんありました。しかし、全体的に見ますと短い期間で休みをとりまして、今回休みを入れたんですけれども、除雪を短時間でやるということに対して、これからの対策としてPTAとか保護者の皆さん、また通学路の該当する区の皆さんに出ていただく、また場所を決めておおむね何cm以上積りましたら、その除雪に協力をしていただきたいというような、マニュアルを作成したらどうかと思いますが、その点についてもお聞きしたいと思います。

そして、生活道路についてであります。地域によっては一斉に鈴を鳴らしてみんな出てきて、全戸で対応をしてきれいになったというところもあります。しかし、今、高齢化が進んでおりまして、なかなか全戸で出ることができない場合もあります。今回もある方から、課長からもお話がありましたが、重機を持っている人がいるので、前もって運転できる人を登録制度をつくっておいて、その方にいざというときには対応していただくような形がとれないかという提案がありました。その点と、それからもう1点、高齢者のお宅、そこを各区でももちろんやっただいていてと思います。手落ちがあると思いますので、そういう方たちのために雪かき隊のようなボランティアを立ち上げて対応していくような、そういう案はどうかと思います。この3点についてももう一度お考えをお聞かせください。

建設課長（青木君） まず再質問をいただきました家の前に雪をかいてしまって、雪が積もってしまったというような状況でございますが、町でお願いしております37路線につきましても、委託業者の方に路線ごとにやる箇所は決めてございます。ただ今回のような大雪の場合ですと、路線によっては非常に時間がかかってしまうという中で、路線を限らず逐次どの路線に入っているかということを確認いただきながら、必要に応じてお互いに融通し合って路線をやったというようなことがございまして、なかなか何時にどの路線というような形は今回はとれなかったわけなんですけれども、通常の場合ですと路線を、入る路線とか決まっておりますので、大体入る順番等事前に区長さん方にご連絡できるような形をまた考えてまいりたいと思います。

あと、また今回区長さん方のほうで地元の重機等をお願いして除雪を行いましたけれども、今回区長さん方、急をお願いした場合もございまして、今後は町といたしましても地元の建設重機をお持ちの方ですとか、さらにまた免許を持っている方、こういう方を事前に把握しておきまして、いざというときにはまた区長さんと協力する中でお願いするような形をとってまいりたいと考えております。あと、また町内の企業の方ですとかにも協力いただけるような体制を含めてまた考えてまいりたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

教育文化課長（柳澤君） 通学路の保護者との連携という部分でございます。今回の除雪につきましては、町の委託業者による除雪のほか、地域の皆さんを初め保護者の皆さんのご協力もいただく中でお願いをしてきたところでございます。

そういう中で、この除雪に関しましては、ある程度の間隔ですれ違いのできるエリアを確保するなど、子供たちが積雪をしまった道でもできるだけ安全に歩けるような対応してまいりましたけれども、課題となりましたのは人家やあるいは事業所のないところ、あるいは間隔のあいのような通学路については、除雪に時間を要したというような箇所もあったというふうに把握をしているところでございます。

そのような課題を踏まえまして、今後保護者あるいは校長会というようなところ、PTAを中心とします校外指導部の皆さんと除雪につきまして、検討を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

福祉健康課長（天田君） 私のほうからは、雪かきボランティア隊の問題についてお答えをいたしたいと思っております。雪かきあるいは除雪ボランティア隊は、北海道や東北、新潟など日常的に降雪量の多い地域にあるようでございます。県内では常設的にボランティアに取り組んでいるというところは承知をしていないところでございますが、今回の大雪について長野県社会福祉協議会によりますと、軽井沢町の社会福祉協議会におきまして災害ボランティアセンターを設置し、町内外から除雪ボランティアを募集したとお聞きをしております。

今回、坂城町社会福祉協議会では、そこまでは至りませんでした。今後に向けまして社会福祉協議会ともお話をしてまいりたいと考えております。

議長（柳澤君） 先ほど、教育文化課長を学校教育課長と申し上げたかと思っておりますが、大変失礼いたしました。訂正いたします。

3番（吉川さん） 今、各担当課長から答弁をいただきました。ぜひ、緊急事態でしたけれども、これからはこのようなことは絶対ないとは言えません。そういう意味でも事前に把握をしていただいて、体制をぜひつくっていただきたいと思っております。

それから、PTAの関係もそうですが、今、本当に子供さんも少なくなっております。そういう意味でも、該当する区の方たちにぜひ声をかけていただいて、すぐに体制を組んで取り組めるような形をお願いしたいと思っております。

そして、先ほども福祉課長からもありましたが、今回もあるヘルパーさんともお話ししたんですが、やはりヘルパーさんがお宅にたどり着くまでに、やはり時間が決まっても、なかなかたどり着かなかったというお話を聞きました。そういう意味でも、それも皆さん、シャベルを持ちながら、その現場に行ったわけですけども、時間に着かなかったおかげでその方からかなり怒られたとかというようなお話も聞きましたので、私も本当にそういうところにももっとも目を向けて町としても取り組みを強化していかなきゃいけないと思っております。

そしてハの情報の発信ですが、今も答弁をいただきました。今回、町のホームページですけども、掲載は17日が初めて載りました。千曲市では16日の時点で雪の捨て場、また軽トラックの貸し出し等についての情報が載っておりました。町民が一番、もちろん有線の体制は

大切です。しかし有線もあるお宅とないお宅とあります。そういう中で、この情報をしっかりとホームページにもっと早い時期で載せていただいたかったなということを今回痛切に感じました。そして、今も47回、有線を流していただいたというお話がありましたが、今後のためにも、しっかりとしたホームページの掲載をお願いしたいと思います。

そして、一番はあれですね、国道、県道、通学路、そして生活道路、農業用のハウスの被害等たくさんの課題がありました。これは全部対応の課が違いました。そういう中で、一つ感じたのは、午前中にも町長から答弁がありましたけれども、早い時点で一番は、対応はしているんですけれども、情報収集と発信を一本化して町民に投げかけていただいたかったということを一番私は感じたんですが、できれば総務課対応でやっていただいたかったと思いますが、その点について答弁を求めたいと思います。

総務課長（田中君） 午前中、中嶋議員に町長から答弁をいたしました。今回、災害対策本部が設置はいたしませんでした。しかし、各課との連携はとれたし、連絡はとっておりました。まず建設課とは道路の除雪の状況、それから坂城駅、テクノさかき駅の駅前、高速バスの駐車場等の除雪の状況、これは町長答弁の繰り返しになっちゃいますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、各課では所管しておりますテクノセンター、鉄の展示館、けやき横丁、文化センター、図書館、給食センター、保育園等の除雪の状況、また小中学校の休校、保育園は希望保育、それから鉄の展示館、それとふるさと歴史館の休館、それから人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会の中止等の連絡については、私のところにも入ってきております。理事者のほうにも伝わっております。それと大型重機の借りの状況も私のところへ入ってきています。これは私のところに連絡がたまたま入りまして、大型重機使ったほうがいいんじゃないかと連絡が入りました。それですぐ、建設課長のほうへ連絡をとって翌日、だから17日の日には大型重機が入ってきて、鼠橋から産業道路のほうへ除雪ができてきたと思います。そういった形の中で連絡は取り合っております。

それから、2月17日月曜日からは確定申告が始まりますので、役場の駐車場の除雪も行いました。しかし、職員駐車場につきましては、きちんと除雪ができなかったために役場から1km以内の職員は歩いて、家が近所の職員は乗り合いで通勤するよう課長全員が役場にいたもので、課内の職員に伝えるように各課長に私のほうが直接話をいたしました。ですので、各課とは連絡はとれておりますし、理事者のほうにも連絡もちゃんととれております。しかし、町長の答弁でもありましたが、町民の皆様への情報発信のあり方については、今後、課題が残るかなということでもあります。よろしくお願ひをしたいと思います。

3番（吉川さん） 今答弁をいただきました。いずれにしても、横の連携はとれていたということは理解できました。あと、やはり町民にその情報の伝達がもう一歩足りなかったなとい

うことを感じたわけです。もう皆さん、本当に職員の皆さん、寝ずに頑張っていたでいる、そのことをやはり町民の皆さんが知るということも大事なことだと思います。そういう意味で、今回、そのやっていることが、例えばこの道路は交通渋滞ですのでこちらに回ってくださいますとか、この午前中はこのところをやっていますとか、そういう詳しい情報をもっともっと、何というんですかね、発信していただければよかったですと思います。今回の教訓を大事にして今後の防災活動に大いに生かしていただいて、また町民の命と生活を守るために対策の強化を望みたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

2. 健康日本一のさかきへ

イ. 「健康マイレージ」の取り組みについて

「健康づくりが、あなたを、家族を、町を幸せにします」この標語いいと思いませんか。これは静岡県袋井市の健康チャレンジ！！すまいる運動の標語です。この市では合併後、平成22年に日本一健康文化都市宣言を制定し、市民一人一人の主体的な健康づくりに力を入れてまいりました。その一環としてこの健康マイレージ制度が成果を上げております。昨年10月、この先進的な取り組みを進めている袋井市にその効果を知りたくて、視察に行つてまいりました。

さて、マイレージとは、昨日も息子に言われました。マイレージなんて言ってもみんなわからないよつて言われました。このマイレージというのは、飛行機が飛んだマイル数に応じてポイントがたまり、得点が得られる、航空会社のマイレージサービスから来ている言葉です。最近この健康マイレージという言葉をよく耳にするようになりました。

内容は、運動系、また食事系、ウォーキングの三つの取り組みの実践でポイントをためると得点を利用することができる制度であります。これは町民の皆さんが楽しみながら健康増進に励むことができます。結果として、医療費や介護費の抑制につながったり、地域のコミュニティーや経済の活性化も期待できるユニークな施策です。

袋井市では、自身の健康活動ポイントを換算して公共施設の利用券や食事券と交換したり、また各幼稚園や小学校などの教育機関に寄附ができるという、親子が楽しめる制度として定着をしてくれています。今では市民健康運動としても広がりを見せています。健康マイレージの取り組みは、今、全国の自治体で注目されており、それぞれの地域の事情に合わせ特色を生かして取り組んでいる自治体が増えてきております。

我が町でも、町民の皆さんが積極的に健康づくりに参加できるよう、この健康マイレージ制度を取り入れてははいかがでしょうか、お考えをお聞きします。これで1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（天田君） 健康マイレージの取り組みにつきまして、お答えをいたします。健康

マイレージは議員さんからも今ご説明をいただきましたが、住民に健康づくりを促進する制度で、市町村が定めた健康づくりメニューを行うことによって、ポイントを集めたまったポイントを協賛店や施設等が提供する割引券や商品券等のサービスと交換して利用できる新しい仕組みで、全国的には幾つかの自治体で取り組んでおられます。中でも静岡県では、県と市町村が連携する形で進めており、現在は九つの市と町が協賛しているとお聞きをしております。

県内では、松本市において認知症予防対策の一環として同様の取り組みがあり、ポイントを集め応募することによって、抽選で景品が当たるという内容で事業を行っているとお聞きをしております。いずれにしましても、住民の健康づくりを推進する先進的な事業として注目をしているところでございます。

国民健康保険特定健診につきましては、増え続ける医療費の抑制を図るとともに、何よりも町民の皆さんの健康を守るために1年に1回の受診を呼びかけ、受診率65%達成を目標としてさまざまな取り組みを推進しているところでございます。

平成25年度においては、「チャレンジSAKAKI」重点事業に位置づけ、特定健診受診率65%達成プロジェクトを立ち上げ、各課で開催する会議などに保健センターの職員が出向き、少しお時間をいただく中で特定健診の受診についてPRをさせていただいております。特に住民環境課で開催しましたごみ減量化・資源化懇談会に同行し各区でお話をさせていただきました。また、循環バスや役場の公用車にマグネットシートを張るなど、広報にも努めているところでもございます。さらに26年度からは、特定健診が開始される40歳の方を対象に、40歳スタート健診として、さらなる健康意識の高揚を図り健診のきっかけづくりを目的に、健診料金の助成額を拡大し、自己負担の額を千円といたします。

当町におきましては、健康マイレージ事業の導入よりもこのような独自の取り組みを実施する中で、生活習慣病を初めとする疾病の予防や健康意識の高揚を図るとともに、特定健診の受診率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

3番（吉川さん） 2回目の質問をします。本当に今も課長からお話がありました。1年に1回の健診、この特定健診に一生懸命力を入れております。そして今も独自の取り組みということで、来年度、26年度から40歳の方、この方の健診料金を千円にできるということで、素晴らしい取り組みだと思います。これをやることによって、どれだけ成人病を発見し、また医療費の削減につながられていくか、ここが一番、26年度は大きなポイントになると思います。

そこで、我が町のここ二、三年の1人当たりの国保の医療費と町での健康づくりへの取り組みについてお聞かせいただきたいと思っております。

福祉健康課長（天田君） 再質問の国保の医療費と健康づくりへの取り組みについてお答えをいたします。国民健康保険加入者の1人当たりの医療費でございますが、平成22年度は30万3,720円で、長野県下では高いほうから20番目、23年度は33万2,611円で県内

では高いほうから9番目、24年度は34万4,964円で県内では高いほうから10番目となっております。

健康づくりの取り組みについてでございますが、町の健康づくり計画「すこやか坂城21」に基づき生活習慣病の予防のための特定健診に関する取り組みのほか、がん検診等の実施、ヨガ、ストレッチ等の運動教室や食育等の講演会を実施する中で、疾病の重症化予防や健康維持等に関する知識の普及に努めております。

3番（吉川さん） ただいま課長より答弁をいただきました。それでは町長にお聞きします。町長は平成24年の第2回定例会から特定健診の呼びかけに力を入れ始めました。もちろん国の方針もありましたが、ただいまの65%を何としても達成したいという思いで始めたことだと思います。そして、ただいま課長からも答弁いただきましたとおり、1人当たりの国保の医療費ですね、これが24年は77のうち10番目ですね、今のお話で、そうでしたね。そういうことで、本当にうちの町はなかなか国保の医療費が削減できておりません。

その中で、町長にお聞きしたいのですが、今、課長がおっしゃっていたがん検診、またいろんな健康講座とかありますが、これはこちらから発信して特定の方のみができることでありまして、日常的にできる方策とは思えません。そんな意味で、町民全体で日常的に健康を意識する取り組みが今とても必要だと私は考えますが、それについて町長のお考えをお聞かせください。

町長（山村君） 先ほどご提案のあった健康マイレージというような考え方、これはなかなかすばらしい考え方だと思います。今、課長から説明しましたように、それをやるのは毎年、毎年やっぱり健診を受けていただくというのも、これももっと重要なことかと思っています。総合的に体を診ていただくと、それによって医療費少なくするというところでありますので、もしかしたら坂城町の健康マイレージというのは、毎年受けていただくということに何か、20年続けてやったら何かご褒美出すとか、そういうような毎年、毎年受けていただくというのはやっぱり大きなマイレージ、それこそマイルストーンだと思っておりますので、まずそれを今回は40歳がスタートの年になりますので、それを習慣として自分の健康を自分で考えていただくということを広げていきたいというふうに思っております。

3番（吉川さん） ただいまの町長の答弁では、特定健診をずっと維持、継続して受けていただいた方に何か特典を出そうかというような提案でありました。

本当にこの袋井市では、なぜこれを始めたかということ、皆さんも本当に20年からこの特定健診を開始したわけですが、なかなか健診を受ける動機づけができないということで始めたそうであります。それで袋井市では、この特定健診の受診率が21年が49.2%、そして22年が51.9%、23年が52.9%というところまで伸びてきている現状であります。これはどこの市町村でも今、一番課題になっていることです。

一番、私が思うのは、町から発信をして特定健診、特定健診と言っておりますが、なかなか意識して来る人は来ます。しかし、来れないこぼれている人たちを、どうやって拾い上げていくかということがとても大事なことだと思います。町長も庁舎に歩いてきていらっしゃるというお話も聞きましたが、ふだんなかなか意識をしなければいけないことであると思うんですね、健康に対して。今、本当にこの今の現代社会は歩く、動く、この機会が低下しております、車社会になって。また、過食、偏食の傾向もあります。若い人たちの中にはね、またストレスの増加や不規則な生活のリズム、これも生活習慣病の大きな原因になっていると思います。

今回のこのマイレージ制度というのは、健康づくりをしやすい機運に持っているかどうか、また健康づくりに対する動機づけをできるかどうか、この辺をポイントに置いた方策であります。これは1年間ずっとやるのではなくて、7月から、袋井市の場合は11月まで5カ月間だけ、全町的に総挙げてやろうということでやっております。このいいところは、保育園、幼稚園、また小学生、中学生、高校生全部が一つになって取り組むという点なんです。

これが資料なんですけれども、これは幼稚園と保育園でやるものなんです。これは塗っていくんですけれども、またこれは小学生用です。これも野菜の好き嫌いをつけたりとかね、そういう本当に簡単な取り組みです。そして、大人に関しては、このように一月の日にちが書いてありまして、ここに健康で、例えば運動系の健康づくりとして、じゃあ、私は腕立て伏せが苦手だから毎日10回やろう、また食事系では野菜からまずご飯のとき食べよう、また毎日何歩歩いたという記録をつけるという、この三つの取り組みをやったときに初めてポイントが3ポイントつくということで実施している制度でございます。

これは私はとてもやりやすい取り組みだと思います。そういう意味で提案をしているわけなんですけれども、この資料づくりには約60万ぐらいでできるそうなんです。そういう意味でも、やろうと思えばすぐにでも取り組める取り組みだと考えますが、課長、いかがでしょうか。もう一度、答弁お願いしたいと思います。

福祉健康課長（天田君） 再質問にお答えをいたします。先ほどもご答弁の中で申し上げましたが、この事業、住民の皆さんの健康づくりを推進する先進的な事業ということで、私どもも注目をしております。ただ、特定健診の受診率65%達成プロジェクトも現に実施をしているところでございますし、また今年度40歳スタート健診も実施をしているところでございます。また、それぞれほかの事業も展開をしているところでございますので、まずはそういう事業をしっかり積み上げてまた、そちらのほうをですね、できましたら議員さんにその資料をちょっと拝見させていただいて、勉強もさせていただければと思っているところでございます。

3番（吉川さん） まずは26年度は40歳スタート健診をまず着実に進めていくというお答えをいただきました。この40歳スタート健診がどれだけの方が積極的に受診していただけるか、そこが大きなポイントだと思います。そのためには周知徹底ですね、その辺、広報の辺から

しっかりと取り組んでいただいて、また結果的にすばらしい結果が出るといいと思います。そして、今もお話しいただきましたが、医療費削減のためにいろんな方策を取り入れながら、当町でもしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

3. 循環型社会を目指して

イ. レアメタル等の回収、リサイクルの取り組みについて

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を進める小型家電リサイクル法が昨年4月より施行されました。小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は、多くを輸入に依存しその大半はリサイクルされずにごみとして埋め立て処分されてきました。新制度では、消費者や事業者に新たな負担や義務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル事業者が柔軟に連携をして、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することが狙いとなっております。既に施行されてから1年を迎えようとしておりますが、当町でのレアメタル等の回収、リサイクルへの取り組みについてお聞きいたします。これで1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 循環型社会を目指してということで、レアメタル等の回収、リサイクルの取り組みについてお話を申し上げます。私は葛尾組合の責任者としても重要なテーマだと思っておりますので、私のほうから答えます。

小型家電には、鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルといった有用な金属が含まれております。一方、亜鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要となっているということでもあります。現在は、鉄などの一部金属を除いて廃棄物の埋立地に処分されるということから、使用済み小型家電機器等の再資源化を促進するため、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が昨年4月に施行され、市町村は分別収集するため必要な措置を講ずるとともに、再資源化を適正に実施し得るものに引き渡すよう努めなければならないとされております。

この法律の対象品目は、携帯電話、パソコンなど、電気コードがつく、または電池で動くものが対象で、既に施行されております家電リサイクル法の対象品目である冷蔵庫ですとか洗濯機、大型テレビ等は対象外となっております。小型家電は、消費者から排出され市町村が回収後、国の再資源化事業計画の認定を受けた認定事業者へ引き渡され、分解、破碎し金属の種類やプラスチックごとに選別し、金属精錬事業者が金属資源として再生することになります。この過程で有害物質も処理され、消費者から回収された小型家電はリサイクルされ、再び製品として帰ってくるということになります。

収集運搬過程におきまして、個人情報保護については、配慮する重要事項であり、携帯電話やパソコンのように記憶媒体を含むものが対象品目であることから、回収に当たっては個人記

録をしっかりと消去して出していただき、適切な管理を行い認定事業者に引き渡し処分していただくことが重要ということになります。

今後、当町におきましても、法の趣旨に沿い、千曲市と協調して葛尾組合での実施をしてみたいと考えております。実施に当たりましては、葛尾組合において認定事業者を選択し、町としては回収に当たり対象品目は基本無料とし、排出方法、排出場所等を広報・ホームページなどを通じPRに努めていきたいというふうに考えております。スタート時期につきましては、新年度、26年度内で諸準備が整ったところで始めてみたいと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

3番（吉川さん） 再質問いたします。ただいま町長より詳しい説明をいただきました。本当に気になっていたことですが、当町でも千曲市と一緒に取り組みを具体化していくというふうになって、本当によかったと思います。そして、無料で引き取っていただけるということで本当にありがたいと思います。そして、この取り組みによって、私の家にもいっぱい携帯電話が眠っているんですが、家庭に眠っている小型家電が回収が進んで本当に貴重な資源がまた生きてくるということでもあります。大きな前進だと思います。

ちなみに、長野県の中では、今年度、25年度では11の自治体取り組みを開始したと伺っております。そして来年度は、17の自治体が始めると手を挙げているそうです。そこで、一つ、お聞きしたいんですが、よく国のほうでも回収ボックスを貸与して、補助金のかわりにそれを置いて使っていただくような、そういう制度があるというのをお聞きしたんですが、この回収ボックスをほかのところでは、市役所とか公共の文化センターとか、そういうところに置いて集めているところもあるそうなのですが、その点については当町ではどのような取り組みをされますか、その点について計画をお聞きしたいと思います。

住民環境課長（金子君） お答えいたします。回収方法につきましては、休日に実施しております粗大ごみと資源物収集のサンデーリサイクルにおいて回収を予定しております。町内4カ所を毎月巡回しまして回収を行っておりますので、予定ではその会場へ持ち込んでいただきたいと思いますと考えております。

公共施設での回収はできないかというご質問でございますが、回収対象品目にはパソコンや携帯電話などの記憶媒体も含むわけでございますが、先ほど町長の答弁でも申し上げましたが、排出される際には個人情報等も消去をお願いをいたしますが、消去されずに排出される方も想定する中で、無人の状態での回収は十分な管理ができないこと、また対象品目以外のものが排出される可能性があることなどから、現段階では公共施設に回収ボックス等を設置して回収する方法については検討しておりません。新年度より粗大ごみと資源物収集のサンデーリサイクルを月に1回から2回に回収を増やしまして、利便性を高めます。そういった中で、小型家電リサイクル回収資源の対応をしていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

と思います。

3番（吉川さん） 課長のお話では、サンデーリサイクルのときに同じ場所に持っていけば回収をしていただけるということですのでよろしいですかね。いずれにしましても、人間が追求した便利と必要というもの、これを追求したことによって今、地球を壊して今回の大雪のような自然災害を招いております。そういう意味でも、本当に私自身もそうなんですけれども、もう一度原点に返って環境について見直していきたいと感じました。以上で私の一般質問を終わりにします。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時21分～再開 午後 2時31分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、4番 窪田英子さんの質問を許します。

4番（窪田さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1 問目、雇用促進住宅東の駐車場について

平成21年ごろ、突然雇用促進住宅東側に駐車場ができるようになった。右折や左折をしなければならぬところに大きな普通車が駐車し、車にぶつけないように注意して左折すると、左側にコンクリートの柵があり、そこにこすって知り合いが車を傷つけていました。議員さんをお願いして、理由を述べどうにかしてほしいと言うと、コンクリートは動かすことはできないと所有者が申し出て終わり。20台くらい駐車していた車を平成24年に駐車中止しました。

駐車部分が開放され広くなり、事故を聞くことはなくなりました。しかし、何しろ狭いので、入ってくる車があるか見通して入車しなければならず大変です。少しの区間でも車を待たずにすれ違えることができれば安全に運転できます。また、区のほうにそのコンクリートにポールをつけてほしいと要請しました。また、夜でも事故のないよう左折してもらうためお願いし、ミラーの設置も区のほうへお願いし、事故の少ない中之条区にしたいと思います。

それでは質問に入ります。

イとして、道路の拡幅について

イ. 駐車場として利用するのか、空き地にしておくのか。ロ. インター線に通じる道なので、道幅を広くしてほしい。ハ. 土手をコンクリートで土留めをすればもう少し広がる。結構花を楽しんでいる住人がいるので、土手を利用して花を咲かせているので、これもまた利用方法としてすばらしいと思っています。これで1回目の質問を終わります。

建設課長（青木君） 雇用促進住宅東の道路について、イ. 道路拡幅についてお答えいたします。

ご質問の道路は、県道坂城インター線と中之条の町道B0405線、通称山小路を結ぶ路線で、雇用促進住宅東側の区間は、幅員が約3mで、道路に沿って以前は駐車場として利用をしてお

りました箇所につきましては、現在空き地となっております。その部分も含めて町の所有となっております。またこの道路の北側には墓地があり、幅員が約2mと狭くなっている状況でございます。

道路の拡幅につきましては、雇用促進住宅に面している区間につきましては、空き地でございますので、土手に土留め等をして面積を広くする対応はしなくても拡幅は可能かと思われま。しかし北側の墓地がある区間の拡幅につきましては、用地買収が必要になっている状況でございます。道路拡幅整備を行うには、坂城インター線から山小路までの区間を一体的に検討する必要があると考えられます。この道路のような生活道路の拡幅につきましては、各区において取りまとめていただく町単補助事業により取り組んでおります。地元の中之条区におけるこの道路の位置づけですとか、他の要望箇所との関係などにつきまして、中条区とも相談する中で、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

4番（窪田さん） 2回目の質問に入ります。ポールとミラーの件は、9日、消防車お披露目の日ですので、区長さんが見えていましたので、その図を示し説明し書類を提出するよう準備しています。それと拡幅についてインター線と山小路を町単工事というんですか、それは町のほうで行ってくれるわけですか。

建設課長（青木君） ご質問の町単補助事業につきましては、各区から上げていただくという形が原則となっております。ご質問のございました今の道路につきましても、こちらのほうからまた区長さんのほうにご連絡をとりまして、区の中でまた必要があれば出していただくというような形になろうかと思いますが、現在のところ、まだ中条区のほうからは、その箇所についての町単補助事業というのは今年度出ておりませんが、一応こちらのほうから一応区長さんのほうには確認をとらせていただきます。

4番（窪田さん） では、ポールとミラーの件もありますので、一応、町のほうが区長さんに話して下さるということですが、こちらのほうからも再度お願いしたいと思っておりますけれども。

建設課長（青木君） 道路の件につきましては、区長さんのほうに町単補助で出す、区の中でそういう順位づけをしていただけるかどうかということを確認をさせていただきます。ポールという部分につきましては、ちょっと私どものほうも町単補助事業とかという形になりませんが、一応道路のほうで支障になるような場合につきましては、ちょっと現場のほう確認をさせていただくということでよろしく願いいたします。

4番（窪田さん） はい、わかりました。ありがとうございます。

では、2問目の質問に入ります。

消防団員の募集について

消防団員をしながら仲間づくりは大変らしく、募集に関しては役場でやってもらえないかと

以前から言われていましたが、状態を見てからと見てみると、消防団員が本当に不足しているみたいで消防団員を外から見ていると、若いときのあの姿は格好いい、訓練に耐えている機敏なさまはもっと格好いい、憧れのような姿ではないかと思う。ぜひ、出初め式等を見学して憧れて入ってもらいたい。親もそれなりに社会に尽くしている我が子を誇らしげに、反対するのではなく、社会人の一人として立派な仕事をしていると褒めてほしい。規律を守って訓練しているさまは本当に美しい。何年も奉仕してくださっている隊員の皆様に僕がかわってやろうと申し出てご苦労さまとねぎらってかわってあげましょう。

イとしまして、消防団員の確保について

イ. 消防団員の新人団員確保が難しいと聞いているが、募集の方法など町の対応は。

ロとしまして、他の市町村は

他の市町村の状況は。

ハとしまして、今後の方向性は

ハ. 消防団員の活動のPR活動をしては。確かに、成人式、町民運動会、出初め式等はぜひ一度、目で確かめて、あとテレビや広報誌等も情報として広く見聞を広めて団員になるよう頑張してほしい。これで1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 消防団員の募集について、またイとして消防団員の確保について、ロ. 他の市町村は、ハ. 今度の方向性はどういうご質問でございます。坂城町の安心・安全を守るという意味で、消防団の皆さんの活躍は非常に重要だと思っております。3年前の大震災のときから思い浮かべますと、ますますその重要性は増しているというふうに思います。昨日、中之条の第4分団で新しいポンプ車のお披露目がありました。消防団員の皆さん非常に意気軒高で今年の埴科大会、県大会は必ず出るという約束もしていただきました。大いに期待をしたいところがあります。

さて、消防団員の募集についてのご質問のイの消防団員の確保の状況について、お答えいたします。町の消防団は、本部及び12分団で構成されており、各分団20名から27名の定数を持ち、現在定数及び実数は265名となっております。

地域防災力の中心として大きな役割を果たされておられます。この消防団ですが、当町の消防団の年齢構成は、20代、30代が中心となっており少子高齢化などによりそれらの年代層が減少傾向にあると言えます。平成17年と22年の町の人口の比較では、総人口が5%減少しているのに対しまして、20代の人口は7.8%の減少と進入団員の多くがこの年代であります。町消防団の中核を担う年代層の減少が目立っているというところがあります。また、社会構造、就業構造の変化や核家族化、大都市への若年層の流出、都市化の進行や個人の価値観の多様化が進む中で、地域における連帯感が希薄化するなど地域社会の機能が低下しており、従来の消防団員確保の主たる方策であった地縁等による確保が難しくなってきているという

ころであります。

消防団員の確保につきましては、地道に若い世代のお宅に訪問して勧誘を行っております。町としましては、区長会を通して地元区長さんをお願いをし、団員確保や勧誘にご協力をいただいております。また、成人式などの町の行事で団員募集のパンフレットを配布したり、町内事業所にも団員確保に向けた依頼をお願いしているところでもあります。

消防団としまして、町民まつり、坂城どんどんの開会式のファンファーレをラップ分団が行ったり、踊り流しでも消防団連として参加したり、また町民運動会と交通安全町民大会にあわせて文化センターグラウンドにて消防自動車の展示や記念撮影、火災予防、団員募集などのパンフレットの配布、小さなお子さんに消防グッズの配布を行うなど、積極的に活動のPRを行っているところでもあります。引き続き地域防災体制のかなめとなる消防団員の確保、拡充強化に消防団や地域の皆様方と取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(ロ)の他の市町村はについてお答えします。消防組合が同じである千曲市や近隣の上田市においても、お話を聞く限りでは消防団員の確保には苦勞しておられるようであります。消防団員の確保につながる有効な方法は、なかなか見つからず、地元と協力しながら一人一人勧誘に歩くといった坂城町と同様の方法をとっておられるようであります。今後も近隣の消防団や広域の消防団と意見を取り交わし、参考となる取り組みや効果的な事例など団員確保につなげてまいりたいと考えております。

次に(ハ)の今後の方向性についてお答えします。消防団の活躍の場でありますポンプ操法大会や出初め式は、当日にも大勢の方々に観覧していただいております。また、上田ケーブルビジョンでもその様子が放映されており、その雄姿をPRさせていただいております。先ほど申し上げましたけれども、今年は第4分団のポンプ車が新しくなりました。「広報さかき」に掲載をし、地元中之条におかれましては、地元自主防災会と消防団が協力をして昨日のお披露目を挙行された。そして高性能なポンプ車のPRをされております。今後さらなる地元の安全・安心へと役立つことと存じます。

先ほどの申し上げましたように、消防団として地域の方々が集まるさまざまな機会を捉えてPRを行ってきておりますが、今後につきましてもさらに多くの機会を捉え町の広報誌やホームページ、各報道機関を通じ活動や役割などのPR活動を行っていくことが消防団の発展、新人確保の確保や住民の安心・安全につながるものと考えております。

4番(窪田さん) 礼儀正しく規律を守って経験している姿は、現実の社会でも生きています。ある年齢に達して、過去の消防隊員だったころを思い出して話している姿もまた喜びで美しいと思います。これで終わります。

3問目に入ります。雪かきについて

爆弾低気圧で大雪となり、8、9と大分交通が乱れた。気象庁によると、温暖化が進んで気

温が上がると積雲の中に大気が抱えられている水蒸気の量、飽和水蒸気量が増え、多くの雪を降らせる原因となる。このため局所的に大雪となるゲリラ降雪となるケースが増加すると見ている。また、14日から県下の大雪、交通が乱れて坂城も朝から大雪の始末で体力ともに大変。

雪かき一つのことです大きなことを学びました。自分の家の周りを歩くようにすると、車が出ていけるようにするだけで精いっぱい、道路は自分の家の前ぐらいしか体力がないのに、次の日にお手伝いをする夫婦のボランティアの姿を見たり、道路を車で雪かきをしてくれる人や役場の建設課の人たちは休日なのに雪かきに追われて、電話だけでも大変なことだったのに、その上、大雪なので距離も長く雪かきの姿だけでも頭が下がります。夢にも見たことのない大雪で、体力だけが参って、月曜日から車を出せるようにするのに精いっぱいな自分が情けなく、今度雪が降ったら今回を反省し次回に備えようと思いました。

質問に入ります。イとしまして、大雪の場合の雪の処分方法は

イ. 大雪で片づける場所がないので、トラックでまとめた雪をある場所にまで運ばないと道が1車線になったり、3車線あった高速道路の入り口が2車線になったりで、雪かきの雪の山が道を防いでしまっていました。

ロとしまして、通学通園の道は第一に

ロ. 通学等に必要な道の除雪の遅かったのが休校になり助かりました。

ハとしまして、歩道の雪かきが甘い

ハ. 雪かきはしてあるが、除雪が完全でなく滑ると苦情が。歩道が雪かきしてあったが、塩カルでもまいて道が見えたほうが安全だったかもしれません。

ニとしまして、一人住いの高年齢宅は第一に

高齢者は雪かきができない。民生委員の方の動きはどうだったのでしょうか。

ホとしまして、道路に雪を出しているが

ホ. 道路に雪を出す人がいて、せっかく雪かきをしてあるのに、車も危ない。家庭にも雪を運ぶ一輪車があると体力を保つことができると思い、次回の雪までにはと考えていました。

へとしまして、除雪車が区にほしい

へ. 区ごとに、除雪車ミニ1台が欲しいが、町からの補助は。除雪については大分お金を使っているの、どちらが経済的に考え、大雪の場合がこれからもあるかもの視野で、町のお金を使わないほうにその分前倒しで使用しては。これで1回目の質問を終わります。

建設課長（青木君） 3. 雪かきについて、イからへのうち建設課に関係する項目について順次お答えいたします。先ほどの答弁と同じ部分にもなりますが、町の除雪計画につきましては、除雪委託業者9社により幹線道路を中心とした除雪委託路線37路線の除雪を行い、生活道路や歩道の除雪につきましては、地元をお願いしているところでございます。

イの大雪の場合の雪の処分方法につきましては、生活道路につきましては、各区などにおい

て雪の搬出をお願いしているところです。今回、土地開発公社の所有している工業用地や住宅用地を雪捨て場として利用し、千曲川河川敷にもバラ公園駐車場と坂城大橋下の運動公園の2カ所に雪捨て場を設け、雪の搬出をしていただいたところでございます。

今後、雪捨て場のご案内につきましては、行政協力委員会の際、各区長さんに事前に説明をしたり有線放送やホームページにより事前にお知らせをしまいたいと考えております。

続いて、ロ．通学通園の道は第一についてお答えいたします。通学通園道路の除雪につきましても、幹線の車道については建設課で行いますが、その他の生活道路や歩道につきましては、地元の皆様をお願いしている状況でございます。今回の記録的な大雪のため、通常除雪を行っていない歩道や通学路につきましても、教育委員会から要請のあった重機等でしか対応できない路線につきましては、優先的に除雪を実施した状況でございます。

ハ．歩道の雪かきにつきましては、坂城大橋歩道と鼠橋歩道につきましては、除雪委託業者による除雪と建設課職員による除雪を実施いたしました。その他の歩道につきましては、基本的に地元をお願いしているところでございます。

歩道の雪かきについて雪が残っているのご質問でございますが、今回のような大雪の中では、舗装面を出すまでの雪かきは大変困難で、まず通れるようにするというを優先的に除雪いただいたものと思われまます。残った雪が凍結して滑る場合につきましては、必要に応じて道路用融雪剤をご利用いただけるよう、昨年12月に各区の要望を取りまとめ各区に配布をしております。さらに町にも用意しておりますので、ご利用いただきたいと存じます。

ホ．道路に雪を出している関係につきましては、路肩に寄せられた雪が日陰ではなかなか解けないため、車道に出されているものと考えられますが、ご質問にありましたように、出された雪によるスリップや雪が解けて凍結する場合も想定されますので、道路には出さないよう広報や有線放送を通じて呼びかけをしまいたいと考えます。

区ごとにミニ除雪車を設置ということでございますが、町で補助する提案につきましては、除雪車のメンテナンスの経費ですとか、置き場等も必要になってまいり、また使用頻度についても検討していく必要があると思えます。補助を行うかどうか、今後また検討してまいりたいと考えますが、このような大雪の際には地域の重機所有者、または免許をお持ちの方々などと今後どのように協力していくかを検討しながら除雪体制の整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

福祉健康課長（天田君） 私からは二の一人住いの高年齢宅は第一についてお答えをいたします。先月の大雪では、長野県はもとより近県を含め広範にわたりまして記録的な積雪が観測され、坂城町におきましても全町的な大雪で除雪にも大変な時間と労力を要したわけでございます。

町といたしましても、特にこうした広範囲への対応が必要となる状況では、ひとり暮らしの

高齢者を含め個々のお宅のご要望にすぐに対応するというのは難しい実情でありました。また、民生委員さんにつきましても、各委員さんとも担当地区内で複数のひとり暮らし老人登録者を受け持っておられ、委員さんご自身が直接除雪の援助をするということは、事実上厳しい状況で、安否確認には電話や有線などで行ったり、訪問員さんを初めご近所の方々の協力もいただきました。

民生委員さんには常日ごろから特にひとり暮らしの高齢者の方などの安否確認等に心配りをいただいているところでございますが、災害時等の確実な安否確認が実施できるよう再度、民生委員会等でもお願いをしながら一層の連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

4番（窪田さん） これで1回目の質問を終わります。再質問はございません。

4問目、第二美里園の建設について

人生90年時代に向けて平成24年9月の一般質問で、住民の方々から申し込んでもすぐに入れないんだよと聞いて一般質問したら、新設は難しいとの答弁でした。1年余り、こんな早く建設に向かったのか、答弁をお願いします。

イとしまして、施設の概要は

イ. 入所定員と入所希望数は。ロ. 敷地利用は。ハ. 入所できるのは坂城の住民のみですか。ニ. 入所の際に費用はどのくらいかかりますか。ホ. 部屋の大きさは。

福祉健康課長（天田君） 第二美里園の施設の概要はについてお答えをいたします。昨年10月から社会福祉法人坂城福祉会が建設を進めております特別養護老人ホームは、先月28日に引き渡しを終え、施設名も第二美里園と正式に決定をしたとのごことでございます。また、町が実施している隣接の道路整備につきましても、今月下旬には完了する予定で4月1日の開所に向けて準備が進められているところでございます。

第二美里園は、入所定員20名のユニット型施設で、1ユニット10名が一つのグループとして共同生活を行います。少人数で生活することにより一人一人にきめ細かな介助ができ、入所された方が家庭に近い状況の中で毎日を過ごしていただける施設であります。現在の申し込み状況でございますが、坂城福祉会はこの第二美里園を加え3施設になります。3施設どこでもよいとする方を含めまして32名の申し込みがあり、今後坂城福祉会において入所される方を決定してまいります。

この施設は、長年住みなれた地域で親しい人たちに囲まれながら過ごせることを目的とした地域密着型施設ですので、入所要件は坂城町にお住まいの方に限ることになります。入所に際しての費用ですが、その方の介護度や所得の状況によって利用負担額が違ってきます。

次に、建物等の概要ですが、敷地は施設の建物及び入所者のご家族や施設職員が使用する駐車場として利用がされます。居室につきましては、一部屋約12m²の全室が個室で、入所者

のプライバシーに配慮されたつくりになります。

今後さらなる高齢化を迎える中で、介護施設等への入所希望者は増えていくものと思われます。今回、新設された第二美里園が地域密着型施設として、入所者の皆さんが住みなれた地域で自分らしい生活を送れるような、また地域とのつながりを持ったよりよい施設になることを期待しております。

4番（窪田さん） 2回目の質問に入ります。20名のところ32名のような場合は、人数が多い場合、介護の段階で決まるのでしょうか。

敷地利用の場合、駐車場っておっしゃったんですけれども、また、入所希望者が多いので、敷地があれば、いつの日か建設できるのでしょうか。

ハ、今回は坂城の住民のみとか、坂城に転入してくれば入所できるのでしょうか。入所に際しての費用の件でどのくらい用意したら入所できるのか、月々の費用のほかにどのくらいかかるのか。

1人で生活できるスペースですが、家族が自由に行き来できるのでしょうか、お願いします。

福祉健康課長（天田君） 再質問にお答えをいたします。まず初めに、入所申し込みをされましたけれども、その入所される方の決定についてということですが、まずその方の介護度、またその方のご出身の家族の状況、介護力、このあたりを評価をされまして入所が決定をされるということになります。

次に、新しい施設ができるわけですが、今後、このような施設ができるかというご質問ですが、町内にはご存じのとおり養護老人ホームが1施設、特別養護老人ホーム、この第二美里園を含めまして3施設になるわけですが、ですので、今後このような施設というのは、やはりバランスがございまして、非常に厳しいのではないかと思うところでございます。

3番目に、坂城町にお住まいの方に限ると、先ほど地域密着の施設ということをお答えを申し上げましたが、坂城町に住所のある、有する方ということをご理解をいただきたいと思っております。

4番目に、利用者の方の負担額でございますけれども、先ほどこれは申し上げましたけれども、その方の介護度や所得の状況によって負担額違ってまいりますので、一概に幾らということでは申し上げられませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと最後に、入所された方への面会についてでございますけれども、面会につきましては、施設の規定に基づきまして面会はかなうこととさせていただきますので、よろしく願いいたします。

4番（窪田さん） これで、質問を終わります。まとめとして、町役場で一体となり頑張っているのが、安全・安心の町が成り立っています。敬意を表します。これで一般質問を終わりにします。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時07分～再開 午後 3時17分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。本日の会議時間は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、6番 塩野入猛君の質問を許します。

6番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. 工業技術支援について

今年1月24日に私が委員長をさせていただいております総務産業常任委員会では、長野市にある長野県工業技術総合センター並びに、同食品技術部門の両施設を訪ねました。工業技術総合センターは県商工労働部の現地機関であり、製造業の発展に寄与する試験研究機関で、中小企業の技術的課題の解決や技術開発を支援します。動き出した長野県総合5カ年計画「しあわせ信州創造プラン」の信州地域ブランドづくりにも焦点を合わせています。

翻って、本町には公益財団法人さかきテクノセンター初めさまざまな工業技術の向上、研究開発を支援する組織があり、それぞれが活発に活動しているところであります。そこで、これから本町の工業技術支援についてお考えをお聞きます。

イ. 支援体制について

本町の製造業は約250社、その多くを下請の中小零細企業が占めています。工業の町坂城をつくり上げてきた歴史の一つには、昭和32年の工業誘致条例の制定から工業振興条例へと進んだ行政政策や企業のスピリアウトなどによる企業集積が進み、企業間の相互扶助が生まれ、協力体制へと進む中で、たぐいまれな本町の工業技術支援の組織や仕組みがつくり上げられてきたと考えられます。

昭和55年には、中小企業能力開発学院が経営者、従業員の専門知識、技能を習得することを目的に創設されました。さかきテクノセンターは産業技術の研究開発の支援等を行い、活力ある地域経済社会の形成と基盤強化に貢献するために平成4年に設立されています。

一方で、業種も形態もさまざまな製造業が集まり、高品質の製品の生産体制を推進するテクノハート坂城協同組合や若手経営者、後継者による異業種交流グループ、坂城町ニューリーダー研究会では、既にゆらゆらねずこんなどを開発し販売しています。このように、時代とともに工業技術に対しての支援体制が充実してきているところでありますが、現在本町の工業技術を支援するこういった組織などはお互いにどのように結びつき、それがどのように形づくられて効果的に働いているのでしょうか、お聞きをいたします。

また、こうした工業技術を支援する団体、あるいはグループなどはこのほかにもありますで

しょうか、お伺いをいたします。

ロ. テクノセンター、B. Iプラザの役割

工業技術総合センターへ向かう途中に、創業支援センターの看板が目にとまりました。ここで、私がおやっと思ったことは、工業技術総合センターはさかきテクノセンター、そして創業支援センターは坂城町創業支援施設B. Iプラザさかきと似通った施設ではないかということです。町商工業振興条例第4条の2には、町長はさかきテクノセンターの事業を支援するとあり、テクノセンターに対し、事業運営の補助がなされています。今、3Dプリンターの導入も話題になっています。私は、このテクノセンターは製造業の試験研究機関として技術的課題解決、技術開発支援をする工業技術総合センターと同様な役割を持つ、いわば、その坂城町版に見えますが、いかがでしょうか。

そして、町としては技術支援の観点からテクノセンターをこれから先に向けてどんな位置づけのもとに、どのように展開することを期待しますでしょうか、お尋ねします。

次に、B. Iプラザさかきについては、条例によって施設の管理はテクノセンターに委託されております。文化財センターも併設されていますが、管理運営上の問題や支障がなく進んでいるのでしょうか。また、入居状況はどんなのでしょうか、お聞きします。そしてこの施設も県創業支援センターと同じ役割を担っているのではないかと思います、どうでしょうか、お尋ねします。

ハ. 技術支援に向けて

工業技術総合センターは、豊富な最新鋭の設備と豊富な知識、経験を持つ職員により企業の悩みなどを解決に至るまで親身になって支援したり大学、高専や産業支援機関と連携して県内企業の新しい製品づくりを支援します。現地を視察しながら、本町の中小製造業の皆さんが抱える技術的なさまざまな問題の解決に大いに役立ち、利用しなければもったいない施設だと感じました。また、こんな立派な施設の存在が広く県内に行き届いていないとも感じました。利用に向けてのPR不足など、県の姿勢の希薄さを残念に思います。

支援体制の整った公の施設であり、相談や施設利用は基本的には無料であります。工業の町として、工業技術総合センターの相談利用の促進に向けて町やテクノセンターの側からも工業技術総合センターの存在も含めた一層の宣伝強化が必要と思うが、いかがでしょうか。

また、テクノセンターとの連携も強めて相互の結びつきを深め充実させていただきたいと思うが、お考えをお聞きをいたします。

町長（山村君） 坂城町の工業技術の発展につきまして、テクノセンター等の役割は非常に重要なことだというふうに思っております。私からは、工業技術支援についての全般的なお話を申し上げさせていただいて、各個別イ、ロ、ハにつきましては担当課長からご説明申し上げます。

町の最近の企業の状況につきましては、いわゆるアベノミクス効果により企業に明るい兆し

が出てきておりますけれども、4月からの消費税増税の影響による一時的な景気の落ち込みなども懸念されております。今回、上程させていただきました平成26年度当初予算では、坂城町の産業の中核である工業振興を図っていくため、積極的な予算編成も行っております。

まず、企業の創造的人材の育成、高度先端技術の研究開発及び新分野開拓などを担う坂城テクノセンターが、昨年11月に開館20周年を迎えたということ为契机に「さかきものづくり展」これ仮称ですけれども、今年の10月に開催を予定しております。この展示会は坂城のものづくり技術を町内外に発信して、町の産業の発展を目指すとともに、次世代を担う子供たちや学生の人材教育の場として計画しております。

具体的な内容につきましては、町内のものづくり技術、製品展示やものづくり講演会、より効果的なPRを行うためプレゼンテーション、研修会の開催を予定しております。私は坂城に来て3年間いろいろ町の企業の状況も見てまいりましたけれども、個々の企業の持っている要素技術、すばらしい技術がたくさんあります。どうもしかし、それを外に見せるという努力はまだまだ足りないかなと思っております。昨年上田の総合展ですとか、諏訪メッセ等ございますけれども、坂城の町から参加する企業は非常に少ない。じゃあ、逆に坂城に来ていただいて見ていただく機会もないということで、今回、坂城で久々になると思いますけれども、こういう展示会をやりたいということでございます。

それから、テクノセンターに設置されております試験計測機器のうち、三次元測定器を更新いたします。それとともに3Dプリンター、先月導入いたしましたけれども、この機器リース料の支援も入れております。先月、3Dプリンターの設置並びに説明会を開催しましたけれども、八十数名の方が参加されたということで、非常に大きな関心を期待を持たれているなということでもあります。これも一つの新たなテクノセンターの今後の生きる道の一つの起爆剤として、町の固有の技術とかみ合わせて使っていけるかなというふうに思っております。

それから、2年目を迎えますけれども、コトづくりイノベーション補助金や坂城町の工業を紹介するパンフレットの作成など、今後の坂城町の工業振興に向けた第一歩となるよう、予算編成を行いました。企業の皆さんにどんどん活用していただき、坂城町の企業の業績アップにさらにつながることを期待しております。

それから、技術面だけじゃなくて、私、重要なのは経営面のサポートだと思っております。それも今年3年目になりますけれども、若手の経営者の坂城経営革新塾などのサポートというものもいろんな形で続けていきたいというふうに思っております。その他、ご質問の詳細な点につきましては、担当課長から答弁させます。以上であります。

産業振興課長（塚田君） 町の企業に対する支援体制につきましては、坂城町、坂城町商工会、公益財団法人さかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合の4団体を中心となって行っております。工業支援組織がどのように結びつき、それがどう効果的に働いているかのご質

間でございますが、この4団体では毎月月末に打合会を実施し、各団体が行う今後の事業について協議、調整や情報交換、日程確認等を行っております。これによりそれぞれの支援団体が検討していることや、上部団体の情報等も把握でき事業内容によっては連携して行い、重複した事業も避けられることから、効果的に企業に対し事業を行うことができていると考えます。

また、坂城町の工業を支援するグループにつきましては、グローバル化する経済の中で、海外展開に向けて研究、推進する「坂城国際産業研究推進協議会」や大学等研究機関の持つすぐれた研究シーズと地域企業の技術力のマッチングによる共同研究、共同開発を目指す「さかき産学官連携研究会」、町内企業の技術者が連携し新製品開発を目指す「さかき技術交流研究会」、若手経営者の育成を目指す「坂城経営革新塾」、地域産業の活性化と産業創出を目指す「浅間テクノポリス地域センター」などがあります。このいずれも4団体に属する職員が事務局や委員を務めておりますので、各団体の事業や会員の方から事業の中で出された意見等も4団体の打合会等で周知を図ることをでき、支援団体の職員全員が共有するよう努めております。

続きまして、テクノセンター、B. I プラザの役割についてお答えいたします。まず、テクノセンターにつきましては、当時の長野県工業試験場の機能を参考にし、町内企業を支援する観点で建設いたしました。当時約360社を超える製造業企業が集積する坂城町において、長野や松本の試験場に行かなくても技術開発支援や試験測定機器による計測、人材育成等を行うことが目的であります。

テクノセンターの今後につきましては、これからも坂城町の工業のみならず、この地域の工業支援中核施設として位置づけていくとともに、企業の工業技術の高度化、高付加価値化をより一層図るため、産学官連携による工業技術集積のネットワーク強化や人材育成など、創意工夫に満ちた意欲的な取り組みを期待しております。

B. I プラザにつきましては、平成14年度に新規創業、もしくは創業して間もない企業、また既存企業の新分野への進出に係る研究開発等を支援するため設置されました。県の創業支援センターと同じ役割を担っているのではないかとのご質問ですが、基本的には同じ役割を担っております。

しかし、ものづくりの町さかきとして、新規に創業しようとしている方や、新分野進出を検討している企業を支援していくことは、これからの坂城町の工業を考えていく上でとても大事であると考えます。現在の入室状況につきましては、11室中8室に企業や団体が入居されており、施設内に文化財センターが併設されておりますが、管理運営等、問題や支障なく運営がされております。

続いて、町内企業の技術支援に向けて県の工業技術総合センターの宣伝が必要ではないかというご質問ですが、2月4日火曜日に「おでかけセンター in 坂城」と題しまして工業技術セ

センターの四つの技術部門の職員の方においでいただき、センターの業務概要や支援事例を紹介する事業を実施いたしました。当日は町内を初め近隣市町村の工業関係者や産業支援機関の皆さんなど約50名の方にご参加をいただきましたが、今後もこのような機会があるごとに、周知を図ってまいりたいと考えております。

工業技術総合センターとテクノセンターとの連携強化をとのご質問ですが、現在のセンター長は昨年3月まで工業技術総合センター食品技術部門の部門長であり、現在テクノセンターのコーディネーターを務めていただいております2名の方々も元長野工業試験場場長を務められた方です。こういった方々にテクノセンターの要職を担っていただいております、人的ネットワークや豊富な知識などを通じて坂城町の工業の発展のためご尽力をいただいております。今後もより一層工業技術総合センターとの連携強化を図り、坂城町企業の技術支援のため対応してまいりたいと考えております。

6番（塩野入君） このたび、テクノセンターでは、樹脂などにより立体物をつくる3D3次元プリンターが1台導入され説明会が盛況だったようで、今、町長から八十数名が参加したと、こういうことではありますが、製造業界の反応や効果、そういったものはどんなだったでしょうか、お聞きをしたいと思います。

また、最新鋭の3Dプリンターの導入により本町の技術支援に向けてどんな活用を期待しますでしょうか、お尋ねをいたします。

B. Iプラザは、インキュベーター施設ですので、一定の期間、ここでひとり立ちの準備をして坂城町で企業を起こしていただくための施設であります。しかし、今は高齢化が進み後継者不足という構造的な問題で、創業支援施設の需要は薄らいでいると思われま。今、ご答弁の中で、11室中8室ということで空きがあります。今の縛りを見直し、期間を緩めたり条件を広げるなど、入居しやすくする時期に来ていると思っておりますが、ご見解をお聞きをいたします。

次に、第5次長期総合計画にはテクノセンターなどとの連携を強化し、産業技術の集積と高度化を図る必要がある中で、次世代につながる新分野の開拓や創意工夫に満ちた意欲的な取り組みを工業支援機関との連携により支援します。企業間連携に加え、大学や国、県の公的試験研究機関などと産学官連携を強化し、付加価値の高い新製品開発などに取り組みますとあります。これらの目標達成に向かうその基軸はやはり工業技術支援であろうかと思っております。工業技術支援の観点から総合計画の目標に向かう施策の推進がどのように図られていくのでしょうか、お尋ねをいたします。

産業振興課長（塚田君） 再質問にお答えいたします。先ほど町長から答弁ありましたとおり、2月25日に開催されました3Dプリンター導入説明会には、町内外から予定の人数をはるかに超えまして80名以上の方々にご参加をいただきました。その中で、アンケートを行ったわけですけれども、その中で参加者のほとんどの方が使ってみたいというような回答でございま

した。そのように多くの企業関係者の皆さんに関心を持っていただいたというふうに感じております。

また、この3Dプリンターを金型からつくと費用や時間がかかる試作品の製造などに活用していただきまして、企業の製品開発に今後とも役立てていただければというふうに考えております。

続いて、B. Iプラザの入居条件を緩和し、入居しやすくする時期に来ているのではないかとこのご質問でございます。今年度につきましては、数社から入居の照会がございました。しかしながら、ほかに空き工場が見つかったり、会社の事業計画の変更等によりまして、結局は入居には至りませんでした。一定の需要は今後ともあるかというふうに考えております。現在の空き部屋の状態は3室、3部屋ございますけれども、ものづくりの町として、ある程度の空き部屋は確保しておきたいというふうに考えております。そのようにいつ来られてもいいように、今後ここしばらくは現状どおりで対応できたらというふうに考えているところであります。

また、総合計画の目標に向かう施策の推進についてでございますけれども、やはり繰り返しのようになりますが、町、町商工会、テクノセンター、テクノハートのこの4団体がやはり密接に連携をとりながら、また中核となりながら企業の皆さんの声を聞いていろんな施策を進めていければというふうに考えております。以上です。

6番（塩野入君） 工業技術センターは中小製造業者の皆さんにとって、新製品の開発、製造業の改善や品質の向上など、これから次のステップへと進めるための強力なアドバイザーであります。消費者や発注元からの要望、要求に工業技術総合センターの技術的な支援を得て解決することが可能です。それには、テクノセンターなど本町の技術支援施設との連携を密にして、県レベルの支援施策を気軽に相談、利用できるようにすることが肝心です。企業の発展に向けて、県や町の技術支援システムが十分に機能されることを願いまして、次の質問に移ります。

2. 豪雪被害について

既に何人かの議員からの質問がなされていますが、私からも豪雪被害についての質問をいたします。2月の立春を過ぎこの時期の南岸低気圧による、いわゆる上雪により8月にはまれに見る大雪となり、翌週14日から15日にかけてはさらに豪雪となり、本町では記録的な被害に見舞われました。特に、14日から15日にかけての豪雪は、御年93歳を過ぎた母親もこんな大雪は初めてということで、まさに開關以来の豪雪となった気がいたします。この今回の豪雪被害についてこれから順次お聞きをいたします。

イ. 豪雪状況について

初めに8日、そして14日から15日にかけての豪雪は、先ほどの答弁で上田地域では40から80cmということですが、これがここではそれぞれどのくらいに達していた

んでしょうか。そしてまた、今回の大雪は開闢以来と申しましたが、過去の統計上ではそれはどんな記録になるんでしょうか、お聞きをしたいと思います。

次に、豪雪による要望、要請や苦情など寄せられた件数はどれくらいありましたでしょうか。そして寄せられた内容は、主にどのようなものであったでしょうか、お聞きをします。

幹線町道などの除雪は割り当てられた建設業者が除雪することになっていますが、今回、除雪体制の機能はどうだったでしょうか。豪雪という緊急事態にあって、どんなところが滞ってしまったのかお聞きをします。小道や通路などの生活道の多くは、家屋と接しているため除雪した雪の置き場がなく困っているケースがありました。先ほど少しお答えもありましたが、雪の捨て場確保はどうだったでしょうか、お聞きをします。

19日には、上信越自動車道の佐久ー坂城インターチェンジ間が開通し、5日ぶりに全線開通になりました。坂城インターが利用できるようになり、インター線の除雪は間に合ったでしょうか、お聞きをします。

ロ. 被害状況と対応について

先ほど、農業施設で8千万円、商工業で1億7千万円でしょうか、ご答弁がありました。今回の豪雪に対して専決処分もなされたところではありますが、豪雪に対する費用総額はどれくらいになったのでしょうか。また8日の大雪とそれから1週間後の14日から15日にかけての豪雪の費用割合というのは、どんなでしょうか、お尋ねをします。

特に14日から15日にかけての豪雪は、さまざまな分野に大きな被害を与えました。まず、道路、交通について。建設業界の人手不足が深刻化していますが、本町では除雪作業でそのような影響がありましたでしょうか。また、除雪分担の取り組みの濃淡はありましたでしょうか。応援支援体制などの対応は図られたのでしょうか。そして豪雪の影響により3月の年度内の完成のおくれが懸念される公共工事などは見込まれるでしょうか、お聞きをいたします。

次は、産業物流について。網掛区でも花卉、アスパラなどのパイプハウスの倒壊といった農業生産施設の雪害が目に残ります。花卉ハウスは、土壌消毒を終えて既に伏せ込みも済ませ育成しようとしたやさきの被害で、さらに保険に加入していないハウス施設などもあり、泣くに泣けない現実があります。町でも動いてはおりますが、被災したパイプハウスなどへの解体、改修、再建への経費助成など財政支援を速やかにお願いしたいが、どのようにお考えかお聞きをします。

また、農林水産省ではパイプハウスなどの再建費の一定額を負担、県でも具体的な支援策を検討中ですので、こうした国、県の負担、補助の強力な要請を行っていただきたいが、お考えをお聞きをします。

工業の町にあって、豪雪により休業したり操業がおくれ、稼働率が低下するなど、製造業への影響はどんなだったでしょうか。豪雪災害により製造業者への現行の支援制度はどんなもの

があるのでしょうか、お聞きをします。

本町のスーパーやコンビニでパンの棚が空になったり、生鮮食品が不足するなどの事態が生じました。物流への影響はどんなだったのでしょうか、お聞きをします。

生活福祉面については、人工透析の薬品不足が生じたり、持病の薬が切れ、医療機関に問い合わせがあるなどの事態が発生していましたが、本町ではそうした医療関係での緊急事態はありませんでしょうか。また、高齢者のひとり世帯などへの対応などはどのようにされたのか、お聞きをします。

ハ．災害対策について

今回の記録的豪雪に対して、これを教訓にした強力な災害対策が不可欠です。町から委託された建設業者がフル稼働はしているが、生活道路までは手が回らない、たまりかねて区長は独自に地域の除雪手配をする。県道では大型車両同士の接触事故による通行どめが生じ、道幅確保のために全面通行どめにして2回目の除雪をしている。浮かび上がったさまざまな問題や課題をこれからどのように分析されていくつもりでしょうか、お尋ねをします。

倒壊したパイプハウスを見るにつけ、農業生産施設の災害支援対策が必要です。町、農業委員会、各農業団体、それに農協などによる一体的な災害支援の充実が大切でありますとともに、施設に対する補償、保険等の加入促進など財政支援の側面も確立していかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

そして、ひとり暮らしや定期的な通院が必要な高齢者、障害のある人たちに対する行政の配慮は絶対に欠かすことはできません。生活福祉などの災害対策はどのように作り上げていかなければならないとお考えでしょうか、お聞きをいたします。

建設課長（青木君） 2. 豪雪被害についてのイ. 豪雪状況について、ロ. 被害状況と対応について、ハ. 災害対策のうち建設課に係る項目についてお答え申し上げます。

今年の2月は発達した低気圧の影響で日本各地で大雪の被害をもたらしました。積雪量につきましては、坂城町での公式な記録はございませんが、今回、町内で8日が約40cm、14日から15日は約80cmの積雪があった状況でございます。気象庁の気象データによりますと、上田地点におきまして8日は過去4位、14日は過去3位、15日は統計以来2月として最高を記録いたしました。今年2月の月間降水量につきましても、平成元年の2月を超え、過去最高を記録したとのことでございます。

今回の大雪に伴い要望や意見が寄せられた件数は、除雪依頼の要望に関するものが15日が約50件、16日が約20件、17日が約20件など、総数では100件程度となっている状況でございます。そのほか、電話での意見や問い合わせなど寄せられたものが100件以上あった状況でございます。

寄せられた意見や要望の内容につきましては、幹線道路の除雪が進められた段階では、路肩

に寄せられた雪により道路付近が狭くなっているため、すれ違い場所を設けるなど除雪の仕方についてのものと、町が除雪を委託している路線以外の除雪を求めるものが主な内容でした。その後、圧雪により路面の状況が悪くなっていった段階では、通行に危険な状況のため、残っている雪の除去を求める内容となっていったところでございます。

除雪体制の機能につきましては、8日及び14日から15日は、大雪警報も出ており、積雪が10cm以上が見込まれたため、除雪委託業者9社では車両の前に除雪用の器具を取りつけて走行するタイプやトラクターシャベル、バックホーといった建設機械を用いて除雪を行ったところでございます。

除雪の方法といたしましては、降雪量が多かったため、交通の確保を最優先に考え、圧雪状態ではありましたが、幹線道路については車の通行を確保いたしました。さらに大雪という緊急事態の中で、主要幹線を大型重機による除雪を行ったことにより、委託業者9社に委託路線37路線のほかに地域から要望のあった路線についても除雪をお願いすることができました。

16日からは、町内で重機を所有している業者の皆様にも協力いただく中で、委託路線のほかに55路線についても除雪を実施いたしました。建設業者の皆様には、通常業務よりも優先して除雪をしていただき、14日から15日にかけての大雪の際は、2週間連続で除雪作業をしていただいたところでございます。

循環バス路線につきましては、一般車両の通行は確保できておりましたが、大型車の安全通行を図るため地元建設業者の皆さんによる除雪作業とさらに大型重機による除雪作業を実施し、17日月曜日から19日水曜日までの3日間は、終日運休となりましたが、20日の木曜日から幹線道路の部分運行を行い、24日、月曜日には全面運行を開始いたしました。他市町村と比べると早い段階の全面通行ではありましたが、利用者の皆様にはご不便をおかけしたところでございます。

次に、雪捨て場につきましては、土地開発公社の協力を得て、所有している工業用地や住宅用地を雪捨て場として利用し、千曲川河川敷のバラ公園駐車場と坂城大橋下の運動公園の2カ所を雪捨て場を設けました。千曲川河川敷の雪捨て場につきましては、除雪を14日に実施いたしました。その後の積雪により搬入路が進入困難となり住民の皆様にご迷惑をおかけいたしました。16日再度除雪を実施して運び込みができるようにいたしました。

坂城インター線の除雪につきましては、県において今回の大雪による上信越道の通行どめ以降、15日と16日に除雪作業が進められ、全線開通には支障がなかった状況です。

次にロ．被害状況と対応についてお答えいたします。大雪に対する費用につきましては、8日の積雪については業者による除雪に対する費用が5日間で約180万円かかっております。14日から15日にかけての大雪につきましては、現在取りまとめている段階で、まだ金額の確定はしていませんが、専決をお認めいただいた1,100万円前後になる見込みで、不足

が生じた場合は3月補正での対応をお願いしたいと考えているところでございます。

除雪の応援支援体制につきましては、除雪の進みぐあいにより担当路線以外の路線にも応援に入っただけなど、状況により建設課から指示を出して支障がないように除雪を進めてまいりました。さらに、16日からは、除雪を委託している9社以外に、町内などで重機を所有している業者の皆様にもご協力いただく中で除雪を実施いたしました。

公共事業などのおくれにつきましては、下水道工事等が心配されたところでございますが、除雪作業の影響により作業が進められなかった時期もございましたが、年度内の残りの工期内で完成すべく鋭意工事を進めている状況で、除雪作業の影響による工期のおくれが生じる工事はないと見込んでいるところでございます。

次に、ハの災害対策についてお答えいたします。大雪により大型重機による除雪や生活道路の除雪について必要となった際に対応いただけるよう、体制を整備していく必要があると考えております。

今後の除雪体制につきましては、町内の建設業者を中心とした現在の除雪体制のほかに、他の業者による応援体制の整備や町内企業の協力や地域の建設重機の所有者、さらに免許をお持ちの方などどのように協力をしていただくかを検討しながら除雪体制の整備を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

産業振興課長（塚田君） 農業被害の状況につきましては、2月26日に実施した調査の結果、160棟のパイプハウスの倒壊、損壊、ガラスハウスのガラスの破損があり、その被害金額も約8千万円と大きな被害を受けたところでございます。リンゴやブドウなどの果樹の被害につきましては、今後の詳しい調査が必要でありますので、今後も引き続き調査を行ってまいります。

被災したパイプハウス等の撤去、再建への財政支援につきましては、国においては5割の補助を予定しておりますし、県においても町補助の半額を補助する方針ですので、国、県の動向を見きわめながら、できるだけ被災農家の負担を最小限とし、営農再開を後押しできる支援策を早期に実施してまいりたいと考えております。

また、ちくま農協においても被災農家の支援対策の一つとして、町農業支援センターや長野改良普及センター等と協力しながら復旧作業や栽培再生に向けた作業支援隊を組織し、被害農家の意向を確認しながら復旧にかかわる支援を行っていくこととしております。また資材に対する助成もありますので、各営農センターにご相談いただければと考えます。

また、積雪によるハウスの倒壊など、この地域では余り予想もしていなかった災害のため、NOSA Iの園芸施設共済への加入が少ないという状況もありますので、農業共済組合と協力する中で、加入促進を図る取り組みについても、今後検討してまいりたいと考えているところであります。

今回の大雪に対する製造業への影響ではありますが、雪が降った週明けの2月17日、月曜日には全社員が社内の雪かきを行ったため、生産をストップさせた企業や高速道路の通行どめや道路の除雪作業の影響等もあり、社員の通勤や資材納入、製品出荷等に影響が出ました。また、帰宅時の交通渋滞を考慮し、退社時間を午後4時に繰り上げて社員を帰宅させたという企業もあったとお聞きしております。

2月18日、火曜日には、多くの企業で生産はほぼ正常に戻りましたが、物流に影響が残り、最終的に正常の生産体制に戻ったのが翌週の2月24日、月曜日からという企業もございました。さらにテント倉庫の損壊など、一部の企業では被害が出ております。こういった被害を受けた企業への支援制度につきましては、県や町が低利で長期固定の融資のあっせんを行っております。また、経済産業省では特別相談窓口の設置や災害復旧貸し付け等を行っており、事業所から相談があった場合には、被害を受けた企業の状況に合った制度を選択できるよう、対応してまいりたいと考えております。

スーパー、コンビニ等物流への影響につきましては、特に上信越道の坂城インターチェンジから佐久インターチェンジ間、松井田妙義インターチェンジから藤岡ジャンクションの間が2月19日、水曜日早朝まで通行どめとなったため、特に関東方面からの物流に影響が生じ、商品の納入がおくれたり、品物によっては欠品になるものもあり影響を受けております。

イトーヨーカドーあんしんお届け便につきましては、2月17日の月曜日にも運行が行われました。一部の販売場所では除雪が間に合わず、販売を行うことができない場所もありましたけれども、販売を行ったところでは買い物に来られた方に大変喜ばれたとお聞きしています。また、イトーヨーカドーと連携し通常の月曜、木曜ルートに加えて、臨時に2月21日、金曜日と2月23日、日曜日にも販売を行いました。2月20日の木曜日に実施を決定し、急遽、有線放送やホームページで告知いたしましたが、こちらも大勢の方に来ていただきました。

今後ともこういった自然災害があった場合には、買い物に不便が生じている方の支援のため、協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

福祉健康課長（天田君） ロの被害状況と対応についてのうち、生活福祉面についてお答えをいたします。

初めに、医療機関における人工透析の薬品等の不足など緊急対応や問い合わせにつきましては、当町ではありませんでした。また、持病の薬切れにつきましては、スノーモービルをお持ちの町民のご協力を得て和平、平沢地区の方に高血圧の薬などをお届けできたことは、さきに中嶋議員さんのご質問にもお答えをしたところでございます。

次に、高齢者ひとり世帯への対応でございますが、こちらも繰り返しになりますが、ご近所や地域の皆さん、民生委員さん、介護支援事業所などの協力により迅速に除雪や安否確認が行われたため、大きな障害は起きませんでした。

続きまして、ハの災害対策についてのうち、ひとり暮らしや定期的な通院が必要な高齢者、障害のある人たちに対する生活福祉面の災害対策をどのようにつくり上げていくかについて申し上げます。今回のような大雪を含め、災害時において特に高齢者や障害のある方への支援のあり方は、当町だけでなく全国的にも大きな課題となっております。

平成23年3月に発生しました東日本大震災におきましては、被災地全体で亡くなられた方のうち65歳以上の高齢者の死亡者数は約6割であり、また障害のある方の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったとお聞きをしております。国におきましても、こうした状況を鑑み、昨年6月に災害対策基本法を改正し、今後、市町村に対し避難行動要支援者の名簿作成の義務づけや要支援者本人の同意を前提として、平常時からの支援関係者への情報提供ができるといったことが規定されました。情報提供先となる支援関係者には、消防、警察、民生委員などととも、自主防災組織も規定されており、これはとりもおさず地域における組織体制の向上に期待するところが大きいものと理解をしているところでございます。

今回のような全町的な積雪や災害時において、支援を要する方への迅速な対応といったことを想定いたしますと、やはり地域の皆さんのご協力が不可欠であり隣近所や地域での支え合いが最も有効な方策であろうと考えているところでございます。

今後におきましては、高齢者や障害のある方などへの円滑な支援が図られますよう、ご本人、ご自身の自助と地域による共助の取り組みを対策の基本として、住民の皆様へのご協力の呼びかけや一層の啓発を図ってまいりたいと考えているところでございます。

6番（塩野入君） 先ほども通学路除雪で、入り口に積み上げられてという旨の質問がありましたが、やっぱり県道も同じようなことがありました。県道長野上田線が網掛区を南北に縦断しています。交通量の少なくなった夜中の12時ごろに除雪作業が行われました。圧縮され氷の岩盤が路側に高く積み上げられ盛り上げられ、翌朝の通勤にそれが障害になって車が県道から出られません。勤務時間が迫る中で、各自が取り除いてはいますが、分厚い氷片でこれがなかなか重く張りついていきますので、除去に難儀し怒り心頭であります。除雪後のそれが日を置いて突然知らぬ間に出入り口にうずたかく積まれてしまっは、たまったものではありません。豪雪災害時ですから、有線放送や屋外緊急放送での呼びかけの手段があります。国道脇もそうでありましょうから、国道事務所、建設事務所などと連携を図り、沿線地域住民への配慮が欲しいが、お考えをお聞きをします。

次に、19日、午前9時半ごろに県道長野上田線の網掛公民館脇で、大型トラック同士の接触事故により県道が封鎖され、11時過ぎまで全面通行どめのやむなきになりました。この事故により千曲建設事務所では、引き続き午後5時過ぎまで県道を通行どめにして、道幅確保の本格的な除雪が行われました。

一方で、この日、午前10時ごろに産業道路では大型車両による除雪作業で部分的交通規制

がされている旨、有線放送で流されました。豪雪時から4日もたった19日に県道も産業道路も交通規制され、しかもこの日は上信越自動車道が全面開通し、坂城インターの利用で交通量が増しているにもかかわらず、規制のなかった南北幹線道路は国道が1本だけあります。私も安協支部長として県道の交通指導を行いました、大変でした。国道、県道など幹線道路を受け持つ国、県機関との連絡、連携はなされなかったのでしょうか、お尋ねします。

今回の豪雪災害を受け、道路交通、産業、物流、そして生活福祉などの分野別対策と、それをまとめた町全体の雪害対策をつくり上げていかなければなりません。それには今回の豪雪災害をじっくりと検証され、新たな対策を講じた計画なりマニュアルを作成していく必要があると思いますが、お考えをお聞きをいたします。

建設課長（青木君） 再質問についてお答えいたします。国道、県道などの幹線道路を受け持つ国、県機関との連絡、連携についてお答えいたします。

除雪に対する要望や意見は、国道、県道に内容を伝えて対応してきているところでございます。ご質問の県道長野上田線、網掛区を南北に縦断する区間については、除雪がされていない、あのままでは事故が起きるといった意見も受け、千曲建設事務所に除雪の要請をしたところでございます。千曲建設事務所では、今回の雪の中、路面状況が日々変化し交通事故防止のため早急な対応が必要となったため、緊急的に夜間の除雪を実施することになり、事前の周知は困難な状況だったとのごことでございます。国道につきましても、除雪路線の延長が長く、いつどの地域に除雪車が入るのかは事前の周知は困難の状況とのごことです。

しかし、住民の皆様には、出入りについて大変なご不便をおかけするようになるため、事前の周知について国、県と連絡する中で可能なところは除雪日時について事前に連絡いただけるよう、要望してまいりたいと考えております。

国、県機関との連絡、連携につきましては、除雪体制の連携を図るため、県では毎年、長野県雪対策道路連絡会議、千曲建設事務所主催の管内除雪会議を開催し、高速道路を含む各道路管理者、警察署、主要交通機関、除雪業者との相互連携が図られております。県が実施した網掛地区を全面通行どめにしての除雪作業は、19日午前9時30分ごろに網掛公民館で発生した大型トラック同士の接触を受けて県と警察署が協議の上、早急な対応が必要と判断し車両の安全通行を確保するため、緊急的に実施されたものでございます。町の産業道路につきましても、幹線道路の安全な通行を確保するため、大型重機を手配しての除雪中で、県道の通行どめに伴う変更はできなかったところですが、今回、通行どめの時点では町で鼠橋通りの除雪が終了していたため、国道上田坂城バイパスと国道18号線間の大型車の通行は確保されていたところでございます。

今回の豪雪災害を受けて町全体の雪害対策につきましては、各課で担当する分野別対策に必要と考えられる新しい対策もあわせて検討し、まとめていく必要があると考えております。ま

た、各課連携したマニュアルづくり、作成についても検討を要するものと考えているところでございます。

6番（塩野入君） 自然災害は侮ると大変な事態になります。このところの自然界の異変により想定外が当たり前のようになっていきます。今回の豪雪災害の処理に多くの日数がかかってしまった原因をよくよく見ると、自然災害への備えのほかにも考えなければならないことが浮かび上がってきます。

委託された建設業者はフル稼働しているが、幹線道路だけで手いっぱいであったり、車の接触事故や歩道の確保などで除雪を繰り返すような事態を見るに、常日ごろ建設業者の機動力をしっかりと検証しておいたり、車社会にあつての除雪幅は最低どれくらいが必要かをあらかじめ設定するなど、ソフト面からの取り組みも大切と感じました。災害対応をいかに迅速にかつ的確、確実に対応できるかのより一層の細かな対策を望み、これにて私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日、11日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時12分）

3月11日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 柳 澤 澄 君 | 8番議員 | 山 崎 正 志 君 |
| 2 〃 | 塚 田 正 平 君 | 9 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 3 〃 | 吉 川 まゆみ 君 | 10 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 4 〃 | 窪 田 英 子 君 | 11 〃 | 塚 田 忠 君 |
| 5 〃 | 塩 入 弘 文 君 | 12 〃 | 池 田 弘 君 |
| 6 〃 | 塩野入 猛 君 | 13 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 7 〃 | 西 沢 悦 子 君 | 14 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 | 田 中 一 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 荒 川 正 朋 君 |
| まちづくり推進室長 | 中 村 淳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 金 子 豊 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 天 田 民 男 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 建 設 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 宮 下 和 久 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 大 井 裕 君 |
| 総 務 係 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | |
| 財 政 係 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | |
| 企 画 調 整 係 長 | 中 村 浩 志 君 |
| 教 育 委 員 長 | |

4. 職務のため出席した者

| | |
|-------------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 議 会 書 記 | 小 宮 山 和 美 君 |

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--|----------|
| (1) 情報の提供と共有についてほか | 西沢 悦子 議員 |
| (2) 平成26年度の重点施策について | 山崎 正志 議員 |
| (3) 再び戦争を繰り返さないためにほか | 塩入 弘文 議員 |
| (4) 家庭・地域・学校の連携による町の子ども育成力の さらなる活性化についてほか | 宮島 祐夫 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。会議に入る前に申し上げます。平成23年3月11日に発生した東日本大震災から3カ年が経過いたしました。この未曾有の大災害の犠牲になられた皆さんに対し、哀悼の意を表するため、午後2時46分に1分間の黙禱をささげたいと思います。議員各位、理事者等のご理解をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（柳澤君） 最初に7番 西沢悦子さんの質問を許します。

7番（西沢さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今もお話にありましたように、3年前のちょうど今日3月11日、経験した大きな災害はこの国の防災の考え方を根底から変えました。そして、被災され、今なおご苦勞を続けておられる全ての皆様に一日も早く日常が戻ってほしいと願っております。防災、減災について、準備も努力も常に必要だと認識を新たにいたしました。

それでは質問に入ります。

1. 情報の提供と共有について

イとして、災害時の情報提供についてです。

この質問につきましては、昨日、同僚議員の内容と重なる部分もございますが、ご了解いただきたいと思います。

私は前回12月議会の一般質問で、災害時の情報を確実に伝える手段について質問をいたしました。町長は答弁で、平成26年度から携帯端末を使った緊急速報メールの導入を検討、ま

た有線放送の屋内・屋外スピーカーでの伝達方法を工夫し、さらに有線放送システム更新に合わせて新情報通信施設は26年度中に意見集約をしたいと述べました。

昨日の答弁では、26年度当初より緊急速報メールを導入し、J-ALERT自動起動装置の整備も計画しているとのことでした。新年度は災害時の情報伝達の方法が充実するというところで大きな進歩ですが、今回の「14信州豪雪災害」と呼ばれるそうですが、この災害で町からの情報提供の状況はどうであったでしょうか。

15日、16日の2日間は有線放送で、15日の町民集会、16日のスマイルボウリング大会の中止、小中学校の休校、巡回バス・しなの鉄道の運行停止のお知らせがありました。新幹線や高速道路の情報はテレビで絶え間なく流されていましたが、町の中の情報は少なかったと思いました。17日月曜日からは町のホームページに除雪についての情報がアップされてきました。多くの町民からたくさんの情報が寄せられたと思います。災害時には素早い判断と情報提供が求められますが、120年に一度と言われる豪雪に見舞われ、現場優先で対応せざるを得なかったことも理解できます。その上で、これからのために反省と今後の対策を考えなければなりません。そこで、次の3点についてお尋ねします。

金曜日から日曜日にかけての休日の対応について、情報収集と管理、情報提供はどのようにされたでしょうか。また茅野市、富士見町では緊急速報メールが有効に機能したとの報道がありました。当町も26年度当初から導入が計画されています。一日も早い運用の開始を目指してほしいと思います。また、あわせて新情報通信施設の導入を早めることはできないでしょうか。

次に、町全体に向けての有効な情報伝達手段はなかったと思いますが、今機能している有線放送や屋外スピーカーをもっと利用すべきだったのではないかと思います。お考えをお聞きします。

次に、口として情報を共有したまちづくりをです。

私は以前に、北海道ニセコ町の徹底した情報共有による住民との協働のまちづくりを紹介いたしました。10年後、20年後の坂城町をどのようにしたいか。これからのまちづくりについて住民要望を的確に把握し、住民参加による協働のまちづくりを進めるためにも、情報の提供と共有が第一歩だと考えます。

この3月議会に新年度予算が上程されました。総額60億600万円、前年比6.2%の増額であります。南条小学校の建設を初め、新規事業も取り組まれております。本来、町が保有するお金、財産は町民のものという考えに立てば、当然予算について、その使い方の内容や目的などを詳しく説明をしなければなりません。私はそうあるべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。予算審査の内容については議会報でお知らせいたしますが、予算の目的や目指す効果などについて詳しくわかりやすい説明をどのようにされますか、お尋ねいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま情報の提供と共有について、るるご質問をいただきました。私からは全般的な考え方、並びに特にイの災害時の情報提供についての考え方について述べさせていただきます。その他は担当課長からお話し申し上げます。

今お話しありました、今回の2月8日、そして14日から15日にかけての2週続きの大雪に見舞われ、しなの鉄道の臨時運休や国道18号線の渋滞、交通網の混乱による通勤、通学などに大きな支障がありました。しかしながら、幸いにも町内の電気、水道、電話、有線放送といったいわゆるライフラインには大きな被害はございませんでした。職員による現場確認等のもとより、町民の皆さんからお寄せいただく情報や警察署、消防本部等の相互連絡等により情報の収集、共有、発信に努めたところであります。

町民の皆様への情報の発信につきましても、有線放送、ホームページにより町循環バスやしなの鉄道の臨時運休のお知らせ、小中学校休校のお知らせ、びんぐし湯さん館休館や営業時間短縮のお知らせ、除雪作業の進捗状況のお知らせ、また人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会や分館対抗球技大会中止のお知らせ、あんしんお届け便の運行時間の変更などについて、逐次情報を提供いたしました。また、小中学校の保護者の皆様へはメール配信システムオクレンジャーにより、臨時休校や通学路の除雪状況、登下校時の注意喚起などを行ったところであります。

ところで、今後の情報発信につきましても今お話ありましたように、より多くの皆様に適切なタイミングで情報をお届けできるよう、従来の有線放送電話による屋内外のスピーカー放送に加えて、今年度の補正予算対応で導入を計画しております、国の全国瞬時警報システム、通称J-ALERTによる自動配信システムと連動した事前登録制のメール配信システムや、新年度早々には携帯電話キャリアとの協力により坂城地域内にある携帯へ一斉配信する、いわゆるエリア配信メールの導入など、多様な情報発信の整備を図ってまいります。

一方、平成6年度に導入しました有線放送電話につきましても20年たち、経過年数や保守部品の確保等も年々厳しい状況になっております。老朽化による施設更新を迎える時期に来ておると考えております。現行の有線放送にかわる新情報発信システムにつきましても、現在、各通信事業者やメーカーから多様なシステム構築の提案もいただいている中で、当町の実情や地区別放送やページング放送といった地域コミュニティの形成に有利な仕組みの充実等も視野に入れ、平成26年度中に詳細、中身の検討を終わり、27年度から、これは完全ではないかもしれませんが、一部かもしれませんが、とにかく事業着手をしていきたいというふうに考えております。

現在、有線放送加入が全世帯の約半数となっているという状況の中で、全町民の方への情報発信手段として屋外スピーカーにつきましても、発信のタイミングなど課題もありますが、有

効な手段として今後も適切な情報発信に努めてまいります。ということで、26年度にかけて、より効率的な適切な新しいシステムの内容を詰めまして、27年度から一部着手できるような形で進めていきたいと思っております。

総務課長（田中君） 続きまして、口の情報を共有したまちづくりをについて、お答えをいたします。町の予算の内容に係る情報につきましては、現在、複数の方法によりお知らせをいたしております。

まず、町内全戸に向けたお知らせといたしましては、町の最大の情報手段である「広報さかき」4月号に当初予算関連の記事を4ページにわたって掲載し、予算の特徴や考え方、主要事業のほか、歳入歳出別の科目ごとの予算額と、前年度との比較等につきまして表やグラフを活用しながら、できるだけ分かりやすい内容でお伝えするよう努めております。

また、新年度の予算につきまして、さまざまな分類により集計し、予算の配分をご覧いただけるとともに、それぞれ前年度と比較が可能な集計表や内訳表を掲載するほか、事業ごとに内容と主な経費を見ていただける予算資料を議員の皆様には予算書と一緒にお配りをいたしております。26年度の予算資料につきましても、当初予算の議決をいただき次第、町ホームページに掲載し、全てのページを閲覧いただけますとともに、ダウンロードも可能な形で公開をいたしてまいります。

なお、予算書につきましては無料で閲覧をいただけるほか、希望があれば有料ではありますが、お渡しもいたしております。

ご質問にございました、北海道ニセコ町の住民向けの予算資料につきましては、以前拝見したことがありますが、当町でいうと先ほど申し上げました予算資料に相当するものに写真やイラスト、グラフなどを用い、また循環バスの時刻表など生活ガイド的な情報を加えたものであったと記憶をいたしております。

町では26年度早々に、町への届け出やさまざまな手続、ごみの出し方ほか生活情報などをカラーページでわかりやすくまとめた「坂城町くらしの便利帳」を全戸に配布する計画をいたしております。また、その中には福祉制度や各種助成制度など、町の事業も幾つかご案内をさせていただいておりますことから、当初予算のお知らせ方法につきましては経費などを考慮し、当面、この仕組みにより継続してまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） それでは、2回目の質問に入ります。

イ. 災害時の情報提供についてですが、災害対策本部が立ち上がれば広報班ができるので情報収集、管理、情報提供まで担えると思いますが、昨日の答弁で、今後積雪50cmを目安に災害対策本部の立ち上げを考えていきたいということでした。そうしますと、今回のように、これからも災害対策本部ができなかった場合、そういう広報班で行うべき仕事は役場内のどこの部署が担当するのでしょうか、お尋ねいたします。

まちづくり推進室長（中村君） 本部の設置がない中でという対応でございますが、基本的には有線放送、屋外スピーカー、これが全町向けの現在発信手段というふうに考えております。またホームページ、これについてもかなり多くの方に発信ができるものというふうに考えてございます。これについては、まちづくり推進室が担当していくということでございます。

実際のこの情報の発信につきましては、たまたま今回休日ということもございました。有線放送等、実際の発信のタイミング、それぞれ随時発信については必要な部署において緊急放送等を実施はさせていただいたところでございますけれども、今後も臨機応変な対応ということで対応を図ってまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） そうしますと、災害対策本部ができなかった場合の情報を収集する部分まで、まちづくり推進室のほうで担っていくという考え方でよろしいでしょうか。

まちづくり推進室長（中村君） その収集につきましては、実際には情報そのものが本部が立ち上げない中では入ってくる場所がそれぞれの担当部署に入っております。そこで一旦は受けていただくという形になります。今回もそうでありますけれども、後ほどそれらを一元的に集めていくと、そういう対応になってまいります。

7番（西沢さん） それでは次に、J-A L E R Tの自動起動装置の整備が平成26年度中というふうに答弁されていますが、その具体的なイメージがなかなかつかめないのですが、まず国からその緊急災害情報が流れてきて、それがJ-A L E R Tが整備されていると、それぞれの個人の携帯に直接情報が入ってくるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

それと、その緊急情報を町側が受信する場合に、その受信できるパソコンというんですかね、受信できる機器というのはこれ何台あるのでしょうか。それと、それによってまた役場内から各課からいろいろな情報が出せるとすれば、その発信する送信できるパソコンというのはどのように配備されるのかということですね。

それと、登録制によるメールの配信とありましたが、これにつきましてちょっと詳しく内容をお話しいただきたいと思います。

住民環境課長（金子君） 情報配信メールについてお答えいたします。

情報配信メールにつきましては、来年度設置予定をしておりますJ-A L E R Tの自動起動装置とあわせて設備の設置をしております。

配信するメールの内容でございますが、J-A L E R Tから受信した災害情報などを瞬時に配信をし、またその後、町からの詳細な災害情報や避難情報などを配信してまいります。こちらのメールにつきましては、情報の受信をご希望される場合には事前に登録をしていただくということになります。また、緊急速報メールにつきましては坂城町内のみの配信となりますが、こちらのメールにつきましては、町外にいても坂城町の情報が取得できるというものでございます。

それから、J-A L E R Tの受信機器の関係でございますが、これは住民環境課のほうで管理をしておりますが、1台ということでございます。

それから、この役場からというか各課からの情報の部分につきましては、機器が設置されてからの検討ということの中で検討させていただきたいと思います。以上です。

7番（西沢さん） このJ-A L E R Tに加えて、登録制によるメールの配信などにつきましては、その使い方や役場の中でも十分検討されて進めていただきたいというふうに思います。

それから次に、新情報、これ通信システムというふうに私は捉えていましたが、今の町長の答弁では発信システムというふうにお話しでしたが、これどのように捉えたらいいのでしょうか。新情報発信システムということだと、町全体の情報伝達手段ということでもいいのかもしれない。また、それにつきまして今、26年度中に意見集約をする中で、ふだんの地域コミュニティ活動に欠かせない地区別放送とか、グループ放送をより進化させていくというお話でした。これについては私も本当にふだん町内におけるその地区別あるいは学校単位であるとか、区単位であるとかというその情報手段というのも本当に大切だなというふうに思っておりますので、ぜひこの辺につきまして十分に検討されて進めていただきたいというふうに思います。

それで、平成26年度中に方向を決めて、27年度から事業着手というお話がございましたが、これ27年度中に一部でもこれ使用が可能というふうに捉えていいのでしょうか、その辺、お尋ねいたします。

まちづくり推進室長（中村君） 新情報システムにつきましては、先ほど町長から答弁申し上げましたように、いろいろな形態が考えられるという中でございます。その選択に当たっては、どれが一番ふさわしいのか十分検討をした上で進めてまいりたいと考えているところでございます。

27年度着手ということではありますが、当然、そのシステムの設計であるとか、それから当然財源の確保、これらにもそれなりの時間がかかるだろうというふうに思われます。27年度中に運用できるかどうかという部分については、現在のところ、そこまで確定的なことは申し上げられませんが、なるべく早目に運用できるように今後進めてまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） ぜひ早期に使用できるように進めていただきたいと思います。

次に、口の情報を共有したまちづくりをについて2回目の質問に入ります。

町の事業について説明を工夫してわかりやすく町民に伝える、これが情報を共有することになるのではないのでしょうか。課長答弁の中に「くらしの便利帳」を作成するとありましたが、わかりやすく情報を提供するよい手段だと思えます。ぜひ早期に完成させて、各戸に配布をしていただきたいというふうに思います。

ニセコ町と同様にというふうに考えているわけではありません。昨年9月の第3回定例会の

閉会の挨拶の中で町長は、「子育て支援、若者支援の事業をもう少し全体的としてわかりやすいパッケージとして町内外に発信していきたい。」と述べられました。期待をしていますが、町長、この件につきましてはどのように進められているのでしょうか、お尋ねいたします。

副町長（宮下君） 昨年、町長のほうから、子育て支援、そしてまちづくり、人に住んでいただく町にするためのパッケージが必要じゃないかということで町長から命を受けました。いろいろところでいろいろな施策がばらばらに出ている。でもなかなか町民の方には理解できないだろうということで、それを一つの形のものに取りそろえるというようなことで、町内の子育て、それから若者対象というような考え方の中で、町長が仕掛け人でありますので、仕掛け人になりまして私と総務課長がプロデューサーという形で組織を立ち上げました。それは、チャレンジSAKAKIの中の位置づけを持ちまして、庁内若手女性職員を集めまして、そういう中でそれぞれの分野のものを今考えているところです。

例えば、子育ての支援はこういうことです、住むための情報としてはこういうものがあります、それから学校へ入ったらこういうものがあります、保育園とはこういうことです、医療はこうですと。そういうようなものを一つのものとしたパンフレットを今作成中であります。年度がかわりまして新年度になりましたら、例えば町内の大手企業さんを中心にそこからスタートをし、まず会社の皆さんにもそういった、町が全体としてこういう施策の展開を図っているんだと、一人でも多くの方に坂城に住んでいただき、活力ある坂城町をつくっていききたいというようなものを今取り組んでいる最中です。

そういった中で一人でも多くの若者にこの町に住んでいただき、一人でも多くの人口を増やしていくというような施策に取り組んでいきたいと今進めているところでありますので、またよろしく願いいたします。

7番（西沢さん） 今、お話を伺いました。プロデューサーがすごいので企業にも呼びかけて坂城町に住んでいただきたいというメッセージを発信していきたいということです。この内容について、これ全戸配布ということは考えておられないのでしょうか。今、町の若者たちが常に口にするのは、若い者には何もないよねという、そのいろいろなものがあるんだよと説明しても、なかなか実感として受け取ってもらえないという部分がありますので、全町民の皆さんにも坂城町のその子育て支援、若者支援の内容を本当に理解をしていただきたいというふうに思いますので、ぜひそのようにお願いいたします。

それから、「広報さかき」やホームページにいろいろな予算についてわかりやすい発信をしていくという内容でしたが、予算説明資料をホームページにアップしていくということですが、その場合にも、よりわかりやすくということを中心に置いて進めていただきたいというふうに思います。

次に2として、2025年問題について、イの健康づくり計画に盛り込む考えはについて質

問いたします。

この問題につきましては、その前段の2015年問題から始まるわけですが、私も含めて団塊の世代は2015年に65歳以上、前期高齢者になり、その後、急速に超高齢化社会が進み、2025年には75歳以上の後期高齢者になります。4人に1人が75歳以上の超高齢化社会では、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障体制は破綻してしまうとの指摘があります。

75歳以上人口は2025年を境におよそ2,200万人で高どまりしますが、現役世代が減少し続けるために超高齢化社会は続くことになります。これは新聞で報道された数字ですが、生涯医療費を見ると、70歳以降に生涯の医療費の約半分がかかっています。また、要介護・要支援になるリスクは75歳から上昇し、85歳以上では約半数が認定を受けると予測されます。認知症高齢者も増え続け、1千万人に達するおそれとの予測です。しかも、女性の4人に1人がひとり暮らし高齢者の状態になるとのことでした。

国が進める消費税増税と給付の削減だけでは解決になりません。10年後に向けてカウントダウンが始まったと捉えるべきだと思います。坂城町健康づくり計画「すこやかさかき21」では計画の期間を2011年度から2020年度までとしていますが、必要に応じて見直しをすることとなっています。この2025年問題の解決のために、必要な健康増進事業を健康づくり計画に新たに盛り込む考えはないでしょうか、お伺いいたします。

次にロとして、ロコモ予防対策の推進をです。

2025年問題の対策として、ロコモ予防対策に力を入れる自治体が増えてきました。ロコモ、ロコモティブシンドロームと言われ、これは日常生活に欠かせない運動機能が低下した状態で、その結果、要介護や寝たきりになる危険性が高いとされています。骨粗しょう症や変形性ひざ関節症、歩くときにひざが痛い、腰が痛いという人はロコモまたは予備軍と呼ばれ、ロコモは新しい国民病だとも言われています。

適切な運動習慣に基づき、自分の身は自分で守るという考えから、ロコモ予防対策が始まりました。特定健診、保健指導でメタボ健診はほとんどの人が知っていますが、ロコモの認知度は50歳以上の約3割という調査があります。要介護状態や寝たきり予防のために、国はロコモの認知度を80%に高める目標を掲げ、今年度よりロコモ対策の市民講座に補助金を出しています。この対策の目的は、定期的な運動習慣を身につけ、自立して暮らせる健康寿命を平均寿命に限りなく近づけることです。坂城町でもこの対策に早急に取り組んでほしいと思いますが、お考えをお聞きします。

次にハとして、認知症対策についてです。

この問題につきましては、前回の議会でも質問いたしました。当町では介護保険の要介護認定を受けている人635人のうち、約7割に当たる440人に認知症状があり、認定されてい

る方については、施設に入所あるいは在宅で介護保険サービスを受けているとのことでした。厚労省の調査によれば、認知症と同数の認知症予備軍がいると推定されますので、深刻な事態だと受けとめています。一番の問題は、認知症かと思われる軽度認知障害の人を早期に見つけて治療に結びつけることです。前回は、早期発見のための訪問事業を提案しました。やはり保健師を中心とした訪問事業が重要だと考えます。そのための体制づくりを早期に望みます。どのようにお考えでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（天田君） 2025年問題についてのご質問のうち、初めに健康づくり計画についてお答えをいたします。

国は健康増進法に基づく健康日本21を平成12年度に策定をいたしました。この計画は、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を示すもので、さらに25年度から34年度までを計画期間とする第2次健康日本21を策定し、健康増進を図っておるところでございます。

この第2次健康日本21の基本的な方針は、第1に健康寿命の延伸と健康格差の縮小、第2に生活習慣病の発症予防と重症化予防、第3に社会生活を営むために必要な機能の維持や向上、第4に健康を支え守るための社会環境の整備、そして第5に生活習慣及び社会環境の改善であります。

町におきましても、国が示した健康日本21に基づき、町の特性と健康実態に沿った坂城町健康づくり計画「すこやかさかき21」を策定し、これを町民の健康づくりの基本となる計画として位置づけ、施策の推進を図ってまいりました。さらに、第1期計画の最終年度であった平成22年度には、当初計画した数値目標を評価するとともに、少子高齢化や生活習慣病の増加など社会環境の変化を踏まえ、坂城町母子健康計画、坂城町食育推進計画を合わせた総合的な計画とし、平成23年度から32年度を第2期とする「すこやかさかき21」を新たに作成し、健康増進事業を推進しているところでございます。

この計画は、坂城町第5次長期総合計画の施策大綱にあります「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」を基本目標に、生活習慣病予防及び医療費の適正化の推進、寝たきりや認知症の予防など、乳幼児期から高齢期までのライフステージに沿った、さまざまな事業を展開しているところでございます。

このように、高齢者の健康増進事業につきましても既に健康づくり計画に盛り込んで進めていることをご理解いただきたいと存じます。今後も引き続き、第2期「すこやかさかき21」に基づき、町民一人一人が健康で長生きできるまちづくりを進めてまいります。

続きまして、ロコモ予防対策についてお答えをいたします。

ロコモティブシンドロームは、日本語では運動器症候群と言われ、骨や関節、筋肉など身体

を支えたり動かししたりする運動器の機能が低下し、立つ、歩く、走る、登るなどの動作に障害が出た状態を指します。こうしたことから、介護や支援が必要になり、また寝たきり状態になる危険性が高いことから、広くこの問題を周知する上で日本整形外科学会がロコモティブシンドロームと名づけ、ロコモの略称で呼ばれております。

介護や支援が必要になる疾患の多くは、脳血管疾患とともに関節の病気や転倒、骨折が原因であります。この予備軍に当たる40歳代、50歳代の年齢でも運動不足や肥満といった生活習慣が筋力低下や関節負担から体幹の不調を引き起こしてしまいます。これを放置せず、早期の要望対策をそれぞれ皆さんがご自身で心がけていただくことが重要であります。

町はこうしたことを踏まえ、筋力アップの運動やストレッチ体操を中心に、日常生活の中でも実践できる内容として、ストレッチ教室やヨガ教室、地域に出向いた運動教室、国保高齢受給者証の交付に合わせたロコモ予防運動教室、生きがいデイサービスでの運動指導などの事業を実践しております。引き続き大勢の皆さんにこのような教室に参加していただけるよう、要介護や要支援の予防、ひいては寝たきり予防に向けた取り組みとそのPRに努めてまいりたいと存じます。

続きまして、認知症対策についてお答えいたします。

認知症が発症する前兆である軽度認知障害は、正常な老化とは明らかに区別でき、しかも本人や周りの人が認識できる程度の認知障害があらわれるもので、日常生活を送る上で支障を来すほどではない障害と言えます。こうした方は認知症に移行する危険性が高い状態にあると言えますが、軽度認知障害の全てが認知症になるとは限りません。軽度の段階で発見し、知的刺激や運動を心がけ、生活習慣病を管理するなどの適切な対処や治療で認知症の発症予防や進行をおくらせることが可能であることがわかってきております。

町では認知症状の発見がおくれると思われる、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などへ、地域包括支援センターの保健師が中心となり、保健センターを初め在宅介護支援センターや社会福祉協議会が連携し、定期的な訪問を心がけ、早期発見、早期診断、早期対応に努めております。定期的にかかわることで健康状態ばかりでなく、生活ぶりなどの変化も的確に捉えることができ、ご家族等にも状況をお伝えしております。また、保健センターでは若い年齢からの生活習慣が重要な認知症予防につながることから、健康診査や保健指導などにより生活習慣病の予防に努めております。

高齢者になれば誰もが認知症になる可能性があります。認知症についての相談は地域包括支援センターが、健康相談につきましては保健センターがそれぞれ中心となり、業務を行っております。引き続き保健師同士の連携体制の充実を図り、訪問事業を進める中で認知症の予防や早期発見に努めてまいります。

7番（西沢さん） 2回目の質問を行います。

イの健康づくり計画に盛り込む考えはについてですが、今の答弁で健康づくり計画に十分盛り込まれているという内容でございました。しかし、2025年の問題に向けて、高齢者もですが、今の40代、50代の人も健康であるときは10年先、20年先も健康であるというふうに本当に思いがちなんですね。

そこで、高齢者は自分で健康になる努力が本当に必要なんだということと、それから日ごろの運動や健診によって、自分の健康状態を把握する努力の重要性について知らせたり、アピールすることについて、それはもう、その健康づくり計画の内容をお知らせするとともに、その部分についても盛り込んでアピールをしていただきたいというふうに思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

福祉健康課長（天田君） 計画の盛り込みについてでございますけれども、先ほどの繰り返しになってしまうかもしれませんが、健康づくりの取り組みにつきましては、町の健康づくり計画「すこやかさかき21」に基づき、ライフステージに沿った各種事業を展開しております。また、その事業を通じる中で疾病の重症化予防や健康維持に関する知識の普及やPR、こちらのほうもうたっております。またその関係で努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7番（西沢さん） その2025年に向けて、これから10年後に向けてこういう社会が来ちゃうという、そういう内容についても、もう少しアピールしてほしいなというふうに思ひます。

それでは次に、口のロコモ予防対策の推進についてですが、今ちょっと大変失礼いたしました。今の課長の答弁の中でロコモ予防運動教室が開かれているというふうに受け取りましたが、それでよろしいでしょうか。済みません、ちょっとその内容について、またご説明をいただきたいと思ひます。

地域包括支援センターの事業でいろいろな生きがい活動支援事業が行われております。その対象は虚弱な高齢者という内容だと思ひますが、ロコモ予防は現在元気な高齢者、それから筋力の低下が始まる40歳以上を対象に体力づくりをして、要支援・要介護者をできるだけ少なくしていこうというためのものです。

そこで、この予防対策として簡単にできる体操の普及に力を入れている自治体が本当に多くなっているんですが、佐賀県では県の段階でロコモ予防カレンダーというのを40歳以上に配布して、その中に毎日できる簡単な体操を入れて呼びかけているというふうにお聞きしております。また、山形県では県知事がもうテレビで普及の推進を始めたという、この「花の山形！しゃんしゃん体操」というらしいんですが、始めたということもお聞きしました。そのほかにさいたま市とか、京都市とか、そのロコモ予防に力を入れている自治体が全国で増えてきているという状況にあります。

坂城町でも以前に農民体操というんですかね、有線で流していたことがありました。それと

同じことをしましょうということではないんですが、町レベルで本当簡単な体操をどこでもできるというような、そういうその体操を進めていくというような、そんなお考えはないでしょうか。

福祉健康課長（天田君） ロコモ予防の関係についてお答えをいたします。

まず、先ほどロコモ予防運動教室実施をしていると申しあげました。こちらのほうでございますけれども、国保の高齢者受給者証の交付にあわせまして、まずその内容のお話については保健師のほうがさせていただいております。また、運動につきましては運動指導士とか、そういう専門の方が担当して行っていていただいております。役場の講堂のほうでやっております。

次にですけれども、今後の取り組みということでございますけれども、確かに近年は自動車の普及とか、家事の少量化などによって身体運動が低下して、そんなことから生活習慣病等の増加の一因になっているわけでございます。ですので、そういったところも十分にPRをさせていただく中で、町民の方お一人お一人が自分の健康は自分で守り、自分でつくるという意識をつけていただいて、そしてまたそれぞれの事業を実施する中で、健康づくりにさまざまな形で支援する体制づくりに努めてまいりたいと思います。

体操についてでございますけれども、ちょっと今、急にそういうお話をいただいたものから、それぞれでまた検討をさせていただければと思います。

7番（西沢さん） このロコモ予防対策につきましては、今、ロコモ予防運動教室が開かれているということでした。こういう運動教室が開かれているということを私知らなくて大変失礼したんですが、こういうロコモの予防対策について、もっとこう、この言葉についてもですね、皆さんにこういう状況にあるというようなことを広報であるとか、そういうところでもっともっと使っていただきたいなというふうに思います。それについてもお考えをお聞きいたします。

福祉健康課長（天田君） ロコモのPRについてお答えをさせていただきます。

確かに今、町の方でいろいろな事業を実施している中で、ロコモという呼び方で呼んでおりますのは、先ほど申し上げたロコモ予防運動教室だけでございます。従来、例えばストレッチ教室ですとか、ヨガ教室とか、そういう従来の呼び方で呼んでおりますので、そんな形になっております。ですので、必要に応じて広報等またそういう教室等でもPRに努めてまいりたいと思います。

7番西沢悦子 それでは、ハの認知症対策についてお伺いいたします。

認知症についても10年度に向けて、本当に重い課題だと思います。今の保健師によるいろいろな訪問活動につきましても、本当によくやられているというふうに思いますが、この全戸訪問という形の中で、全家庭の皆さんの健康状態を把握してくるということが、本当に大切だというふうに感じたのは、2月6日に社会文教常任委員会で松川町の健康なまちづく

りを研修してまいりました。その中で、いろいろな示唆をいただいていたんですが、この全戸訪問によって本当にピンポイントでいろいろな指導ができるという内容でございました。それから、家庭内のいろいろな状況を把握しながら認知症かもしれないという高齢者についても治療につなげたり、いろいろな配慮がなされてきたということでございます。

今、保健センターではいろいろな事業が本当にたくさんあって、いかに忙しく大変な状況であるかということは理解をしておりますが、ぜひこの保健師の全戸訪問について、その体制を整えていただきたいというふう思います。松川町で、この全戸訪問を可能にしたのは、事務内容と事務分担の見直しを徹底的にして、ようやく保健師の全戸訪問が可能になったというふうにお聞きしました。当町でもぜひそのようなところを検討できればと思います。どのようにお考えでしょうか。

福祉健康課長（天田君） 保健師の訪問事業についてお答えをさせていただきます。

保健師は地域と個々の家庭を結ぶ大変重要な仕事であると思っております。また、そういうことよっての訪問活動は、やはり常に心がけていかなければいけないのではないかと考えるところでございます。こうした活動がスムーズに行えるよう、また体制づくり、引き続き努めてまいりたいと思います。

7番（西沢さん） 認知症対策について、保健師の訪問事業ということでございますが、本当に忙しく新たな事業がどんどん起きてくる中での対応ですので、すぐにとすることは難しいかと思いますが、本当に事務内容であるとか、事務分担であるとか、そういう見直しをした上で検討をしていただきたいというふうに思います。

それではまとめですが、今回の豪雪で私の常会では鈴を振って、すずとか、りんというんですかね、昔学校で振ったのですが、全戸総出で除雪をしました。大変な作業でしたが、久しぶりにご近所の皆さんとの共同作業には気持ちが盛り上がりました。地域コミュニティーが機能していればこそと思いました。また、以前にもお願いをしたことですが、命を守る情報としての命のカプセルについて、全町での取り組みを早期にお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 10時53分～再開 午前 11時03分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、8番 山崎正志君の質問を許します。

8番（山崎君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 平成26年度重要施策についてであります。
- イ. 主な重点施策を問うであります。

「人がともに輝く ものづくりのまち」をキャッチフレーズとして、チャレンジSAKAKIを筆頭に民間の新しい血が入って3年が過ぎました。平成26年度予算は山村町政において任期の節目であり、4年間の集大成の年でもあります。そこで、平成26年度の主な政策について質問いたします。

まず、工業の町坂城において25年度新規に行われた、コトづくりイノベーション補助金についてであります。ねずこん起き上がらせこぼし、スマートコントローラー、ねずこん型家電メーターが採択されました。26年度、この補助金は継続されるわけですが、25年度、この補助金の活用によりどのような成果があったかお伺いいたします。

ねずこん起き上がらせこぼしは、ねずみ大根まつり等で実際に手にすることがありました。ほかの2件に関してはどのようなものなのか、また研究開発は完了されたのか、それとも継続して研究開発の途上であるのか、お伺いいたします。

続きまして、地場産業の振興や地域の活性化を目的として、地元農産物を活用した加工品の開発やその販売にかかる経費に対して、さかきブランドづくり事業補助金が新規事業として計上されております。さかきブランドを内外に発信し、坂城のイメージアップ、知名度アップに向けて大いに期待するところでもあります。そこで、この補助金の対象者をどのように考えているのか、お伺いいたします。

続きまして、道路関係であります。A01号線において、26年度は土地買収が主な事業として上がっております。そこで、長年の課題である若草橋南のグリーンベルト地帯について質問いたします。私を含め、先輩議員も同僚議員も質問してきた経緯があります。学童、生徒の通学路として危険であるから、早期の歩道設置の要望書が、小中学校のPTAからも毎年町に提出されております。昨年、若草橋以南の事業認可がされました。長年の要望である歩道設置はいつごろを目途としているのか、お伺いいたします。

続きまして、道路ストック総点検事業において主な主要道路の点検とありますが、主要道路とはどの道路を指すのか、また、歩道も点検対象になるのかお伺いいたします。

次に、169系についてであります。26年度169系車両に電気の引き込み工事を行い、車内の照明、空調設備を設置するとありますが、現時点ではふーど市等のイベント以外では利用されていない状況であります。活用方法には多くの応募があったと思われませんが、常設あるいはそれに近い活用方法はどのようになっているのか、お伺いいたします。

続きまして、ワイナリー形成事業においてであります。苗木の購入補助金が計上されております。その補助金の対象者をどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、6歳児の発達フォロー事業を行うすくすくランドについて質問いたします。このすくすくランドはどのような形で取り組むのか、また5歳児健康検診の延長線上にあると思いますが、その点をどのように考えているのかお伺いいたします。

続きまして、学校関係であります。新たに小学校に配置される外国語指導講師についてであります。この講師は村上小学校に配置されますが、町内3小学校においてどのような学年を対象に授業を行うのか、また週何時間を予定しているのかお伺いいたします。

続きまして、南条小学校建設について質問いたします。この3月17日に南条小学校建設委員会が開催され、実施計画、実施設計図が提出されます。そこで何点か質問いたします。

まず、地元産の木材の活用についてであります。町長はできる限り地元産の木材を活用したいとおっしゃっておいりました。昨年6月、議会には南条生産森林組合より地元産の木材の利用、活用を望む請願書が提出され、採択されておいります。地元産、特に坂城産の木材の利用はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、樹木についてであります。中村教育委員長を中心として調査されましたが、どのような結論になったのか、出たのか、お伺いいたします。

続きまして、建設費についてであります。26年度、約5億円の予算が計上されておいります。また27年度は約11億円が計上される予定であります。東日本大震災の復興、2020年東京オリンピックの開催により、資材や人手不足により建設費の高騰が予想されておいります。長野市の市役所建設を初め、各自治体でも不落ということが起きておいります。坂城町ではこのようなことがないのか、どのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、ソーラー発電についてであります。低学年棟に30kWのソーラーパネルを設置するわけですが、予算的に今回は30kWを低学年棟につけるわけですけれど、将来、高学年棟あるいは管理棟に設置できるような強度ができる設計になっているのか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

町長（山村君） 山崎議員さんから、平成26年度の重点施策ということでご質問をいただきました。本議会の招集のご挨拶のときにも、26年度の予算の重点的な項目は申し述べましたけれども、改めて一般質問ということで、発言する機会を与えていただきましてありがとうございます。では、私のほうから重点的な施策のポイントについてお話し申し上げまして、いろいろのご質問のありました詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げたいと思っております。

招集挨拶や当初予算案の提案説明でもお話しいたしましたとおり、新年度の予算編成に当たりますには、厳しい財政状況を踏まえながらも、笑顔のまち、人が輝くまちの具現化に向けて、限られた財源の中で教育環境や子育て支援の充実と、将来につながる予算編成を心がけてまいりました。

歳入歳出予算の総額は60億600万円、南条小学校建設工事の実施や小学校への英語指導講師の配置といった教育関連事業に加え、第3子以降の保育料の軽減や不妊治療補助金の創設などの新規事業を盛り込む中で、25年度当初予算と比較いたしますと、プラス6.2%、

3億5千万円の増額といたしましたところでございます。

ご質問の今年度の重点施策につきましては、まず、26年度から2カ年をかけまして南条小学校の建てかえ工事を進めてまいります。南条小学校建設は新年度の町の最重点事業であり、全体事業費16億2千万円ほどのうち、26年度につきましては特徴となる音楽堂や低学年棟などにかかわる工事経費として約5億円を計上しております。

そのほかのハード事業につきましては、町道A01号線を初めとする道路改良や公共下水道の整備に加えまして、今年度から事業に着手いたしました橋梁修繕事業や町営横尾団地への下水道接続工事につきましても、引き続き工事を進めてまいります。

また、長年の懸案となっておりました小網地区への上水道整備事業につきましては、3カ年の計画で事業を進めてまいりましたが、一部舗装復旧を除きまして、管渠の布設、消火栓の設置等につきまして、26年度で完了するという計画となっております。

また、5月の竣工に向け、工事が進む、坂城駅エレベーター設置にあわせまして、駅周辺の段差解消やグリーンベルトの設置を進め、さらなるバリアフリー化を図るほか、昨年5月に坂城駅前に設置されました169系車両につきまして、さらなる利活用を見据えた電気の引き込み工事にあわせまして、車内照明、空調設備を整備し、駅前活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、ソフト事業につきましては、まず少子化対策・子育て支援施策では不妊治療を受けているご夫婦に対しまして治療費用の一部を助成する不妊治療費助成事業を新設いたします。また、第3子以降の保育料につきまして、従来の減免措置に加えて第2子の年齢にかかわらず第3子以降の保育料を半額とする新たな軽減措置を設けてまいります。加えて、24年度から実施しております5歳児健康相談のフォローアップ事業としまして、6歳児の発達を支援するすくすくランド事業に取り組んでまいります。

さて、環境面ではスマートタウン坂城を目指して、再生可能エネルギーのあり方等について、大学や企業との連携を図る中でさらに研究を進めるとともに、太陽光発電システムの設置にかかわる補助制度につきましても引き続き実施してまいります。

産業面では、さかきテクノセンターにおける3次元測定器の更新と3Dプリンターの導入に支援を行うとともに、町独自の展示商談会として開催が予定されている、これ仮称ですが、さかきものづくり展に助成を行ってまいります。あわせまして、昨年創設いたしました町内事業者が行う新製品開発等に助成を行うコトづくりイノベーション補助金を継続するほか、同補助金の農業商業版とも言えるさかきブランドづくり補助金を新設し、町の特産品や町のイメージキャラクターねずこんなどを活用した商品開発や販路拡大を支援いたします。

また、さかきワイン特区の認定を受けたさかきワイナリー形成事業につきましては、引き続き試験圃場の栽培管理を行いながら、ワイナリー実施主体の組織化に向けたセミナーの開催に

取り組み、さらなる条件整備を進めるとともに、好評を博している巨峰ロゼ、スパークリングワインにつきましても引き続き委託醸造を行い、町の定番商品としての位置づけを確立してまいります。

続きまして、教育面では、社会のグローバル化に対応した人材育成に向け、新たに小学校専任の英語指導講師を配置いたします。小学校への英語指導講師の配置につきましては、昨年12月に国が公表した英語教育改革実施計画にも盛り込まれた、大変先進的な取り組みとしてその成果に期待するところであります。

また、教育コーディネーターを配置しての就学相談委員会の運営と教育相談事業につきましては、今後さらに子育て支援センターや保育園、小中学校などとの連携を深め、よりきめ細かな支援につなげてまいりたいと考えております。

また、地域医療の充実につきましては、信州上田医療センターの医師確保事業に参画するとともに、施設の近代化に向けての改修の進む厚生連篠ノ井病院に助成を行い、高度医療の提供体制整備を支援してまいります。あわせて、健康診査やがん検診といった健康づくり施策の推進に加え、障害者の総合支援サービスの充実や介護保険、後期高齢者医療制度への対応など、福祉を取り巻く諸施策についても的確な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、招集挨拶や当初予算案の提案説明と重複いたしました。平成26年度当初予算の特徴と重点施策の概要についてお話しいたしました。ご質問いただきました個々の施策の内容につきましては、担当課長からご説明いたします。

産業振興課長（塚田君） コトづくりイノベーション補助金につきましては、ものづくりからコトづくりへの展開を支援することを目的に、意欲ある中小企業者等が実施する町内ニーズに対応した新製品開発等に要する経費の一部を助成し、新たな価値創造による地域産業の振興と活性化を図るため、平成25年度から補助制度を創設いたしました。

25年度は、1社、1団体から合計3事業の応募があり、審査会の審査を経て、6月に事業採択し、それぞれ事業を行っていただいております。現在のところ、採択した3事業のうち、ねずこんプロジェクトにつきましては既に事業が完了し、使用電力量に加えて水道、ガスなどの使用量や血糖値や血圧などのデータを一元的に管理し、情報提供可能なシステムとして構築するための中心となるコントローラー、スマートライフアシストコントローラーの開発及びねずこん型家電用電力メーターの開発の2事業につきましては3月31日までの事業期間であり、現在も事業進捗中でございます。

事業成果といたしましては、ねずこんプロジェクトでは研究会の会員企業18社が連携し、新製品開発に取り組み、ねずこんの起き上がりこぼし、最近ではゆらゆらねずこんと言いますが、という一つの製品を世に送り出すことができたことや、開発過程の中で課題が生じた場合も会員それぞれが持つ得意な技術を生かして、アイデアや創意工夫により課題を克服できた点

も一つの成果と言えると思います。

今回のコトづくりイノベーション補助金採択事業の中で、現在のところ研究開発を継続している事業はありませんが、今回のニューリーダー研究会のように、共同で製作したこの事業が契機となり、企業間連携が生まれ、町内企業の新たな事業展開、新分野進出のきっかけとなることを期待しています。

次に、さかきブランドづくり事業補助金についてお答えいたします。さかきブランドづくり事業につきましては、地場産業の振興及び地域の活性化を目的としまして、地元農産物等を活用した加工品の開発や、その販売に取り組む団体・事業者に補助金の交付を予定しております。

補助対象は、町内で生産された農産物を使用した商品の開発、新商品を開発するために必要な機械装置等の購入やリースにかかる経費、商品のパッケージ等のデザインの開発や改良にかかる経費、開発のための研修や販路開拓に関する調査経費のほか、新商品の販売を促進するイベントへの参加経費等に対する補助金交付をしております。

この補助金の額につきましては、生産設備の整備拡充及び商品の新規開発・改良事業に関しては対象経費の2分の1以内、20万円を限度とし、商品の販売促進に関しては対象経費の2分の1以内、5万円を限度といたします。町内事業者による、ねずみ大根キャラクターのねずこん関連の商品も増えてきております。坂城町のイメージアップに向け、地域の資源を活用したさかきブランドの発信を支援してまいりたいと考えております。

次に苗木補助、これはワインぶどう産地化補助金でございますが、これについてお答えいたします。昨年11月に構造改革特区の認定をいただいたことにより、酒類製造免許取得に必要な最低醸造量が6千リットルから2千リットルに緩和され、小規模でのワイン製造が行える環境が整ったところでございます。次世代へ維持可能な維持・発展を踏まえましてワイナリー形成事業を推進するため、平成24年度から醸造用ブドウ試験圃場の設置、また2名の担い手の決定等を行ったところでございます。

そのような状況の中、ワイン製造に必要なワイン用ブドウは収穫できるまで、定植後少なくとも3年から5年にかかるということから、今後、醸造用ブドウ栽培の促進を図る必要があります。そこでワインブドウの産地化に向けた支援ということで、ワインブドウの苗木購入に対する補助事業に取り組むことといたしました。

補助金額につきましては、補助率2分の1で20万円を限度としての交付を予定しております。交付対象者につきましては、町内におけるワインブドウ製造事業のため、ワインブドウの供給に協力していただける認定農業者や地域の担い手となる農業者に補助を予定しているところでございます。将来的な醸造用ブドウの産地化やワイナリー設置を含めた6次産業化等、新たな産業の広がりを目指してまいりたいと考えております。

建設課長（青木君） 建設課に係るA01号線と道路ストック事業についてお答えいたしま

す。

まず、A01号線道路改良事業につきましては、平成19年度から南条小学校東側の山金井交差点から宇佐八幡宮上交差点北側までの区間と、平成25年度からは谷川にかかる若草橋から南へ130mまでの区間についても事業化を整備し、進めております。平成26年度におきましては、両地区とも用地買収と建物補償を進め、用地買収が済んだ部分において工事を予定しているところでございます。

ご質問のA01号線の若草橋以南のグリーンベルトの部分の報道についてでございますが、平成25年度に一部用地買収に着手し、平成26年度には建物が支障となるお宅につきまして物件調査をさせていただき、移転補償を進め、交渉に取りかかる予定をしております。谷川にかかる若草橋につきましても事業の中でかけかえが予定されているため、グリーンベルトの部分の歩道としての舗装までの完成はまだ先の年度になりますが、用地買収ができたところから用地内において施工可能な部分につきましては敷き砂利、砂利などでの歩道を設置して通学路の安全に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、道路ストック総点検事業についてお答えいたします。平成25年2月に国から点検実施要領が示されて、国、県、市町村それぞれ管理している道路の点検に着手している状況です。町では国の交付金を利用し、道路の舗装を点検対象として、ひび割れやわだちの発生状況により、損傷の状況を点検し、補修を進めていくための資料を得る予定としております。

この総点検により修繕が必要とされた部分を計画的に修繕していく場合は、修繕費用について国の交付金の対象となるものです。平成26年度点検を行う主要道路につきましては、産業道路、鼠橋通り、逆木通り、昭和通りといった幹線道路のほか、集落を結ぶ路線、工業団地内の道路等を予定しており、全町に分布している主要路線、車道の延長で44kmを点検対象としております。老朽化や車両通行による損傷を点検するもので、歩道については対象外となっております。

今回の点検実施により得られる損傷状況の資料をもとに、今後一定区間の全面的な舗装、補修については国の交付金を活用し、損傷状況や交通状況を勘案する中で計画的に修繕を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

まちづくり推進室長（中村君） 169系車両の利活用につきまして申し上げます。

169系車両の利活用につきましては、町内の有識者、商工関係者、坂城駅周辺地域代表者による169系電車利活用検討会において、さまざまなご提案をお寄せいただき、地域の皆様と連携をして活用を図ってまいりました。具体的には、坂城どんどんや商工会商業部会が開催をしました、ふーど市の際の飲食のできる休憩場所など、多くの皆様に車両を開放をして、ご利用をいただきました。

昨年9月に行ったボランティアによる車両の清掃活動には、地域の皆様を初め、県外からも

多くの方にご参加いただき、169系車両に込めるファンの思いや熱意を伺う機会ともなりました。年末には、にぎわい坂城の皆さんと連携をしたイルミネーションの飾りつけなど、この169系車両を出会い、交流、触れ合いの場として活用を図ってまいりました。

そして、来る3月16日には、しなの鉄道株式会社及びしなの鉄道活性化協議会のご後援をいただく中で、169&ろくもん講演会を開催いたします。これは昨年5月に169系車両が静態保存されて以降、新たに集う場ができ、今年5月の坂城駅エレベーター完成や周辺のバリアフリー化工事等を踏まえ、駅を起点に坂城町を元気にする取り組みの一環として企画したもので、「しなの鉄道観光列車『ろくもん』による地域振興」と題して、しなの鉄道の山田専務にお話をいただくほか、地元の国鉄やJRのOB関係者の皆さんに169系車両にまつわる思いをお話しいたします。また、講演会終了後には169系車両ファンクラブ設立総会を開催をし、会則の決定や事業計画等を定め、行政とは異なった視点からの利活用に期待をいたすところであります。

一方、ご質問にありましたように、26年度におきましては施設利用の利便性向上を図るため、車内照明や空調設備の整備を計画しております。ご質問の常設的な活用につきましては、ミニ図書館や喫茶店、売店など、多くの提案をいただいておりますが、設備、経費、スタッフ配置など、さまざまな課題がございます。当面は駅エレベーターの竣工記念イベント等、駅周辺で行われるイベント利用やしなの鉄道と連携した取り組みなどの活用を図りながら、さらなる利活用に向けて、ファンクラブや地域の皆様、商工業団体、鉄道事業者等と検討を進め、町の活性化に努めてまいりたいと考えております。

子育て推進室長（宮嶋君） 6歳児の発達支援フォロー事業すくすくランドの取り組みについてお答えします。

子供たちがそれぞれ個性や特徴を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を十分発揮できるように、一人一人に応じた育ちを応援していく事業として、また、ご家族の子育てを支援するため、平成24年度から5歳児の健康相談事業として5歳児すくすく相談を実施しております。

6歳児の発達フォロー支援事業すくすくランドは、その5歳児すくすく相談において、体のバランス感覚や友達とのコミュニケーションが苦手で自分の行動がコントロールできず、発達フォローが必要と思われる園児を中心に、保育園の6歳児を対象として平成26年度から新たに取り組む発達フォロー支援事業でございます。

事業の狙いといたしましては、第1に、一人一人の子供の成長、発達や行動改善を促すための活動を行い、どんなタイプの子供でもちょっと頑張ればできる課題を行うことで達成感が持てるようにする。第2に、友達や保育士に認められることで達成感や自信が持てるようにし、自尊感情を育つようにする。第3に、友達と一緒に同じプログラムを行うことで共感し合う気

持ちを育て、活動中のルールを守ることの大切さを理解できるようにする。この三つのねらいを柱とし、保育園ごとに毎月1回実施するもので、一グループ8名から10名に分け、刺激の少ない安定した環境を整え、集中力が持続できる30分程度を目安に一グループごとに行います。

すくすくランドの活動のプログラムは、一人一人が誰でもできる課題をプログラムとし、子供の状況に合わせて段階を追って徐々にプログラムを変更して行うもので、感覚統合に養うリズム遊びや運動プログラムといった活動となっております。この事業は、子育て支援センターが中心となり、5歳児すくすく相談から6歳児すくすくランドと継続して支援することにより、児童の発達段階を保育園、保健センター、教育文化課、福祉健康課、小学校が情報を共有し、小学校への移行支援体制の連携を図ることにより、無理のないスムーズな就学につなげていく大事な子育て支援と捉え、6歳児発達フォロー支援事業すくすくランドを実施してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

教育文化課長（柳澤君） 小学校に配置する外国語指導講師の活用についてお答えいたします。

文部科学省では昨年12月に、初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充、強化などを盛り込んだ英語教育改革実施計画を公表いたしました。これは平成30年度までに指導體制を整備し、段階的に先行実施、平成32年の東京オリンピック、パラリンピックの開催を見据え、学習指導要領を改訂し、全面实施といったスケジュールとなっております。

この計画の中で新たな英語教育のあり方として、小学校における外国語活動として、中学年から実施し、高学年の外国語活動を週3こま程度実施していく方針を示しております。これまで小学校5・6年生の外国語活動は年間35こまとし、当町では各小学校で外国語コーディネーターを配置し行ってまいりました。また、他市町村では余り例のない坂城町独自の取り組みとして、教職員を対象に英語を母国語とするネイティブスピーカーによる英語研修を行ってまいりました。26年度においては、今回、文部科学省の示した方針を踏まえ、更埴地域内の小中学校で行う全郡研究のテーマとして英語教育を掲げる村上小学校を拠点に、小学校3校を訪問する外国語指導講師を配置することとしております。

企業活動のグローバル化が進み、町内企業においても海外出張が特別なことでなくなりつつある中で、英会話は大変重要になっております。活用計画としては各校5・6年生に対しては週1回一こまずつの外国語活動のほか、中学校に配置している外国語指導講師とあわせ、各校3・4年生に対しても外国語活動を予定しております。さらに、村上小学校の1・2年生については毎日1時間目の朝の時間を利用し、楽しく英語に触れる機会を設け、英語を聞いて体を動かしたり歌を歌ったりする中で、英語の発音になれるといった活動も計画しております。

2020年開催が決定しました東京オリンピックを見据え、目標を持って子供たちが楽しみ

ながら英会話学習ができるよう、町といたしましても力を入れていきたいと考えているところでございます。小学校中学年からの英語によるコミュニケーション能力の素地を養い、また高学年での教科化に向けた初歩的な英語の運用能力を養えるよう、小中学校と連携を図り、ネイティブスピーカーである外国語指導講師の活用を進めていきたいと考えております。

次に、南条小学校改築事業についてでございます。南条小学校建築につきましては、設計委託業者に選定された長野市のエーシーエ設計により基本設計がなされ、昨年10月の第5回南条小学校建設委員会において報告をいたしました。それ以降、実施設計を進め、今年17日には設計の最終報告を建設委員会に行う予定となっております。設計積算業務についても現在設計業者が鋭意進めているところであり、建設工事に関する費用につきましても順次算定を進めているところであります。

ご質問の最近の公共事業における入札の不落状況ということでございますが、建設資材などの建築単価の上昇、人手不足による労務単価の上昇などによる影響があると考えられ、南条小学校改築に際しましても少なからず影響があるものと考えているところであります。加えて、4月以降の消費税増税が建築市場にどんな影響があるのかも懸念するところであります。エーシーエ設計には、そういった状況も注視しながら積算業務を進めていただいているところであります。

地元産材の利用についてであります。県の木造公共施設整備補助金を活用した計画としております。校舎の構造が鉄筋コンクリート造となっているため、躯体本体に木を使用する計画ではありませんが、それぞれの部屋が木の香る校舎になるよう計画しているところであります。

地元産材は、どこの木を予定しているのかというところでございますけれども、私どもの希望といたしましては、町内産がよいのではないかと考えておりますが、建設費との兼ね合いから、場合によっては金額が高く、折り合いがつかない場合については、広く県内産ということが想定されるところでございます。

次に、敷地内の樹木についてでございます。現グラウンドに新校舎を建設し、現校舎敷地を校庭にする計画でありますから、学校内にある樹木約280本に関して調査をしております。信州大学名誉教授であり、建設委員会副委員長である中村教育委員長にご指導をいただきながら、残す木、伐採が必要な木、移植が可能な木と1本1本現地で確認をしているところでございます。

次に、太陽光発電の部分でございます。太陽光利用につきましては、低学年棟1階屋根及び中高学年棟2階屋根に合計30kWの太陽光パネルをOM用の集熱パネルとあわせて設置する予定となっております。したがって、1階と2階には既に太陽光パネルが乗るといような状況でございます。管理棟の屋根という部分でございますが、この部分につきましては荷重について余裕を見てありますので、将来的な太陽光パネルの設置は可能となっております。以

上です。

8番（山崎君） それでは、2回目の質問に入ります。

まず、コトづくりイノベーションであります。今年また継続ということで、昨年度採用された3件については終了したということでもありますね。この補助金につきまして、活用によりましていろいろな研究開発が期待される場所でもあります。ニューリーダーを初め、単独企業でなく横のつながりでもやっているわけですが、こうやってまだまだ横のつながりが欲しいと思いますが、その点についてどのように考えているのか、まず伺いたします。

また、次にさかきブランドづくり事業であります。今回、このさかきブランドづくり事業におきまして65万円計上されております。その中に、特産品コンテスト記念品として8万円計上されておりますが、この特産品コンテストというのはどういうところで、どのような形で行うのか、伺いたします。

あと、次にワイナリーもこれ産業課ですね。ワイナリーに関して苗木ですが、苗木の補助という形で出ています。特定の方にやるのか、また今ブドウをつくって栽培されている方、あるいは、これからそういう方たちがワインに協力してくれる方で、そういう方たちもみんな対象になるのか、まずその部分をお伺いたします。

産業振興課長（塚田君） 初めに、コトづくりイノベーション補助金についての横のつながりについてどう考えるかというご質問でございます。

坂城町ニューリーダー研究会で、今回、このねずこんプロジェクトということで取り組みました。やはりその中でニューリーダー研究会、ニューリーダーと言っても大分年期はたっておりますが、過去にもいろいろな商品をつくってまいりました。何か改めてつくってみてやはり自分たちはつくるのがやはり得意なんだと、自分たちの技術はもっと広くPRしていかなくやいけないんだということを改めて感じたというようなお話をしておりました。こういうようなお話をもっと広く広めていただきまして、今現在、経営革新塾の皆さんについてもいろいろな商品の開発とか、そういうものを計画されております。そういうことに広がっていかればよいなというふうに感じております。

さかきブランドにつきましてですけれども、コンテストというジャンルがございます、科目がございますが、こちらについてもねずこんグッズが大分増えてまいりました。今現在、二十何点、数えてみますとあります。また、いろいろな坂城の特産物を使った商品も大分増えております。この中で坂町のブランドとして広く町外にも発信できるような商品はないかということで、こういうコンテスト形式なものを行いまして、広く皆さんに知っていただくというような取り組みを26年度は行っていきたいというふうに考えておるものでございます。

また、苗木の補助についてでございますが、当然、今つくっている方が、生食用のブドウをつくっている方がワインブドウに変更と、更新していきたいというような場合も、当然、その

地域の担い手となっている農業者でございますので、当然、そういう方々も対象となるというふうに考えております。以上です。

8番（山崎君） コトづくりイノベーションに関しては、坂城町も大田区のボブスレー、東大阪のロケットですか、ああやって開発できるような横のつながりができるようなふうになってもらうようなことでやってもらえればいいと思います。

それでは、次に建設課のほうですけれども、A01号線、若草橋南の産業道路です。今、若草橋の北側でボーリングされて地質の検査をしておりますが、あの部分は皆さん早急に、今、先ほど建設課長が本舗装とはいかなくても、土地買収が済み次第、仮舗装でもいいから歩道をつくるという形で、それは早急に手をつけるようお願いいたします。

続きまして、道路ストック点検事業に関してであります。大規模の舗装に関しては国からの交付金が出る対象になるという形であります。今年度26年度にその点検事業が終了して、その後、いつからそうやってその部分を舗装していくのか、あるいはその舗装していく優先順位はどのようになっているのか、お伺いいたします。

建設課長（青木君） 道路ストック総点検事業でございますが、今年度26年度に幹線道路44kmを点検していくということになります。これにつきましても点検する作業につきましても、国の交付金事業を得て実施してまいるものでございます。その点検によりまして舗装の状況ぐあい、これはひび割れ、またはわだち、そういうものを全体的に見て、そのわだちのぐあいが40%以上、わだちなどひび割れができていっている部分については、全事業区間を区切った中で40%以上わだち等があれば、その事業対象になるという状況でございますので、点検結果を見てひどいところから順位づけをしてやっていくという予定になっております。

特に現在、優先してやっていかなければいけないと考えているのは、鼠橋通りですとか、A01号線の産業道路、そういうところが優先的になってこようかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、26年度の点検結果を受け、27年度から順次実施してまいりたいと考えているところでございます。

8番（山崎君） それでは順次、その特に私も文化センターから北側の産業道路は大分傷んでいるような気がいたします。そうやってA01号線において、今、若草橋南、南条小学校が終了すれば、その先に当然ながら計画がいくと思うんですけれども、その間もまだ時間がかかります。そんな部分でも産業道路の文化センターの北側のほうは早急に手を打つ部分がたくさんあると思いますから、その辺は頭の中に入れておいてほしいと思います。

それでは、ちょっと学校関係、小学校関係に移りたいと思います。地元産の木材を利用するという形で一応町長の答弁にもありましたし、また課長からもお話が出て、また今度はエーシーエの設計士さんのほうでも考慮されると思いますが、坂城町において杉あるいはヒノキ、カラマツ等、部材をどのようなまだ部材を使うのか私も設計図を見ていないからわかりません

けれども、数量的にどの程度使えるのか。坂城町産として町有林もありますよね、あと南条生産組合もあります。また、村上地区は長野森林組合ですか、あそこに属しています。坂城町の中にもたくさん木を保有しているわけですが、その保有した木によってどの程度数量的に賄えるのかという部分を把握しているのか、まず一つ目にその部分を先に教育文化課長にお伺いいたします。

教育文化課長（柳澤君） 木材の使用という部分でございます。数量的な部分というところがございますけれども、現在、県の木造公共施設整備事業補助金を活用した計画という中で、廊下、教室の腰壁あるいは音楽堂といったところの部分の木材というようなところに関しましては、数量的な部分については把握をしているところでございます。

8番（山崎君） 木材に関しては坂城産で補える分があれば、できるだけその部分で補えるようにしてほしいと思っております。単価的にどうのという部分はあると思っておりますけれども、確かに坂城にもたくさん木があります。その分を使うようにいろいろ研究してほしいと思っております。

続きまして、植木に関してでありますけれども、植栽に関してであります。去年の秋ごろですかね、先ほど280本を調べたとおっしゃってございました。その中で、どの木を残すのかほぼ決まっていると思うんですね。特にグラウンドの西側、旧農協があった側に立っている高木ですね、ヒマラヤ杉やメタセコイアあるいは松といった高木も本当に、メタセコイアなんか30mぐらいあるでかい木です。そういうような木がありますよね。はっきり言って私はこの辺で使えるような木はほとんどないと思っております。その後、切る木としてはもうその辺は決まっている部分も多いと思うんですよ、その辺は出ていますか。

また、その何というのかな、その後利用をする、あの辺結構大きな木ですよ、大きな木ですから、その部分であとただ単に廃材として捨ててしまうのか、今バイオマスの坂城町のボイラーもありますけれど、そうやって再利用するような形で持っていくのか、まずその辺からお聞きしたいと思えます。

教育文化課長（柳澤君） まず前段でご質問のありました、坂城町に限ったの木ということではないということでちょっとご理解をいただきたいと思えます。建設事業を進める場合におきまして、地元産を活用するものもちろん大切ではあるんですけども、一方で限られた予算の中で事業執行を進めていくことが求められているところでもあります。そういった部分でありますので、建設費との折り合いが合わないというようなことになれば、広く県産材を活用していくという考え方ということになっているところでご理解をいただきたいと思えます。

それから、グラウンド内の樹木というようなところがございます。グラウンドの西側にありますヒマラヤ杉につきましては、樹高の高さが非常に高いというようなことありまして、南条に本来ある在来種ではないというようなことから、中村委員長の指導もあり、伐採の予定で

進めるような状況となっております。そのほかの活用のできる木につきましては検討していきたいというふうに考えております。以上です。

8番（山崎君） 今、町内産の木材が単価的に折り合いがつかないような話をしていますけれど、それを実際に私、町内産のここに県の資料でいろいろありますけれども、その県単価としてのその部分で、折り合いが実際つかないのかどうなのかという部分は出ていますか。

教育文化課長（柳澤君） 現在、単価的な部分につきましては、長野森林組合を窓口にお話はかけているところでありますけれども、その部分の回答が来ていない状況となっております。以上です。

8番（山崎君） そうすると答弁というか、単価が合わないという話と全く意味合いがちょっと違うような気がするんですけども、どうなんでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） 広く県産材を想定している中で、そういう中で企業としてご参画をいただいてご活用、ご利用をできればという考え方でいるところでございます。以上です。

8番（山崎君） それでは木材のまだ仕入れルートは決まって、県内産を使うのが主であるという、まだ仕入れルートは決まっていないという形で理解してよろしいということでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） 木材に活用する状況というところでありますけれども、明確に町内産を使いますよとかいう決めはしていないということでございます。県産材というところで補助金等も活用できますので、そういう部分につきましては配慮を、県産材というところで活用をしております。そういった中で、町内産という部分で事業者としてご参画をいただきたいというところでございます。

8番（山崎君） 材料の仕様書には県内産とか、あるいは国内産とか指定することもできます。その中においては多分、今度のエーシーエさんの設計図には県内産という形で出ているんだと思いますけれども、まだその図面、その中に坂城産を中心にとかという、そこを訴えることも、書き込むこともできると思うんですね、ある程度の部分ね。そういう部分も配慮していただくことも私は町内の活性化においては必要だと思っております。仕様書ね、木材の仕様書に確かにそうやって書いて、県内産を使用しろとか、そういう部分はあるわけですね。その部分で、じゃあこれから入札に入るわけですけども、それでどこの建設会社が落とすかわかりませんけれども、それなら仕様書において坂城産を特に利用してほしいと、値段さえ合えばいいと思うんで、その部分でよっぽど坂城産が高かったら仕方ないですけども、坂城産の値段が合うんでしたら、その部分で坂城産を使うような方向性で持って行ってほしいと思います。

教育長（宮崎君） 地元南条の木を使えば、それにこしたことはないわけですけども、木を使うためにはですね、まず南条の山へ行って、それを伐採をして、乾燥をして、それでそれを製材して使うということになります。そこら辺については南条生産森林組合さんにもお話をさせていただいておりますが、その期間がどのくらいかかるのか、あるいは金額的に幾らなのか

というのを、窓口として長野森林組合さん等へやっている関係もあって、そこら辺がなかなかうまく進まないという状況であります。こういう設計が近い中で、やっぱり期間的な制約もありますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

8番（山崎君） 今、強制乾燥とか、そうやって乾燥時間も短くなっておりますから、これから部材として、板を張るのは来年度になってから、今年中はまだそこまではいかないと思いますけれども、低学年棟は行くかな。結構乾燥も今は早くなっておりますから、そういうことで使うことを考えることもできますから、乾燥時間等もそうやって森林組合等とも話し合っただけでいいと思います。木というものは、地元で生えた木を地元で使うというのが一番長もちすると言われております。ですから、そうやって、なるべくそうやって地元の木を地元で使う方向で持って行っていただきたいと思っています。南条小学校においては、また今年度、来年度と引き続き事業ありますもので、いい学校ができるようにみんなで見たいと思います。以上で一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時03分～再開 午後 1時30分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、5番 塩入弘文君の質問を許します。

5番（塩入君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い発言をします。

まず1の、最初に1の再び戦争を繰り返さないためにを質問します。

イの集団的自衛権の行使にストップをについてお尋ねします。

安倍政権になって以来、日本国憲法の精神を根本的に変えようとする動きが次から次と出されています。国民の目、口、耳を塞ぎ、国が国民を監視する特定秘密法を、国民の多くが反対したのに、自民、公明で強行採決をしました。そして、いよいよ本丸である集団的自衛権の行使を解釈改憲しようとしています。このような動きの中で、国民の多くが日本が再び戦争をする国になるのではという心配の声が上がっています。

これから紹介するのは、信毎の建設標に載った若いお母さんの声です。「子や孫が平和に暮らせる未来を」というタイトルです。「日本は今でもこれからも平和な世の中だと信じて疑わない自分がいました。けれども、最近の報道や国会中継を見ると、そうは思えません。戦前の世の中に似たところがあるように思えてなりません。家には小学校2年生の長男と年中の長女がいます。この子たちが大きくなるころ、どんな世の中になっているのでしょうか。私は子供たちに折に触れ、戦争はしてはいけないことも話してきました。今の政治家は自衛という大義のもと、自分の子供や孫が戦争に巻き込まれることを想定しているのでしょうか。安心して子供を産み育てることができる世の中にしてほしいと思います。」

私は、このお母さんの声は多くの国民の声を代表していると思います。3月3日に発表され

た長野県の世論調査では、集団的自衛権の行使の解釈改憲の見直しには68%、約7割の人が反対しています。集団的自衛権の行使を認めるということは、日本が攻撃されていなくても密接に関係のある国が攻撃されたら、日本の自衛隊は戦闘地域で武力行使をすることもできるということです。具体的には、アメリカと一緒に武器を持って戦争できるということになります。これは憲法9条を実質的に改悪することになります。戦後の平和憲法も否定することになります。

今まで自民党政権は、集団的自衛権の行使を憲法9条を持つ日本として認めてきませんでした。ところが、安倍首相は国会の答弁で、最高責任者は私だと、私が責任を持って決めるという趣旨の発言をしました。時の政府が憲法を勝手に解釈すれば、憲法は憲法でなくなります。憲法に基づいて政治をするのが立憲主義であり、法治国家です。それゆえ安倍首相初め、議員、公務員は憲法を守ることを誓約して仕事をしているわけです。ところが今、首相みずから憲法を破ろうとしているわけです。戦後60年以上平和が続き、戦争で人を殺したり、殺されたりした人は誰一人いません。だから、世界各国は日本を信頼し、憲法9条の精神を取り入れようとしているわけです。

日本の天皇陛下、皇太子もこう言われています。「今日の日本は、戦後、日本国憲法を基礎として築き上げられ、平和と繁栄がもたらされている。」と述べられています。ところが、安倍政権は天皇を元首にし9条を変えようとしているわけです。麻生副総理がナチスヒトラーの手口をまねたらどうかと述べて、国内外で大きな問題になりました。安倍首相はまさにヒトラーと同じようなやり方で憲法を変えようとしているのでしょうか。7割近く反対している国民の声や国会を無視して、閣議決定でやろうとしているわけです。やり方もまさに民主主義を否定するやり方ではありませんか。このようなやり方には、自民党の幹部や公明党の議員、元内閣法制局長、改憲を主張する憲法学者も含めて、またアメリカやヨーロッパでも懸念する声が出ています。

私は安倍内閣のしているのを見ていると、教育の面でも、NHKの問題でも、内閣法制局長をかえる問題でも、全て安倍首相のお友達、同じ考えを持った人たちによって決められています。すなわち、戦前の歴史認識で共通する人たちによって支配されているのではないのでしょうか。日本の戦争は侵略戦争ではなかった、自衛のための戦いであったという歴史認識の人たちの集まりです。

ご承知のように、戦後は世界各国が侵略戦争は起こしてはならないという認識に立って、国連を中心に外交や政治が行われています。先日、ロシアがウクライナに軍事介入をしたときに世界各国が反対しました。ところが、自民党の石破幹事長は軍事介入を容認するような発言をし、安倍政権がいかに世界の常識から逆行していることがわかります。安倍首相の戦後体制からの脱却という言葉は、戦後の平和憲法を変え、戦前の軍国主義国家に戻そうとすることでは

ないでしょうか。私は再び戦争をする国にはならないと思います。

そこで、この憲法9条を実質的に変える集団的自衛権の行使についての解釈改憲をどう考えるか、町長に答弁を求めます。

次に、集団的自衛権の行使を認めれば自衛隊の専守防衛の立場が180度変わります。今まで有事立法や周辺事態法などの改悪がこれから行われます。今、群馬や新潟で日米共同訓練が行われました。自衛隊とアメリカ海兵隊が大型ヘリを使って、輸送訓練や突撃訓練が行われています。燃料タンクからも500リットルが漏れ、市内に流れ出すという被害も出ています。

アメリカ海兵隊というのは、日本を守る部隊ではありません。海外へ戦争を仕掛ける殴り込み部隊です。ベトナム戦争、イラク戦争のときは沖縄からいち早く出動した部隊です。この海兵隊と訓練するということは、自衛隊の海外への戦争を予想した訓練です。まさに、集団的自衛権の行使を念頭に入れた訓練だと思います。この訓練が終わったとき、海兵隊の司令官がこう言っていました。「これからは国内、国外の緊急事態に対応することができる。」と言っています。3月9日にはアメリカ海兵隊が長野県入りして、幾つかの施設を見学する予定になっています。長野県でも合同訓練が予想されます。今や沖縄の本土化が始まっています。そうになると地元の自治体でも、土地や施設、自治体職員、医療関係者などの提供が求められるのではないのでしょうか。それについてどのように考えていらっしゃるか、質問します。

次に、ロの平和な町づくりをめざしてのとりくみについて、質問します。一つは、坂城町は平和なまちづくりを目指して、非核平和の町宣言をしています。今までどんな取り組みをしてきましたか、また平和学習ではどんなことをしてきましたか。

二つ目は、これからどんな計画を考えているか、質問します。

以上で、第1回目の質問とします。

町長（山村君） 今、塩入議員さんから、再び戦争を繰り返さないためにというところでご質問がありました。その中で、（イ）の集団的自衛権の行使に関するところを私のほうからお答えします。基本的に国会で議論するテーマでありますので、町の議会でこれを討議するというのは必ずしもなじまないとは思いますが、坂城町の町民の安心・安全を守るという立場で私の考えを申し上げます。つまり、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更と今後の有事法制という問題について、町としてはどのように考えるかということでもあります。

まず、集団的自衛権につきましては、個別的自衛権とあわせて国連憲章において国家固有の権利とされております。ただ、その行使については憲法で武力行使の放棄をうたった我が国にとって、最も慎重に扱うべき問題の一つであると認識しております。

戦後、歴代の内閣は国会における議論を通じまして、集団的自衛権を行使することは憲法第9条が許容する実力行使の必要最小限の範囲を超えるために許されないとの立場をとってまいりました。憲法が施行された当時と比べ、世界情勢は変化し、その間、PKOの参加やテロ対

策への特別措置、また日本を取り巻く東アジア情勢の変化に対応するためのミサイル防衛等の防衛政策、またこれらに伴う法整備が実施されてまいりましたが、これらは現行の憲法解釈の中で、集団的自衛権の行使に当たらないものということで現在に至っております。

今国会において、安倍内閣がこれまでの憲法解釈を変えた議論を行おうとしている現段階では、国会における審議の動向を注視していく必要がありますが、一般論として憲法の解釈を変更するという点については、憲法の理念を尊重しつつ、その時代の世界情勢や日本が国際的に求められる役割を反映し、時代に即した議論を重ねる余地も有り得るのではないかと考えられます。しかしながら、これまでの防衛政策が現行の憲法解釈に基づく議論の下で実施されてきたことを踏まえ、丁寧で慎重な議論が重ねられ、加えて、国民的な議論がなされる必要があると考えております。

続いて、いわゆる有事法制につきましては、平成15年に制定された有事法制の基本法である武力攻撃事態対処法において、地方公共団体の責務として武力攻撃が発生した事態への対処に関し、国、県、その他の機関と相互に協力し、必要な措置を実施することとされております。さらに平成16年には国民保護法により、国民の生命、身体及び財産の保護について必要な事項が定められ、また米軍行動関連措置法においては、有事の際、地方公共団体が米軍の行動に関連して自衛隊等が実施する措置に協力するよう努めるものとされました。また、これらの法律においては、国民、事業者、医療関係者等の協力、土地等の使用について明らかにされております。

今後の有事法制につきましては、憲法解釈という前段の議論がどのように進展するかにより、その方向性が定まってくるものと思われまますので、憲法解釈の問題とあわせ、国会審議の推移を注視してまいりたいと考えております。

繰り返しますが、私としましては坂城町町民の安心・安全を守る役目がありますので、周辺地域の情勢に関し、国民の安全を図るため、有効な安全保障制度が構築されることを強く望むものであります。同時に、国防のためとはいえ、憲法が保障する国民の自由と権利を不当に侵害し、国民に過度な負担を強いるということがないよう、十分な配慮を求めるものであります。

以上であります。以上であります。つけ加えますと、私は現在ですね、国会で本当に議論しなきゃいけないのは経済の復興、大震災の復興、重要な問題がありますので、そっちをしっかり議論していただければと思います。先日の特定秘密法案につきましても、余りにも拙速に議論をしてしまったような感じがしております。ですから、私そういう観点で国会の審議の状況をよく見ていきたいというふうに思っております。

総務課長（田中君） 続きまして、口の平和な町づくりをめざしたとりくみをの、町としての今までの取り組みについてお答えをいたします。

当町の取り組みといたしましては、まず、核兵器の根絶を願い、平和で幸せな町を実現する

ため、非核平和の町宣言を昭和60年9月27日に宣言をいたしました。また、長崎市が事務局となり、非核都市宣言を実施した自治体が加盟しております、日本非核宣言自治体協議会に昭和62年度に加盟をいたしております。県内において、非核宣言をしております自治体は、県も含めまして75自治体であり、さきに申しあげました協議会に加盟しております自治体は7団体で、そのうちの一つが当町であります。

昨年10月には、日本非核宣言自治体協議会から協議会が中心となって推進しております、北東アジア各国及び関係国が条約を締結し、同地域における核兵器の開発、製造等を禁止する北東アジア非核兵器地帯の創設への賛同を求める国際署名の依頼があり、全国409の自治体が賛同し、当町も賛同書を事務局に送付をいたしました。さらに、広島市長が会長となっている核兵器の廃絶を国際的な規模で喚起することなどを目的とした平和首長会議にも当町は加盟をいたしております。この平和首長会議は国際的な団体で、156の国や地域また5,645の都市が加盟をいたしております。

坂城町の独自の取り組みといたしましては、毎年、広島、長崎に原爆が投下された時刻に合わせ、役場のサイレンを鳴らし、町民の皆様とともに黙禱を行い、原爆による犠牲者の方々への追悼を行っております。また、核兵器の全面使用禁止を訴えて、全国的な活動として行われる平和行進につきましても、町を代表して町長が激励を行い、さらに休憩場所を提供するなどの協力をいたしております。

今後もこのような地道ではありますが、息の長い取り組みを継続して行ってまいりたいと考えております。

教育文化課長（柳澤君） これまでの平和学習の取り組みについて答弁申し上げます。

平和学習は1945年の広島、長崎への原子爆弾の投下、全国各地での空襲被害、武力行使による戦争の実態などを学び、今後も平和な世の中を維持できるように考えることが、平和学習の意義ではないかと考えるところです。村上小学校には、昭和2年にアメリカから平和と友情のあかしとして送られた、青い目の人形が残されておりますが、旧校舎の解体中に偶々人形が発見されたものです。

平成16年、この青い目の人形にスポットを当てた「平和の使者 長野絹子と県内にある青い目の人形展」が当町鉄の展示館を初め、県内8カ所の博物館等で開かれ、鉄の展示館における開催は12日間という短い期間ではありましたが、合計6,200名を超える多くの方にご覧をいただきました。この取り組みに先立ち、さかきふれあい大学としても「平和の使者 長野絹子と県内にある青い目の人形展～世界の平和は子どもから～」と題した教養講座を開催し、町内の小中学校と埴生小学校で実施された平和学習の成果発表と、信濃教育会事務局長の山寄直樹氏による講演会が開催され、300名という多くの方にご参加いただきました。

17年度には「平和の大切さについて学ぼう」のさかきふれあい大学専門講座を開催し、上

田市の無言館と松代大本営象山地下ごうの現地研修を行い、徴兵された画学生の遺作などの見学、地下ごうでの強制労働の実情等から、平和に生活できることの喜びを実感したところです。

21年度に開催された第9回千曲川シネマフェスタでは、坂城高校が創立100周年記念に当たった年で、当日、坂城高校生徒会の皆さんによる沖縄への修学旅行に際し、ひめゆりの塔などを見学して感じたこと、事前学習で学んだことなどから、平和な世の中で生活できる感謝の気持ちを発表していただきました。

22年度には、戦争の悲惨さを伝える野坂昭如氏の「火垂るの墓」を講談師の一龍齋春水さんに語っていただきました。戦争中の貧しい生活の状況などから戦争を繰り返してはいけないといったことを、講談といった手法で伝えていただきました。

平成23年は3月ではございますが、東日本大震災が起因となった福島第一原発事故が起きた年ですが、24年1月に教養講座として菅谷昭松本市長から「福島第一原発事故は今後の私たちに何をもちたすか」と題したご講演をいただきました。戦争による核被曝ではありませんが、講演は菅谷市長ご自身が1996年から5年半の期間、ベラルーシ共和国にて行った医療支援活動の様子、原子力発電事故による放射能汚染の実情についてお話をいただきました。

24年度には、学童疎開交流事業を坂城小学校を主会場として開催し、戦時中に豊島区時習国民学校から坂城小学校に疎開されてきた方々から、戦争体験を児童にさせていただきました。事前には高学年を中心に学童疎開について学習し、当日お聞きした体験談とあわせ、よい平和学習ができたものと考えております。また、今回交流がかなわなかった南条小学校や村上小学校でも、当時は東京の国民学校から疎開児童を受け入れていましたので、全ての小学校に「伝えたい 忘れない 学童疎開の碑」といった記念碑を建て、また授業にあわせ、寄稿文や児童の感想文、坂城での模様を記した日記などをもとに記念誌も作成をいたしました。このようにさかきふれあい大学の講座、学童疎開交流事業などを通じて、戦争や放射能被害の実情など、子供たちや多くの方に戦争の悲惨さ、平和な世の中を維持することの大切さについて学習を進めてまいりました。

続きまして、今後どんな計画を立てるかという部分でございます。戦争と平和につきましては風化させてはいけない内容ですので、今後も学校での学習、さかきふれあい大学の講座を通じた両面での学習を継続することにより、平和学習の取り組みを続けてまいりたいと考えております。学校におきましては、小学校3学年、4学年、6学年で学習する国語の教科に戦争にかかわる教材文がございます。また、小学校6年生の社会科では史実から戦争を学んでおります。生涯学習としては、平和学習を行う際の題材について、さかきふれあい大学などでテーマを検討し、今後も進めてまいりたいと考えております。以上です。

5番（塩入君） 今、町長、担当課長から答弁をいただきました。改めて2回目の質問をしたいと思いますが、三つ質問したいと思います。二つは町長へお願いします。

最初に第1ですけれども、先ほど町長も答弁されましたように、今、秘密法ですね、秘密保護法のときもそうでしたけれども、本当に十分な討論がなくて強行採決されたわけです。今回もまたそのようなことにならないように、先ほど町長が今度の予算審議で、本当に経済問題、東日本大震災についてももっともって十分国会で討議すべきだという答弁がありました。僕もそのとおりだと思うんです。それを早く片づけて、また集団的自衛権にいくという意図が見えるわけですけれども、そういう中で本当に国民に十分意見を、国民の意見を十分聞いて、それで国会でも十分審議していく、そして決めていくと。特に憲法問題はそれが大事だと思うんですが、そこで町長、質問しますが、やはりこういう大事な問題についてはですね、本当に国民の意見を十分聞いて、また国会でも十分審議して、この憲法改憲解釈については十分そういう過程を踏むべきだということを、町村会とかいろいろ通してですね、町としても安倍内閣にやっぱり意見として出すべきじゃないかというのが第1点。

それから第2点ですが、これは今本当に憲法が大きな国民の問題になっているわけです。また、5月3日はまた憲法記念日を迎えるわけですけれども、本当に町民がこの憲法学習をこれからぜひ、こういう時期だからこそやっていく必要があるんじゃないかと。そういうときにやっぱり町としても町民が憲法学習をやりたいといったときに、町としてもTPPの学習が行われたように、本当に町もできるだけ後援なり、主催なりをして積極的にかかわっていただけるとか、以上2点、町長をお願いします。

それから三つ目ですけれども、今、教育文化課長から平和なまちづくりについていろいろる説明がありました。しかし、私としてはもう1点ね、今後検討していただきたいということで、一つはですね、ここにも資料があるんですけれども、坂城歴史研究会でつくられた資料で満蒙開拓の詳しい資料があります。坂城町から215人参加しているわけですね。そして、そのうち120人以上が亡くなっています。帰られた方は4人だけです。4人じゃなくて、行方不明ですね、行方不明が4人います。あの方方は帰ってこられたんですけれども、本当に満州を侵略し、満州国をつくり上げ、最後はソ連軍と戦って悲惨な戦いで多くの方が犠牲になった、あの苦い満蒙開拓団であるわけですが、そういう満蒙開拓の歴史をぜひ坂城町でも掘り起こして、現在元気でいらっしゃる方から戦争体験を聞くと、これも一つ大事なことはないかというふうに思います。

それから、鼠地区の滝沢久男さん、もう亡くなられたんですが、そのお兄さん、滝沢光男さんという方は、19歳で特攻隊で鹿児島県の知覧基地から飛び立っていったわけですね。そして、アメリカ艦隊に体当たりをして亡くなられたと、こういう方が坂城町におられます。それで滝沢久男さん、もう亡くなられたんですけれども、以前にここへ寄稿されてその経過を詳しく書いてあるんです。そういう人たちの話、また、亡くなられた光男さんと同級生の方も僕の知っている方で何人か現在元気でいらっしゃいます。そういう戦争体験にまつわる方が、大事な体

験者がいるわけですが、ぜひそういう人の話をまた聞く機会を持っていただけないかと。

特に滝沢光男さんは特攻隊で知覧特攻基地から飛び立つ前に辞世の短歌をつくっているんですね。こういう短歌です。「蓄にて散るも又よし桜木の根のたゆことのなきを思えば」こういう辞世の短歌をつくって飛び立って行って、たった19歳の命を落としてしまったわけですが、こういうことをやはり二度と繰り返してはならないと僕は思うわけです。そういう意味で、ぜひ戦争体験の集いをまた計画していただきたい。以上、3点です。

町長（山村君） 先ほど課長から話がありましたけれども、疎開の記憶ですね、これを絶やしてはならないということで、それは本当小学生の子供たちが親から離れ、長い期間、坂城で暮らした、その体験であります。まだ生存されている方がいらっしゃるということで、ご相談してやりました。三つの碑もつくりました。ああいうものを大切にしなきゃいけないと思っております。先ほどの私に対するご質問の中で、町村会等の活動を通じてということでございますので、懸念を感じている方もいらっしゃると思いますので、機会がありましたら提案したいと思っております。

それから、憲法に関する学習ですけれども、これは恐らく今までやっているような学習会ですと片一方側の意見しか出てこないということがありますので、ですから双方の意見がその場で明らかになって、それでみんなで討議するというような形でやるような学習の仕方というのをやりたいと思っております。これは別途検討したいと思っております。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 今後の平和学習のという部分でございまして、満蒙開拓団の歴史あるいは特攻隊の方々からの戦争体験の掘り起こしということでございます。この部分につきましては、体験された方々の心情という部分について配慮しなければいけないというような部分がございます。また、どのように学習につなげていかなければいけないかという部分も検討しなければいけないという状況であります。この部分、慎重に検討させていただきたいと考えております。

5番（塩入君） 今、町長と担当課長から答弁がありました。ぜひやっていただきたいと思えます。

では、2の健康なまちづくりをめざしてについて、質問します。

長野県は全国的にもトップクラスの長寿県です。坂城町の平均寿命は直近のもので男性は80.6歳、県平均が80.9歳、やや低いですが、全国的の79.6歳よりも高いです。女性は86.2歳、県平均87.2歳より低く、全国平均86.6歳より低いです。24年度の町民1人当たりの医療費は34万6,669円で県下で10番目に高いです。後期高齢者は1人当たりの医療費は92万6,373円でワーストワンです。このように平均寿命や1人当たりの医療費から考えても、坂城町はよいほうとは言えません。そこで、坂城町として本腰を入れて健康なまちづくりを目指していく必要があるんじゃないでしょうか。

私は2月に社会文教委員会で松川町の健康づくりについて視察してきました。そこで感じたことは三つあります。一つは、町民みずからの健康についての関心や意識が非常に高かったこと。第2に、町長を先頭に健康づくり、特に特定健診の受診率アップを全戸訪問などをして大変力を入れていたこと、24年度の受診率は66%です。そして、25年度は保健指導100%を目指しています。第3に、自治会組織を初め、健康づくりの自主的な組織がたくさんあり、行政と一体となって取り組んでいることです。そういう点で大変勉強になりました。

では質問に入りますが、この町民の健康実態について質問します。

特に特定健診の結果からわかる健康実態はどんな病気が多いか、また、多い順に挙げてください。また、その原因は何かについて質問します。

第2に、小学生の健康実態についてですが、生活習慣病予防という観点から質問します。まず肥満の実態、それから血液検査の結果からわかることはどんなことか、またそれに対する対策についてお聞きします。

次に、口の健康づくりへの具体的なとりくみについて質問します。

第1に、特定健診の受診率アップに向けて25年度の取り組み状況と、26年度に向けてどんな取り組みを予定していますか。例えば区や公民館などの自治会組織との連携をどのように考えていますか。

第2に、保健指導をどのように徹底させるか。25年度の状況と26年度の取り組みに向けて質問します。特に保健師、栄養士が外に出て活動できる体制はつくられないかどうか。

第3に、幼・小・中学の健康づくりをするために、栄養士、養護教諭、保健師との連携を強めることはできないか。私も小学校、中学校の養護教諭の先生と話してきましたが、強く要望が出されています。

第4に、医療機関との連携をどう進めていくか。

以上、第1回の質問とします。

福祉健康課長（天田君） 健康なまちづくりをめざしてについて、順次お答えをいたします。

初めに、町民の健康実態でございますが、今年度の健診結果による精密検査が必要な方の割合は、1位が高LDLコレステロールで26.3%、2位が高血圧で18.8%、3位が高血糖で8.1%でした。これは食生活の変化や運動不足などによる体重増加に伴う内臓肥満が原因と考えられます。

また医療費から見ますと、1月200万円以上かかった疾患は19人で、うち9人が高血圧、糖尿病、脂質異常等の基礎疾患があつて起こる虚血性心疾患、脳血管疾患でありました。なお、このうち5人の方は健診を受診されていませんでした。

次に、町内の小中学校の健康実態でございますが、肥満の実態を見ますと25年度の学校保健統計調査では国の平均を小学生は下まわり、中学生は上回っています。生活習慣病予防健診

として、小学5年生、中学2年生を対象として実施をしております血液検査では脂質異常の異常を見ており、25年度の異常者は小学校5年生が4人、中学2年生が8人でありました。こうしたお子さんを対象に24年度から生活習慣病予防健診結果相談会を開催しております。相談会は各学校の養護教諭が窓口となり、学校での個別懇談や夏休み等の長期休暇を主に実施をしております。また、PTAとの共催で親と子の楽しい料理教室や夏休みの児童館で食育健康教室も実施をしているところでございます。

次に、口の健康づくりの具体的な取り組みについて申し上げます。

特定健診の受診率アップに向けては、この25年度から特定健診受診率65%達成プロジェクトを立ち上げ、各課と連携を図り受診啓発活動を進めてまいりました。各区のご協力により29会場701人の皆さんに呼びかけをすることができました。26年度につきましても同様な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また26年度からは40歳スタート健診として、特定健診が開始される40歳の方を対象に健診料金を千円とし、健診の受診動機づけと受診率の向上を図るとともに、早期介入による生活習慣病の予防、重症化予防を進めてまいります。特定健診を受けた方への保健指導はおおむね定着が進み、今年度の結果報告会は90%以上の出席をいただきました。

保健指導では心疾患、脳血管疾患、糖尿病などを予防するため、保健指導対象者を重症順に抽出し、特に重症者の指導を徹底いたしました。26年度は重症化予防対象者の訪問指導の充実を図られるよう、体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

子供の健やかな成長、発達への支援は、保育園、小中学校との連携は不可欠であります。生涯にわたる健康づくりの推進を目的に、保健センターが中心となり、保育園の栄養士や各学校の養護教諭などによる連携を進めております。

保健センターと医療機関との連携は、特定健診等の結果内容をかかりつけ医の指示に基づき保健指導を行っております。また、保健指導における生活実態の評価を受診者の同意を得てかかりつけ医に情報としてお伝えをしております。

引き続き特定健診の受診率向上に努めるとともに、保健指導の充実や関係機関との連携の強化を図り、町民一人一人が健康で長生きできるまちづくりを進めてまいります。

5番（塩入君） 今、担当課長から答弁いただきましたけれども、2回目の質問をしたいと思えます。

町民の健康づくりのために、保健師や栄養士などによる保健指導が決定的に重要だと私は思っております。今、注目されている池田町と坂城町を比べてみました。池田町は平成24年度の受診率は67%です。保健指導は90%まで達成しました。その結果どうなったかと言えば、国保1人当たりの医療費は前年県下で10番目に高かったんですが、23位になりました。そして1人当たりの医療費が7,500円も低くなったわけです。

じゃあ坂城町ではどうかと言えばですね、前年は県下で9位でした。24年度は10位になりました。1位だけ下がったというか、よくなったわけですけども、しかし、実際に1人当たりの医療費は何と1万4千円も上がってしまいました。池田町と坂城町では1人当たりになれば2万千円の違いが出てきたわけです。これは必ずしも長い統計ではありませんけれども、実際に保健指導受診率のアップ、保健指導が徹底していけば、非常に医療費も下がっていくという具体的な事実を示していると思うんです。もちろん坂城町でも努力されていますけれども、池田町の取り組みはそれ以上にすごかったわけです。坂城町としても今年はより一層取り組みを強めるために、これから具体的に幾つか質問したいと思います。

第1ですけども、町民の健康に対する関心を高めるために具体的にどのようにするのか。例えば27区の区があるわけですが、各区に働きかけて希望するところへは積極的に出かけて、健康についての学習会または出前講座、こういうものをしたり、健康チェックをしたりして、地区の各区の要望に応えていくことができないかどうか。僕、金井区なんですけど、金井区にも福祉安全担当委員会というのがあります。それぞれの区にやはり健康にかかわる部署があるわけですが、そういう人たちとか、また健康補導員、これは全町で200人以上いるわけですね、こういう人たちに協力していただきながら、できるだけ関心を高める啓蒙活動ができないかどうか、これが第1点です。

それから第2点ですが、保健師や栄養士が外へ出てどんどん活動できる体制ですね、そういう保健センターの体制をもっと改善できないかどうか。午前中、同僚議員から同じ質問が出されました。しかし、福祉課長の答弁は、検討しますで、具体的な答弁はありませんでした。今回はもう少し具体的にどうするのか、答えていただければありがたいと思うわけです。

本来、保健師というのはやっぱり町民の声を十分聞いたり、一軒一軒、特にこれから認知症が増えるという状況の中で、ぜひ戸別訪問を多くして町民とじかに接する機会を多く持てるような、そういう保健センターの体制をつくるのが、一番今求められているんじゃないでしょうか。そういう意味で、どういうふうに体制をつくっていくのか質問したいと思います。

それから例えばですね、これは私のほうの提案ですが、これについてはどうかも答えていただきたいんです。私は大阪市の狭山市を視察したときにですね、高齢者のボランティアが非常に多くいました。これは老人大学を中心にして本当に高齢者が生き生きと活動するために、さまざまな活動をしています。ボランティア活動が非常に盛んです。そういう意味で坂城町でもですね、健康づくりボランティア、こういうものが組織できないのかどうか、呼びかけができないのかどうか、これが一つです。

それからもう一つはですね、町内に保健指導する方も保健指導ができる資格を持った人も僕の知っている人も何人もいます。そういう人たちに依頼して、定期的というか、本当にある時期に保健指導を一緒にやっていただく、そういうボランティアをお願いできないか。またはこ

これは公募していただいてもいいと思うんですが、ぜひ保健指導にかかわる方を多く探していただきたいというふうに思うんですが、その点どうでしょうか。

次に3番目ですが、小学生の血液検査の項目にヘモグロビンA1cの項目がありません。今、子供たちの食生活が問題になり、特にジュースなど甘いもの志向が強まっています。そのために血糖値が高い小中学生が非常に多くなってきているわけですね。血糖値をはかる一番いいのがヘモグロビンA1cだと思うんです。

松川へ行ったときに、このヘモグロビンA1cの結果、小学校、中学校の結果が出ていました。本当に高く僕もびっくりしたんです。小学生5.2以上が半分近くいたと、それから中学2年生でもヘモグロビン、これは5.6以上の方が約4割、男子ですが、いました。この結果を見て、これは松川町だけじゃないんじゃないかと、ほかの市町村でも今の食生活、子供の食生活を見ていけば、同じような結果が出てくるんじゃないかと、坂城町でも心配です。そういう意味で、ぜひヘモグロビンA1cを血液検査の項目の中に上げていただいて、具体的なデータをしっかりつかんでいただけないでしょうか。

それから4番目ですが、医療機関との連携ですが、今、生活習慣病予防のためにさかき医療生協診療所では組合員はボランティアで健康チェックをいろいろなところでやっています。保健師や栄養士の皆さんが、例えば区であったり、町のイベントでいろいろなところで気軽に健康チェックをやったり、または健康相談をやったり、そういう機会をいろいろな場所で行っていきることが必要じゃないかと。それが町民の健康に対する意識を自分に向き合って、どう今の健康をどう考えるかという、意識を高める上で非常に大事だと僕は思っているんです。そういう意味でぜひ一緒にボランティアで、積極的にボランティアとしてやれる個人または団体に呼びかけていただけないでしょうか。

最後にですね、一つ養護教諭の先生と話したときに、こういう要望が寄せられました。肥満児や生活習慣予防のために、特に肥満児の子供たちはなかなか親や先生の言うことを聞かないと、余り口うるさく食べちゃいけない、食べちゃいけないとかね、そういう指導だけではなかなか効果が上がらないと、ぜひ個別相談で栄養士の方や保健師の方に個別相談でやってもらえないかと。

先ほど福祉課長の話では、今まで、去年からですか、夏休みそれから個別懇談会でやられてきていると、しかし養護の先生が言うには学校も忙しくて大変だから、ぜひそういう部門でやってもらえれば本当に助かると。できるだけ多くの人に来ていただいてやってもらいたいと、そうすれば肥満児もなくなるし、生活習慣病予防についての子供なりの認識も高まるという話をされていました。ぜひ、その点お願いしたいと思います。以上です。

福祉健康課長（天田君） 再質問をいただきましたので、時間の都合もございますので大変申しわけございませんが、手短かに答えさせていただければと思います。

まず、各区等の出前講座等の要望につきましてでございますけれども、ぜひ私どものほうにお声をかけていただければと思います。私ども保健師、栄養士もぜひ地域に出て、そういう出前講座をさせていただきたいと思っておりますので、お気軽にお声をかけていただければと思います。

2番目でございます。保健師、栄養士、外に出る機会をとということでございますが、特に保健センターでは保健衛生事業を初め、健康増進事業や予防事業などを実施しているところでございます。特に健康増進事業におきましては、指導活動や訪問活動ということでなるべく皆さんのところに訪問させていただいて、指導を行わせていただきたいと思いますと思っております。保健師、栄養士は地域と個々の家庭の健康を守る存在であります。各事業において、こういった活動は非常に重要な業務だと思っておりますので、こうした活動がスムーズに行える体制づくり、引き続き努めてまいりたいと考えております。

続きまして、健康づくりボランティア、健康指導員等にかかわる方ということでございますけれども、こちらにつきましては、やはりやりたい方、やっていただける方ということで、その人方の情報がちょっと私たち自身のところでまだしっかりと把握をされていないところでございます。ですので、そういう把握もまず初めにさせていただく中で、こういう事業が必要なのかということを考えさせていただければと思います。

続きまして、健康チェックとか相談の場所、機会を設けてほしいということでございますが、こちらにつきましてもぜひそういう機会ありましたら、私どもとともに保健センターに協力をしていただければ大変ありがたいと思っております。

最後に、小中学校の個別指導の関係でございますけれども、こちらのほうも先ほどご答弁申し上げたように、個別懇談とか長期の休み等を使いながら、お話をさせていただいているところでございますが、ぜひまた必要であればどんどんお声がけをいただければと思います。

教育文化課長（柳澤君） 子供の生活習慣病を防ぐ対策としまして、現在、小学校の5年生、中学校の2年生を対象に学校医によります小児生活習慣病予防健診を行っております。先ほど福祉課長から話がありましたように、その健診結果について、これまでの指導が必要な子供たちへの保護者へのお知らせに加えまして、24年度から町の保健センターによる相談会も開始されている状況でございます。

ヘモグロビンA1cの検査を加えてはといったご提案でございますけれども、現在、糖尿病予防対策としましては尿検査を実施しているところでございます。当面はその結果をもとに相談会へつなげていくことに重点を置いて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

5番（塩入君） 今、それぞれ課長から答弁あったわけですがけれども、2点ですね、再質問する時間ありませんから、これはぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、一つは福祉課長にさっき保健指導を徹底させるために資格を持った人にできるだけ呼びかけて、ある時期、

特定の時期を一斉に全戸訪問できるような体制をつくってもらいたいということで、資格を持った人に呼びかけてほしいと。ただ、今検討中だということですが、ぜひ公募もして、できれば公募して、我こそやりたいという人もいるかもしれませんから、ぜひとも公募もしてもらいたいと。

それから、今のヘモグロビンA1cですけれども、やはり大事な検査だと僕は思っています。あの検査は非常にわかりやすく、誰もがわかるし、糖尿病の予備群かどうか、それは非常にわかりやすいし、子供が今実態として非常になってきているという実態を見るにも大事なので、これはぜひ検討して早目に実行できるようにしていただきたいというふうに思っています。

じゃあ時間もありませんので、最後にまとめに入りたいと思いますが、今日は東日本大震災からちょうど3年を迎えました。しかし復興はまだまだ道半ばです。仮設住宅から移れる人がまだ57%もいます、移れない人ですね。それから生業、なりわいがまだ再建できなくて困っている人も60%を超えています。こういう被災者の環境はまだまだ深刻です。

特に、福島原発で被害に遭った人は、その上もっと大変で、家庭内の悩みもたくさんあります。福島原発はご承知のように直接的原因は天災ですけれども、人災とも言えます。防ぐことができたかもしれません。今、安倍内閣が着々と進めている戦争政策は、まさに、これは人災につながっていくんじゃないでしょうか。国民の力で戦争という人災を食いとめることができます。二度と戦争を繰り返さないために、今こそ私たちは世界の誇りである平和憲法と真剣に向き合うときではないでしょうか。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで休憩といたします。休憩時間につきましては、本日開会時に申し上げましたように黙禱を行いたいと思いますので、2時45分正確に、ここへおられないようにお集まりをいただきたいと思います。休憩いたします。

（休憩 午後 2時28分～再開 午後 2時45分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

一般質問の途中ですが、先ほど申し上げましたように、午後2時46分から東日本大震災による犠牲者になられた皆さんに黙禱をささげたいと思います。

議会事務局長（山崎君） それではご起立をお願いします。北東方向をお向きください。黙禱。

（黙 禱）

議会事務局長（山崎君） お直りください。ご着席をお願いいたします。

議長（柳澤君） 次に、14番 宮島祐夫君の質問を許します。

14番（宮島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

2月14日から週末にかけて関東甲信から東北にかけての降った記録的な大雪で、町内においての除雪作業の教訓を生かし、今後の緊急豪雪対策について再検討することが必要ではないか。町の除雪や住民からの要望、苦情に迫られ、住民の安全確保の面から雨の豪雨時に比べや対応が鈍いことが気になったわけであります。反省点を洗い出し、今後に生かしてもらいたいと思うわけであります。今回は中村教育委員長さんにもご出席をいただき、国政の動きが活発になっている教育改革についてもご意見を伺う予定でおりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、1として家庭・地域・学校の連携による町の子ども育成力のさらなる活性化について。イとして、家庭・地域・学校の連携による子ども達の健全育成を進めるための町づくりについてであります。

学校が、その目的を十分に達成するためには、学校内外を通し、子供たちの生活の充実と活性を図ることが大切であります。いろいろな取り組みが考えられるが、学校の持つ教育機能、施設の活用、保護者会の運営、PTA、生涯学習関連機関との連携は最重要課題であると思うわけであります。まず、子供たちの健全育成の視点から、家庭教育、地域教育、学校教育の現状をどう捉えているかについてもお尋ねを申し上げます。

子供たちの健全育成に手本となる当町の大人社会、家庭、地域の望ましい姿は、どのように実現に向けて推進しているかについてもお尋ねを申し上げます。大人社会の育成のために生涯学習や公民館活動をどのように進めているかについてもお伺いをさせていただきます。

ロとして、「子どもの権利条例（仮称）」の制定についてであります。

地域の子供は地域で育てる子供基本条例について、子供が健康で守られ、生きられる力を高めながら、地域社会で安心して生活のできる町、家庭・学校・地域などの連携により生きられる町、地域の自然、伝統文化の中で教育ができること、どの子供も平等の立場で遊び、学び、活動できる町、子供たちの相談、救済を図り、機敏な対応支援ができる町等々が私の条例制定の考え方ではありますが、町での考え方についてもお伺いをさせていただきます。

子供たちの健全育成を進める上で、地域社会で大人社会の任務を明確にする意味で、子どもの権利条例をどう捉えているかについてもお伺いをさせていただきます。

子供たちの健全育成を一層推進するために、健全な地域社会、大人社会の形成は教育行政の任務であるが、条例の制定はいかがであるかについてお伺いをいたします。以上であります。

教育長（宮崎君） まず、家庭・地域・学校の連携により子ども達の健全育成を進めるための町づくりについてから、ご答弁申し上げます。

子供の健全育成につきましては、子供を取り巻く社会の最小単位である家庭、基本的にウィークデーを過ごす学校、家から一歩出たところから始まる地域があり、その一つ一つの場所

で子供は生まれ、成長していくものと考えます。そのどれを欠いても子供の育成は成り立ち得ないと思います。子供たちの健やかな育ちの基盤となる家庭教育では、言葉や生活習慣、コミュニケーションといったことを身につけることから始まります。

家庭教育の構造という面では、保護者が中心となった町PTA連合会の研究集会の取り組みが挙げられます。「子育ては家庭が原点」これをテーマに掲げ、レポート発表や講演会、分科会での意見交換を通じて、家庭での教育力の向上や子供たちの健全育成に役立てております。

学校におきましては、基礎知識の習得、思考力や表現力をつけること、あるいは主体的に学習に取り組む態度の育成、体力、運動能力といった、生きる力を身につける教育がされております。そして地域では青少年健全育成を進めていただいております。坂城町青少年を育む町民会議は、育成会の役員の皆さんを初め、町のさまざまな団体等にもご参加いただき、基本的にはこの社会の未来を担う青少年の健全育成を全町民でかかわり合っていこうと、子供たちをみんな育てようということをございます。

子供の生活の中で、家庭、学校以外で子供と多く接する地域の皆さん、学び事等で定期的にかかわる皆さん、特に育成会の皆さんにつきましましては、日々顔を合わせる身近な大人として行事や活動を通じて青少年の健全育成、青少年教育に多大なお力をいただいております。スポーツ少年団の指導者、保護者の皆さんについても、地域としての大きな健全育成の力、教育力になっていただいております。育成会、公民館などで、お楽しみ会、遠足、キャンプを初め、祇園祭、盆踊り、どんど焼きなど、地域伝承の行事などなどを行っております。そして、その際には地域の皆さんと子供たちが顔を合わせるにより、行事で楽しむ、学ぶことで地域力、教育力が生じていると考えております。

次に、子供たちの健全育成の手本となる大人社会の望ましい姿を、どう実現に向け推進するのかと、そのための生涯学習や公民館活動をどう進めるかということをございます。かねてより、子供は社会の鏡とか、子供社会は大人社会の縮図と言われますように、青少年の健全育成には子供を取り巻く大人や社会がどうなのか、あるいはどう行動するのが大きく影響すると考えられます。

子供はまだ経験したことがないことは、見たり、聞いたりしたことから学び、覚えます。そういう意味で、青少年の健全育成はまず大人からということになろうかと存じます。青少年を取り巻く社会は目まぐるしく変化していきます。旧来からの世代間のつながりは変わらずにしたいものですが、一方、青少年の健全育成のためには時代に対応するため、地域全体で学び、考える機会も必要です。そこで、学校やPTAで講演会を、さかきふれあい大学で講座を行うなど、学びの場を設けております。

生涯学習についても、子ども会リーダー研修会で、子供社会での上級生・指導的な子供の研修を実施、青少年地域交流事業、これはウオークラリーでございますが、地域のことを学習し

たり、他のチームと交流するだけでなく、大人と子供がチームを組み、力を合わせて一つのことをする場を設けております。

町公民館では、学びの場というだけでなく、授業を通じて人と人が顔を合わせ、一つのことをすることで地域の力を高めることを目標の一つとしております。人が生まれ、育ち、やがて次の社会を託す子を産み育てることは、社会の循環の基本かつ最たるものでございます。青少年の健全育成は、子供自身にとっても大人にとっても重要なことです。メニューや方法は変化はしていくでしょうけれども、変わらぬ思いのもと、今後も各事業の展開に努めてまいりたいというふうに思います。

続きまして、子どもの権利条例を制定してはというご提案をいただきました。それに伴う幾つかのご質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

いつの世もそうだと思いますが、子供たちは未来への宝、町の宝でございます。これは町民の皆様、等しくお考えになっているものと思います。ご提案いただいている内容が保護というよりも子供の権利に向けた内容であるように感じました。既にご案内のように、子供たち、青少年の健やかな成長を進めていくためには、子供たちに直接働きかける育成と、子供たちを取り巻く社会環境を整備する社会環境整備が大切であると言われております。

さらに、この社会環境整備の中には、淫行を規制する条文を盛り込んだ青少年保護も必要だという考え方もございます。したがって、既に制定された条例を見ても、行政や保護者、学校関係者、事業者、住民等々がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して、協力して、社会全体で子供たちの育ちを支え合うという支援条例、権利条例といった条例と、淫行罰則規定を設けた保護育成まで踏み込んだ条例とに分かれようかというふうに見ているところでございます。

新聞報道等でご案内のとおり、県においても阿部知事の公約で、条例制定を早稲田大学の喜多明人教授を委員長として、子供の育ちを支える仕組みを考える委員会を設置し、既に提言をしているところでありますが、淫行規定との調整か、内容的に把握できていない状況でございます。

子供たちの育ちを支援していくということについては、町が何もしていない、また何もなければなりません。他の市町村では青少年健全育成会等が子供の育成に主体的にかかわっているわけですが、当町におきましては平成12年から、坂城町青少年を育む町民会議を設置し、教育委員会はもとより、区長会、公民館、商工会、学校、PTA、育成会、交番ほか各種団体等、それこそ町を挙げて心豊かな青少年の健全育成を進めていくという仕組みができてきているところであります。ちなみに、この会長は町長ということになってございます。活動も教育部会、環境部会、育成部会の3部会を設け、この中で既存のさまざまな事業も取り込んで体系づけをし、進めているところでございます。

さて、ご質問の条例化に関して申し上げますと、条例化すれば町の責務において目的あるい

は趣旨に沿った取り組みができ、町民の役割も明確になってくるというよい面も考えられますけれども、罰則規定を盛り込むような内容となれば、町民にも理解を得るための時間や議論が必要と考えます。

一方、県において条例ができますれば、当然、市町村も包括した内容となるわけですから、当町にとって何が不足しているのかを見きわめていくことも必要となります。つまり、その不足分を条例で定めるべきものなのか、現状で対応するのか、現状でできるのかという検討が大事になるものと考えます。それと、さきに説明させていただいた坂城町青少年を育む町民会議では、子供の権利を守れないのか、条例をつくらないとこれでは機能できないのかなどなど、判断についても、もうしばらく期間や議論が必要と考えますので、ご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

14番（宮島君） ただいまは教育長のほうからいろいろ説明がありました。再質問をさせていただきます。

通告に従いまして、イのほうの家庭・地域・学校連携により子ども達の健全育成を進めるための町づくりについてのほうから申し上げたいと思えます。

先ほどまさに私も考えているとおり、いろいろまちづくりについて教育長のほうから説明があったわけでございます。そこで、わかりやすく私は4点ほど申し上げますので、随時ひとつお答えをいただいたほうが余り前置きをするよりもわかりやすく、ひとつお願いをしたいわけでありませう。

一つは、ご案内のように、ただいまいろいろいじめだとか、不登校だとかという問題の中で、問題を抱える家庭教育回復のためにどのような取り組みが行われているかが、第1点であります。

2点といたしましては、社会教育の現状は大人個人の充実に重心が置かれているわけでありませう。子供の健全育成のための大人社会の充実の面から見ると、脆弱に思われるが、どう考えているかについてが、2点目であります。

3点目は、町内のいわゆる当町の組織の中にある、地域の公民館活動を核としての地域の大人社会の育成を進めることも、一つの考え方ではありますが、そのための町の公民館の役割をどう捉えているかについてが、3点目であります。

最後のもう1点は、子供たちの健全育成を図るために26年度予算にどんな費用が計上されているかについての4点について、説明をいただきたいを思えます。以上であります。

教育長（宮崎君） 幾つかご質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。まず問題を抱える家庭の教育力回復ということでございますけれども、子供たちが抱えるさまざまな悩み、これらについてはですね、学校においては担任あるいはスクールカウンセラーなどによる支援を行っているところでございます。また、抱える悩み、子供たちの悩みによってですね、民生

委員さんですとか、ケースワーカー、子育て支援センターによる支援も行われています。課題になっている部分が和らげられれば、子供のそういう問題を抱える子の教育力の回復につながるということで、関係機関と連携して取り組んでいるところでございます。

次に、社会教育が大人個人に重点が置かれて、子供の健全育成のために脆弱ではないかということですが、大人に対する青少年健全育成に向けた教育も大切とは思いますが。社会教育は大人子供を問わず、各個人が豊かに充実していく中で周りの社会も充実していく、こういうことを担った分野と考えております。これが充実することです、子供を含む地域の皆さんがともに学び活動することによって、青少年の健全育成につながる場と、こういうふうになるのではないかと、結びつけを強くする場だというふうに私は捉えているところでございます。

次に、それぞれの公民館の活動はどうかということですが、町公民館もそうであるように、それぞれの独自の捉え方の中で地域の実情によって、自由な活動をするのが公民館の根本の理念であります。地域の活動を進めるということは大変重要でありまして、その活動が世代間を超えていくというものであればあるほど、それは効果的になるというふうに考えております。そういう中で地域の公民館活動、ますますこれは重要であるというような位置づけの中で、私ども支援等もしていきたいということですが、

次に、子供たちの健全育成を図るための予算ということですが、これは教育費の社会教育費の中の青少年育成費を中心にですね、生涯学習推進費や公民館費で計上しております。青少年健全育成費では子ども会のリーダー研修会、これの事務局を持っております、先ほどから申し上げております青少年を育む町民会議の補助金など、申し上げてございます。事業といたしましては、育成会長さん等地域の皆さんとともに、青少年地域交流事業、ウォークラリー大会ということでございますが、これら、あと子供たちの地域でそれぞれの地域で交代にやっているんですけども、体験や伝統事業への活動の支援、こんなこともしております。

生涯学習では、さかきふれあい大学のメニューとして委員長にもお願いしております、さかきキッズクラブ、それで更埴漁協等にもお願いしている川の学校など、親子でともに学習、体験する専門講座を公民館では文化講座と共催する子ども茶の湯教室、こんなことも計画して進めているところです。以上でございます。

14番（宮島君） ありがとうございます。ぜひひとつ、そのように進めていただきたいと思うわけであります。

次に、「子ども権利条例（仮称）」の制定についてであります。

先ほども教育長から地域の子供は未来の宝という立派な文言をいただいたわけです。まさに私はそのとおりだというふうに思うわけであります。実は、この2月中旬でございますが、今日も上田ケーブルビジョンの放映に来ているわけですが、たまたま私も上田ケーブル

ビジョンの番組を見させていただいております。たまたま、その日は中之条の西念寺の五色かるた大会を拝見をさせていただきました。これは先ほども前段申し上げたとおり、地域の自然文化の中で、子供たちの教育をどう進めるかということの場面に大いに参考になることでございますので、これは町長さんも来賓としてのご祝辞を申し上げておりました。

私は、最後までそのかるた大会を拝見する機会を得たわけですが、その中で特に感じたことはですね、いわゆる地域外の子供たちが私が見る、行った町長、教育長に聞けばわかるんですが、非常に多かったと。しかも、成績そのものを見てまいりますと、かなりまあ私も子供のころ親に教わってやった経過があるんですけども、前段の「は」という字を読めば、もうすぐ上の文句が頭に入っていて「はい」と、こう手が出ると。これはやはり自然文化、いわゆる自然と伝統の文化の中での取り組みが非常にすばらしいという感じを受けたわけですが、決して私は地域の子供たちのいわゆるそういう状況がいい悪いではなく、率直にひとつお二人がいたもので、どちらかにひとつ、その模様を肌で見てきた感じを、私は最後まで見てまいりましたので、ひとつその感じをおつなぎいただきたいと思います。以上であります。

教育長（宮崎君） 私から五色百人一首西念寺大会、この関係についてご答弁させていただきます。

この五色百人一首につきましては、現在私どもの町の西念寺と県大会は善光寺においてしております。主催団体はTOS Sという教員の教材等を研究する一グループが主催してやっているということで、この西念寺さんで実施していただいているということもあって、坂城の子も多くないんですけど、毎年それぞれのところで参加させていただいております。これについてもですね、西念寺大会そのものは坂城でやっていますが、善光寺大会、県大会への足ならしということで、もうかなり広い範囲の中から皆さん集まってきております。したがって、それについては先生の影響が大きいということになるわけでございます。

これについても地域の例えば授業の中での取り組みであったり、国語の中で取り組んだりすると、当然そういう中では増えてきております。坂城町においても今まで坂城小学校が多かったんですね。今年は坂城小学校はやっぱりなくて南条小学校に移ってきたということでございます。

伝統文化的なことはおおむね3年ごとに先生たちは移動していくということで、子供たちをどこまで教えることができるかという、そういう現実的な課題がありますが、それをサポートするのは本来はあれですね、地域の皆さんにサポーター的にボランティア等いらっしゃれば進むんですけども、なかなか現実的には難しいということでもあります。

ただ、考え方は坂城の子は坂城で育てるということを念頭に、今、教育活動それぞれの学校で進めております。そういう意味で、ボランティアも農作物の育て方だとか、稲をやっていたり、あと土地改良区の話、役割をご説明いただいたり、あるいは能楽だったり、コンビ

ニの学習であったり、先ほど申し上げた川の学校等で、いろいろなところで地域の方にはご指導いただいていることでもあります。こういったボランティアの皆さんや何かを大切にしながら、学校の教科でとれることができればそれらも含めてですね、全体的にこういう伝統文化的なそういう活動に子供たちかかわってくれればいいなということだと思います。

これらについてはできるだけ参加するように、今、校長会等でも話しているんですけども、子供には子供のいろいろな事情がありまして、それぞれの中で参加しているものも多いわけですし、そこらを含めてできるだけ増えるように私も心がけていきたいというふうに考えております。以上でございます。

14番（宮島君）　そこで1点だけお尋ねをしますが、ご承知のように子どもの権利条例については長野県もご案内のように6月に先送りされるというような状況、また既に隣接の町村においては、もう実施されているところがあるわけですが、先ほども申し上げたとおり、私はすぐやれとは言っているわけではなくて、くどいようですが、どのような進め方で捉えているか、あるいは今後どのような状況の中での行程表で進めるかについて、再度お尋ねをさせていただきたいと思います。手短で結構でございます。

教育長（宮崎君）　先ほども申し上げましたように、条例は近いところでは東御市ですとか、あと子供の育成の部分では松本市さんですとか、いろいろなところで作り始められています。タイミング的には今県条例がどういう形になっているのか、今さまざまな議論の中で検討しているということでもあります。それを見定めてからということでもありますので、今ここで時期は明言できませんけれども、それと先ほども言いましたように、町には別の青少年を育む町民会議もございますので、これらの機能とのすり合わせ等も含める中でつくっていく時期等についても検討と、必要性の有無からも含めてになりますけれども、それからやっても遅くないんじゃないかと私はそう思っております。以上でございます。

14番（宮島君）　要望ではありますが、教育長もご案内のとおり、ただいま松本、東御が出たから申し上げるんですが、これは中身は恐らく検討されていると思います。また、今度は県の6月に先送りをされている。これは三者三様、いずれもみんな内容が違っておりますので、そこらあたりもぜひひとつ検討する中で、早い機会にひとつ策定を願いたいということを要望として申し上げておきます。以上であります。

さて、2として、教育委員会制度の改革についてであります。

イとして、国や地方での教育委員会制度の改革による教育再生の動きについてであります。

ご案内のように、ただいま安倍政権は教育再生と経済再生を重要政策として位置づけているわけでありまして。全国学力テストを再度全員参加方式に戻し、学校を週5日制を見直し、自治体の判断で土曜日に授業が行いやすくするよう省令を改正をするような方針も示されているわけでありまして。権限と責任を首長と常勤の教育長のラインに集中させることにより、教育現場

で起きるいろいろな問題への対処能力を高めるといふ狙いは理解できるが、2011年に起きた大津市のいじめ自殺事件は機動的な対応がとれず、首長が指導力を発揮する体制への改革を求められているわけでありませう。

教育委員会の教育現場の実情把握の不足や指導不足の指摘から、教育委員会制度の改革の動きが始まっているが、どう捉えているかでありませう。教育行政と首長の権限と責任で行おうとする動きが激しくなっているが、当町でもそのような改革、変革の必要があると判断しているかについてもお尋ねをさせていただきます。

ロとして、全国一斉学力テストの公表の動きについてでありませう。

全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストのことではございませうが、この公表判断について児童・生徒の学力や学習状況を把握し、分析し、指導力の向上などに役立てようと2007年度から実施されているわけでありませう。慎重な判断と丁寧に説明が必要である基礎学力と学校、学級運営は今日的課題であると思ふわけでありませうが、全国一斉学力テストの結果の公表の動きについてもお伺いをさせていただきます。当町ではテストの結果を公表についてどんな検討がなされているかについてもお伺いをさせていただきます。

県内の動きを見ると、首長と教育委員会の見解が異なっている町村が多いわけでありませうが、自治体が多数あるわけでありませう。当町の実態はどうなっているか、当町独自の習熟度のテストや体力テストなどを各学校で行っているが、その結果をどのように生かされているかについてもお伺いをさせていただきます。以上でありませう。

町長（山村君） 宮島議員さんから教育問題についてのご質問でありませう。私はこのテーマはもう非常に重要な問題だと思っております。これこそ時間をかけて、じっくり議論をしなければいけないというところで思いますが、これもいささか性急に進んでいるかなという感じがしております。この2番目の教育委員会制度の改革について、その（1）国や地方での教育委員会制度の改革による教育再生の動きについて、思うところを述べませう。

現在ご案内のように、教育委員会は毎月の定例会において上程される付議事項、案件等について教育委員会の皆さんにお諮りして教育行政を進めているというところでございませう。また、定例会にあわせまして校長を交えての学校運営のヒアリングや学校訪問を行い、実情把握にも努め、取り組まれているというところでありませう。また、定例会以外でも緊急を要する事案や人事案件等がある場合、臨時の教育委員会も開催されております。

現行の教育委員会制度につきまして、非常勤の教育委員による運営が責任を果たすには限界があるという指摘から、教育委員会制度改革案が中央教育審議会では示され、現在、与党作業チームを中心に協議されているところでありませう。

この協議につきまして、教育長と教育委員長を統合し、代表教育委員、新教育長を設置し、教育委員会は最終的な権限を持つ執行機関とするといった案については、与党作業チームにお

いて合意がされたという報道がされております。一方で、首長が新教育長を直接任命、罷免できるよう権限の強化をとった意見に対し、従来どおりの教育委員による互選による選出など、新教育長の任期も含め、協議が続いているというところでもあります。現在坂城町、ほかの自治体もそうですが、教育委員につきましては議会のご同意をいただいた上で任命されております。

私の個人的な見解としましては、現在の合議制の教育委員会のあり方を性急に変える必要はないのではないかというふう考えております。企業経営で考えてみた場合ですね、会長がいて社長がいると、社長というのは実行部門の責任者であります。会長というのは一步離れた立場で大所高所から経営についての意見を言って、実務者である社長を助けるという立場であろうかと思えます。私は教育長と教育委員長の立場というのも、それに似たものかなと思っております。教育長というのは教育実務をフルタイムで実行する人であろうと、しかしながら、教育委員長というのは教育長より、あるいは教育委員会の中でも一步離れた形で大所高所から意見を述べていただくというのが教育委員長の役目だと思っております。

つくづく去年ですね、今日お見えの信州大学の名誉教授の中村浩志先生に、教育委員、教育委員長に就任していただいたこと、本当に私はうれしく思っております。まさに、宮崎教育長と、それから世界的な権威者である中村浩志先生を得た坂城町の教育委員会というのは大変素晴らしいことだと思っております。いろいろなご意見を大所高所から賜るということが非常に重要なことというふうに私は思っております。しかしながら、全国の制度というところですので、今後さらに国の情勢を注視していきながら、正しい本質的な教育行政ができるような形になればいいかなというふうに思っております。以上であります。

教育委員長（中村君） 昨年の10月から坂城町の教育委員長を務めさせていただいております中村です。私はこれまで30年以上にわたって信州大学教育学部で学生の教育指導に当たってまいりました。私がこれまで培ってまいりました教育に関する知識とか経験といったものを、私の生まれ故郷である坂城町の教育行政に少しでもお役に立てれば、非常にうれしいというふうに考えております。また、今日は坂城町の定例議会に出席をさせていただきまして、発言の機会を与えていただきましたことを、心からうれしく思い、感謝申し上げます。

さて、先ほどの教育委員会制度に関するご質問にお答えしたいと思います。現在の教育委員会制度というのは、60年近くの歴史のある教育のあり方として大変素晴らしいものだというふうに認識しております。学校教育の現場と直結した形で、町の教育文化課の教育長を中心に学校の事務環境を総括する組織、それとは別に、一般の方も含めた形の教育委員会制度というのは、それとは違った立場から、あるいは高い立場から、教育というものを検討する組織です。この二つの組織が役割分担をして協力し合いながら、本当の意味の教育ができるんだというふうに考えております。先ほど町長は会社経営ということに例えてお話しされましたが、私は小中学校、学校に例えて、この教育長と教育委員会というこの組織のお話をしたいと思いま

す。

学校においては、教頭が学校全体の事務処理から始まって全体を統括する人であり、それに対して校長というのは違った立場から学校教育を考える方です。この2人があって学校の教育というのは成り立つわけですね。

しかしながら、昨年の4月から首相の諮問機関である教育検討実行会議では半年かけて、この問題に対する答申を出しました。中央教育審議会の名前で今後の地方行政のあり方についてという答申を出されました。この答申を拝見して思うことは、初めに結論があり、それに合わせてつじつまを合わせたのがこの答申だという見解です。教育に対する信念を持たない人、あるいは教育とは何かということをしっかり理解していない人を集めて、意向に沿った人だけを集めて、こういう検討会議を開くから、こういう答申になってしまうんだと思うんです。

私は今まで大学で30年以上にわたって、文部省の大学教育改革というものを経験してまいりました。教育というのは、その場の思いつきでやったら必ず失敗します。現在、教育委員会制度で問題にされているのは、責任の所在が不明確である、それから月1回の教育委員会が形骸化している、あるいは危機管理能力が不足しているという指摘なんですが、これらの指摘は教育制度そのものの問題ではないわけです。その運用の仕方が問題があるからですね。そういうことから、このような形で進めることに大きな危惧を抱いております。

ちょうど3年前の今日、この時間に前代未聞の災害に見舞われました。その結果として、福島原発問題という大きな事故が起きました。あの事故を教訓に我々がしっかり考え直さなければいけないのは、原発は安全ということで本当に科学者としての信念を持たない人たちばかり、いわゆる御用学者だけを集めて国が進めてきた、このあり方そのものが問われなければいけないわけです。しかし、あれだけの問題を起こしながら、やっぱりその体質は変わっていないということを、この答申を見て思いました。

本当の意味の教育は何か、日本をよくするためには、そういった点から改革していかなければいけない。それから3年経過したわけですが、被災地の状況は本当に進んでいない、回復が進んでいない。やっぱり地域住民の目線に立った政治をしていくということがやはり基本ではないかというふうに考えております。以上です。

教育文化課長（柳澤君） ロの全国一斉学力テストの結果の公表の動きについて、答弁申し上げます。

全国学力・学習状況調査につきましては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとされております。調査につきましては、みずからの教育及び教育施策の改善、児童・生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとされております。

今年度の公表につきましては、学校が保護者や地域住民に対して責任説明を果たすために、自校の結果を公表することについて各学校の判断に委ねるとされており、当町の各小学校とも本年度の結果について学校だよりなどでお知らせをしたところです。

来年度の調査につきましては、文部科学省では学校別の結果公表を市町村の教育委員会の判断で可能とする発表がありました。実施要領には公表する場合の配慮事項として、学校別の平均正答率を一覧表にしない、それら数値による順位づけをしないことなどが記載されております。

学校別の成績公表は、学校の状況や改善策について保護者や地域に説明することで、教育施策や教育指導の改善につながるといった意見がある一方で、学校の序列化につながり、テストの点数だけを重要視されるようになるといった公表を不安視する意見もあります。

町の教育委員会といたしましては、その調査結果を分析し、課題の改善策等に重きを置くとともに、学力状況調査と同時にされる学習状況調査による生活状況の調査結果をあわせまして、学習面、生活面での課題解決に向けた取り組みとなるよう結果公表を考えております。

公表の仕方につきましては、実施要領に基づいたものとし、学校長の意見を聞きながら検討しているところであります。また、結果の公表について県内で首長と教育委員会の考え方が異なっているところが多数あるということがございますけれども、当町におきましては、首長である町長と教育委員会の公表の取り扱いについては、原則公表といったことで見解は一致しているところでございます。

続いて、町で行っております学力体力テストについてでございます。この検査につきましては、小学校2年生から中学校3年生の児童・生徒を対象に行っておりまして、学習の習得度をはかる検査ということで毎年4月の初旬に行っております。前年の学習に関する問題のテストを実施し、5月におおむね結果が出るところでございます。結果につきましては、相対評価の学力検査ということでございまして、学年、教科、单元ごとに全国の平均値、学校の平均値が把握できるところでございます。

学力向上のために必要な要素といたしまして、課題ですとか、あるいは弱点に気づく力、その課題や弱点を解決する方法を見つける力、あるいは見つけた解決方法を続けていく力と言われております。この力をつけるためには知識を詰め込むだけの授業ではなく、学習が楽しいと感じる授業を展開することが求められております。そのために教員が自身の授業を省みて、授業改善を重ね、日々の授業実践に生かし、児童・生徒の学力向上につなげるのが重要となります。NRTの結果を教員がそれぞれ分析をしまして、どの単元の習熟度が浅いのか深いのかを捉えまして、授業改善をし、習熟度を上げる研究をして子供たちの学力向上に努めているところでございます。

次に、体力テストにつきましては、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象

として実施しております。実際の授業で体力テストを行いまして、その数値を集計して学校ごとの平均値、全国の平均値を把握いたします。具体的な体力テストの実施内容、身長体重計測のほか、握力ですとか、上体起こし、反復横跳びなどの8種目によりまして、運動能力の実態を把握しております。集計結果をもとに運動能力の低い部分について、単にその種目を重点的に行うといったことではなく、子供たちが興味を持って継続できる運動種目を取り入れるといった授業改善の取り組みがなされております。以上です。

14番（宮島君） 再質問をいたします。

いろいろ改革についての考え方もわかったわけですが、国、今の政府・与党は我々の想像もつかないような、いわゆる六三制の調整をしているわけです。考え方を整理をして、教育再生実行委員会でいろいろ議論しているわけですが、戦後の六三制を見直そうという考え方であるようでありますが、これらは日本にふさわしい教育体制を構築すると、こう言っているわけでございます。教育委員会改革の中で、特に我々が考えられない道徳のいわゆる教科の問題も前向きな姿勢で取り組んでいると。

こういう中で、再質問を2点に絞って見解を希望させていただきますが、一つはですね、改革の必要性があるとすればどんな改革を進めていくことが必要と考えるかと、これが第1点であります。

2点目は、教育を政治の具とすることは、民主的な人間や社会の形成を阻害する危惧があるが、どう考えているかと、この2点に絞って、時間もございますので手短にご回答をお願いいたします。以上であります。

教育委員長（中村君） ただいま2点について質問いただきましたが、まとめて答えさせていただきます。

教育というのは非常に時間がかかるものなんです。またお金がかかるものです。1年とか、そういった検討で答えが出せるものではないということです。時間をかけてじっくり改革の検討を進める。それには本当の専門の人、自分の気に入った人だけを集めてやるような審議会で審議していたら、政府の思いどおりになる人を集めてやっているのでは、本当の意味の教育改革はできないと思います。

教育というのは、そのときどきの政治家によって左右されてはいけないという性質のものだと思います。経済政策と教育政策というのは、これは本質的に違います。経済政策とかは適切な対応をしたら、効果は短期間に上がります。しかし教育というのはそういうものではないわけです。今までのいろいろな制度改革を見てきましたが、やはり本質的な問題を捉えた上でどうしたらいいかというのが、自然ににじみ出るような形に持っていけないと、本当の意味での教育改革はできないというふうに考えています。今の政府のやり方というのは余りにも性急過ぎて、本当に正しい答えが得られるかどうか非常に危惧しております。以上でよろしいでしょ

うか。

14番（宮島君） ありがとうございます。

さて、最後に学力テストについて1点だけ、担当課長さんにお尋ねをさせていただきます。テストの結果の公表は、学校の序列化を進めたり、学校や担任の先生の不信感をあおるなど、学校教育推進に少なからず影響すると考えるが、どう考えているかについてお伺いさせていただきます。以上であります。

教育文化課長（柳澤君） テストの結果の公表は学校別の序列化を進めたり、学校や担任への不安をあおるのではないかというご質問でございます。そのような公表を不安視される意見もあるかとは思いますが。一方で、実施要領には公表する場合の配慮事項というような明記がございまして、学校別の平均の正答率を一覧表にしないですとか、あるいは、それらの数値による順位づけをしないということなどが記載をされている部分であります。そのような公表の仕方について実施要領に基づいたものとし、学校側の学校長の意見を聞きながら検討していきたいというふうに考えているところであります。

教育委員会といたしましては、調査結果を分析しまして、課題の改善に重きを置き、学力状況調査と学習状況調査の両方、生活意欲の結果分析をあわせまして、学習面、そして生活面の課題解決に向けた取り組みとなるような結果公表を考えているところでございます。以上です。

14番（宮島君） いろいろな再質問の回答をいただいたわけでありまして。

最後に、町長、教育委員長、教育長、担当課長、これは国の施策で教育改革がこれから進むわけでありまして。決して私は教育のいわゆる中立性を保つということは大前提であると思うわけですが、どうかひとつ将来に我が坂城町の教育行政に禍根の残さないような運営の取り組みをぜひ連携を持ちながら、恐らく現在の安倍内閣については、早い機会にこれが制度化されて各市町村へ戻ってくるわけでありまして。この中で一つ問題になる義務教育ということでございます。我が町は今年60億600万の、町ではそういう出費が負担がかかるかということもあろうかと思いますが、かなり小さい市町村ではそういう財務負担が非常に増えてくると、こういう懸念もあるわけです。どうかひとつ先ほど申し上げたとおり、方向を間違えないようにひとつ進めていただくことをご期待申し上げまして、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（柳澤君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日12日は、午前10時から会議を開き、一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑等を行います。

本日は、これにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3 時 4 5 分)

3月12日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 柳 澤 澄 君 | 8番議員 | 山 崎 正 志 君 |
| 2 〃 | 塚 田 正 平 君 | 9 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 3 〃 | 吉 川 まゆみ 君 | 10 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 4 〃 | 窪 田 英 子 君 | 11 〃 | 塚 田 忠 君 |
| 5 〃 | 塩 入 弘 文 君 | 12 〃 | 池 田 弘 君 |
| 6 〃 | 塩野入 猛 君 | 13 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 7 〃 | 西 沢 悦 子 君 | 14 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 | 田 中 一 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 荒 川 正 朋 君 |
| まちづくり推進室長 | 中 村 淳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 金 子 豊 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 天 田 民 男 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 建 設 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 宮 下 和 久 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 大 井 裕 君 |
| 総 務 係 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 竹 内 祐 一 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |

4. 職務のため出席した者

| | |
|-------------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 議 会 書 記 | 小 宮 山 和 美 君 |

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 雪害から住民生活をどう守るかほか 大森 茂彦 議員

(2) 坂中の部活についてほか 入日 時子 議員

第 2 発委第 1 号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第 1 号 長野広域連合規約の変更について

第 4 議案第 2 号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 3 号 坂城町公共物管理条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 4 号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 5 号 坂城町社会教育委員条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 6 号 坂城町同和対策施設条例を廃止する条例について

第 9 議案第 7 号 坂城町デイサービスセンター条例を廃止する条例について

第 10 議案第 8 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

第 11 議案第 9 号 平成 26 年度坂城町一般会計予算について

第 12 議案第 10 号 平成 26 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について

第 13 議案第 11 号 平成 26 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 14 議案第 12 号 平成 26 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

第 15 議案第 13 号 平成 26 年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 16 議案第 14 号 平成 26 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 17 議案第 15 号 平成 26 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「一般質問」

議長（柳澤君） 日程第 1 「一般質問」を行います。

最初に 13 番 大森茂彦君の質問を許します。

13番（大森君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 雪害から住民生活をどう守るか

2月の二度にわたる大雪は、特に14、15にかけての大雪は過去最高の積雪となりました。除雪作業では町民の皆様を初め、町職員の土日を返上しての除雪作業、本当にご苦労さまでございました。今回の経験を検証し、今後に生かしていかなければなりません。この豪雪について今議会では5人の議員の方が質問されております。私も準備しておりますので、ダブるところは結構あると思いますが、順次質問してまいりますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

イといたしまして、幹線道路と生活道路の除雪体制はどうであったか、これについてご報告、ご答弁願いたいと思います。

また、ロといたしまして、安否確認はどうであったのか。特に災害弱者と言われる方や要支援の方、高齢者のひとり住まいの方、こういう方々の安否確認はどのようになされたのか。また除雪、食料、薬や灯油などの、こういう生活に必要なライフラインと言われるような、こういうものについての要請や支援はどのように行われたのでしょうか、お答えください。

ハといたしまして、今回の大雪で町として町民からの要望、苦情等について、どこが窓口となっていたのか、お答えください。

また情報の発信といたしまして、有線放送で情報が流されましたが、外出といたしますか、除雪で外へ出ているというようなこともありまして、聞き漏らし等があります。そういう点で私自身も聞き漏れもあったと思いますが、情報の発信が少ないなと感じました。やはりもっともっと道路状況、除雪状況、あるいは循環バスの状況等、こういうものをきちんと放送を流していただければというふうに思いました。その辺についてどのようにされたのか、お尋ねいたします。

また、町のホームページのトップページに大雪対策情報等のこういうコーナーをアップさせてですね、いろいろな情報をここから入っていけるような、そういうホームページの更新をぜひお願いしたい。私も町がどういう対策をとっているのか調べようとしても、なかなかそれが出てこないということがありますので、やはりもっと懇切丁寧なホームページに更新していただければというふうに思いますが、今後どのようにされるのかお尋ねいたします。

次に、対策本部の設置で情報収集と発信、これらが円滑な除雪作業、これもできるんではないか。災害対策本部が全ての情報、職員の動きを管理し、そして情報の収集と発信を行い、また除雪作業がどのようになっているのかも1カ所で集中的に管理する、こういう体制をぜひとるべきではなかったかというふうに私は思っておりますが、災害対策本部を設置しなかったことについてどのようなお考えかお尋ねします。これについては、昨日、おととい等質問の中で

対策本部を設置はしていないが、それに相当するような情報の収集、交換をしていたということであるんですが、やはり災害対策本部を設置するかしないかが、やはり職員の体制、情報が1カ所に集中し、発信できるという点で、そういう点ではまだまだそれだけでは不十分じゃなかったかというふうに感じております。これらについてご答弁をお願いいたします。

以上で、1回の質問といたします。

建設課長（青木君） 1. 災害から住民をどう守るか。イ. 幹線道路と生活道路の除雪体制についてお答えいたします。

建設課の除雪体制でございますが、まず、幹線道路につきましては、積雪から10cmを超えましたら、町の主要幹線で緊急車両や循環バス路線等を考慮した除雪委託業者37路線について、業者9社による除雪を行うこととなっております。また、融雪剤散布作業につきましても凍結が予想される場合に交差点等危険箇所、主要幹線6路線について融雪剤散布委託業者1業者が実施することとなっております。生活路線につきましては、基本的に地域の皆様方をお願いする中で対応をさせていただいているところでございます。

今回の大雪の除雪体制でございますが、まず2月8日でありまして、8日の午前中に積雪が10cmを超えたことから、除雪委託業者に要請をし、委託路線について除雪を実施し、土日の2日間で委託除雪路線について重機による除雪を集中的に実施いたしました。

また、翌週の14日から15日にかけての記録的な大雪の際には、建設課におきまして、2週連続ということもございまして、町の除雪基準である10cmの積雪の前から雪の降り始めた14日金曜日の朝から除雪委託業者9社に連絡をとり、14日の午前中から町の主要幹線である除雪委託路線の除雪を開始したところでございます。しかし、雪のほうは断続的に降り続いたことによりまして、雪を全て取り除くというよりも交通の確保を最優先に考え、圧雪状態ではありましたが幹線道路の通行の確保をするための除雪を実施したところでございます。

今回の大雪では、除雪委託業者の方々には朝早くから遅くまで除雪作業に携わっていただき、さらに、16日日曜日からは除雪委託業者のほかにも町内の建設重機等を所有されている業者の皆様にも依頼を行い、その中で8業者の皆様には幹線道路を含む町道についての除雪を行っていただきました。

また、17日からは大型重機を投入し、鼠橋から産業道路にかけて除雪を開始し、町の基幹道路のほかにも小学校周辺や山間部のバス路線、テクノさかき坂城駅周辺についても大型重機による除雪を実施いたしました。大型重機による除雪を行ったことにより、委託業者がほかの路線に除雪を行うことができ、委託業者以外にお願いした業者の方を含めて地域から要望のあった55路線について重機等により除雪を実施いたしました。

地域の生活道路につきましては、記録的な大雪ということもございまして、区長さん方を先頭に区内で重機等を所有しているの方々をお願いするなどして、幅が狭い町道の除雪や急峻で重

機等が対応できない路線について、区民の皆様による除雪や雪の搬出を行っていただき、通行の確保をしていただいたところでございます。

現在、町内の建設業者を中心とした現在の除雪委託業者の重機保有状況につきましては把握してございますが、今後、他の業者の保有状況ですとか、町の企業の協力、地域の重機等の所有者及び免許を持っている方々などを把握しながら、どのように協力していただけるかを検討し、各課の連携を踏まえて除雪体制の整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

福祉健康課長（天田君） 私からは、口の安否確認はについてお答えをいたします。

ひとり暮らしの高齢者や障害のある方など支援を要する方の安否確認は、災害時に限らず、日ごろから民生委員さんを中心に行っていただいております。今回の大雪に当たりまして、安否確認がとれないといった連絡は受けておりませんが、災害時における要支援者の安否確認をより確実に行うため、民生委員さんにもいま一度体制の確認をしてまいりたいと考えております。

次に、除雪、食料、薬、灯油等の要請支援について申し上げます。

具体的なお相談として、人工透析を受ける予定だった方から積雪により病院にいけないのご相談が寄せられましたが、病院側で受診を翌日に延長して対応していただき、外出のための通路はご近所など地域の皆様方により除雪をしていただいたとのことであり、大変ありがたく思っているところでございます。また、電動シニアカーで移動する方からの要請で、通路確保のため、職員が近所の方と協力して除雪支援などの対応もいたしました。

社会福祉協議会におきましても、ヘルパーが何件かのサービス利用者宅の除雪をいたしたということではありますが、多くのひとり暮らし高齢者宅では、ご近所の方を初め、地域の皆様のご協力によって除雪をしていただきました。薬や食料品につきましては、和平、平沢地区で積雪のため一時的に移動が困難となった方へスノーボービルでお届けをいたしました。

なお、灯油につきましてはの要請はございませんでした。

平成7年に発生した阪神淡路大震災、また平成23年に発生した東日本大震災など、災害の規模が広範になるほど行政機関による個別の支援は難しくなる中で、隣近所や地域での取り組みが重要視されています。今回の大雪では、多くの地区におかれまして区長さんの呼びかけで区民の皆さんが除雪に当たられたとお聞きしております。町といたしましても、こうしたすばらしい地域の姿が全町への広がりにつなげられるよう、啓発をしてまいりたいと考えております。

まちづくり推進室長（中村君） 今回の除雪につきまして町民の皆様からお寄せをいただきましたご要望、ご意見等につきましては、道路の除雪や融雪剤等につきましては建設課、農作物被害や農業用施設、企業の被災等については産業振興課、独居世帯のお体の不自由な方々の安否

確認等は福祉健康課、ごみ収集、消火栓、非常用水利の確認等は住民環境課、そして小中学校の臨時休校や登下校の安全喚起等は教育文化課、同様に保育園の臨時休園や希望保育等につきましては子育て推進室など、それぞれ担当部署において状況把握を行い、臨機対応をいたしました。

また、町民の皆様への情報発信につきましては、有線放送により先月8日から26日までの間に大雪警報、幹線道路除雪のお知らせや生活道路除雪への町民の皆様のご協力をお願い、町循環バスやしなの鉄道の臨時運休のお知らせ、小中学校の臨時休校やびんぐし湯さん館臨時休館及び営業時間変更のお知らせ、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会や分館対抗球技大会の中止のお知らせ、あんしんお届け便の運行時間変更のお知らせなど、町から47回の放送をいたしました。

また、各地域におきましても、有線放送の地区別放送をご利用いただき、六つの区から除雪への協力依頼や行事中止などのお知らせをしていただいております。有線放送の屋外スピーカーの放送について、台数が少なく聞き漏らしをしてしまったというようなことがあったということでもありますけれども、繰り返し放送するなど、今後さらにわかりやすい情報提供となるように努めてまいりたいと思います。

一方、町ホームページでは大型重機による幹線道路除雪のお知らせ、生活道路除雪への町民の皆様のご協力をお願い、雪捨て場のお知らせを掲載をいたしました。ホームページのトップページから検索がしやすいようにというご質問でございます。早速、現行のシステムの中で、できるだけわかりやすいように改善をいたしたところでございます。また、掲載内容につきましても一覧で見ることができるよう工夫をし、より多くの皆様に情報が的確に伝わるよう努めてまいります。

今回の降雪では災害対策本部の立ち上げには至りませんでした。建設課、産業振興課、住民環境課、教育文化課、福祉健康課など、それぞれの担当部署において情報の収集や告知、現場対応など生活基盤の確保や安心・安全を確保するため、適宜迅速な対応に努めてまいりました。しかしながら、総括的な情報の把握や今回のような降雪時を想定した災害対策本部の扱いについては、従前には定めがない中で課題として受けとめ、今後50cm以上の降雪を目安とする災害対策本部の設置や本部設置に至る前段での円滑な初動体制の確保など、課題解決に向けて努めてまいりたいと考えております。

13番（大森君） それぞれご答弁をいただきました。10cm降って、9社に除雪作業をしていただくということでしたが、いつものですと一度で済んだわけですが、今回はこれだけの量でしたので、やはり二度、三度という出勤はされたと思うんですが、そういう要請はされていたのかどうか。その辺、聞いていないとか、連絡ないというところもあったようですが、その辺のところは連絡がいついていますでしょうか。

建設課長（青木君） 雪が降った際の業者への連絡体制ということでございますが、通常ですと10cmになりますと業者のほうで委託路線というのが決まっております、10cmになりますと業者の方へ出ていただくような契約をしてはございますが、今回、特に14日、15日にかけては大雪ということが予想される中では、もう14日、10cmになる前から14日の朝から担当かのほうから全業者のほうに連絡をとりまして、除雪体制をとっていただいたということでございます。もうその時点におきまして、何社かは朝からもう出ていただいてやっております。

さらに、今回大雪ということで積雪のほうも予想されるという中では、一度に全部除雪のほうができないということで、とりあえず圧雪という中で車の通行を確保したという状況でございます。さらに業者によってはいろいろと路線によって時間のかかった路線もございますので、随時どの路線に入っているかということも業者と連絡をとりまして、必要に応じて担当以外の路線のほうにも入っていただいて除雪のほうを実施したという状況でございます。

13番（大森君） これだけの量が降れば、やはり一度やっても戻ってくればまた積雪ということありますので、やはり費用がかかるかもしれませんが、やはり二度とか三度継続してやっぱりやらなければ、後で大変な状態、特に私は文化センターの前を通ったときの圧雪した後、解けて本当に非常に悪路の状態ということがありますので、やはりそういうところについてはやっぱり素早い行動をお願いしたいというふうに思います。

次に、重機等の保有の調査等もお願いしたわけですが、これについては一応確認されているわけですが、今後第2シフトとか、そんな感じでやはり新たに新しい体制をとっていくというふうにご答弁いただいて、どういうふうに協力していただくかは今後の課題として準備していくということですので、それはそのように準備を進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、次に安否確認の点ですけれども、どこからも連絡はなかったというようなね、どこからもといますか、あるわけですが、立町では15日の日に有線で一斉除雪作業ということで区民の皆さんに有線が流れたんですが、ここへも民生委員さんがいらっしやって、除雪の道具を持って1軒1軒回っていただいて、それで区長へ報告するという作業までされて初めて安否確認したんですよ。私は、安否確認は待っていて確認できるという方法もあるかもしれませんが、こういう非常事態の場合にはやはりこちらから出向いていくという、そういう姿勢がどうしても必要だと思います。

それはですね、私のことになるんですが、私の義理の父が3年前、玄関前の道路で凍結した道路で転びまして大腿部を骨折したんですが、1時間、真冬のときにそこでずっと動けなかったということで、そのお隣の方がちょうど帰宅されて、そこで発見されてうちのほうへ連絡をいただけるということで、私が行く前にもう助けていただいて自宅の中へ運んでいただけたと

ということがあるわけですよね。連絡はしたくてもできないというのがあるんですよ。やはりそこまで出かけて行って確認するということが一番大事な安否確認だというふうに思うんですよね。

ですから、それぞれの区の中にいろいろな担当なんかもいらっしゃるんで、区長なり、そういうことの協力をお願い、誰かやるようにということや、あるいは民生委員については新しい体制で今後いくという今お話ありましたけれども、だから、そういう待ちの、待った状態での安否確認じゃなくて、やはり今後出向いて確認すると。あれだけの大雪で除雪している高齢者の方が、例えばそこで転んでそのままの状態になっているということだって可能性は幾らでもあるわけです。そういうことで、今後そんなふうにしてもらいたいと思うんですが、その辺の対応についてはどうされるか、再度ご答弁願います。

福祉健康課長（天田君） 再質問についてお答えをさせていただきます。

今回の大雪によりまして、高齢者の方が大きな被害を受けなかったということは大変幸いでございます。先ほどもご答弁申し上げましたが、ご近所の方々初め、地域の皆様方、また民生委員さん、また社会福祉協議会や介護保険事業所関係の皆様のご迅速な対応によりまして、それぞれのご支援、感謝申し上げますところでございます。

今後につきましてでございますけれども、今回特に大雪ということで、民生委員さんにつきましてもそれぞれご担当の中、複数の方を受け持っているということで、直接援助に向かうというのは非常に厳しいような状況でございました。ですので、安否確認につきましては電話、有線などを使って、また訪問員さん等のご協力をいただく中で務めさせていただいているところでございます。今後につきましては、災害時等の確実な安否確認ができるよう、再度民生委員会等でもお願いをしながら、一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

13番（大森君） ぜひ、そのような対応をお願いするところであります。

次に、情報の収集と発信という点で第2質問をさせていただくわけですが、これ窓口はそれぞれの所管のところで行ったということなんですけど、しかし、例えば建設課はもう皆さん除雪等対応で相当出られていると思うんですね。残っていらっしゃるということになれば、対応が非常に悪いということになるわけで、当然皆さん出て、それとほかの課の方も当然除雪に出ているということは、私も役場庁舎内へ来てね、お昼休みのときにちょっと拝見しましたけれども、本当に皆さんご苦労されて本当に町民のために頑張っていたということ、非常に感謝するところですけども、やはりそういう点でも建設課に集中するわけですよね、これは。1件で道路だってあちこちから来るだろうし、あるいは融雪剤を取りにくるところもあっていろいろあると思うんですが、だから、じゃあ建設課長にお尋ねしたいんですが、これをどのように対応されたんですか。全部、誰か一人残って対応できたということなんですか。その辺のところをちょっと当日どう対応されたのか、ご答弁願えればと思いますが。

建設課長（青木君） 除雪に対する住民からの要望とかご意見に対する対応でございますが、通常ですと大体雪の降ったときの皆様からのいろいろご要望とかというのは、管理係というところが担当しております、そこで担当の係長が要望を受けた中でそれぞれ業者の方ですとか、そういうところへ要望等を伝えながら除雪の関係をやっているんですけども、今回、雪の量も多かったというような中で、要望数も非常に初日だけで50件ぐらいの要望等が来ていたという中においては、係長2名とあと1人職員、3名で対応いたしまして、それぞれ業者のほうと常に連絡をとるような形の中で動いていたということでございます。基本的には要望等の路線が非常にダブル場合が多いですので、その辺の調整をしながら業者等に路線に入っていたというふうな対応をとったというふうなところでございます。

13番（大森君） 今、建設課長では、3人の職員が対応されて50件要望等の連絡があったと。そういう処理をされたというふうなことです、やはり一つ体制、町としての体制をとって、そこを一本にして電話がかかってくる、そこへ通してそれぞれのところへ指示なり、こういう連絡が来ているということをしちゃんと連絡し合うということに、そういう体制がとれなければ個々ばらばらの動きですよ。それぞれの課がそれぞれのところでやっているという。やっぱりそういう段取りじゃなくて、やはり先ほどの答弁の中では、50cm出れば災害対策本部を設置するというご答弁ありましたが、今回の場合は、これ50cmといたら、45cmとか40cmでもやっぱりこういう災害対策本部的なといいますか、立ち上げてそこで全体の様子を見て、これは午前中だけで情報を集めて、解散しても大丈夫だなというところで解散すればいいわけであって、何も何日も続けろということではないんですから。そのときには一応災害対策本部の役員になっている皆さんに1回集まっていたいて、全体を掌握してどうするか、必要なければそれじゃあやめましょう、そういうことだと思うんですが、そういう段取りというにはならないんですかね。特別な決め手もない、決まりもないというふうに答弁の中にありましたけれども、やはり、じゃあいつそれをやるかということになっちゃいますので、そういう一応の基準的なものは必要ではないかというふうに感じるんですが、どなたが答弁されるか。総務課長、それじゃあ答弁よろしく願いいたします。

総務課長（田中君） 今回の大雪に対する災害対策本部を立ち上げなかったという中で、ちょっと町の動きを再度お話させていただきたいと思いますが、よろしくお話をしたいと思います。

これは町長答弁の繰り返しになりますけれども、よろしくお話をしたいと思います。もうちょっと詳しく話をします、よろしくお話をします。

今回、災害対策本部は設置はいたしませんでしたが、理事者との連携連絡及び各課との連携連絡はとっておりました。これは大森議員さんも休日に役場へ来て、ご覧になっておわかりだと思っております。建設課とは除雪、道路の除雪の状況、それから駅の関係の除雪、それから高速バスの除雪の状況、それから各課の所管しているテクノセンターですとか、鉄の

展示館、図書館等の除雪の状況も私のところへ入ってきておまして、これは当然理事者のほうにも伝えてあります。

それと、電話連絡でもって小中学校の休校ですとか、保育園の希望保育にしたい。それから鉄の展示館ですとか、ふるさと歴史館等の休日の連絡は、それも伝えてあります。それと大型重機の借り入れの情報が私のところにこれが入ってきてまして、これはすぐ理事者のほうに伝えております。その中で全体的な調整はとれておったというふうに考えております。あの大型重機の借り入れにつきましては、先ほど言いましたけれども、直接私のところに連絡が入って、すぐこれ建設課長のほうへ連絡しました。それでもって翌日、月曜日から大型重機が入って除雪を行いました。鼠橋通りについてはもう路面が厚く氷が張っていて、それを氷を剥がして路面まで出す作業、それから産業道路についてはもう圧雪されていて、圧雪された雪を取り除いて雪を出す除雪ということも行いました。

それで、大型重機での除雪については交通整理が必要ということだったもので、建設課の職員は幹線道路ですとか生活道路の除雪のほうで対応できない状況もあったものですから、私のほうから各課長みんなのところを回って歩いて、急遽であったんですけど、各課から職員を出して交通整理をするようにということで、日程の割り振りを行って職員の手配をして除雪を行ったというふうにやっておりました。

それと2月の17日月曜日からは確定申告が始まるということで、役場の駐車場の除雪も行いました。それで役場の駐車場のほうは除雪はできたんですが、職員駐車場のほうはきちんと除雪ができなかったということで、役場から1km以内の職員は歩いてきてくれ、それと家が近所の職員は乗り合いで役場へ通勤するよにということで、休日であったんですが課長全員が役場にいたので、課の職員に伝えるように各課長に私から直接話をしました。確定申告の相談については、17日月曜日、44人の方がお見えになりました。翌日、火曜日は27人ということでやはり当日、初日というのは例年どおり多くの町民の方が相談に訪れました。

月曜日から、ごみの収集もありました。これについては幹線道路の除雪作業や地域の皆様のご協力によってごみステーションの周辺の除雪が行われました。さらに、ごみステーションまで収集車が行けない場合は、収集業者がごみステーションまで歩いてごみ袋を取りにいて、収集時間には時間がかかったものの全てのごみを収集できたとの報告も入ってきております。そういう内容は全て理事者のほうへ伝えてあります。各課と連携連絡がとれておりますし、理事者との連携連絡もとれておったというふうに考えております。

災害対策本部は設置しませんでしたけれども、特段の支障はなかったというふうに考えております。しかし、町長の答弁でもございましたが、町民の皆さんへの情報発信のあり方については今後の検討課題かなということ。それとあわせまして、先ほど話は出ていますが、町長答弁の一番最初にありましたけれども、これからは災害対策本部、雪の場合については50cm

の積雪について目安にしてまいりたいということです。

また、台風や何か来るとわかった場合は、各課長がみんな寄って、進路等、情報収集しながら対応をしております。雪についても今後、そのような対応ができたらなというふうに考えております。よろしくお願いをしたいと思います。

13番（大森君） 本当に取り組みとすれば非常に災害対策本部並みのことをやられたということですが、一つは町民の安心・安全ということからいきますと、対策本部を設置したよということでもいろいろな情報、いろいろなお困りごとはこちらへ連絡してくださいということを、やっぱり呼びかけるべきだと思います。連絡が来ないじゃないか、来ないから安全だとか大丈夫だということではなくて、やっぱりそういう待ちの、待っている情報収集ということにしないでいただきたいというふうにお願いをしたいというふうに思います。

一つは、立町では公民館を除雪して、立町通りに車乗り捨てになる可能性の車が何台もありました。やはりそここのところを確保するために立町公民館を除雪していただいて、地元の業者に除雪していただいて、そこへ車を全部入れたということで、立町通りは乗り捨てといたしますか、置きっ放しにならないで済んだということがあります。

そういうような取り組みもしてきたわけですけれども、ところがといたしますか、昨日の信毎の記事で各区に5万円を支給すると、除雪の協力としてね。というような何か記事が出たんですが、これは一体どういう内容になるのか。例えば立町で除雪のときに軽トラ3台借りて、そのガソリン代等についても含まれているのか、あるいは、どんな内容なんでしょうか。もう少しご説明願いたいというふうに思いますけれども。

建設課長（青木君） 今回、各区のほうへいろいろ除雪をお願いやっていたということで、助成というような形で1区5万円というような形を、また3月補正のほうへまたお願いしたいと考えているところでございます。内容につきましては、重機等大型車両を各区のほうでお願いしたものにつきましては燃料代相当ということで、各区長さんのほうにお願いしております、どの程度やったかということは、それとはまた別に今調査をしております、一応、現在取りまとめている状況でございます。

ただ、いろいろ軽トラックですとか、人が出ていただいたとか、いろいろそういう皆さんに出していただいたお茶代がかかったとか、いろいろ区のほうからそのようなご意見をいただいている中で、包括的に一応軽トラックですとか、そういうものにつきましては今回お願いしている助成する5万円の中で対応していただきたいと考えているところでございます。

13番（大森君） 早急な対応をしていただき、非常によかったというふうに思います。今後やっぱり緊張感を持ってですね、対応に当たっていただきたいというふうに思います。このことを要望いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

先日、人・農地プランということで説明会があり、出席いたしました。そこでいろいろとお

話を聞いて、説明を聞きました。そういう中で、私もどういものかということいろいろと勉強までいきませんが、ちょっといろいろ調べてみました。特に町の農業はどうかということ、テーマで質問するわけですが、安倍晋三政権は環太平洋T P P 交渉に妥結に全力を挙げているんだと。それでそれと一体で進めているということで、それが国際競争力をつけるという農政改革の目玉ということになるというふうに思います。やっぱり農業を産業競争力につけて産業としてやっていくということで、これについては企業などの参入を加速させるという方向だというふうに言われております。そして農地法も改正して企業の参入も促していくということが進められております。

そこで、イといたしまして、人・農地プランについてお尋ねするわけですが、特に当町のような中山間地の農業というのは、集落や地域で住み続けられることが必要であるわけですが、その取り組みの一つというのは、集落営農とか、あるいは集団で地域でみんなで農業をしたり、いろいろな行事をすると、こういう取り組みがあるわけです。

人・農地プランというのは、パンフレットを読む限りでは小規模農家を切り捨てていくのかなというふうな感じもするわけですが、もしそうであれば、やっぱり地域は崩壊するんじゃないかなという点で、こういう心配はないのかどうか、お尋ねいたします。また、国は今後10年間で全農地の8割を担い手が利用するよう、集積を加速させるという計画だそうですが、町内では可能かどうか、町としてはどうお考えになっているのでしょうか。

次に、ロといたしまして、農地バンクは機能するかということで、これは都道府県に農地中間管理機構いわゆる農地バンクをつくっていくということで、高齢化などで耕作が困難な農地を預かり、担い手に集約しようというのですが、その条件は白紙委任で貸与することと委任機関が10年以上という長期にわたるものであります。そして、この10年以上で、その後もう貸与しないよといった場合に、認定農業者あるいは借りている方は困ってしまうと思うんですが、そういうような心配、対応はどうされるのか、そういうことがあるのかどうか、お尋ねいたします。

また、農地の貸与をする農家には農地集積協力金が支払われます。これはある雑誌によれば、離農奨励金というふうに見ることができるというような言葉もありました。そのようにならないようにするにはどうするのかということで、町はどのように考えているかについてお尋ねいたします。

また、中心となる経営体の希望する農地、集約するにはこういう認定農業者等の皆さんがどのくらい農地を今後希望されているのか。それと荒廃農地、耕作していない農地との関係でどのくらいそれは解消されるのか、その点についてお尋ねいたします。

次に白紙委任をするわけですが、これはもう、ああそれじゃあ私も私もということで、農地を貸しますよということになれば、機構の運営、これは県の組織ですから町は知らないと言え

ばそれで済むかもしれませんが、だけれども、そういう相談を受けたときにやはりどう対応できるのか。借り手と貸し手が一致しなければ、これは機能しないわけですね。そういうふうにはなっていないので、貸したい方はどんどん預かりますよというふうにはなっていないですね。やっぱりこういう点で果たして、この坂城町でこれはうまく機能するのかどうか、お尋ねいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

町長（山村君） 町の農業はどうなるということでご質問をいただきました。その中で農地バンクは機能するか、（ロ）につきまして一般的な考え方を述べさせていただきます、詳細は担当課長からご説明申し上げます。

私は、これは新たな農政の一つの取り組みとしてはいいかなと評価しております。ただ、今大森議員が言われたように、まだまだ施行に当たって内部はまだ詰めなきゃいけないということでもあります。坂城町の農業従事されている方あるいは農業委員会の皆さんともいろいろなお話を始めていますけれども、高齢化あるいは耕作放棄地が増えている中で、これは一つの新たな発想で取り組むべき事業かなと思って、私は前向きに評価をしております。

農地は食糧を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとって極めて重要な経営基盤であります。その一方で、農業従事者の減少、高齢化等による耕作放棄地の増加や農地の分散等により集積が容易でないなど、さまざまな問題が考えられているというところがあります。

国では、昨年6月14日に閣議決定された日本再興戦略で示された10年後に目指す農業の姿の実現に向け、農地の集積や効率的な利用を進めるため、都道府県ごとに農地中間管理機構、農地集積バンクを設置することを決めました。農地中間管理機構は、地域の担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるために、都道府県知事が農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる法人を指定し、都道府県に一つ設置されます。

その事業内容は、農地の出し手から農地を借り受け、必要な場合は基盤整備等の条件整備を実施し、地域農業の担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付け、また貸し付けるまでの間は農地として管理するというものであります。

事業実施に当たりましては、法整備、予算措置、現場の話し合いをセットで推進しなければなりません。農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村等に委託することになり、その同意を得て業務委託がされ、農地利用配分計画案の作成を求めることを基本としております。農地中間管理事業の推進に関する法律は、この3月1日に施行され、今後は7月からの事業実施を目標として、県で基本方針の作成、農地中間管理機構の指定等を行ってまいります。

この農地中間管理機構から町への詳細な委託内容につきましては、今後、県から示される予

定となっております。町としましては、安定した力強い農業の実現のため、積極的に協力していきたいと考えているところであります。

産業振興課長（塚田君） 町の農業はどうなるのイ．人・農地プランについて、ロ．農地バンクは機能するのかについて、お答えいたします。

国は、平成26年度から新たな農政改革をスタートさせるわけですが、経営所得安定対策と米政策の見直し、農地中間管理機構いわゆる農地集積バンクの整備、多面的機能に着目した日本型直接支払の創設が主な柱となります。

農業の競争力強化を目指す産業政策を強めるとともに、日本型直接支払では農村の維持、活性化を狙った地域政策として、農業、農村が持つ多面的機能を維持、発揮させるため、農地を農地として維持する共同活動を支援する農地維持支払、農村集落維持を目的とする現行の農地水保全管理支払を衣がえし、景観維持など農村の幅広い共同活動へ補助を行う資源向上支払など、今後は農業、農村が果たしている多面的機能を評価して支払うことになるわけで、本来農村が持っている地域活動に対する制度であり、農村集落への配慮もされております。

人・農地プランについては、地域の中心となる個人、法人、集落営農団体などの経営体の確保や地域の中心となる経営体への農地集積を図るため、農業支援センターを中心として地域ごとに推進組織を組織し、設置し、懇談会を実施する中でプランを策定しています。

人・農地プランの概要は、当面、平成28年度までの計画として策定しており、プランに新規就農者や認定農業者を地域の中心となる経営体と位置づけ、その経営体の経営農地を農地利用図に記載する中で、農地集積等の検討を行い、集積を進めていくこととなっております。

坂城町は1戸当たり平均耕作面積が40aであり、自給的農家が大部分を占めているわけですが、農業従事者の高齢化、後継者不足により、荒廃農地の増加が今後の大きな課題となっております。今後、荒廃農地を地域の担い手に集積することが必要となるわけです。国では、10年後に国全体で全農地の8割を担い手に集積する方針を示しておりますが、特に水田に重点を置いております。当町では果樹農家が多く、小規模家族経営が主体ですので、担い手への集積率はそれほど高くないものと考えているところでございます。

人・農地プランに企業の参入の可能性はというご質問ですが、地域の農業担い手については地域で決めていくこととなりますので、その地域の農業を担っていくにふさわしい企業であれば、可能性としてはあろうかと考えます。

農地中間管理機構につきましては、全国的に3月から4月にかけて都道府県ごとに設置される予定であります。内容については、農地中間管理機構が地域から農地を借り受け、必要とあらば基盤整備などを行った上で生産者に農地を貸すという仕組みで、借り手ができるだけ効率的な農作業ができるように農地を集積できるような仕組みが盛り込まれ、また農地の集積を加速するために貸し手にも支援がございました。

この具体的な支援といたしましては、地域に対する支援として地域集積協力金があり、機構が地域から農地を借り受ける際には白紙委任で借り受け、地域内の全農地面積のうち機構への貸し付け割合に応じて、10a当たり2万円から3万6千円の交付があります。また、個々の出し手に対しても、その出し手が機構に10年以上貸し付け、経営転換やリタイアすることを条件に面積に応じて1戸当たり30万から70万円の経営転換協力金が支払われます。また、農地の集積の促進のため、機構が持つ借り受け農地に隣接した農地を貸し出すという条件であれば、耕作者集積協力金として10a当たり2万円が支払われることとなります。

農地の貸し借りについて、個々の地主との相対交渉では飛び飛びになっている小規模な農地を借りることになりがちで、農作業としては非効率的になります。そこで、個々の農業者から白紙委任により、農地中間管理機構が借り受けることにより、借り受け希望者にまとまった形で農地を貸し付けすることが可能となります。

なお、機構が農地を借り受けてから実際に貸し出すまでは、その農地は機構が管理することになりますが、相当期間内に農地の貸付先が決まらない場合は契約を解除するということとなります。しかしながら、出し手と受け手の間で農地を管理するという機関でございます。基本的には双方の要望を聞きながら、需要と供給のバランスをとりながら、事業運営を進めていくものと考えております。

これらの協力金については離農奨励金ではないかというご質問ですが、離農奨励金というものについては、平成21年度に農地の集約と規模拡大をするために導入が検討されていたという制度と聞いております。導入されなかった経過がございます。この集積協力金ですが、これについては、やはり農業を続けるのが困難な農家と担い手の間に立つ支援というふうに、町としては理解をしております。

人・農地プランで現在見込んでいる中心となる経営体は、延べ25人でございます。現在の経営規模は4地区でございます。人・農地プランを決めている4地区の合計で約32haになります。平成28年度までには約59haに拡張したいという計画となっております。

いずれにせよ、現在策定している人・農地プランを推進し、地域の担い手を確保する中で持続可能な農業経営体の育成、支援に努めてまいりたいと存じます。また、策定された人・農地プランにつきましては、新規就農者を追加するなど随時見直しをする中で、さらによりよい計画に修正し、推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

13番（大森君） それぞれご答弁いただきました。2回目の質問に入るわけですが、町長からの答弁では、これを積極的に受け入れて協力していくというご答弁をいただきました。全体的にですね、やっぱり全てがいいということはなかなかないというふうに思うんですが、特に日本型直接払というようなことについては、こういうやり方というのは今までなかったもので、非常に進んだといえますか、非常にいい内容だと思います。

もう一つ、町の農家では特に果樹農家が中心ということで、それほど希望する農地、それほど広くなならないんじゃないかということで、32から59haということですが、倍ぐらいの目標であるということなんですが、しかし、荒廃農地は相当あるわけですよ。やはりここをどうするかというところもあわせて取り組んでいかなければいけないし、農地バンクはといいますか、担い手の皆さんはなかなかそういうところを積極的に利用するということは当然もうできないというか、そういう気持ちにはならないので、やっぱり平たんなところ、より平たんなところ、そして自分の畑に近いところというところをお望みになるわけですので、やっぱりその辺の、それはそれとして集約していく必要はあると思いますけれども、そこから離れたところの荒廃農地についてはどうしていくのか。これは人・農地プランだけで解決するものじゃなくて、これは町独自で取り組んでいかなければならないこと。これは当然国の政策ももっとそこまで目を配った施策が本当は欲しいわけですが、今の状況では見込めませんので、やっぱりそういうところまで荒廃農地をどうしていくかということ、これをぜひ考えていく必要があると思います。その点については一言で結構ですけれども、どんな方向性でやられるのか、ご答弁も願いたいと思います。

産業振興課長（塚田君） ご質問のとおり、耕作放棄地につきましては平成24年度が167ha、平成25年の調査では172haと5ha増加しております。このようなことも考えますと、やはり山手のどうしても農地、こちらのほうが耕作放棄地として荒れてきているということがございます。

今後、その山手の耕作放棄地をいかに活用できるかというところが課題となりますが、いろいろな制度を使いまして、この農地バンクもそうですが、集積することで使いやすくなるということも考えられますので、こういうことを努力して進めてまいればというふうに考えております。以上です。

13番（大森君） ぜひ荒廃農地がやっぱり増えているということはあるので、やはりそのところをしっかりと対策をお願いしたいというふうに思います。

今年が国連が定めた国際家族農業年だそうです。その背景には世界的に飢餓が拡大しており、発展途上国の零細農民の多くが被害を受けているということで、国際家族農業年として位置づけて、国際的に農業を守っていこうということが提起されております。日本もTPP参加、これをやめてですね、やはり日本の食料は日本の大地からという、この合い言葉にした農業政策をぜひ実現していただきたいというふうに思います。また、坂城町の農業についてもやはり荒廃農地をきちんと解消できるような、そんな方向を見定めて対策をとっていただくことを要望いたしまして、一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時11分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、9番 入日時子さんの質問を許します。

9番（入日さん） 2月14日から15日の2日間に降り続いた雪は、家の庭ではかったら65cmから70cmもありました。これだけ積もったのは私も生まれて初めてのことです。雪の量が多すぎて、雪かきをしても雪の積み場所がなく、初めて雪害を実感しました。除雪には建設課を初め多くの職員が土日の休日返上で出勤し、対応に当たり、大変だったと思います。

今議会でも、この問題については何人かの議員が質問しました。私もなぜ災害対策本部をすぐ立ち上げ、職員が一体となって素早い対応ができなかったのかと残念に思いました。窓口一本化することで除雪業者との連絡や作業がもっとスムーズになったのではないのでしょうか。緊急性のない仕事は後回しして、職員総出で除雪後の雪片づけなどの対応がとれなかったのかという思いもあります。

せっかく除雪しておいたところに除雪車が来て、真ん中だけやって家の前に雪を置かれ、出入りができなくなった、こんなやり方ならやってもらわないほうがよかったとか、除雪車が来ることを事前に知らせてもらえれば、近所で出て除雪車でかけない残った雪をシャベルで片づけ、きれいにした、そうすれば雪が凍っていつまでも苦労しなくても済んだのではないかなどの苦情も町民から寄せられました。特に除雪車がいつ来てくれるのか、除雪の進行状況などの情報が全くないので不安に感じた町民は多かったようです。雪捨て場も2カ所ではなく、チクマ精工跡地や上五明の運動公園、鼠の多目的広場など、もっといろいろな場所にあったほうがよいと思います。

町長の答弁で、50cm以上の積雪は災害対策本部を設置し、情報提供もホームページや緊急速報メール、有線放送などでやるということですので期待しています。今回、指定業者以外の業者も各地で除雪に協力していただき、本当にありがたかったです。今、町の除雪業者は9社となり、手が回らない状況です。今回除雪に力を発揮していただいた業者を新たに町の指定業者に加え、今後迅速な除雪が行えるようにしてほしいと思います。今回出されたいろいろな意見や教訓を今後に生かし、災害対策をつくってほしいと思います。

地球温暖化の影響で異常気象が頻繁に起きるようになっていきます。今こそ、私たち一人一人が地球温暖化防止対策を真剣に考え、行動するときだと思います。この美しい地球を次世代に渡すために、地球上から戦争をなくし、環境破壊を許さない取り組みをしようではありませんか。質問に入ります。

1. 坂中の部活について

イ. 吹奏楽器について

先日、NHKの“明日へ”コンサートを見ました。東北ユースオーケストラを初め、復興を願う多くの人々の演奏や歌に心を癒やされました。音楽は心を豊かにし、悲しみや苦しみを癒や

し、生きる力を与えてくれる不思議な力があることを改めて感じました。こんな音楽の持つ魅力にひかれ、中学に入ったら吹奏楽をやってみたいと思う生徒もいます。しかし、坂中の吹奏楽部に入部すると楽器を個人で買うよう顧問の先生から言われ、入部を諦める生徒もいます。私も中学校に電話し、吹奏楽の楽器について聞いたのですが、対応した先生は顧問の先生ではありませんが、当然のように楽器は個人で買ってもらうと言っていました。吹奏楽に使う楽器は一通りは学校にそろっているのに、3年間の部活に使用するために、なぜあえて個人で購入するような指導をするのかがわかりません。

部活は、生徒にとって自分の気づかなかった魅力を発見したり、能力を引き出し、いろいろな可能性にチャレンジできる場所だと思います。また、友達も増え、コミュニケーション能力も育ちます。人間形成に重要な役割があります。吹奏楽をやってみたいと思っても、入部のときに先生から楽器を買うように言われれば、買えない子供は入部を諦めることにもなりかねません。親も買ってやれないことで子供に一生負い目を感じます。義務教育の部活で楽器を買うお金がないから入れないというようなことがあってもよいとお考えでしょうか。楽器の個人負担についてどのように考えているのか、答弁を求めます。

町長（山村君） 今、入日議員さんから音楽の大切さということをお話いただきました。私もそのとおりだと思っております。3年前の大震災の後、さまざまなミュージシャンがボランティアということで励まし、3年間活動してこられました。敬意を払うものであります。

今、ご質問がありました吹奏楽器についてということですが、楽器が買えないから入部をしなかったという人はいないと思っております。それは学校にも確認しております。ただ、楽器にはいろいろあります。例えば坂城中学校の吹奏楽部の楽器につきましても、ご案内のように木管楽器、金管楽器、打楽器、弦楽器等、いろいろあります。また木管楽器の中でも音色によってソプラノ、アルト、テナーというようなふうに種類が分けられております。また、これは楽器には1台1台癖があつて、またメンテナンスによってその楽器の音色も変わってくるというところであります。

また、楽器を購入するとなると、個人で購入するには非常に高い高額な費用が発生してしまいます。練習を重ね、美しい音色を出せるようになるためには楽器に常に触れて、楽器そのものを大切に扱うということも、これは非常に大事なことであります。学校に楽器は一応そろっているけれども、個人、個々のレベルの向上のため、あるいは、これから一生楽器を演奏を続けていくというためには、購入を勧めているということもあると思えます。だけれども、購入できないから入部できないということはないというふうに聞いております。

例えば木管楽器では坂城中学には20本あります、いろいろ種類ありますけれども。金管楽器でも十四、五あります。弦楽器、これはコントラバスですけれども、これ二つある。それから打楽器についても、大きなもので十幾つあります。ですから、楽器の数は一応そろっている

ということであります。また一方、個人で購入するには難しいけれども、非常に高価な楽器である弦楽器、打楽器については、これはなかなか個人で買うというわけにいきませんので、これは全て学校にある楽器を使用しております。その他の楽器についてもメンテナンスをしているというところでもあります。

例えば南条小学校の金管バンド、これは10年以上に及ぶ活動実績ということもありまして、地域の企業の皆様のご理解とご協力を得て寄附を受けたり、順次整備をしております。それから、入日議員からご指摘あったんですけれども、村上小学校のグランドピアノが破損したと、壊れたということで、これも財団法人日本オペレッタ協会の皆様のご厚意でグランドピアノを寄附していただいたというようなこともあります。

したがって、坂城中学校につきましても、おのおの楽器を見ていると大分古いなどというものもあるようです。ですから、全てを一度に整備をして、十分に楽器を整備するという事はなかなか難しい面がありますので、ある程度個人で持たれるという方の負担もお願いせざるを得ない状況であると思っております。

しかしながら、私が聞いていますのは、南条小学校でブラスを一生懸命やって中学へ行ってやめちゃうという子もいるらしいので、中学のブラスバンド部も発展をさせてですね、長く続けるというような環境づくりはしていかなきゃいけないかなと思っております。

そんなことで、私としましても今後とも計画的な整備は検討していきたいと思っておりますけれども、入日議員が言われているように、極端にですね、楽器が買えないから入部できないということではないということを一言申し上げたいと思います。

教育文化課長（柳澤君） 坂中の部活について、吹奏楽器について答弁申し上げます。

部活動に係る備品等につきましては、学校の授業等で使用する備品につきましては部活動でも使用しております、それ以外のものについては部費など個人負担をいただいているといった状況となっております。

吹奏楽部につきましては、他の部活動に比べ、個人の費用負担が大きいといった点につきましては他の学校でも課題となっている状況でございます。楽器を購入する場合、20万から30万くらいと一度に支出する額としては非常に大きなものになっておる状況かと思われまます。坂城中学校の吹奏楽部におきましては、個人持ちの楽器を使用している生徒は現在、全体の約3分の1というような状況となっております、ほとんどが個人持ちでありました3年ほど前と比べまして、大分減少してきている状況でございます。

他の部活動に目を向けてみますと、ラケットですとかシューズの購入あるいはガットの張りかえといった、他の部でも個人の費用負担が通年で発生するなど、トータル的に考えますと、やはりそれなりの個人負担は生じている状況かと考えるところであります。また、他の部活動におきましては規格の違いなどで使用できなくなる用品もありますけれども、楽器の場合につ

きましてはメンテナンスさえしっかり行っていれば、卒業した後も長く使えるといった面もあるかと思えます。そういった部分から個人負担での楽器購入を勧める場合もあるということとは承知をしているところであります。

なお、先ほど町長も申しましたが、楽器を買えないから、現在の学校にある楽器が使用できる状況でありますので、楽器を買えないから部活を諦めるというようなことにつきましては、特に把握をしていない状況となっております。

学校の楽器を含めました音楽科備品でありますけれども、教材備品用の予算で購入することになりますけれども、備品購入につきましては各教科間で調整をしながら順次整備を進めている状況となっております。

部活動の意義と取り扱いというところでは、学習指導要領におきましては学習意欲の向上ですとか、責任感あるいは連帯感の涵養などに資するものでありまして、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意するというような状況となっております。したがって、所有することの意義等もご勘案をいただきまして、必要に応じ、個人負担をお願いしながら、学校としましても計画的な楽器の購入、更新が行えるように相談をしてみたいと考えているところであります。以上です。

9番（入日さん） ただいまの答弁では、楽器を買えないから入部できなかったという人はいないというお話でしたが、実際に入ろうと思ったけれども、楽器は個人で買ってくれと言われて、もう入ることを諦めたという人もいました。

それで、そういう個人で持つことが前提となっているというね、そこに私は問題を言っているので、以前はほとんど個人持ちだったが、今は3分の1ぐらいしか個人で買っていないと。それぞれの癖もあるから、特に楽器はずっと一生涯使えるものですから、本当にやりいたいか、もっとその道をきわめたいというので買うのは、それはいいことだと思うんですね。だけど、その3年間、いろいろな部活に触れてみたいというだけ、もちろん学校にもそろっているから強制はしませんが、買ってくれと言われればできるだけ子供は欲しいと思いますし、親にもこうに言われたけれど、買えるかいというようなことを聞くわけですね。だけど、やはり今までそういうことで途中でやっぱり続けられないといってやめた人も私知っていますし、そういうことを言っているのもあって、そういう自分でそろえることが前提ですよという、そういう指導をしてほしくないなと思っているんです。

ほかの先生に聞いても個人持ちですよというふうにね、当然のように返ってくるという、そのこと自体が私は問題にしているのもあって、今の答弁ですと、いろいろな楽器の中では古いものがあるからそれを全てやっぱり更新していくのは難しいと、だから、買える人には買ってもらっているんだと答弁がありました。今、吹奏楽部26人で、そのうち購入した人が10人いるそうですが、その楽器、幾らぐらいだったんですかと聞いたら、やっぱり20万から

37万円ぐらいしたと言うんですね。それは楽器の中でも多分安いほうの楽器だから、そのくらいで済んだと思うんですが、先ほど言ったように非常に高額な楽器もあるわけですし、そういうことをやはり知っていて、そういう個人で持つということが前提ではない、そういう指導を学校、教育文化課のほうでしているのかどうか、その点についても一度確認いたします。

教育文化課長（柳澤君） 先ほども若干申しましたけれども、長く使っていただきたいということで個人持ちというところで楽器購入を勧めているというところは承知をしているところであります。一方で、何が何でもご購入をというところでの指導までは当然行っていない状況の中でございます。そういう中で、現在学校にある楽器も使用できますので、それらを使っただくということで、学校側につきまして打ち合わせをする中で詰めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

9番（入日さん） 答弁では、何が何でも購入しろというふうには勧めていないということで、それは当然のこととして、水かけ論になってしまいますが、基本は学校にあると、だけれど、本人がもっともっと勉強したいとか、自分で合った楽器を選びたいという場合はあつせんしますよぐらいのね、対応をとってほしいと思います。次に入ります。

2. 健康を守るために

イ. 電磁波学習を

近年の携帯電話、スマホの普及に伴い、町内でも電波塔が増えています。電磁波は太陽光線の仲間で電気と磁気とでつくられる波のような流れです。エネルギーの一番高いのは、原爆などから放出されるガンマ線です。電磁波もガンマ線の一種です。ですから、私たちは知らない間に放射線を浴びていることとなります。私も今まで全く電磁波については知りませんでした。たまたま昨年、電磁波による健康被害を受けた人のDVDを見て、初めてその恐ろしさを知りました。そして、家に帰ってみたら家のすぐ近くにも電波塔が建たっていてびっくりしました。いつ建ったのかも全く気づきませんでした。

このように周辺の住民も全く知らないうちに電波塔がつくられています。電波塔の建設許可はどのようになっているのでしょうか。町は電波塔が何基あるのか把握しているのでしょうか、答弁を求めます。

住民環境課長（金子君） お答えいたします。携帯電話やスマートフォンなどは年々普及し、音声通話だけでなく、メール、インターネットへのアクセスなど身近なコミュニケーションツールとなっております。このようなサービスを提供するため、携帯電話基地局の設置の基準が総務省により電波利用における安全基準として電波防護指針を設け、人体に影響を与えない電波の強さの基準値を電波法で定めております。

電波防護指針に示される基準値は、国際非電離放射線防護委員会等が策定している基準値と同等のものであり、我が国のみならず世界各国で活用されており、この基準を満たしていれば

人体の健康への安全性が確保されるというのが、世界保健機関WHOや国際非電離放射線防護委員会等の国際機関を初め、国際的な考え方となっております。

電波防護指針に示される基準値が世界各国で活用されている基準を満たしていることや、電波の出力についても定めていることから、町といたしましても、国の設置基準により設置された携帯電話基地局の健康への安全性は確保されているものと考えております。

町で把握しております携帯電話基地局につきましては、町民の安全で快適な生活環境の確保を図り、節度ある開発により、健全なまちづくりを達成するため、坂城町開発指導要綱が定められており、携帯電話基地局の設置についての開発行為の届け出基準は、高さ30m以上のものが届け出の対象となっております。平成22年から24年の過去3年間では4件の届け出がございました。開発行為の届け出基準は高さの判断となっており、電波にかかわる部分での届け出基準はございません。

なお、鉄塔タイプの大規模なものから、町の届け出基準に該当しない高さ30m未満の電柱などに設置する小型基地局を含めると、総務省のホームページでは当町には全体で41基が設置されている状況でございます。

9番（入日さん） ただいま課長の答弁では、高さ30m以上が届け出が必要で今までに4基あると、それでホームページで見ると、町では41基の電波塔があるという答弁でしたが、先ほども答弁にもありましたが、会社によってこういうように電波塔、いろいろなタイプがあるんです。それで多分、町で届け出が必要なのはこういう大きなものだと思うんですが、本当にこれは、そういうふうに言われなければね、気づかない人が非常に多いと思うんです。先ほどの基準値はクリアしているから問題がないというような答弁もありましたが、いろいろな10年間以上そういうデータを調べた中では、携帯電話から出る電磁波で脳腫瘍や精子の数が減少するという報告がされています。

2011年のスウェーデンのレナード・ハーデルさんらの調査では、携帯電話の累積使用時間が2千時間以上の方が、がんになるリスクが、携帯電話を使わない人の2.4倍、使用が10年以上は2.1倍、使用開始年齢が20歳以下の場合は2.1倍という結果が出ています。また、オーストラリアのキャンベラ病院の医師、ウィーン医科大学環境健康研究所なども10年間以上携帯電話の電磁波の影響を調査し、脳腫瘍の発生する確率が2倍になると発表しました。2011年5月には、WHO世界保健機関の国際がん研究機関は、携帯電話の電磁波の発がん性について可能性があるという分析結果を発表しました。

電波塔の基地局から発生する電磁波は、携帯電話機より弱いですが近隣住民は24時間被曝することになります。フランスでは基地局から300m以内で吐き気、食欲不振、視覚障害、不眠、怒りっぽい、鬱症状、目まい、記憶障害、頭痛、不快感、疲労感などの症状を訴える人が多いと報告されています。

電磁波の生体影響に詳しいニュージーランドの故テリー博士は、携帯電話の電磁波はがんの遺伝子を活性化させ、生殖器や神経系、心臓活動に影響を与える、甲状腺ホルモンやメラニンのバランスを崩すと訴えていました。メラニンは免疫等を強化し、体内で発生する有害な活性化酸素などを除去してくれます。メラニンが不足すると、糖尿病、関節炎、てんかん、睡眠障害、流産、心臓病、がん、アルツハイマー、パーキンソン、運動神経疾患、鬱、自殺などが増えるそうです。

ごく微量の電磁波にさらされただけでも、頭痛や目まい、耳鳴り、吐き気、皮膚のかゆみ、疲労感、不眠等の症状があらわれる電磁波過敏症という病気も増えています。特定の電磁波にしか反応しない人や、幾つもの電磁波に反応する人などさまざまで、症状もさまざまです。杉花粉症の人は杉の花粉が飛ぶ春先に症状が出ますが、電磁波過敏症の人は電磁波によって症状が出るのです。携帯電話やスマホ、電子レンジやIH調理器などの家電製品などの電磁波によって、知らないうちに放射線被曝と同じ被曝をしているのです。しかも、放射線は目には見えませんが、体に異常が起きるのも何年先かわかりません。

私も今まで鼻血など余り出なかったのですが、ここ1年間で何回も出るようになったり、いつも胃がむかむかしたり、耳鳴りがしたりということが起きるようになりました。最初は老化現象だと思っていましたが、電磁波の本を読んだり、調べたりするようになって、電磁波の影響もあるのではないかと疑うようになりました。ひどいときは夜眠れず1時間おきに起きたり、冬なのにミーンミーンとセミの鳴くような音がしたり、肩から背中にかけて石のように凝ってしまい、毎日治療に通ってもなかなか治らないし、頭痛や吐き気を伴うなどいろいろな変調があります。電波塔の近くで住む人も耳の中に水がたまるような気がする、耳鳴りがする、視力が落ちたなど、体の異変を感じている人もいます。

心配になって電磁波測定器を借りて電磁波を測定してみました。電波塔の電磁波もですが、それ以上に驚いたのは家電品の電磁波が高かったことです。電話機、親機と子機になっていてファクス付の電話機や電子レンジ等が高くてびっくりしました。ロシアでは、電子レンジを使用禁止にしたそうですが、測定してみて禁止した理由がわかりました。今、ヨーロッパでは子供の携帯電話の使用を禁止する国が増えています。町でも電磁波による影響を町民に知らせ、健康被害を防ぐ対策が必要だと思います。今後の対応についてどう考えているのか、答弁を求めます。

住民環境課長（金子君） お答えいたします。携帯電話等の普及に伴いまして携帯電話基地局も増える中で、不安を抱かれたり、体の不調を訴える方もいらっしゃるかもしれませんが、国においては、電波防護指針を超えない強さの電波では、健康に悪影響を及ぼすという確たる証拠は認められないとしていることから、町でも基地局からの電波が人体へ影響を与えることはなく、安全性は確保されていると考えております。

国においては、電波の健康への影響について、国際機関から示される見解などの情報収集や研究を行っているということでもございますので、それらを注視しつつ、情報等につきましてはまた広報等でお知らせをしたり、国の機関などで開催される電磁波にかかわる説明会等の情報も提供してまいりたいと考えております。

また、総務省の指示によりまして、携帯電話事業者は基地局を設置する予定地につきましては、地元に対して事前に計画の概要や安全性について説明を行うこととされております。町につきましても、開発指導要綱に定められた届け出がされた際には、任意ではございますけれども、区長さんの同意書や近隣住民対応結果報告書を添付していただくよう、事業者には依頼をしているところでもございます。これらを添付していただくことで、地元の皆さんと事業者の間で合意形成ができていくということが確認できるものでもございます。

今後引き続き事業者には設置する際に、地元に対し、十分な理解を得るよう依頼してまいりたいと思います。あわせて、町に届け出が不要な基地局の設置につきましても同様に、事業者に対し、地元で理解を得るような形で依頼をしてまいりたいと考えております。

9番（入日さん） 先ほどの答弁では、地元で説明会を開いたり理解を得るようなことを、任意だけれど、というふうになっていましたが、今まで説明会を開いたりしたところはないんですよね。それから区長さんの同意を得るということで、そういうのはあったと思うんですが、その区長さんも同じ区民に全ての人に聞いて、今度こういうのが立ちますよということを知らせたということも余り今までになかったと思うんですよね。それで、多分うちのところにあるのは高いので多分、区長さんのところへは話は行ったと思うんですが、区民には何も話がなかったわけです。それで、ある日突然、こう建ったというようなことが、この41カ所の中でほとんどそうだと思うんですよね。だけど、その被害を受けるのは、その周辺の住民なんですよ。

先ほど日本の基準には合っているのということをおっしゃいましたが、日本は電磁波の規制が非常に緩いんです。EUでは、規制値は屋内の場合 $0.1 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ 、いわゆる 1cm^2 で $0.1 \mu\text{W}$ というふうになっているんです。今後、ちょっと今、かなり問題が起こってきたので、今度は 0.01 に減らすようにという勧告を出しました。また、オーストリアのザルツブルク州では、屋内では 0.0001 で、屋外では 0.001 です。だけど、日本は $1000 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ なんです。EUの1万倍なんですよ。電磁波は $0.02 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ を超えると危険だと言われています。

町でも今年から不妊治療の助成を行いますが、1日4時間以上携帯電話を使用すると、未使用者より精子の数が減り、正常な精子は3分の2以下になるというデータもあります。特にズボンのポケットに入れるのは危険です。携帯電話、胸のポケットも非常に心臓に放射線がたまりやすいので、これも危険です。そういうことをやっぱり知っていると、自分で防御できるわ

けですよね。そういう、そのことを知らせるのも大切ではないかと。今、非常に心臓疾患とか、がん疾患が増えています。そういう予防のためにも、そういう危険性がありますよと、スマホや携帯を使うときは、できるだけ体から離しましょうというようなね、そういうシグナルを鳴らす必要があるのではないのかと。

ヨーロッパでは、携帯はイヤホン付でないともう販売できません。直接やっぱり耳で使うと脳に非常に影響するというので、そういうふうになっています。そういうね、その危険性を知らせて、そういういろいろな病気の発症を防ぐという、そういう対策が町にも必要ではないかと私は思っているんです。

電子レンジは私も子供もよくそうなんですが、入れてからよく見ているんですが、はかたら本当にすごい強い電磁波が出るんですね。それで、子供が使うと小児がんにかかる比率が非常に高くなるというデータもあります。電子レンジの電磁波は50cm離れたところで約80G（ガウス）だというデータが出ていますが、1m離れると1mGに減るんですね。だから、離れば離れるほどそういう危険性がないんです。4mG以上だとやっぱり人体に影響が出ると書いてありました。それを読んで私もね、電子レンジをスイッチを入れたらもう即離れるという、そういう癖をつけて、家族にもそうしなさいという指導をしていますが、本当に危険だって思われることはできるだけ避ける、予防原則の考え方をね、やっぱりもっともつと町民に啓発していく、そういうことが必要ではないかと思えます。

福島原発の事故を受けて、町でも放射線の測定器を買い、公共施設の測定をしました。電磁波も放射線です。700MHzから2.5GHzのものが一番多いんですが、その電磁波測定器を買っているいろいろな場所ではかる必要があるのではないかと思えます。

今、高校生を初め、多くの若者がスマホに夢中になり、片時もスマホから離れられない状況を目にします。スマホをしていないと落ちつかない、いらいらする。ニコチン中毒やアルコール中毒と同じ、まさに中毒症状です。日本にはまだそういう認識が薄いのですが、お隣の韓国では既にスマホ中毒の治療の病院ができています。確かに携帯やスマホは便利です。メールでのやりとりが増え、人と直接話せない、コミュニケーションがとれない、そういう人が増えてきています。私たちはいま一度立ち止まって、便利さに流されず、人間性を育てる社会をどうつくるのかを考えるとときだと思えます。先ほど質問しましたが、町がそういう危険性を知らせる、そういう手段についてどう考えているのか、答弁を求めます。

住民環境課長（金子君） 先ほども申し上げたところでございますけれども、国際機関のほうでもいろいろと危険性はないとする反面、それらについてまた研究も必要というようなことでございます。町といたしましては、やはり電波法に基づく基準の中で事業者が認可を受けて設置しているということでありますので、そうは言っても先ほど申し上げましたとおり、健康面で不安を抱かれる方もいらっしゃる中では、できる限り町のほうでも情報収集に努めて、広報等

でまたお知らせをしまいたいなと考えております。

9番（入日さん） 広報などで知らせるということでしたが、やはり1人でも多くの町民にこういう危険性もあるんだよということを知ってもらふ、そして、そういう予防を自分たち自身が立てるといふ、そういうことは本当に大事だと思います。

今、各地で電波塔による電磁波被害を受けた住民から訴訟が起きたり、裁判になっているところもあります。また、小学校の目の前にあった電波塔を、非常に子供たちがね、電波塔ができてから落ちつかなくなったり、いらいらが増え、非常に学級崩壊にまで至ったというような学校があります。それでPTAや地元が協力して、その電波塔を撤去させたという例もあります。あと自治体によっては条例を制定したり、それから電波塔を立てるときには必ず地元住民に説明をして住民の了解を得ると、そういう条例や要綱をつくったところもあります。それから、国に対して日本の基準値は非常に緩いということで、自治体でこの基準値の見直しを求める意見書を上げるところも非常に今増えてきました。そういう意味では、やはりもうちょっと私たちも勉強して、そういうことを防ぐ手だてを考えなければいけないのではないかと思います。

もう2005年の段階でドイツではバルトマン・セルザム医師を代表とする医師グループによって、電力密度が $0.001 \mu W/cm^2$ の長期受動被曝で30%の人が病気になっていると、それから $0.01 \mu W/cm^2$ 以上の長期受動被曝であれば、約95%の人が電磁波による病気が引き起こされているというような報告があります。医師たちは、 $0.001 \mu W/cm^2$ 以上の電磁波にさらされるような場所にある基地局は、とめられなければならないというような報告も出しています。実際にザルツブルクでは、これだけ周波数を基準値を少なくしても携帯電話が繋がらないということはないんですね。だから、国も決してその基準値を低くしたら、携帯電話だとか、そういうのに影響を及ぼすという、そういうことではないので、健康被害が起こっている以上ね、もっとそういうことを調査して、この基準値を下げていくべきだと思いますし、また自治体でもそういう調査をして国に意見書なり、あるいは条例なり、それは上げたりとか、あるいは一番真っ先はそういう電波塔の設置に関してやはり、先ほど任意でね、そういうことが書いてあるそうですが、実際には地元住民に説明会なりを開いていないんですね。やはり地元住民に説明会を開いて、そういうことをさせていくという、あるいはその住民のやはり納得を了承を得て、そういうものを建てるというようにしていただきたいと思います。

今ね、ここで言っても国の基準があるからどうのこうのという、結局、水かけ論になってしまいますが、一番はやはりそういう電磁波による被害もあるんですよと、そういうことをもっともって個々が注意して、健康を守るためにいろいろな防御策を考えていただきたいということを、まず真っ先は知らせてもらいたいと。

ある基地局のそばでは、うち中にアルミのものを張ってやったと。実際に、その本当にその防御をするには、やはりそれ相当の材質を使った鉄板みたいな厚い材質のものを入れないといけないので、かなりその建設コスト、改修コストがかかるんですが、簡易的にはアルミを張って少し和らげるというような対策もあるそうですが、そういうものをもっともって町民に知らせて健康被害に遭わないような、そういう方策をとっていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） 以上で、通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時56～再開 午後1時30分)

議長（柳澤君） 再開いたします。

議案の審議に入る前に、企画政策課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企画政策課長（荒川君） 大変貴重なお時間をいただき、申しわけございません。

今議会に上程をいたしました、「議案第12号 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算書」中、2ページ及び3ページに本年度予算額に対します前年度予算額並びに比較についての記載漏れがございました。また、歳入歳出予算書事項別明細書の4ページ中、先頭部分に「3歳出」の記載漏れがございました。お手元に配付の予算書に差しかえをお願いいたしたく、よろしく願い申し上げます。

議長（柳澤君） ただいまの説明のとおり訂正することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（柳澤君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

日程第2「発委第1号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」以下16件の議案については、すべて去る3月3日の会議において趣旨説明及び提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「発委第1号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第1号 長野広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第2号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第3号 坂城町公共物管理条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第4号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第5号 坂城町社会教育委員条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第6号 坂城町同和对策施設条例を廃止する条例について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

13番（大森君） 1点、お伺いいたしますが、この施設の場所と名称、それからその廃止する理由についてご報告ください。

企画政策課長（荒川君） まず、本施設の場所でございますけれども、大字坂城993番地の3、大宮山寺の地籍になります。大型共同作業場でございます。廃止の理由につきましては、これは当初今で申し上げますところのビジネス・インキュベーターのような形で、共同作業を行う事業所としてご活用いただいております。平成24年以降、ご利用いただく方がいらっしやらないということと、本事業、一定の成果があったということで今回廃止をし、用途廃止をかけていこうというものでございます。

13番（大森君） よく工業団地とかというふうに言われていたのですが、その施設は今度は一般に、一般にといいますか、希望する人には貸し出すということになるのでしょうか。

企画政策課長（荒川君） 本施設はまだ行政財産ということで、今回、この用途廃止をお願いいたしまして普通財産というふうにしたかと思っております。実際、鉄骨造で躯体はしっかりしておりますが、雨漏り等の若干支障があるのかなと。ただ、倉庫等の活用方法も今後考えていきたいというふうに考えています。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第7号 坂城町デイサービスセンター条例を廃止する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第8号 坂城町公の施設の指定管理者の指定期間の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第9号 平成26年度坂城町一般会計予算について」

議長（柳澤君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いをいたします。また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を示して質疑をされませうようお願いいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

7番（西沢さん） 事項別明細書の3ページの歳入、項1町民税、目1個人現年分についてですが、6億5,700万円の前年対比4.1%の増という数字でございます。平成25年度の定期事務監査資料の賦課徴収状況によれば、昨年9月末、調定額が6億7,500万というふうに挙げられていました。ここから収納実績の予想と特に昨年後半からの経済の状況を加味いたしましても、もう少し増額をされてもよかったのではないかというふうに思います。さまざまな状況を判断して積算されたとは思いますが、この積算の考え方についてお尋ねいたします。

それから次、項2の固定資産税、目1固定資産税現年課税分の中で12億8,900万円、前年比4.4%の増でございますが、この中身について26年度の土地分、家屋分、償却資産のそれぞれの数字をお願いいたします。それと、把握できましたら25年度分についても同じように、土地、家屋、償却資産についてお答えいただきたいと思っております。以上です。

収納対策推進幹（宮下君） 何点かご質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず初めに、個人町民税4.1%、2,600万円増額の理由、またその算出の考え方はということでございます。町長招集挨拶また歳入の詳細説明で申し上げましたが、県内の経済状況が回復傾向であること、また各統計調査状況など勘案する中で、対前年比4.1%、2,600万円増の6億5,700万円を見込んだところでございます。

ご案内のとおり、個人町民税につきましては昨年1月から12月の所得をもとに算出されます。25年1月から12月の毎月勤労統計調査の給与の状況では、事業所規模5人以上、また30人以上の決まって支給する給与いわゆる基本給の状況は、対前年比若干のマイナスとなっておりますが、所定外労働時間、残業でありますけれども、大きな増となっております。また、県内の民間労働組合の年末一時金の平均妥結額でも、対前年比を金額、月数でも増加しているという調査結果でございます。当町におきましては、個人町民税のうち給与所得者の割合が多いわけございまして、これら県内の給与等の統計状況を勘案し、平成26年度の予算額を算出したところでございます。

続きまして、固定資産税4.4%、5,400万円の増の内容、土地、家屋、償却資産、各科目によってご説明申し上げます。

まず、土地につきましては、ご案内のとおり土地価格の下落幅は縮小してきてはいるものの、まだまだ下落状況が続いております。25年度の地価調査や知事が算定する提示平均価格については宅地で20年連続の下落となっております、坂城町におきましても対前年比マイナス4%となっております。このことから、土地におきましては、下落にかかわる時点修正分と農地転用など地目変更にかかわる修正分を増減しまして、対前年比1.5%の減、500万円減の3億3千万円を見込んだところでございます。

また、家屋につきましては、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要等の影響もあり、新增築家屋が対前年比50件増となっております。これらのことを加味しまして、対前年比3.6%、1,600万円増の4億5,400万円を見込みました。

償却資産につきましては、町内金融機関での聞き取り調査や経済情勢が緩やかに持ち直していることを勘案し、また、県内設備投資動向調査でも9.1%の増額となっていることから、当町におきましても一定の伸びを見込む中で、対前年比9.3%、4,300万円増の5億500万円を見込んだところでございます。

固定資産税の25年度予算に対する個々の考え方でございます。固定資産税、昨年につきましては全体で2.2%、2,800万円減の予算計上をさせていただいたところでございます。先ほども申し上げましたけれども、土地分につきましては下落が引き続いておることから、対前年比2.4%、830万円減の3億3,500万円を見込みました。

また、家屋につきましては新築の増と滅失の減少分を増減し、対前年比140万円減の4億3,800万円を、また償却資産につきましては、24年は年度当初は緩やかな改善傾向が続いたわけでありましてけれども、円高等、経済要因の影響や中国関連の影響などにより、10月の町内企業のアンケート調査からも厳しい状況となっていたことから、対前年比マイナス3.8%、1,830万円の減、4億6,200万円を見込んだところでございます。以上でございます。

7番（西沢さん） ただいまご答弁いただきました。町民税個人現年分につきましては、積算の考え方をお聞きいたしました。担当課とすれば本当に手がたい数字を計上しているということだろうと思います。それから固定資産税につきましては、25、26を見ましても償却資産で伸びがあるということは、町内企業が設備投資に向けて景気が上向いているというふうに理解しての課税であったと思いますが、そのような考え方でよろしいでしょうか。

収納対策推進幹（宮下君） 償却資産につきましては、先ほども申し上げましたけれども、経済情勢が緩やかに持ち直していること、また設備投資動向調査の結果を踏まえまして、算定したところでございます。また、昨年末でございますけれども、町内の金融機関へも出向きまして、町内の動向等も聞き取り調査を行った結果、このような算定をさせていただいたところでございます。

9番（入日さん） 3ページの町税の項1町民税、目1個人町民税の中で、現年課税分について均等割のみ、それから所得割、どのくらいに見積もっているのか。それから目2の法人についても均等割、法人税割、どのくらいの見積もりをしているのかについてお伺いします。

収納対策推進幹（宮下君） 個人町民税の均等割の見積もりでございます。ご案内のとおり、個人町民税の均等割につきましては東日本大震災からの復興を図ることを目的とした特例措置といたしまして、26年度から35年度までの10年間、町民税、県民税それぞれ500円、計千円を均等割に上乗せして徴収するということになっておるわけでございます。これにつきましては、24年3月の定例会におきまして税条例の一部改正において議決をいただいたところでございます。均等割の課税でございますけれども、納税義務者数を本年度7,800人でございます。町民税でございますので、そこへ500円を掛けまして、390万円を見込んだところでございます。

法人町民税につきましては、合計で1億9千万のところを本年度1千万増の2億円を見込んだところでございますけれども、法人税につきましては均等割と法人税割があるわけでございます。ご案内のとおり、法人町民税につきましては国内外の経済情勢や為替レートなどによって状況が大きく変化するところでございます。そうした中で、法人税の大きなウェートを占めます町内の輸出関連企業においても、業績回復が図られていると新聞等で開示されているところでございますけれども、連結決算でございまして、リーマンショックまたユーロの金融危機の影響がどこまで解消されて、法人税割に反映されるのか非常に不透明な状況であるわけでございます。そうした中で、大幅な税増収を期待はしつつも慎重な予算見込みとしたところでございます。

9番（入日さん） 1千万という非常に手がたい予算、プラス1千万円というね、手がたい予算立てなんです、先ほど緩やかな回復見込みだと言いましたが、それは法人税を納める会社数が増えるのか、それとも1社当たりの法人税額が増えると思っているのか、その辺はどうなんでしょうか。

それから、先ほど聞き漏らしちゃったんですけど、14ページの款14県支出金の中の項2県補助金、目3の農林水産業県補助金の中で、説明の036で、青年就農給付金事業補助金1,200万で昨年より750万増えているんです。年間の補助が150万だとすると一応8人分という計算になるんですが、これは昨年、今年度ですか、5人分ありますよね。そこにプラス3人増えた分、余分にもらうようにしたということによろしいのでしょうか、その点をお伺いします。

収納対策推進幹（宮下君） 対前年比1千万増と非常に手がたい予算計上ではないかということでございます。そうした中で、先ほども申し上げたとおり、企業、個々それぞれの法人決算の状況にもよりますし、また会社等、増える減るというような状況でもなく、それぞれの業種に

よってもまた変わってきますし、また事業年度によっても変わってくるかと思えます。そうした状況を勘案する中で、手がたい予算編成でございますけれども、前年比1千万円増の計上をさせていただいたところでございます。

産業振興課長（塚田君） お見込みのとおり8人分でございます。昨年までの5人のほかに平成26年度には3人の新たな就農者の予定を行っております。果樹、水稻、花の三つの農業について、新たに就農者が予定されているということでございます。

議長（柳澤君） これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

8番（山崎君） それでは、まず70ページ、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、説明でいくと01044で清掃総務一般経費であります。葛尾組合の組合長でもある町長は、今議会の招集挨拶におきましても、ごみの減量化として、分別しにくい紙類について分別方法の簡略化を図るとおっしゃっていました。そこで、どのような分別方法により簡略化するのか。また、もう既に3月には回収については各家庭に分別方法等、収集方法等が配付されております。このような形で分別方法が変わったことについては、どのようにやって各家庭に周知させていくのか、その点について伺います。

続きまして、107ページ、款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費、説明011017南条小学校建設事業費であります。この17日に開催される建設委員会において実施設計図が提出されるわけですが、予算でその部分で実施設計がされて、来年度は入札から建設まで移るわけですが、その設計図に関して我々議員あるいは一般町民が閲覧できるのはいつごろなのか、伺います。

また、それでは次に123ページ、款10教育費、目7青少年育成費、項4説明の19041青少年を育む町民会議補助金であります。昨年度はウオークラリーが南条地区で行われました。そこでの先ほどの同僚議員の一般質問におきましても、教育問題の質問に対して、町長、教育長それから教育委員長の教育に対する熱意ある答弁がありました。そこで、ウオークラリーについて質問いたします。

教育長の答弁の中にもありましたが、ウオークラリーによって町内を知ることはいいことだということで、そういう機会が設けられることはいいことだとおっしゃっていました。昨年、南条小学校で行われたウオークラリーにおいて、その前の年までは1チーム2千円の参加費が出ていたわけですが、昨年度はその参加費が出なかったということでもあります。今年もそのような形になってしまうのか、また、それはどういう経過でウオークラリーに参加費がなくなってしまったのか、伺います。

住民環境課長（金子君） 清掃費の部分の紙類の分別収集の一部変更についてご説明いたします。

昨年、ごみの減量化、それから資源化のために27区におきまして懇談会を開催いたしました。

た。この懇談会の中では葛尾組合へ搬入される可燃ごみの中に資源となる紙類が多く混入しているということから、紙類の分別の徹底を中心にお願ひしたところではありますが、紙類の分別につきましては分別がわかりづらい、煩わしいといったご意見等いただいたことから、紙類の分別収集について見直しを行い、より資源物として出しやすい方法として、来年の早い時期から、トイレットペーパーの芯やメモ用紙などの小さな紙などの雑紙と紙製容器包装を統合して収集することといたしました。その他の新聞、雑誌、段ボールなどの古紙類につきましては、従来どおりの方法で排出をお願いいたします。

それから、分別方法の見直しの周知の方法でございますけれども、変更点、それから開始時期、それから回収日程、資源物全体の出し方の注意点などを掲載したチラシの配布と、資源物収集所への分別方法の見直しの掲示を行うとともに、区長さんと各区の環境衛生委員さんに分別方法の見直しについてご通知をし、またお知らせをしまいたいと考えております。

それから、既に各家庭にお配りしましたごみのカレンダーにつきましては、紙容器と、それから古紙が隔週ごとになっておりますが、これにつきましては、全て紙類というふうに読みかえをしていただいて排出していただきますように、お知らせのチラシとあわせて周知をしまいたいと考えております。

教育文化課長（柳澤君） まず、107ページの南条小学校建設事業の部分でございます。新校舎図面の閲覧ができるのかという部分でございます。詳細な設計図という部分につきましてはまだできあがっていない状況で、その部分に関しましては現場説明というところまではなかなか難しいのかなというふうに考えております。一方で、17日にお示しする図面というところにつきましては、閲覧準備ができ次第、閲覧を可能というふうに考えているところであります。

それから、123ページの青少年の育成費の中で、青少年を育む町民会議補助金の中のウオークラリーの部分でございます。町内を知ることによって子供たちにチームを組んで参加をしていただいているような状況であります。その部分、各参加賞というところでこれまで出していた状況がございまして、あったんですけども、補助金の見直しという状況の中で、昨年度から補助金の見直しをさせていただきまして、参加賞については出さないというような状況で対応しているということでございます。以上です。

8番（山崎君） ごみ収集に関しては設定して、私も葛尾組合の議員でもありますから、ごみの減量化を図るためにもその部分を早く周知徹底して、紙類がなるべくそうやって燃やす焼却ごみに回らないようにしていただきたいと思ひます。

続きまして、その南条小学校の実施設計図の図面におきましては、17日過ぎたら閲覧ができるという形で理解いたしました。

また、ウオークラリーにつきましてはですけども、本来、ずっと育成会、私も育成会として

6年、前回育成会長をやりましたけれども、6年育成会として子供たちといろいろウオークラリーにも何度も参加しております。補助金がなくなったというのは結構、私も残念に思っています。その補助金によって子供たちに食事をやれたという部分も私の新地区ではありますものですから、できればそういう補助金がまた復活していただきたいと思います。またウオークラリー、そうやって今、一つお伺いしたいところは、今、育成会だけを頼ってのウオークラリーのセッティングしているわけですが、もっと町内の小学校の親子とか、そうやって、それでも前はまだ参加したと思うんです。そういうのをどんどん徹底していただける方策は何かないか、そういうのを考えていますか。以上です。

教育文化課長（柳澤君） ウオークラリーの部分であります。ウオークラリーにつきましては、同学年あるいは同クラスといったところだけではなくて、地域の縦のつながり、異学年を結ぶお兄さん、お姉さんと妹、子供というようなところでチームを組んで、参加をしていただいている状況かと思えます。そういう部分の中で、やはり地域に根差した育成会の皆さんに中心になってお願いをしていくような部分、必要に応じては小学校にたくさん参加をしてくださいという働きかけはしていきますけれども、やはり地域に根差した育成会を中心に今後も進めたいと考えているところでございます。以上です。

6番（塩野入君） まず、49ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4精神障害者福祉費の細節の010344障害福祉計画策定事業についてですが、これ27年から29年の3カ年を見越す第4期計画を策定ということではありますが、どういうスケジュールで進めるのか。また今、第3期の現計画があと1年あるわけですが、そこには目標値とか見込み量があるんですが、その辺の進捗状況はどんなか。以上、お聞きをします。

続いて、105ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、19050小学校140年記念事業補助金につきまして、これは村上小学校のものでありますが、過日、校長先生からちょっと概要は説明を受けましたが、記念式典事業、中庭整備事業、教育環境整備事業などを計画をしているようですが、その中身ですね、記念事業、どんなことになるのかどうかをお聞きをいたします。

続いて、107ページ、同じく款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費、15001校舎等改修工事、これは説明の中でプールろ過整備の修繕工事がメインのようですが、校舎も幾らかやるのかどうか、その内容ですね。そして、そのどういう状況、その装置が故障したのか、そのどういう状況で、そしてこれをどのように修繕するのかどうか、そのあたりをお聞きをしたいと思えます。以上であります。

福祉健康課長（天田君） 私からは49ページ、障害福祉計画の関係についてお答えをさせていただきます。以上です。

まず初めに、スケジュールの関係でございまして、全国の市町村計画の積み上げが県

及び国の計画に反映されることから、こういうことで全国統一の調査項目が私どものもとに参って、それに基づきまして計画の数値等々を積み上げていくわけですが、現時点ではまだ国のほうから示されておりませんので、示された時点で早急な形で対応していくと、こんな形になろうかと思えます。

第3期の進捗状況でございますけれども、障害者福祉サービスについては障害のそれぞれの状況に応じて、適切なサービス提供が実施できるよう心がけているところでございます。中でも個々のサービス提供につきましては、計画見込み量の多少の増減はありますが、必要に応じたサービス提供は確保されているものと思えます。目標数値として施設入所の方の削減数に若干の問題が出ておりますけれども、こちらのほう、今後も入所者が退所できるような状況にあるかどうかを見きわめる中で、地域への移行を考えていきたいと考えているところでございます。

教育文化課長（柳澤君） 105ページであります。小学校140周年記念事業補助金の部分でございます。これにつきましては3小学校が140周年を迎えるわけなんですけれども、南条小学校につきましては改築を控えておりますので、改築後の記念事業と合わせて計画を図ってまいりたいと思えます。

ここに計上させていただきましたのは、坂城小学校と村上小学校という部分でございます。坂城小学校につきましては、記念パンフレット、ファイルあるいは航空写真といった部分を予定をしております、村上小学校の整備状況でありますけれども、この部分につきましては、岩石園の移転ですとか、バラ園の設置、あるいは中庭の一部芝生化、それから記念ファイルの作成、航空写真の撮影あるいは学校の校歌の保存用の箱というような部分で計画をしております。そのほか冠をつけた記念運動会、記念音楽会、感謝の会というようなものを計画している状況となっております。

それから、107ページであります。小学校総務の校舎等の改築工事であります。内容的には村上小学校のプールのろ過装置の修繕というような状況と、それから村上小学校の体育館の放送設備の更新という部分であります。状態でありますけれども、村上小学校のプールのろ過装置につきましては、経年によりまして配電盤が故障をしている、またろ過ポンプ自体もちょっと作動ができない状態となっているというような状況の中で、ポンプ機の取りかえ、それから配電盤の取りかえを行う予定となっております。そして、村上小学校の放送設備につきましては、放送設備のアンプが経年のため古くなっておりますので更新を予定をしております。以上です。

6番（塩野入君） ここにこれ、これが今できている計画であります。これが26年度までということで、今年いっぱいやるわけです。この後、またこれをつくると、こういうことでありますが、今、現計画、3カ年計画、当時はこれ障害者自立支援法でこれはできているんですね。

これが25年の4月から障害者総合支援法というように法律が変わっているわけでありまして。だから、これによって今度はその新しいのができるわけですが、これは例えばですね、26年の4月は、この4月からは重度訪問介護の対象者を拡大したり、ケアホームのグループホームへの一元化というのが、この26年の4月からそういうものになるわけで、そういうものが入るわけですがけれども、その辺のところを計画にさせてどんな、今の計画とこれからつくる計画の違いといいますか、その法律によるどういうところにどうなっているか、そこをちょっとお聞きをしたいということでありまして。

それから、このこの中に、この一番最後に、その策定委員の名簿が載っています。15名以内なんですけど、これ要綱、要綱がこの中にあるんですけど、その要綱の第3の第2項に掲げる、民生委員初めいろいろ障害者関係団体の代表などでこれ組織される。これも大体そんな感じですが、具体的には現計画に、今のこの計画に準じた形でこの委員というのは選ばれて、また、そういう形の中でやるのかどうか。それからその同じ第3項に専門委員があるんですけど、今のこれも専門委員が入っていますけれど、3人ばかり。その専門委員も今度の計画の中で委嘱する予定があるのかどうかをお聞きをします。

それから、105ページの関係ですが、今わかりました。だから両校で22万円ずつと、こういうことというふうに理解をしてよろしいんですね。だから、その何で22万円、44万円、これは140周年だから40万円で、そこへ4をつけるという違うんで、22万円ずつですから、どうしてそういう半端な22万円、どうやってそれを補助するんですか。もうちょっとつけたっていいじゃないですか、その辺のところをちょっとお聞きをします。

それから、107ページ、大小両方のプールの縁に大きな鉄板がやっぱり、私現場を見てきましたけれども、幾つか置かれているんですね。あれは真夏の太陽で熱くなれば大変なんですけど、危険なんだけど、その辺の措置がなされているのか、なされるのかどうか、その辺のところですね。それから、入り口付近のところに、あれは雨よけ用かどうかわかりませんが、逆L字になった工作物がありまして、青ペンキで塗装はされているんですけど、さびも見えます。それは支えもこういうのがないので、崩れると危ないわけですね。子供がぶら下がって心配もありますので、もしそうなったら大変危険な状態になりますので、あわせて、そんなのも措置もやってもらいたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。以上であります。

福祉健康課長（天田君） 計画の関係、再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、障害者総合支援法でございますけれども、25年4月から新たに施行されたということで、今回障害の関係の中に難病等の関係が加わったものでございます。策定ですけれども、障害者総合支援法に基づきまして、障害福祉サービスや相談支援、地域支援事業のサービス見込み量や提供体制の確保、こんなことを計画の中で決めていくということでございます。

新たに加わったものといましては、障害者等の心身の状況、その置かれている状況を把

握し、その計画の中に勘案するということが、この法の中で明記されております。まだ具体的な方法というのは、まだ国のほうからお示しがされておられません。考えられるのはやはり個々のアンケートではないかなと思うところではありますが、国のほうの指示がありましたら、このあたりを反映させていきたいと考えておるところであります。

続きまして、策定委員さんの関係でございますけれども、こちらのほうも今、議員さんからお話がありましたとおり、障害福祉にかかわるいろいろなお立場の方をご委嘱をしまいる予定でございますので、現行と同じ、準じた形になろうかと考えております。

それと専門委員の方ですけれども、前は大学の先生や実際に福祉サービスを提供している方々、こういう方々を幅広くご委嘱をさせていただいたということでございます。ですので、障害者のニーズや制度が変化する中で、ニーズの的確な反映をさせるためにも、専門の委員さん、ご委嘱の方を考えているとこととでございます。

教育文化課長（柳澤君） 105ページの140周年記念事業補助金の積算であります。先ほど内訳を申しませんで、申しわけございませんでした。坂城小学校におきましては、内訳なんですけれども14万円、村上小学校におきまして30万円という積算になっています。この部分につきましては、それぞれ取り組む事業が違うということで、坂城小につきましてはパンフレットなどの作成経費を計上したところとでございます。そして、村上小学校につきましては、規模も大きく、寄附を集めての記念事業というようなところで計画がなされておりますけれども、補助金的には校歌の保存用の箱、記念ファイルの作成、あるいは航空写真費用といった部分の中で30万円を積算をしたというような状況となっております。

それから、107ページのプールの部分であります。プールの縁の鉄板という部分であります。給排水用のバルブが埋設されておりますので、そこに鉄板が敷かれているかと思えます。学校によりましても、どこもそうだと思うんですけれども、鉄板はあるんですけれども、人工芝のようなタイルを敷いておるようなところもございますので、児童がやけどをしないように対応ができるかというような、そのような工夫ができないか検討したいと思えます。

それから、逆L字の工作物という部分であります。プール内の日陰をつくるためとか、あるいは雨よけとなる状況でございます。子供たちがサンダルを置くというようなところでも利用がされているかと思われまます。子供たちは工作物がある、そのような状況だということは理解はしているんですけれども、子供たちがぶら下がらないように学校で周知はされていることと思えます。一方、ご指摘を受けました部分につきましては、柱等につきましては調査をいたしまして、現状を把握をしたいと思えます。以上です。

3番（吉川さん） 95ページの款8土木費、項4住宅費、目1住宅管理費の中の19041住宅リフォーム補助金がございます。これは今年度から始まった事業であります。今年度の事業実績と町内の業者への経済効果などをお聞かせください。

それともう一つ、97ページですが、款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費の中に15001の整備工事がありますが、この内容。

それと19043ばら祭り実行委員会補助金がございますが、これが今年度よりも50万上乘せになっておりますが、それについての根拠を教えてくださいたいと思います。

建設課長（青木君） まず、住宅リフォーム補助事業のほうからご説明申し上げます。住宅リフォーム補助事業につきましては、平成25年度から補助対象費を20万円以上の補助額を補助対象費の20%以内、限度額10万円ということで、町内業者の工事を対象ということで実施をしたものでございます。

25年度の実績でございますが、現在のところ、平成25年度当初は300万で予算計上いたしましたけれども、途中で100万補正で400万補助金ということで実施しているところでございます。現在のところ申込件数が40件ございまして、補助決定額につきましては387万9千円でございます。これが補助金額でございますが、全体事業費といたしましては、40件の工事額が7,152万ほどになっているということで、経済効果のほうは充分大きいものがございます。

この事業を使いまして下水道接続ということが基本、3年を超えている方につきましては下水道接続ということが基本になっておりますが、この下水道接続につきましても、この工事にあわせて3年過ぎた方については2件ほど下水道接続をしていただきました。

新たに、それとは別に火災報知器のほうにつきましても、火災報知器をつけてあるということが条件でございますので、この工事にあわせて補助金の対象外ではございますけれども、15件の方につけていただいたということでございます。

続きまして、バラ公園施設整備につきましては、これはバラ公園内イベント広場にですね、新たにちょっと1カ所出入り口を設けまして、ばら祭りの際にイベント業者の方が、出入りをするに一般の方との出入りが一緒にならないようにということで、今度、出入り口を新しく設ける部分でございます。それともう1点につきましては、バラ公園内の駐車場から堤防のところへ上がってくる階段、そのところがちょっと大変上がりにくいというご指摘がございまして、その階段のところを新たにちょっと整備をさせていただくという部分でございます。

あと、ばら祭り実行委員会、昨年につきまして50万円増えている部分でございますが、今年度新しくばら祭りに、昨年ばら祭りを実施する中で、いろいろと反省事項の中で、シャトルバスを増やしていただきたいとか、駐車場をもう少し近くに欲しいとか、いろいろご意見をいただきました。その関係がございまして、バラ公園のシャトルバスの増便分、新たにそれに伴う駐車場を1カ所、今までバラ公園の反対側の堤防の下に1カ所ありましたけれども、そこが日曜日等はいっぱいになってしまうということがございます。また、その近くに1カ所、今まで建築資材屋さんの工場があった跡地になりますけれども、そのところをお借りして、バラ

公園の駐車場を新たにつくっていきたいと整備したいということで、若干、その整備分とそこにまたシャトルバスを設ける部分で、あとは公園内に若干施設の中のばら祭りに伴いまして、整備をする部分が50万円増えている部分でございます。以上でございます。

3番（吉川さん） ただいま説明いただきました。それでリフォーム補助金なんですけど、すごい効果が出ているということを実感いたしました。それで、今も限度額もありますし、要するにリフォームする場所が決まっているわけですね。その中で、そこにこれはできませんという限定がありましたが、塀とか、フェンスとか、今回雪などいろいろな損害があったかと思うんですが、そういうものに対して枠を広げていただくという考えがないか、お聞きしたいと思えます。

それとあと、ばら祭りなんですけど、私も薔薇人（バラード）に入っていて感ずくことは、今回、今年9回目になります。来年は10回目ということで大変に皆さん期待されて見えると思うんですが、そんな意味でも、この予算とはちょっと関係ないんですけども、もっと何というんですかね、地域の方にも応援していただくような内容に、この実行委員会の中でしっかりと検討していただけたらと思います。これは質問ではありません。

建設課長（青木君） この住宅リフォーム事業につきましては、平成25年度から3年間を一つの年度間ということで実施しているものでございます。その中につきましては、住宅本体にかかわるものということで限定してございまして、外構ですとか、植木ですとか、そういうものにつきましては、この補助金の中では現在対象外としているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

2番（塚田君） ページ、117ページの款10教育費、項4社会教育費、目2公民館費ですが、説明欄の一番下にあります分館施設整備補助事業1、680万円、これについて予算資料には6分館というような工事の内容が書かれておりますけれども、この中で一番大きな事業として町横尾の公民館の耐震化修繕事業だと思うんですが、これはどのような内容で行われるのでしょうか。

それと次にページ、121ページ、款10教育費、項4社会教育費、目4文化財保護費でありますけど、この説明欄の真ん中辺に大木久保遺跡発掘調査事業729万4千円、これがありますが、この事業、試掘が行われた後の本掘だと思えますけど、これに対して中身は重機借用料195万とか、測量委託110万とありますが、これはもう既に済んでいる。測量委託についてはもう試掘の段階で済んでいるんじゃないかと思うんですが、これはどのような測量をされるのか。そして重機借り上げ料、これも195万、非常に大きいんですけど、これはもう相当荒っぽく試掘されていて、荒っぽい調査になるのかどうか、そこら辺をお伺ひします。

教育文化課長（柳澤君） 分館施設整備補助事業でございます。この部分につきましては、一番大きな部分、町横尾分館の耐震補強という部分であります。耐震診断が終わった後に補強を加

える中で1, 630万円というような状況の中で、現施設を地震に耐えられる建物に変えていくというような状況となっております。それから耐震の部分でございますけれども、耐震壁ですとか、2階の床を、あるいは外壁の張りかえというような状況、それから基礎につきましてコンクリート基礎に行くというような部分を想定しております。

それから、文化財保護費の大木久保遺跡部分であります。この部分につきましては、試掘、それから本年度調査も入ってはいるんですけれども、調査箇所が本年度入るところにつきましては、グラウンドの北側というような状況の中で本調査に入っております。新年度につきましては、グラウンドの南側につきまして同じく本調査を行っていく状況になります。そのような状況の中で、重機がやはり掘り起こすのに必要になりますので、必要な経費をとっております。

それから、航空測量といった部分の委託料に関しましては、その都度その都度調査地点ごとに航空測量が必要になりますので、26年度につきましても予算計上をしまして調査を進めていくというような状況となっております。以上です。

2番（塚田君） 分館施設のその整備であります。当初、この町横尾公民館は建てかえるという予定で、南条保育園の跡地、ここに用意してあるはずなんです。これは今公園になっています。これ公園の取り扱いはどうなるのでしょうか。

それと、大木久保遺跡の問題、これについて26年度から事業としまして音楽堂の建設が始まるわけです。また基礎も始まるということの中で、これは事業がいつから始まって、いつまでに終わらせるという予定でしょうか。

教育文化課長（柳澤君） 分館施設整備事業で町横尾分館の建物につきましては、本年度、現建物を改修するというような状況でご希望を承っております。26年度改修ということで承っております。公園という部分につきましてはお話を聞いておりませんので、当面はそのままの状況なのかなというふうに考えております。

それから、大木久保遺跡に関しましては、おおむね4月から4月、5月というような状況の中で、発掘調査を進めて事業着手をするというような状況となっております。音楽堂に関しましては、県の補助事業を入れていく状況でありますので、早目に手を着けて、県の補助事業に当たります屋根ですとか、そのような部分につきまして内装というようなところで26年度で何とか仕上げたいというような考え方でおります。以上です。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時40分～再開 午後2時50分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

5番（塩入君） 29ページですけれども、款2総務費、項総務管理費、目6の企画費です。説明の19045ですが、太陽光発電システム設置補助金が300万計上されています。昨年度の実績はどうだったのか、また今年度も昨年と同じように要望が出されれば補正を組む予定が

あるのかどうか。

次に、同じページですが、19024町民優待事業負担金ですね、140万計上されています。湯さん館がリニューアルされてから、利用する人も大変増えてきました。やはり町民の憩いの場としてもっと利用してもらうために、今、この140万の負担金、助成があるんですが、これをもっと倍ぐらいに増やせないかどうかというふうに考えているんですが、どうでしょうか。また、湯さん館利用の利用者の内訳ですね、町内と町外は大体どのくらいの割合で今利用されているのか。大ざっぱでもいいんですけども、わかっただらお願いします。

次にいきます。72ページ、款5項1目1労政費ですけども、説明の19045中小企業人材確保推進事業費補助金が130万円計上されています。今本当に人材確保というのは緊急の課題だと思うわけですが、事業内容と課題は何か、その点についてお願いしたいと思います。また、予算的にももっと増やす方向で考えてもらえないかどうか。

次に、76ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、説明の19058中山間地域直接支払事業に381万5千円計上されています、この事業内容についてどうなのか。また、安倍内閣のほうで打ち出された日本型直接支払が創設されているわけですけども、これとは一体どういう違いがあるのか。

それから次ですけども、79ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、説明の13002からずっと16001、19041と、いわゆる有害鳥獣の関係した予算が計上されています。今は各地区で本当に有害鳥獣で本当に困っている実態があるわけですけども、最初に13002の有害鳥獣駆除119万の内容についてお聞きします。それから16001の侵入防止柵資材420万ありますが、どの地区へ使われるのか。また、今後希望している地域というものはあるかどうか。それから19041の有害鳥獣被害予防施設設置事業補助金の内容について説明していただきたい。

最後にですが、94ページ、先ほど吉川議員が質問された住宅リフォームの問題です。先ほども答弁にもありましたけれども、僕の聞きたいのは、昨年も当初予算で300万が計上されました。そして要望があったので、その後、たしか9月だったですか、9月補正で100万計上されたわけですね、だから合計400万ということですが、先ほどの答弁では40件あって387万9千円と、実際に実績として。そういう答弁があったわけですが、ただあの時点で希望者があっても打ち切られたという状況もあったかと思うんですね。だから、打ち切られてしまった人は何人ぐらいいたのか、実際、あの時点で、それが一つ。

それから、今年度は本当に大雪の影響で被害がたくさん出ています。先日も商工会のチラシで、たしかチラシが出て呼びかけがありました。そういうことからしても、今年度は多分ずっと増えるんじゃないかと思うわけです。そこで、当初予算は300万ですけども、希望があれば補正予算を昨年以上に計上する予定があるのかどうか、その点について。以上です。

企画調整係長（竹内君） それでは29ページの企画費、太陽光発電システムの設置補助金についてお答え申し上げます。

まず、実績でございますけれども、24年度につきましては87件の交付決定をさせていただいております。それから25年度、今年度につきましては、現在のところで79件の申請をいただいております。来年度26年度の見込みでございますけれども、1件平均大体6万円が平均となっておりますので、その50件分ということで計上させていただきました。それ以上の申請があった場合ということでございますけれども、こちらについては、これまでどおり補正予算において対応させていただきたいというふうに考えております。

それから同じく29ページ、温泉管理事業の町民優待事業負担金の関係でございます。こちらにつきましては、リニューアルのときは2回、割引券の発行に対する補助ということでさせていただきましたが、来年度につきましては1回ということで予定をしておるところでございます。それから、利用者につきましては約7割が町外からの利用ということでございます。以上です。

産業振興課長（塚田君） まず72ページ、中小企業人材確保推進事業費補助金についてでございます。こちらにつきましては、テクノハート坂城で行います合同企業説明会、また就職情報サイトの関係の情報発信等を行っております。昨年度より50万円ほどアップさせていただきました。新年度におきましては新たに各大学に出向いての合同企業説明会を開催する予定となっております。主に首都圏、中京圏、北陸を考えているところであります。また同じく新たに定年準備セミナー、こちらのほうも開催をしていくということで、事業を増やしていくということでアップをさせていただきました。

なお、今週の10日でございますけれども、合同企業説明会 in 坂城町ということで開催を行いました。企業説明会に参加した学生さんは全部で43名でございます。その中で坂城町出身の方が7名、東北信出身の方が33名、中南信の方が2名、県外の方が1名というような状況でございます。各町内13社の企業説明会と2社の会社見学というものをしております。

続いて、76ページ、中山間地域直接支払事業についてでございます。こちらにつきましては、地形条件の厳しい地域で農地を保全する集落組織に対する補助ということでございます。町内では4地区で行っているというものでございます。協定期間が平成22年から平成26年までの5年間ということで、耕作放棄地の発生防止活動や水路、農道等の管理を行っていただいているということでございます。

日本型直接支払との相違ということでございますが、今回の農政改革で打ち出しました日本型直接支払については、ただいま説明いたしました中山間地域等直接支払制度、それと環境保全型農業直接支援対策、これはもう既にある制度でございますが、これとあわせまして新たに

多面的機能支払というものを含めたものが、日本型直接支払というふうになっております。

この多面的機能支払というのは、こちらのほうにつきましては、今ある田んぼと畑、これを田んぼと畑のまま農地を維持していく。これもやはり農家の皆さんによる活動でございますが、そういう農地維持という作業と、またもう一つ、水路補修または用排水路や農道の舗装など、施設の長寿命化、これらを行う作業、これによりまして、この作業をやることによって補助金が、補助金といいますか、支払いが行われるというものでございます。

こちらのほうにつきましては、今回一般質問でもありましたとおり、担い手に集積を行った方々、要するに、もう高齢で農業ができないという方々でも、自分の土地、農地はやはり大事ですので、その農地がちゃんと保全されるかどうか、そういう方に対しまして、そういう高齢の方がその農地の例えば草刈りだとか、用水の整備、そういうものを行うことによって、それぞれやった方に対して賃金といいますか、そういうものが支払われるというものでございます。こちらにつきましても中山間地域と同じように町と協定を結んで行うという制度になっております。

続きまして、79ページ、有害鳥獣対策事業でございます。まず、13002の有害鳥獣駆除につきましても、こちらは町猟友会への委託費ということになっております。委託内容につきましては、駆除作業、箱わなの見回り、箱わなの設置及び撤去、また個体処理と解体、またシカ、イノシシの、これは県のほうからご指示がございますので、そちらついて指定の頭数の捕獲、こういうものを委託した金額となっております。

続いて、その次の侵入防止柵等資材費でございます。この資材費につきましては、上平地区1.2km、昨年に引き続き1.2km分の資材費でございます。また、こちらのほうにつきましては村上地区の関係で、上平のほうで柵をやりますとどうしても動物がないほうへ、ないほうへと行きますので、村上地区についてもやはり設置の方向で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

続いて、有害獣被害予防施設設置事業補助金です。こちらのほうにつきましては電柵等の施設の設置に関しまして3分の1を補助するという仕組みでございます。平成25年、今日現在ですけれども、申請が26件ございました。実績として55万円ほどの支払いをしております。以上です。

建設課長（青木君） 住宅リフォーム補助事業についてお答えいたします。

まず、打ち切った人がいるかということでございますが、この25年度当初300万で9月に100万補正した状況でございますが、300万のときから100万補正した時点では若干待っていただいた方はいらっしゃいましたけれども、補正の時点でご連絡をとりまして対応しているところでございます。

その後、400万につきましては、全部で2件ほどちょっと待っていただいた方いらしたん

ですけれども、この1月に1件ちょっと取り下げ、急にできないということで取り下げの方がございまして、急遽、その待っていただいた方2件にもご連絡をとって、対象になるということでご連絡はとったんですけれども、ちょっと今年度については実施のほうはちょっと見送りたいということでございます。一応、連絡、問い合わせいただいた方につきましては、担当のほうで全て控えておりまして、あきが出れば連絡して、対応しているようにしておりますので、現在やりたいけれど待っていただいているというような方は現在ございません。

それとあと来年度補正をするかということでございますが、これはまた26年度5月から申し込みを開始してまいりたいと考えているところでございます。この申し込み状況を見てということになるかと思いますが、現時点ではまだお申し込み始まる前ということで、補正どうこうというのは現状を見てということで対応してまいりたいと考えております。

5番（塩入君） さっきの質問の中で、湯さん館の問題でぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、先ほどの説明の中で町内の人が3割、町外が7割と、利用者がね、そういう状況であると。やはり坂城町の人に一番利用してほしいと、そういう願いでこれがつくられたと思うんですよ。その趣旨からすれば、この逆であっていいんじゃないかというふうに思うんですけれども、そういう意味で多くの町民に来ていただくためにも、いろいろな施策をとったほうがいいんじゃないかと。

一つは、今言ったように補助金、昨年度は10周年ということで2倍出したんですが、やはりこれからもその点について、もっともっと昨年並みの補助金ですね、それを出していくことが町民にとって本当の憩いの場所になるんじゃないかというふうに考えますが、その点どうですか、それが一つ。

あとリフォームの問題、今説明されましたけれども、本当に今年度はこういう雪の被害でたくさん希望者が出てくるんじゃないかなということが予想されるわけです。そういう町民要望に応じて、できる限りの最大限の努力をしてもらいたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

企画調整係長（竹内君） 湯さん館の町民優待事業の関係でございますけれども、こちらにつきましては当然のことながら、町民の健康福祉の増進というようなことでございますので、その観点からも、この割引券という事業で優待事業を行っているところでございます。

できれば多くということでございますけれど、こちらについてはその優待事業ということだけではなくて、当然運営のほうでいろいろなメニューをまた湯さん館のほうとも検討する中で、いろいろな方策を考えていきたいというふうに考えております。優待券につきましては、来年度1回ということで、これまでどおりといいますか、形の中で実施をしていきたいというふうに考えております。

建設課長（青木君） 住宅リフォーム補助事業、今年度は雪害対策で、来年、新年度は申し込み

が多く予想されるというお話でございます。当然のことながら、5月に向けまして地元の業者の方ですとか住民の皆様に向けては、有線ですとか広報等を通じて、このリフォーム補助事業の宣伝につきましては随時やってまいります。5月の申し込み状況を見る中で、26年度は30件申し込みを超えたのが大体7月に入ってからという状況で、9月の補正ということで対応させていただきましたので、その申し込み状況を見る中で、随時また検討させていただくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

7番（西沢さん） 3点質問いたします。

最初に、26ページ、総務管理費の一番下の010202職員研修事業ですが、この事業の中に女性管理職を育てるための研修が含まれているかどうか。

それから、二つ目は75ページの農業振興一般経費で、その次のページの19048果樹共済掛金補助金ですが、この内容をお願いします。

それから、3点目は96ページ、目4公園管理費の中の事業名は010851公園管理一般経費の中で、13004長寿命化計画策定委託ですが、これは国の事業を受けてのことですので、その内容について決められているかと思ひますが、考え方として修繕を主にしていくのか、それとも根本的に作りかえる部分も考えられるのかどうか、その辺をお答えいただきたいと思ひます。

総務課長（田中君） 女性職員の研修についてお答え申し上げます。26ページから27ページにかけては、職員研修の中で女性職員の研修ということで6万円計上してございます。こちらにつきましては、上田定住自立圏の研修会に参加するというところで実施をしてみたいと思ひております。以上です。

産業振興課長（塚田君） 76ページ、19048果樹共済掛金補助金でございます。こちらにつきましては、NOSA Iの果樹共済の掛金の4分の1について町で補助をするものでございます。

建設課長（青木君） 公園長寿命化計画について、ご説明申し上げます。この公園長寿命化計画といひますのは、公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を進めるために、公園施設の安全確保と機能の保全を図りつつ、維持管理の予算の縮減または平準化を図ることを目的に、現在進めているものでございます。これにつきましては、今回策定をするものにつきましても、国からの交付金また策定後に、それぞれ遊具ですとか、公園の施設を新たに修理またはグレードアップしていくものについても対象になるということでございます。

対象になるのは、町内で都市公園と位置づけられている公園でございます。基本的には2ha以上の公園が対象になるものでございます。町ではびんぐし公園が現在対象になりますが、今後、さかき千曲川バラ公園につきましても、駐車場ですとか、水辺の公園とか今度考えています遊歩道の部分につきましても、都市公園の位置づけをしまして2haというような位

置付けをする中で、できればその事業の対象としてまいりたいということでございます。

それ以外の吉野公園ですとか、こんぴらミニパーク、ふれあいパーク、シンフォニックヤードというような小さい公園につきましては、遊具の修繕等につきましては対象になりますので、それは取り入れていきたいというふうに考えているところでございます。

その公園につきましては、今後26年に長寿命化計画を作成いたしまして、27年度からそれぞれのトイレですとか、びんぐし公園ですとステージですとか、いろいろテニスコートですとか、そういうものについての改修をやっていくと。あとはバラ公園のほうも2ha、これに対象になりましたら公園内の通路ですとか、いろいろな施設、植木の植えかえは対象にはならないんですけれども、それ以外の公園の施設の部分については、今後長寿命化計画の中で対象にできるものはしていくという形の中で、年次計画を立ててまいりたいと考えているところでございます。

7番（西沢さん） 先ほどの職員研修事業ですが、これは女性何名を予定されているのでしょうか。

それから、次の果樹共済掛金補助金ですが、これは今、今回の雪害でハウスが大分壊れたということですが、そのハウスの共済掛金というのはどのような位置づけがされていたでしょうか。

それと今の公園の問題ですが、これは計画が策定されて、びんぐし公園にしてもこういう事業をやりたいとなると、国の補助金がつくわけですよ。それはどういう形でついてくるのでしょうか。以上です。

総務係長（大井君） 先ほど申し上げました職員研修の中で女性の研修会ですが、上田定住自立圏のほうで割り当てがございまして、毎年2名の参加ということになっております。以上です。

産業振興課長（塚田君） 果樹共済につきましては、町の補助ということがございます。やはり農業共済の関係で災害の起きやすいもの、起きにくいものというものがございまして、施設園芸共済につきましては、今までこの地域であれだけの雪が降るということは、まず想定されていないということで、当然ハウスのほうも耐久力といいますか、そういうものもそれだけ設定されたものではないということで、施設園芸共済に入る方が大変少のうございました。大体、今回の被害の中でも大体被害棟数の中の4分の1ぐらいの方が加入されていると。ほとんどの方が対象になっていますけれども、そういうようなことでなかなか町からの補助というものはちょっと今まで考えてありませんでしたので、今後また検討する材料になるのかなというふうに感じます。以上です。

建設課長（青木君） 国からの補助事業でございますが、補助金の率は2分の1、これは今回策定につきましても2分の1、今後計画をする中で改修していくにつきましても、同様の国からの補助金を予定しているところでございます。

9番（入日さん） 2点ほどお願いいたします。

ページ、29ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費の中の説明の下から、温泉管理事業の中の14021マイクロバス賃借料、これ新たな項目なんですけど、町長の招集挨拶で循環バスは今度リースにするとおっしゃいましたが、その振興公社のマイクロバス、あれはあそこができたときに町で使っていたマイクロバスを払い下げたという経過があるんですけど、非常に古くて、その今耐用年数が過ぎたのかどうか、それでそのリースに新たにすることなんだと思いますが、それについて必要なときだけ借りてくるのか、それとも今までのように湯さん館のところに置いておいて常時使えるようにするのか、その点と。

76ページの款6農林水産業費、項1農業費、目3の農業振興費の中で、先ほど聞いたんですけど、8人で今年はプラス3人で果樹と稲作と、それから花ですか、その3人ということはもう予定、手を挙げている人がいるということでしょうか。以上です。

企画調整係長（竹内君） 29ページ、温泉管理事業のマイクロバスの賃借料の関係でございます。湯さん館のマイクロバスにつきましては、現在のマイクロバスが平成3年登録車ということで、現在走行距離が17万kmということになっております。

今回のバスの調達につきましては、福祉バス、それから循環バスと同様にメンテナンスリースという形の中で調達をしたいというふうに考えております。基本的には湯さん館のほうにバスを置いておきまして、町の行事の際には、それをまた活用していきたいということで考えております。以上でございます。

産業振興課長（塚田君） 青年就農給付金の新たな見込みの3名の方でございますが、既に農業改良普及センターの指導員さんと相談をする中で、26年度に給付を受けたいということで今事務を進めているところであります。以上です。

9番（入日さん） マイクロバスは古いから今度リースにすることですが、基本的にはこれ第三セクター、振興公社は第三セクターなんですよ。だから、本来ならこの項目に入れるのではなくて、振興公社の中で対処すべきことだと思うんです。本当に大がかりな改修だとかね、そういうものはもちろん町の町費を使ってもいいんですけど、振興公社自体でやはりマイクロバスが必要で確保したいという、リースをしたいというなら、そういう方向に持っていきべきだと思うんですが、あえてこの振興公社のマイクロバスを町の財政のほうから出すという、その根拠というか、理由をお尋ねします。

それから、76ページの農業就農給付金についてですが、3名既に内諾をしているということですが、今非常にこの間からずっと福島のことをやっていますが、放射能汚染されて農業が続けられないと、どこかいいところがあれば来たいというような方もかなりいるわけですし、そういう人を呼んでできないか。それで、今8名分ですが、これは手を挙げれば何名分でも県のほうから制限なくというか、例えば10人とか15人ぐらい手を挙げればもらえるものなのか、その辺はどうでしょうか。

企画調整係長（竹内君） マイクロバスにつきましては、町民の健康福祉の増進ということ、それから、これまでもバスの利用につきましては年間200回ほど運行しているところなのですが、そのうちの4分の1は町の行事で使用しているということもございますので、今回、町で用意をするということでございます。

産業振興課長（塚田君） 青年就農給付金につきましては、やはり県全体での枠というものがございます。改良普及センターの指導員さんとお話する中で、ここで坂城町で3名大丈夫ではないかということで、今回予算を計上させていただきました。なお、3人のうち2名の方は町外の出身の方です。

東日本の災害を受けた方ということでございます。今、先ほど言いましたように、町外の出身の方2名ということですので、全然来ていただいて結構だと思うんですけども、やはりある程度基礎といたしますか、土台となるもの、そういうものが必要になりますので、今予定されている3名のうちの1人は、やはり里親について農業を勉強している方もいらっしゃいます。やはりある程度農業を経験されている方といたしますか、勉強している方、そういう方が最終的には就農給付金の対象になってくるというふうに思いますので、そういうようなこともありますので、そういう被災者の方々にとっても坂城町で農業ができる、そういうものが用意できればと思うんですが、そういうことをまた町としても検討させていただければというふうに思います。以上です。

13番（大森君） 1点、お尋ねいたします。ページ、118ページの図書館一般経費、この中の臨時職員を計上されているわけですが、人数とこの勤務形態はどうなっているのか、お尋ねいたします。

教育文化課長（柳澤君） 図書館の臨時職員という部分でございます。この部分につきましては、副館長とそれから司書、それから臨時職員の2名というふうな状況となっております。

勤務体系でございますけれども、副館長と司書につきましては常勤の職員と同じ勤務体系、臨時職員につきましてはパートの勤務体系となっております。以上です。

13番（大森君） ちょっとこれ答弁漏れというか、人数です、臨時職員の。勤務形態はまだ述べていない。

教育文化課長（柳澤君） 人数でございますけれども、副館長1名と司書が1名、臨時職員が2名、計4名という状況でございます。勤務体系につきましては、司書と副館長が常勤の職員と同じ勤務体系、それから2人の臨時職員がパートの対応となっております。以上です。

議長（柳澤君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第9号「平成26年度坂城町一般会計予算について」は、各常任委員会に審査を付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(柳澤君) 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

◎日程第12「議案第10号 平成26年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長(柳澤君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(柳澤君) 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第13「議案第11号 平成26年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長(柳澤君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(柳澤君) 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第14「議案第12号 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について」

議長(柳澤君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(柳澤君) 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第15「議案第13号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長(柳澤君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(柳澤君) 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第16「議案第14号 平成26年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（柳澤君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（柳澤君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第17「議案第15号 平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（柳澤君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（柳澤君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に付託をいたしました日程第11「議案第9号」から日程第17「議案第15号」までの7件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日13日から3月19日までの7日間は委員会審査等のため休会にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。

よって、明日13日から3月19日までの7日間は休会することに決定いたしました。

次回は3月20日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3 時 3 6 分)

3月20日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 柳 澤 澄 君 | 8番議員 | 山 崎 正 志 君 |
| 2 〃 | 塚 田 正 平 君 | 9 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 3 〃 | 吉 川 まゆみ 君 | 10 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 4 〃 | 窪 田 英 子 君 | 11 〃 | 塚 田 忠 君 |
| 5 〃 | 塩 入 弘 文 君 | 12 〃 | 池 田 弘 君 |
| 6 〃 | 塩野入 猛 君 | 13 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 7 〃 | 西 沢 悦 子 君 | 14 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 | 田 中 一 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 荒 川 正 朋 君 |
| まちづくり推進室長 | 中 村 淳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 金 子 豊 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 天 田 民 男 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 建 設 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 宮 下 和 久 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 大 井 裕 君 |
| 総 務 係 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | |
| 財 政 係 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | |
| 企 画 調 整 係 長 | |

4. 職務のため出席した者

| | |
|-------------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 議 会 書 記 | 小 宮 山 和 美 君 |

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 陳情について
- 第 2 議案第 9号 平成26年度坂城町一般会計予算について
- 第 3 議案第10号 平成26年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第 4 議案第11号 平成26年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 5 議案第12号 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 6 議案第13号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 7 議案第14号 平成26年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 8 議案第15号 平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 追加第 1 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加第 2 議案第16号 平成25年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について
- 追加第 3 議案第17号 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について
- 追加第 4 議案第18号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 追加第 5 議案第19号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 追加第 6 議案第20号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 追加第 7 議案第21号 平成25年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 追加第 8 発委第 2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書について
- 追加第 9 発委第 3号 労働者保護ルールの改悪に反対する意見書について
- 追加第10 発委第 4号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書について
- 追加第11 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「陳情について」

議長（柳澤君） 総務産業常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第1号 「TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書」の提出について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第2号 労働者保護ルールの後退を招く改定の見直しを求める意見書の採択について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

「陳情第3号 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対することについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

議長（柳澤君） 次に、日程第2「議案第9号」以下、日程第8「議案第15号」までは、いずれも去る3月12日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。審査結果の報告が各委員長からなされております。

◎日程第2「議案第9号 平成26年度坂城町一般会計予算について」

議長（柳澤君） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（塩野入君） 総務産業委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第9号「平成26年度坂城町一般会計予算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち、項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項について、3月13、14日の2日間にわたり、委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、収納対策推進幹、まちづくり推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審議された概要をご報告申し上げます。

<歳入>

- 個人住民税4.1%、法人税5.3%、固定資産税4.4%増加しているが、算出の具体的な内容は。
- △ 個人住民税は、今年度より均等割額が500円引き上げや、給与所得者の源泉所得が昨年より5%の増などから2,600万円の増額を計上した。法人については、企業経営状況調査の結果及び県全体の法人住民税の試算の提供などにより1千万円の増額を計上した。固定資産税については、土地は下方修正による減額分に土地移動に伴う増額分を見込み、全体で1.5%、500万円の減額となる。家屋については新築が増え、3.6%、1,600万円の増額、償却資産については、県内設備投資動向調査などを踏まえ9.3%、4,300万円の増額を見込んでいる。
- 町税過年度分の収納状況は。
- △ 平成26年2月末現在で、個人住民税が666万2,950円、法人税が15万7千円、固定資産税が1,375万4,382円、軽自動車税が27万9千円である。
- 法人町民税の均等割と法人税割の内訳は。
- △ 均等割が4千万円、法人税割を1億6千万円と見込んでいる。
- 軽自動車税の新税率はいつから適用か、また自動車取得税交付金の影響は。
- △ 軽自動車税については、平成26年税制改正により27年4月取得分より新税率の適用となる。課税年度については28年度となる。自動車取得税については、消費税率の引き上げに合わせ段階的に廃止される方向が示されており、新年度については税率が引き下げられるため、減額となる見込みである。
- 社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付率とシステム改修の内容は。
- △ 住民基本台帳システムと国民年金システム等について100%補助、税システムや国民健康保険、介護保険システム等は3分の2の補助となっている。内容については新たに番号が振られるマイナンバーと、それぞれのシステムにおける番号の関連づけを行う修正が主である。
- 臨時財政対策債は継続されるのか。また、起債残高の総額はどれくらいか。
- △ 国の地方財政対策の中で、平成28年度までの延長が示された。起債総額は25年度末で68億4,500万円ほどを見込んでいる。
- 消費税率の引き上げに伴う町の使用料等の改定はあるか。
- △ 基本的には据え置きの方である。

<歳出>

(総務課)

- 特別職等報酬審議会は、いつ開催するのか。その他の特別職が前年より71名増えている原因は。

△ 報酬見直しが必要な際に開催するが、未定である。増員は、新年度設置される子ども・子育て会議委員や統計調査に係る調査員などである。

○ 臨時職員社会保険料の人数と内訳は。

△ 平成26年度は33名の臨時職員の保険料を見込んでいる。内訳は臨時保育士12名、児童館の厚生員等が6名、各課等に勤務している臨時職員7名などである。

○ 町は顧問弁護士と契約しているが、訴訟などの事案はあるか。

△ 平成25年度については、訴訟が1件と各課担当者がその都度相談しており、3件の事案があった。

○ 人づくり基金の基金残高は。職員研修の内容は。海外研修の予定はあるか。またメンタルヘルスへの対応は。

△ 平成24年度末の基金残高は321万5,770円である。内容は、町が実施の接遇研修、県研修センター、長野広域連合、定住自立圏による研修会などに参加する予定である。また海外研修は現段階においては無い。町村会で行っているメンタルヘルス事業を職員へ周知していく。

○ ペレットボイラー導入による燃料費の経費的な効果は。

△ 本年2月より稼働し、2月の燃料費はペレット代が約36万円と灯油代が5万5千円で、41万5千円ほどである。昨年2月の灯油暖房の燃料費は約70万円であった。昨年と比較では約30万円減少しており、今後燃料費の縮減が見込まれる。

○ 現在の起債の件数とその傾向は。

△ 平成24年度末で156件、25年度は148件と減少しており、26年度末についても減少の見込みである。

○ 地方税滞納整理機構負担金で移管による実績は。また、移管件数の法人、個人の割合と実績は。

△ 平成25年度の移管件数は10件で、個人は8件、法人は2件である。移管後の実績は法人1件が72万円徴収、個人8件のうち完納は1件、完納に向けた分納納付誓約2件である。

○ 税償還金・還付加算金800万円の内容は。

△ 住民税による過年度分の修正申告による還付金と法人住民税の予定納税分における還付金を計上した。

(会計室)

○ 八十二銀行の役場派出の契約期間は。

△ 昭和57年6月に締結し、契約期間は5年で、双方の意思表示がないときは、5年間ごとに延長する。

○ 印刷費の内容は。封筒に広告を入れられないか。

△ 庁舎内で使用する封筒や決算書の印刷費である。県内でも幾つかの市町で封筒に広告を掲載しているところがあり、今後研究していきたい。

○ コンビニの利用状況と、コンビニの利用割合は。

△ 2月末現在で、普通徴収の住民税が2,049件、固定資産税が2,573件、軽自動車税が1,792件、国民健康保険税が1,203件、下水道使用料が771件である。利用割合は、セブンイレブン64.9%、ローソン15.4%、ファミリーマート13.2%、セーブオン3.7%が主である。

(企画政策課)

○ 鼠区環境整備補助金の内訳は。

△ 小網地区にある鼠共有地の一部が六ヶ郷用水改修事業により管理道路用として買収されることとなった。共有地の扱いについては、従前に町と鼠区で覚書を交わしており、用地買収費の2分の1を地元鼠区へ交付するものである。

○ 普通財産の利活用と処分について、増減と契約更新の時期は。

△ 長年普通財産の貸借となっており、過去に払い下げをお願いした経過もあるが、売却処分には至っておらず、今年度の売り払いもない見込みである。賃料は年払いとし、固定資産評価がえに合わせ3年ごとに見直ししている。

○ 大雪のとき、湯さん館が17時で閉館した。閉館の案内が十分でなく苦情が寄せられている。

△ 除雪が十分でなく、車のすれ違いができない状況だったため夜間は危険と判断し、17時に閉館とした。有線放送及び県道入り口部へ掲示をしたが、十分な対応がとれなかったと反省している。今後の検討課題としたい。

○ 湯さん館マイクロバス導入の経過及び使用状況は。4分の1ほどが町使用だが、町で買わなければいけないものなのか。振興公社という法人に対して町が貸すことがよいことなのか。今まで車検や燃料代はどのようになっていたか。

△ 町教育委員会で使用していたものを湯さん館の開業に合わせて貸し出した。使用状況は平成23年度が217回、24年度が200回、25年度が211回である。湯さん館は町民の福祉向上、健康増進、交流、観光といった公設民営の施設であり、今後のバス更新に際しても同様に考え、町においてリース調達とした。なお、車検、保険、点検、燃料代等の経費は振興公社で負担した。

○ 国際交流協会の活動内容は。

△ 町民まつり、坂城どんどんへは国際交流連で40名余が参加した。10月にオーストラリアへ海外視察を行った。2月にはミャンマーからのホームステイの受け入れや、海外研修の報告会及び交流会を行った。

○ 東京坂城会の会員数、活動内容等は。

- △ 登録会員数は330名余で、会報の発行や親睦活動が主となっている。会員は長野県人会等にも所属しており、坂城町のPRをしている。町での取り組みは積極的にお知らせしている。
 - 169系利活用の事業費は、施設整備など経費に見合う事業となり得るのか。また、イベント開催時の駅前商店街との連携について考慮すべきと考えるが。
 - △ ソフト的には展示、ボランティア作業等の需用費、イルミネーション飾りつけの原材料費の予算計上となっている。行政だけでなく、商工会、関連組織、事業者のお力添えをいただきながら当面は関連する事業との連携により駅及び周辺のにぎわい創出を目指していきたい。
 - スマートタウン構想の進捗状況は。また、目指す姿はどんな形か。
 - △ 工業団地での電力需要の最適化の研究に資するもので、最終的には町全体のエネルギーの効率的利用の波及を目指すものである。工業団地における一定の成果は、平成28年度を目標としている。
 - スマートタウン構想は、町民イメージができていない。10年後のイメージを示したらどうか。
 - △ 今年度、スマートタウン構想啓発用DVDを作成した。広く皆さんに聴取してのPRや出前講座も計画している。来年度は、意識啓発の動機づけとして町のイベントとタイアップしたクールシェアイベント等も計画している。
 - Windows XPの保守期限が切れると騒がれているが、庁舎内のパソコンの対応状況は。
 - △ 平成25年度でインターネット接続の端末は全て更新済みである。
 - 男女共同みんなの会の会員数と最大時は何人だったか。男性会員が少ないが、会員の勧誘はどう行っているか。
 - △ 今年度の会員数は196名。最大時は平成15年度の218名となっている。男性女性を問わず勧誘を行っている。
 - 部落解放同盟坂城町協議会の会員数と活動内容は。
 - △ 会員数は45名。県等の研修会や集会等への参加に加え、今年度から新たに人権ネットワーク協議会さかきを立ち上げ、人権意識の啓発活動に取り組んでいる。
 - 今度の巨峰ワイン製造をどのように進めるのか。原材料の確保をどうしていくのか。
 - △ 販売実績も好調であり、振興公社としても定番商品として位置づけていく考えである。次年度の増産などの検討も考えている。引き続き原材料を提供していただいた生産者のほか、加工用ブドウを生産しているグループにも働きかけ、原材料確保に努めたい。
- (産業振興課)
- 勤労者生活資金貸付預託金の内容は。また、その実績は。
 - △ 教育資金や車の購入資金などについて、町と労働金庫が提携し低利な利率で貸し付けているものである。現在、借り入れ実績1件で残高は63万円余りである。

- 青年就農給付金はいつから開始されたのか。受給者の条件は。
- △ 平成24年度から開始された。独立就農時の年齢が45歳未満かつ新規就農してから5年未満の者が対象となり、5年経過時に250万円以上の所得が目標である。
- 坂城ブランド推進事業の特産品コンテストとは。
- △ 坂城町農産物を利用した商品や、ねずこん関連商品も増えていることから、地域のブランド商品として、これから町内外に広くPRしていくことを目的としている。
- ワインブドウ産地化補助金の50万円の予算でどの程度の面積が可能なのか。高齢化に伴う荒廃農地の発生を防ぐことを目的に、ワインブドウの産地化を目指すということであるが、今後の見込みは。
- △ 10a当たり200本が目安であるので、30から40aを見込んでいる。現在は、営農が困難になった高齢農家の農地を経営できる農家をお願いしているが、やがて行き詰まることから、生食用から比較的手間のかからないワイン用ブドウに切りかえる農家も増えてくることが見込まれる。
- 3年前と比較して、荒廃農地の面積の推移は。農業委員会として荒廃農地解消を図るため、どんなことをしているのか。また山林化した農地の復旧は行っているか。
- △ 荒廃農地は平成23年に161ha、24年に167ha、25年は172haであり、増加している。しかし農業委員会の活動により25年には10haの解消もされている。山手の山林化した農地の復旧は困難であり今後の課題である。
- イノシシ、鹿など今年度の有害獣の捕獲実績は。猟友会の会員数の増減は。減っているのであれば、それに対する施策は。
- △ 今年度の捕獲実績は、イノシシ25頭、ハクビシン21頭、タヌキ11頭である。鹿については、狩猟期間中で7頭の捕獲実績となっている。今年度の狩猟期に登録した人数は34名で、昨年度より2名減少している。狩猟者免許取得補助により新規会員の獲得に努めていく。なお、今年度は新規取得者が1名あった。
- 雪害対策調査の進捗状況。既に取り壊してしまったハウスについては、どのように調査するのか、調査漏れしてしまったハウスについての対応は。
- △ 町内における状況確認を行い、パイプハウス160棟の被害が確認された。調査の方法は、倒壊したハウスの見取り図等と写真で行っているため、調査後に取り崩したとしても申請に必要な書類は確認できる。補助をする際には、町の被災証明が必要となる。万が一調査漏れをってしまったハウスについては、地元農業委員や農協等の連携を図って確認する。
- 農地活性化奨励金の事業内容は。
- △ 農用地の有効活用と農地の担い手の育成、遊休荒廃地の解消を図ることを目的に、農業委員会を通じて農地の利用権設定に対して面積及び貸借期間に応じた担い手農家に奨励金を交付す

るものである。

- 松くい虫防除対策事業の詳細は。
- △ 伐倒駆除、特別防除、樹幹注入や枯損木の処理、アカマツ苗木の植樹など、総合的な防除対策を継続していく。無人ヘリは約4ha散布する。有人ヘリによる空中散布は25haを散布し、リスクコミュニケーションの強化を図りながら実施していく。
- 観光案内サイン整備とは。
- △ 国道18号線の田町交差点にある三角柱の看板が老朽化していることから、整備して案内板として活用を図ることを計画している。
- 町工業パンフレット作成委託の内容は。
- △ 来年度計画されている、さかきものづくり展や各種展示館におけるPR用に作成する。
(建設課)
- 小網地区の上水道工事負担金は、今年度で終わりか。
- △ 小網地区の上水道の負担金は平成24年度から26年度までの3カ年で実施しており、最終年度となる。
- 道路維持費の測量設計委託の内容は。
- △ 平成25年2月に国から道路ストック総点検の点検要領が示され、各自治体で取り組みが進められている。当町では道路舗装について26年度で点検を予定している。
- 道路改良工事A01号線の平成25年度の事業内容は。
- △ 25年度は南条小学校東側の金井工区については、建物移転補償に伴う用地補償を1件実施した。建物取り壊しは26年度になるため繰り越しを予定している。
- 橋梁修繕事業費の内容と財源内訳は。
- △ 橋梁詳細調査設計委託は、産経大橋と金井橋を予定している。また、修繕工事は昭和橋の国道から130mほど入った場所までのアーチ3連分を予定している。橋梁は、社会資本整備総合交付金の対象となり55%の補助率、残りの90%は起債の対象となる。
- 耐震診断士派遣の内容は。
- △ 住宅の簡易・精密耐震診断で個人住宅が5件、避難施設が荇屋原公民館と小網公民館の2件を予定している。
- 薔薇人の会の設立時と現在の会員数は。新たな会員を増やす施策を講じているか。薔薇人の会だけに任せておいてよいか。
- △ 設立当初は100名ほどいたが、現在は75名である。ばら祭りに来園した人を勧誘している。今後も入会いただけるような方策を検討する。薔薇人の会には、技術的な面を中心をお願いしたいと考えている。
- 長寿命化計画策定委託費は具体的にどのような内容の策定か。

△ 平成25年から新たにつくられ、26年からの5カ年に限られた事業であり、都市公園の長寿命化を図るため、計画を策定し工事を実施していくためのものである。健全度を把握し、補修により延命できるもの、改築すべきところ等、老朽化に対応しライフサイクルコストを抑えるために行う。この計画により27年度から計画的に改修工事を行っていく。

○ 169系の改修工事の内容はどうか。照明、空調の内容は。

△ 電源を車両に引き込み空調、照明を整備することにより、車両の利活用を図る。また手すりつきの階段を設置し、利用者の動線設定し、安全を確保する。照明は室内用であり、空調はエアコンを設置する。いずれも駅舎寄りの1両目に設置する。

○ 駅エレベーターの進捗状況はどうか。エレベーター設置工事に2月の雪の影響はあったか。

△ 現在駅舎側、ホーム側ともエレベーターボックスの鉄骨が組み立てられており、今後外壁や附帯工事が進められる。5月末の竣工を目指して工事が進められている状況である。多少の雪の影響はあったが、工事は順調に進んでいる。

○ 高速道路をまたぐ橋について、今後の対応予定は。

△ 中日本・東日本高速道路株式会社と国、県、市町村で維持管理に関する連絡協議会が設立され、今後の管理について協議していくことになった。

(議会事務局)

○ 会議録検索システムを導入できないか。

△ 予算措置が必要であるので、今後検討したい。

○ 平成25年の会議傍聴者数は。今後、傍聴者数を増やすための方策は。

△ 本会議の傍聴者数は19名である。有線放送でお知らせするとともに、議会報で傍聴案内を載せている。今後も機会を捉えたくさんの方に傍聴いただけるように周知したい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第9号「平成26年度坂城町一般会計予算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事業について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(柳澤君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(柳澤君) これにて総務産業常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(西沢さん) 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第9号「平成26年度坂城町一般会計予算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目

1 1 防犯対策費、目 1 2 交通安全対策費、目 1 3 消費生活費、項 3 戸籍住民基本台帳費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中、目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費を除く民生費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中、目 9 上水道費、目 1 0 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中、目 4 水防費を除く消防費、款 1 0 教育費の各事項について、3 月 1 3、1 4 日の 2 日間にわたり、委員全員出席のもと委員会を開き、審査に当たっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、子育て推進室長、公民館長、図書館長、文化財センター所長、食育・学校給食センター所長、保健センター所長、各保育園長、子育て支援センター所長、ふれあいセンター所長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

(住民環境課)

- 防犯灯の電気料の増額と LED 化についてどのように考えているか。また、LED はどのタイプを使っているか。
- △ 電気料の増額は消費税の引き上げによるものである。LED 化については予算の範囲の中で計画的に進め、蛍光灯タイプのものを使っていく。
- 交通安全対策一般経費の電算委託の内容は。
- △ 東信交通災害共済の申込書を（株）電算に委託したものである。
- 児童交通安全用のヘルメットについて、1 個の値段と保護者負担の額は。また着用は何年生までか。
- △ 1 個 1, 8 0 0 円で保護者には 3 0 0 円の負担をお願いし、残りは交通安全協会と町で負担している。小学校 3 年生まで着用している。
- 消費生活展はマンネリ化している。新たな取り組みは。
- △ 消費者の会の協力を得ながら検討していく。
- 地方公共団体情報システム機構とは。
- △ 住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関として住民基本台帳ネットワークを運営している。当機関へは住民基本台帳カードの発行業務を委託している。
- 空き家、荒廃地に対し苦情はあったか。またその対策は。
- △ 2 5 年度は現在までに 2 3 件の苦情があった。所有者に適正な管理をするよう指導している。
- 河川の水質検査は何カ所か。また、空中散布の影響について検査の必要があるのではないか。
- △ 検査は、河川で 1 5 カ所において 1 4 項目の検査を年 4 回、地下水については町内 5 0 カ所を行っている。空中散布の影響について必要であれば県とも協議し検討したい。
- 犬の登録システム改修の中身は。
- △ Windows XP のサポートが終了し、Windows 7 に移行するためのものである。

- 狂犬病予防注射を受けていない頭数とその対策は。また、飼い主に対して法的措置はどうなっているか。
- △ 45頭で昨年2回の督促状を出し応じない飼い主には電話で督促している。狂犬病予防法は罰則も設けられているが、特に法的措置はとっていない。ただし、長期間受けていない場合は、保健所と相談し対応していく。
- 環境衛生委員の役割と構成は。
- △ ごみの減量化、資源化の普及啓発と推進等の役割をお願いしている。年1回の環境衛生委員会を開催し、ごみ減量化について意見をいただいている。議会、区長会、各種団体と区から1名ずつ推薦をいただき32名で構成している。
- 燃えるごみの中で紙類が増えている。対応は。
- △ 新年度の早い時期に紙容器包装と雑紙の統合収集を実施する。
- 収集所整備補助金の内容は。新設はないか。
- △ 3カ所、45万円を予定している。今のところ新設は考えていない。可燃物収集所、不燃物収集所の補助は3分の2の補助で15万円が上限である。資源物収集所は全額町で負担している。
- 防火水槽修理の70万円と消火栓工事負担金300万円の内容は。
- △ 水利が自然水でふたがかけられない防火水槽13カ所の金網についての修繕と、消火栓工事は小網区の新設1基である。そのほか、下水道工事に合わせた消火栓の取りかえを予定している。
- 消防施設費の食料費70万円は。
- △ 備蓄用の食料費である。
- 電波使用料の内容と消防団連絡システムのJ-A-L-E-R-T整備に伴う新システムへの移行は。
- △ 電波使用料は無移動系無線の基地局の使用料である。新たなシステムへの移行は今後検討をしていく。

(福祉健康課)

- ヤングヒューマンネットワーク事業の内容と補助金増額の理由は。
- △ 結婚相談を年5回開催、千曲市社協と合同で年3回の婚活パーティーを実施してきたが、新年度は町単独でも婚活事業を実施するため増額した。
- 福祉バスのリース料とは。またその用途は。
- △ 社協に委託していた町所有の福祉バス更新に伴う新規車両のリース料である。用途については、町、教育委員会、社協、町内福祉団体の行事などに使っている。
- シルバー人材センターの会員数と今後の仕事の課題は。
- △ 本年1月末、全体で879名、うち坂城町会員は161名である。草刈り、清掃、庭木の手

入れなどの軽作業が中心だが、新年度、国の補助金を得て買い物支援サービスを計画している。

- 障害者福祉サービス事業立ち上げ補助金の内容は。
- △ 町内で法定の障害福祉サービスの提供を目指すNPO法人に対する補助である。
- 重度障害者本人やその家族が悩みや不安を相談できるよう、保健師の訪問活動の体制はできないか。
- △ 保健師の増員も予定する中で、来年度訪問活動を重視したい。
- じん臓機能障害者通院費とは。
- △ 人工透析の通院者に対して交通機関利用で算定した額の2分の1の補助をするものである。
- 障害福祉計画策定事業について、策定委員のメンバーに障害者本人は含まれるか。
- △ 要綱に基づき、身体、知的、精神、それぞれの障害者団体からも委嘱している。
- 地域包括支援センター本庁移転によるメリット、デメリットは。
- △ ワンストップサービスを心がけ、認定の申請と同時に介護相談もできるようになり、素早い対応が可能になった。ふれあいセンターとの距離的な問題で書類の授受に課題はあるが、町民に支障がないよう心がけている。
- 高齢者対策費の入所措置費の対象者は。
- △ はにしな寮8名、尚和寮1名の合計9名である。
- 子ども・子育て会議委員とは。
- △ 次世代育成支援行動計画が平成26年度で終了することに伴い、平成27年度から子育て支援法により、子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、子ども・子育て会議を立ち上げるもので、教育、保育、学識経験者、子育て当事者など、16人程度を予定している。
- 保育園給食のアレルギー対応は。
- △ アレルギー対応園児は南条保育園5人、坂城保育園6人、村上保育園5人で、状況について栄養士の聞き取り、食品除去に係る医師の診断書、指示書により確認し、保護者と共有する中で除去食としている。
- 広域入所負担金の内容は。
- △ 両親の勤務先などの理由により他市町村の保育園に委託するための経費である。上田市に7名、千曲市に3名、佐久市に1名を予定している。
- 障害児加配保育士は通年での対応が望まれるが、考えは。
- △ 園長、副園長が中心になり、障害児加配保育に係る支援基準づくりを進めている。26年度は準備期間と考え、なるべく早く実行したい。
- 加配保育の状況は。
- △ 南条保育園は加配対象児17名に対し6名の加配保育士で、坂城保育園は加配対象児1名に対し1名の加配保育士、村上保育園は加配対象児10名に対し3名の加配保育士で対応する予

定である。

- 子育てセンター費の臨床心理士報酬の増額の理由は。
 - △ 25年度はすくすく相談事業を保健センターで予算計上したが、26年度からは子育て支援センターに集約したためである。また、6歳児の支援強化を図るため、すくすくランド事業を計画している。
- 保健師が1名増員されるが、メリットは何か。
 - △ 4地区にそれぞれ担当ができ、より密に地域にかかわれることにより、個別への支援を充実できると考えている。
- 保健補導員の役割は。
 - △ 地域とのパイプ的役割を担ってもらっている。今後は自主的に健康について考えてもらうような保健補導員対象の学習会も検討している。
- 乳幼児健診の保健師賃金の内訳は。
 - △ 個別の支援を充実させるために、在宅の保健師に依頼している。乳児健診1名、幼児健診2名である。
- 不妊治療費の助成を開始するが、広報活動はどのようにするか。
 - △ 新規事業で不妊治療費の保険適用にならない医療費の2分の1を助成し、年に10万円を限度とするものである。広報誌、ホームページ、医療機関への周知も考えている。
- 後期高齢者の肺炎球菌予防接種助成の内容は。
 - △ 1名2千円で、150人分である。
- 上田内科・小児科初期救急負担金と信州上田医療センター医師確保事業負担金の算出基礎は。
 - △ 内科・小児科救急センター負担金は、平成24年度決算額の赤字分について人口割1割、受診者割9割を市町村ごとに算出、また医師確保事業負担金は25年度で国の地域医療再生計画の事業が終了したため、新たな負担となる。均等割1割、人口割9割により、上田広域5市町村で負担額を算出する。
- 妊婦一般健診は、何名分か。また健診内容は。
 - △ 1人11万5千円、110名分である。内容は、県医師会の項目に準じ、基本健診14回、追加健診5回、超音波検査4回である。
- 予防接種健康被害調査委員とは。
 - △ 予防接種の副反応による健康被害が発生した際、調査をする委員会で、委員は5名である。今まで把握している限りで被害はなかった。
- 食育・健康づくり推進事業でアレルギー問題への対応は。
 - △ 乳幼児健診等で個別の指導や保育園、小学校とも連携会議を開催し、支援していきたい。
(教育文化課)

- 児童館の各館の児童数の見込みと厚生委員数は。また、パソコン導入の予定は。
- △ 現在の申し込み状況は南条児童館50人、坂城52人、村上49人である。厚生員体制は各館、館長1名、厚生員1名、パート厚生員1名を基本に配置する予定である。パソコンについては、広報広聴一般経費に計上し整備予定である。
- 児童生徒支援事業について、各校の状況は。
- △ 支援員は南条小2名、坂城小2名、村上小1名、坂城中フレンドリールーム1名、看護師を村上小に1名配置の計画である。
- 特色ある学校づくり交付金の各校の取り組みは。
- △ 南条小は音読・音楽事業、坂城小はキャリア教育、村上小は校内の自然環境の整備・体験授業、坂城中は地域と共に歩むふるさと教育事業に取り組む計画である。
- 体力テストの結果、出た課題に対しての方策は。
- △ 持久力やソフトボール投げの数値がやや低いことから、ティーボールといったゲーム形式の活動や、おんぶ鬼ごっこなど工夫をしながら課題改善を図っている。
- 教員住宅管理事業について、入居は何戸か。今後のあり方については。
- △ 村上1戸、山金井2戸、南日名3戸、役場裏1戸の計7戸で、うち4戸が入居している。今後も修繕、メンテナンスをして活用をしていきたい。
- 中国教育交流補助金について、派遣児童の人数及び選考方法は。
- △ 12名を派遣する予定である。なお、学校からの推薦に基づき選考している。
- 南条小学校改築について、国補助金の予定は。
- △ 2カ年の国・県補助金算定では継続費として約4億3千万円を予定している。
- 就学援助費の認定基準は。
- △ 主に所得基準で児童扶養手当の交付基準を用いている。
- 分館施設整備事業で予定されている補助額の内訳は。
- △ 小網分館48万円、町横尾分館826万5千円、入横尾分館111万円、苧屋原分館23万5千円、新地分館36万円、上平分館23万円である。
- 図書購入について、選定の方法は。
- △ 新刊一覧表の中から職員で相談する中で司書が選定し、図書館長の決裁で購入している。
- 図書館ネットワーク事業の経費を、図書購入に切りかえる検討をしたことは。また除籍した本の処分方法は。
- △ ネットワークシステムは蔵書の大きな図書館とも捉えられるので、有効に活用したい。除籍した本は、図書館まつりの際、希望者にお持ちいただいている。
- 文化財センターの展示内容の整備は。
- △ 展示情報の発信に努めるが、今年度は南条小学校の改築にあわせ、建設予定地の埋蔵文化財

発掘調査と整理作業が中心となる。

- 通学合宿実施の育成会は、また支援者に大学生を加えたらどうか。
- △ 通学合宿は上平育成会が行っている。育成会が中心で地域全体で支援をしている状況であり、主催する育成会の意向もあるので、大学生の支援については慎重に検討したい。
- スポーツの有名人の講演、講習会の計画は。
- △ 今まで、根本賢一さんのウォーキング講座、陸上の塚原直貴さんをお呼びした。26年度も同様に計画できればと考えている。
- 給食費値上げの額は、またその根拠は。
- △ 小学校は1食265円から280円に、中学校は310円から325円に改定予定である。消費税の増税と食材価格の値上がりの両面から改定を行うものである。
- アレルギー対応の状況は。
- △ 除去食、代替食の対応はしていない。今年度よりアレルゲンを明示した食材表を作成し、アレルギーを持っている児童、生徒の保護者に提供している。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第9号「平成26年度坂城町一般会計予算」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（柳澤君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） これにて社会文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時50分～再開 午前11時00分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

休憩中、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

9番（入日さん） 私は、議案第9号「平成26年度坂城町一般会計予算」に対して反対の立場で討論します。

歳入と歳出の社会保障・税番号システムは、国民に対して説明不足であり、海外でも問題が多発しています。マイナンバー制はなりすましなどの対策が確立されない限り、導入すべきではありません。

歳出については、私が一般質問でした特定健診が40歳だけですが、千円で受けられるようになり、一步前進しました。予防医療を充実させることが医療費を減らし国保会計を健全化させる道です。保健師の増員により健診や個別指導でがんや心疾患などが早期発見、早期治療につながることを期待しています。

また、第3子以上の保育料については、減免が図られることや臨時保育士が正職に登用されたことは評価します。解放同盟初め各種団体補助金の見直しをするべきです。水光熱費などは、使用している団体が支払うべきものです。町は採算がとれるように、施設整備と経営の相談、支援を行い、経費負担はすべきではないと思います。

横尾団地の水洗化が進んでいますが、町営住宅使用料の滞納者住宅の接続は、下水道使用料の新たな滞納を生む懸念があります。滞納者にはもっと安い町営住宅に移ってもらうとか、下水道接続は住宅使用料の滞納がなくなるまでしないなど、きちんとした対応をしないと税の公平性からも町民の納得が得られないと思います。

職員の減少により1人当たりの仕事量が増え、サービス残業や休みがとりづらいなどの問題があります。職員の健康を守る点からも有給を消化しゆとりを持って仕事ができる体制づくりを望みます。一人一人が生き生きと仕事ができこそ住民の立場に立ったサービスが提供できると思います。職員の力を十二分に引き出し活躍してもらうためには、いろいろな研修に参加し見聞を広げる必要があります。山村町長の人材育成の手腕を期待しています。

農業後継者不足で耕作放棄地が増えています。後継者の育成は急務です。26年度は青年就農者が3人増えます。原発で農地が汚染され農業ができないで困っている若者も多くいます。坂城町に移住して農業を続けられるような手だてをとってほしいと思います。

有害鳥獣が農家にまで出るなど、被害が広がっています。狩猟免許取得補助などの対策も必要だと思います。26年度から南条小学校の建設が始まります。地域に愛される学校になることを期待しています。

地震や異常気象による災害に備えるためにも、安全・安心のまちづくり、災害に強いまちづくりを早急に進める必要があります。少子高齢化が進んでいます。10年先、20年先を見据え、今から対策を立てる必要があります。これからは、どの年代が一番多いのか、必要な施策は何かなど、世代別の予算配分も考える必要があると思います。

消費税増税や年金削減など住民の生活はより大変になります。誰もが憲法に保障された人間として尊厳を持って暮らせる社会にするために自治体の果たす役割はより重要になってきます。秘密保護法など憲法改正の動きが激しくなっています。憲法9条があったので、今まで日本

の平和は守られてきました。戦争は全てのものを破壊し女性や子供など弱い者が一番被害を受けます。地方公務員も有事の際には動員されます。平和でなければ地方自治体の自治権も成立しません。安倍政権の暴走を許さない闘いが必要だと思います。地方自治を守るには、国の言いなりでなく、間違っただけを正す姿勢が必要です。ぜひ坂城町もおかしいと思うことには国に異議を申し立て正せる勇気を持ってほしいと思います。

以上で前進面を評価し、問題点を指摘して私の反対討論とします。

議長（柳澤君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（塚田君） 私は、議案第9号「平成26年度坂城町一般会計予算について」賛成の立場から討論をいたします。

安倍内閣の長引くデフレ脱却による経済の再生、景気回復に向けた経済対策、いわゆるアベノミクスの発動から1年が経過しました。それが功を奏してか、このところの株価や為替レートは安定的に推移しており、国内の経済状況においても穏やかな回復傾向を示しているところであります。また先行きについても、輸出が持ち直しに向かい、家計所得や投資が増加し景気の回復基調の続くことが期待されており、輸出関連の企業が多い坂城町の状態からも景気好転に期待が高まるところであります。しかしながら、今後は消費税引き上げに伴う消費の落ち込みや経済の停滞等マイナスの影響についても懸念されるところであります。

町長の招集挨拶にもあった町内企業へのアンケート結果でも生産量の増加や雇用の改善といった動きが見られる一方、一部には顧客の海外展開による減少を見込む企業もあるとのことで、楽観できない状況が見受けられることもまた事実であります。

さて、平成26年度の当初予算には、山村町長が公約に掲げた笑顔の町、人が輝く町を具現化させる施策として南条小学校建設事業を筆頭に、全国でも先進的な取り組みとなる小学校への英語指導講師の配置や新たな保育料の軽減制度、不妊治療に係る助成制度の創設など、特に教育面、子育て面での新規事業が見てとれ、期待をいたすところであります。

当初予算の総額を見ますと、南条小学校建設に着手しますので、規模が大きくなるのは当然と思いますが、来年度は消費税率の引き上げといった要因もある中、多くの新規事業への取り組みや基盤整備の継続分も反映させる増加率は、前年対比で6.2%に抑えられており、大変手がたい予算編成となっております。

まず、歳入については、自主財源の根幹である町税について、経済情勢等が反映されたものと思いますが、個人住民税は4.1%増となる6億5,700万円、法人町民税についても5.3%増の2億円、固定資産税についても4.4%増となる12億8,900万円が見込まれ、町税全体で23億1,100万円余りが計上されております。町税全体ではプラス4.1%、9千万円ほどの増収ということで景気回復の波がようやく地方にも波及することを見込んでの見積もりとなっているわけですが、収納未済額、いわゆる滞納については、厳正な

対応をいただき公平な税収確保に向けた一層の取り組みをお願いします。

国・県支出金については、南条小学校建設工事の開始などに伴い、それぞれ増加しており県産材利用による幅広い補助金の活用など、積極的な財源確保がなされております。地方債における事業の選択、臨時財政対策債の発行に加え基金運用等にも配慮が見られますが、より効率的な財源確保をお願いするところでもあります。

また、町営住宅使用料などの各種使用料について、町民生活に配慮する中で、そのほとんどを据え置いたことは大いに評価できるものであります。

次に歳出でございます。ハード事業では、南条小学校の建設を初め、町道A01号線や下水道整備といったさまざまな事業が盛り込まれております。南条小学校については、私の母校でもありますので、個人的にも関心を寄せているところではありますが、社会開放を見据えた音楽堂や子供たちが上履きで交流できる中庭のデッキテラスなど、特色ある学校づくりに向けた計画がなされております。太陽光発電システムなど、環境にも配慮した新しい学校が一日も早く完成することを願うところでもあります。

また、継続事業である町道A01号線については、金井と酒玉の2工区が並行して事業が進められるほか、住環境の向上を図る下水道整備や町営横尾団地の水洗化工事についても推進が図られ、行政の継続性や町民生活への影響等が配慮されたものとなっています。中でも26年度で布設が完了する小網地区への上水道整備につきましては、山村町長の英断により長年の課題が形になるものであり、大いに評価するところでもあります。

また、今年度から着手された橋梁修繕事業は、安全確保はもとより施設の長寿命化といった視点からも大変有効であると考えているところでもあります。新年度予算では、改修に先駆けた道路の総点検の実施や公園の修繕計画策定も盛り込まれています。これは総合的なインフラの計画的改修につながるばかりでなく、国の財政支援の対象にもなるとのことで、財政的にも大変有益であります。

続いてソフト事業につきましては、少子化対策や子育て支援施策で幾つかの新規事業が盛り込まれています。まず、第3子以降の保育料について、上の子の年齢にかかわらず半額となる新しい軽減制度が導入され、子育て世帯への配慮が伺えるところでもあります。また、不妊治療を行っているご夫婦に年間10万円を限度に助成を行う事業についても、新たに創設されるということで、1人でも多くのお子さんの誕生につながることを願うものであります。

また、教育面での特徴的な新規事業としまして、小学校への英語指導講師の配置が挙げられます。これは文部科学省の英語教育改革実施計画を取り入れた先進的な試みであり、グローバルな視点での山村町長ならではの取り組みであり、その成果に期待を寄せるところでもあります。

産業面では、「Made in Sakaki」による新製品開発などを促進するコトづくりイノベーション補助金の継続に加え、地元農産物等を活用した加工品の開発や販売促進を支

援する坂城ブランドづくり補助金の新設等、地域の産業振興や活性化に資するものと、広く周知をお願いするところでございます。

また、個人のリフォーム工事を支援する住宅リフォーム補助金の継続についても補助金を受けける方はもとより、町内経済の活性化にもつながる事業として歓迎するものであります。

また、新エネルギーのあり方について研究を進めるスマートコミュニティ構想事業では、産学官民の連携によるスマートタウン実現に向けたさらなる調査研究が進められることに加え、本年度で国における助成制度が廃止となる住宅用太陽光発電システム補助金も継続されるということでもあります。

また、町特有のブドウ栽培のノウハウを生かして6次産業化を目指すさかきワイナリー形成事業においても、醸造用ブドウの産地化を目指し、苗木の購入に係る補助制度が新設されるなど、山村町政がスタートさせた事業の着実なステップアップが図られています。そのほかにも、地域が主体的に進める地域づくり活動支援事業の継続、さかきテクノセンター支援のほか、給付の増加を見据えた障害者の総合支援サービスや介護保険、後期高齢者医療への対応など、地域や企業、町民に配慮されてものとなっております。

新たなエネルギーの方向性を探りながら、工業を中核に、農業、商業などが融合した産業の発展によって活力を生み、町民誰もが豊かさを共有できるスマートタウン坂城が構築できますようお願いしまして、議案第9号「平成26年度坂城町一般会計予算」に賛成いたします。

議長（柳澤君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番（大森君） 私は、議案第9号「平成26年度坂城町一般会計予算」について賛成討論を行います。

歳入について。町税では、町内企業の各経済指標がプラス傾向であるという判断をし、法人町民税は5.3%、個人町民税でも雇用の増加が見込まれ4.1%のプラスとし、全体で8億6,060万円を計上いたしました。固定資産税については、地価の下落はあるものの、家屋や設備投資などが見込まれるとして、21年度の評価がえ以降、マイナスで推移していたものが久しぶりのプラスに転化し、4.3%増の12億8,900万円を計上いたしました。町税全体では、前年対比4.1%増の23億1,100万4千円となりました。

自主財源は繰入金などを合計して前年対比0.8%減の35億3,526万1千円となり、歳入の58.8%を占めております。地方交付税では臨時財政対策債との合計で11億5千万円を計上し、繰入金については財政調整基金が2億5,196万5千円で、前年対比マイナス51.0%です。また、南条小学校建設に文教施設整備基金から2億1,800万円を計上しております。

次に、歳出についてです。歳出全体としてこれまで日本共産党議員団が毎年町に提出している予算要望の内容や、毎回の議会で町民の皆さんからの強い要望などを取り上げ、一般質問で質問した諸施策が幾つか実現の運びとなりました。

まず子育て、教育についてです。保育士の2名を正規職員として採用したことについては、大変評価するところであります。また、かねてから保育園の第3子の保育料の無料化を提案しておりましたが、この26年度から半額の軽減措置を実施することになりました。近いうちに無料化への対応を求めるものであります。上田市の療育通園施設、蓮の音こども園に通園している子供さんが新規入園を希望しているということから、今後の障害を持つ子供の受け入れ体制を図り、それに対応する職員体制も考えていく必要があります。

25年度のすくすく相談の実施で、子供の発達状況を保護者とも共有してもらい、そのフォローとして26年度はすくすくランドを立ち上げ、就学に向けた子供の発達に沿った支援が始まることになりました。国による子ども・子育て新システムで、保育制度が大きく変更されます。27年以降の次世代育成支援行動計画の策定に当たり、保育に欠ける子を保育しなければならないとする自治体の責務がなくなることや、保護者は入所する保育所をみずから探さなければならないこと、営利目的の株式会社の参入があることなど、町は全ての子供の保育を保障する体制の確立を、この次世代育成支援行動計画の中に、きちっと内容を盛り込んでいく必要があります。

教育関係ではいよいよ南条小学校の建設が始まります。第1期の26年度は5億352万8千円を計上いたしました。町民の中にいろいろと意見もありますが、地元の町民の声も反映させてよりよいものにしていただきたいと思います。

児童生徒支援事業では、町独自で今年度も支援員として充実させたこと、また就学援助費を総額で増額したことは評価したいと思います。

図書館について、公募の館長の就任により新たな取り組みで利用者の利便性と滞在時間が長くなり、より親しめる施設になっていくことに期待したいと思います。

福祉、医療について。町民の健康を守るかなめとしての保健師を1名増員したことや地域医療を守るため、上田広域連合の一員として信州上田医療センターの医師の確保について、継続されることとなりました。町民の命と健康を守るために大切なことと考えます。

循環バスの1台がバリアフリー化で更新され、高齢者や障害のある人たちに安全と利便性が図れることになりました。また、シルバー人材センターが今後の支援サービスが行うこととなりますが、利用しやすい方法を考えていってほしいと思います。

次に、環境、エネルギーについて。スマートタウン構想の推進について、引き続きテクノさかき工業団地での実証実験の拡大は、電力需給調整で町内産業界が共同して省エネルギーへの取り組みをすることは非常に画期的なことと思います。住宅用太陽光発電システムへの補助金

が継続されることになりました。これも希望者全員が受けられるような補正予算も組んでいていただきたいと思います。

ごみの減量化では、紙類の分別方法について簡略されることとなりますが、資源ごみの最終的な処分方法について、出しやすい、集めやすい方法を研究し町民の得ることを必要です。

次に産業振興について。コトづくりイノベーションが引き続き実施されることになりました。町内の中小企業や異業種、同業種グループが脱下請けからの脱出のきっかけになることを期待するところであります。農業政策では、ワイン特区の取得と新規就農者の支援や人・農地プランで6次産業創出と耕作放棄地の解消との期待もされますが、具体的な手だてを打っていかねばなりません。住宅リフォーム助成制度について、希望者全てが受けられるよう補正も組んでの対応を要望しておきます。

次に、社会資本整備について。町道A01号線の産業道路が若草橋以南が整備の運びとなりました。また、産業道路の舗装調査で大規模な舗装修繕がなされます。文化センター以北の拡幅されることを今後願うものであります。橋梁の長寿命化に向け金井橋、産経大橋の調査、設計が行われ、昭和橋が修繕工事の運びとなりました。

次に、解放運動団体補助金についてであります。26年度においても前年度と同額の120万円が計上されました。国の特別措置法は終了しております。これまで徐々に減額を行ってまいりました。いつまでもずるずると引きずったやり方には町民の理解が得られません。町民の生活が苦しい、貧困化が進む中、特別に運動団体への補助金が継続されることには反対です。

松枯れ対策の農薬の空中散布について。上田市と青木村では、26年度も農薬の空中散布は取りやめました。これまで松枯れが終息したところはどこにもありません。2013年6月19日付の信毎の報道によれば、県林務部が大量死のミツバチの残留農薬を調査したところ、ネオニコチノイド系農薬が検出されたことが確認されたと報道しました。町は、ネオニコチノイド系農薬の空中散布を中止し、伐倒駆除、樹幹注入、植林などで対応されることを求めるものです。

次に危機管理体制について。2月の大雪の対応について坂城町地域防災計画の見直しが必要と考えます。また、各区の自主防災会との連携強化や除雪体制、情報の収集、発信、町ホームページのリニューアルなど課題が浮き彫りになりました。早急な対応を求めます。

財政運営について。財政調整基金の運用について、災害や不測の支出や景気の動向で法人税の大幅に落ち込むことなどに備えてある程度の保有は必要ですが、行政の会計は、年度ごとで締めるのが基本です。基金に充てるのは一般的に標準財政規模5%から15%以上とされており、坂城町でこれで計算すれば40%を超える基金残高となります。百歩譲っても数億円は一般会計に繰り入れて、町民生活応援に使うべきと考えます。

平和学習の取り組みについて。安倍自公政権は、憲法改定、TPP交渉、沖縄米軍基地の移設、原発の再稼働及び新設と輸出、特定秘密法、集団的自衛権の行使、武器輸出の見直し、教育委員会制度の再編など暴走がとまりません。こうした中、我が坂城町は、平和憲法を守り、非核平和の町の宣言をしております。地方自治体と民主主義を守る立場から、憲法を町民のみんなでおぼく機会をぜひつくっていただきたいと思ひます。

以上、前進面を評価し、問題点を指摘して議案第9号「平成26年坂城町一般会計」について賛成討論といたします。

議長（柳澤君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） 次に、原案の賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号「平成26年度坂城町一般会計予算について」原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（柳澤君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3「議案第10号 平成26年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長（柳澤君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（塩野入君） 坂城町有線放送電話特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第10号「平成26年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 有線放送の加入状況と推移は。
- △ 平成26年2月末時点で、一般加入は3,037回線で加入率は世帯数換算で約51%となっている。今年度は102件の減少となっているが、町からのお知らせ等の情報收受のため、スピーカー加入への変更も今年度38件となっている。
- 新情報通信システム導入の概要は。
- △ 具体的機能等については、メーカー等からさまざまな提案があり、検討中である。携帯電話

の普及に伴い新たな仕組みの中で通話機能は不要の見方もあるが、スピーカー放送は重要と考えている。また、非常時に備えFM放送での臨時災害放送局による情報発信などの機能導入もあわせて検討している。

○ 臨時FM放送局とJ-A L E R Tでの情報の重複はないか。

△ J-A L E R Tについては、緊急情報の即時発信、FM放送については臨時放送局としての運用を考えている。それぞれの区分はあるが、情報を的確かつ複層的にお伝えできる仕組みも大切と考える。

○ インターネット接続の状況は。

△ 二つの通信事業者で252件が利用している。現行の中では、通話、回線使用も定額で利用者ニーズもあり、利用されていると考える。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第10号「平成26年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（柳澤君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第11号 平成26年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（柳澤君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（西沢さん） 坂城町国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第11号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

○ 国保税軽減世帯数と軽減分に対する町の負担見込みは。

△ 7割軽減は退職32世帯、一般458世帯、5割軽減は退職5世帯、一般132世帯、2割軽減は退職24世帯、一般338世帯。軽減に対する町の負担は一般会計から765万円を見込んでいる。

○ 資格証明書の交付状況は。

△ 平成26年2月末現在で、資格証明書10世帯、短期証87世帯、窓口預かり16世帯である。

○ 特定健診受診率65%達成のための方策は。

△ 25年度と同様にプロジェクトの推進を図るとともに、訪問活動による個別支援を強化する。
また、新規事業として40歳スタート健診を実施、40歳の方の健診料金を千円として対象者全員に訪問活動をする中で、受診勧奨と健康意識の高揚を図っていく。

○ 特定保健指導事業の委託費の内容は。

△ 保健師1名、管理栄養士1名による戸別訪問の委託料である。

○ 医療費通知の必要性は。

△ 医療費削減のための意識づけとして実施している。費用については、特別調整交付金に算定されている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第11号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（柳澤君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

5番（塩入君） 議案第11号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」反対する立場から討論を行います。

「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計予算」は、歳入歳出それぞれ17億2,376万6千円で、前年度に比べると663万2千円多くなっています。今、町民1人当たりの国保税は、10万2,905円です。非常に高いです。今年の4月からは消費税が8%になるため、公共料金を初め燃料、食料品などあらゆるものが値上がりします。今までも安倍内閣の円安政策で輸入製品が値上がりしているため、負担は倍加します。値上げラッシュは、学校の給食費にも影響を及ぼし子育て世代にも負担増がのしかかってきています。

このような中で、国保税は低所得者には重くのしかかってきています。そのために払いたくても払えず、滞納する人が増えてきています。平成25年度2月末で滞納総額は1億369万2,229円です。国保加入者はほとんどが高齢者や非正規労働者、失業者など低所得者です。

坂城町でいえば、国保加入世帯が2,301世帯中200万以下が71.4%を占めており、100万円以下が46.3%で5割近く占めています。低所得者ほど保険料負担が重くのしかかっています。社会保障費は昨年度から今年にかけてどんどん削減されています。低所得者をさらに貧困化へ追い打ちをかけるものです。そのため、国保税の滞納者がますます増えるのでは

ないでしょうか。

滞納すればペナルティーとして正規の保険証が交付されません。25年度末までの状況は、未交付、いわゆる窓口預かりですが、16世帯、資格証が10世帯、短期証が87世帯、合計113世帯です。職員の皆さんの粘り強い努力により、昨年度より20世帯が少なくなりました。保険証がなければ医者にかかりたくてもかかりにくく、そのため重症化になり命を落とすことにもなります。また、医療費も上がります。

そもそも国民健康保険事業は加入者が安心して医療を受けられるために国が決めたものです。それが今、社会保障ではなく自己負担にされてきています。町民が安心して暮らすためにもこの異常に高い国保税の負担を軽減することです。そのために半分に減った国庫負担を当初の50%に戻すよう国に働きかけること、そして町独自で一般会計から繰り入れたり、軽減制度をもっと充実することです。

次に、町民の医療費を抑制するために、予防医療に積極的に取り組むことです。坂城町の1人当たりの医療費は34万6,609円です。県下では高いほうから10番目です。後期高齢者の1人当たりの医療費は92万6,373円で、ワーストワンです。2年連続しています。この状態を一刻も早く改善するために、特定健診、一般健診の受診率を高め、保健指導を徹底することが求められています。25年度も前よりは、以前よりは力を入れて取り組まれましたが、まだ50%に届きません。26年度から保健師を1名増やしたり、特定健診のスタートの40歳の人には受診料を千円にするなど、取り組みの意気込みが見られます。しかし、目標の65%まで達成させるのは、保健師など27区へ出かけ健康相談や健康チェックを行ったり、全戸訪問をすべきです。

また、町のイベントのときや街角などの健康相談をすることなども考えてほしいです。そうすれば、町民への宣伝にもなるし安心も強まります。また、保健指導する資格を持っている人たちを探し臨時職員として協力を得たり、保健補導員にも活躍していただき、当面65%達成するまで頑張るべきです。

以上、前進面を評価し、今後の課題を指摘しながら議案第11号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」の反対討論を終わります。

議長（柳澤君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番（吉川さん） 私は、議案第11号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、加入者の医療確保と健康増進という社会保障制度における重要な役割を担い、地域の住民福祉の向上に大きく貢献してきました。

しかしながら、国保被保険者の高齢化は年々進み、特に65歳以上の加入者は、2月末現在で1,752人と全体の44.1%を占め、加入者の高齢化による医療費増加は、国保財政に

深刻な影響を与えております。また医療費の増加に加え、長引く景気低迷による加入者の所得の減少に伴う国保税収入の減少などにより、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

こうした中で、収支の均衡を保つための医療費適正化対策として、ジェネリック医薬品の利用促進、また特定健診、保健指導事業の推進による生活習慣の改善と疾病の未然予防をさらに推進するための啓発活動は、健康増進と生活の質を向上させ、将来にわたる医療費抑制と健康で生き生きとしたまちづくりにつながるものと期待しております。さらなる町民全体での予防活動にも期待いたします。

また、保険税の収納対策につきましては、昼夜を問わず実施されている収納業務、短期被保険者証の交付などによる積極的な納税相談の機会の確保など、税の公平な負担をしていただくための努力をされております。保険税の適正徴収は、被保険者間の負担の公平化を図り、国保財政の健全な運営を確保するための基本となるものでありますので、今後も引き続きご努力をお願いいたします次第であります。

必要な財源の確保につきましては、後期高齢者医療制度の再見直し、それに伴う国保制度自体の見直しなど、いまだ先行きについて不透明な状況にありますが、坂城町国保として健全な財政運営と保健事業の充実、歳出に応じた適正な保険税の賦課徴収による安定的な制度運営の維持をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（柳澤君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長（柳澤君） 次に、原案に賛成の方に発言を許します。

(なしの声あり)

議長（柳澤君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長（柳澤君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5「議案第12号 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

議長（柳澤君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（塩野入君） 坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第

12号「平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 滞納者数と滞納額は。
- △ 滞納者は6名で、総額は約2,735万円となっている。
- 未納者に対する対策はどのようにされているか。
- △ 昨年度は債務者、保証人にそれぞれ貸付証明の写しを送付し、相談会を開催した。臨戸訪問を行い、債務の確認と返済の依頼を行っているが、個々の実情もあり、弁済には至っていない状況である。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第12号「平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（柳澤君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第13号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（柳澤君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（塩野入君） 坂城町下水道事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました、議案第13号「平成26年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 下水道事業受益者負担金が昨年に比べ減となっているが、賦課に伴う今年の整備区域の予定は。
- △ 平成26年度の予算計上に伴う受益者負担金の賦課は、25年度に下水道整備済みの箇所となるが南条の入横尾、上平の島地区が主で、約300件を賦課対象とし、面積にして11万²である。受益者負担金の予算額は、基本的な5年間の20回払いの支払いの方法を踏まえ、26年度新規の初年度1年間分と22年度から25年度までの分納分を合算したもので、9,700万円となる。
- 平成26年度新規の、初年度分はどのくらいになるのか。
- △ 7,700万円を見込んでいる。

- 平成26年度の工事予定は。
- △ 南条小学校改築工事に伴い、小学校の南側、北側の町道まで下水道管渠を布設する工事を予定している。
- 国道18号を横断する費用が盛り込まれているか。
- △ 日精樹脂工業南側の町道に国道から20mくらい手前のところまで幹線管渠が整備済みであり、南条小学校改築工事に間に合うよう平成25年度事業で実施設計は行っており、国道18号を横断する工事費も含まれている。
- 流域下水道上流処理区建設費負担金について、その内容は。
- △ 流域下水道上流処理区については、平成3年ごろから整備が進められているが、部分的な施設や処理場の老朽化に伴う補修の維持管理費の負担金である。
- 維持管理費にかかる負担金は将来的には増えていくとの見方をしているのか。
- △ 流域下水道の施設も20年近くが経過し、傷んできている部分もある。現在は部分的な補修であり、今後少しずつ増えていくと考えている。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第13号「平成26年度坂城町下水道事業特別会計予算について」全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（柳澤君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時55分～再開 午後 1時30分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

◎日程第7「議案第14号 平成26年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（柳澤君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（西沢さん） 坂城町介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第14号「平成26年度坂城町介護保険特別会計予算について」3月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 介護保険支払準備基金の残高予想は。
- △ 25年度末は6,514万8千円で、26年度予算を反映させると5,037万9千円の見

込みである。

- 要支援サービスは介護保険の対象から外れるが、町としての取り組みは。
- △ 要支援者に対するホームヘルプ、デイサービスが対象でなくなる。新しい事業については、平成29年4月までに実施しなくてはならないが、事業内容などについて国から詳しく示されていないため、今後国の動向を見ながら検討していきたい。
- 24時間訪問介護サービスについての状況は。
- △ サービス利用者の需要がある程度見込めないと、事業者も参入しにくと思われる。当町では取り組みに向けた動きはない。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「平成26年度坂城町介護保険特別会計予算について」賛成多数をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（柳澤君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第8「議案第15号 平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（柳澤君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（西沢さん） 坂城町後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第15号「平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 特別徴収と普通徴収の被保険者数の見込みは。
- △ 特別徴収1,872名、普通徴収693名である。
- 保険料の見直しは。
- △ 2年に一度の見直しで、26、27年度の保険料は均等割額4万347円で、前回比2,108円の増、所得割額8.10%で、前回比0.81%の増である。
- 県の1人当たり保険料は5万3千円の見込みとなっているが、坂城町の1人当たり保険料は。
- △ 5万1,940円の見込みである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第15号「平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」賛成多数をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（柳澤君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

議長（柳澤君） 次に、追加日程に入ります。

追加日程第1「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から追加日程第10「発委第4号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書について」までの10件を一括議題とし議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（柳澤君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、私からは、追加日程第1から第7。議案第21号まで続けてご説明申し上げます。

まず、追加日程第1「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。本年6月30日をもちまして3年間の任期が満了となります塚本誠一氏にかわり、新たに田原茂樹氏を人権擁護委員としてお願いしたく法務大臣へ推薦するに当たって、議会の意見を求めるものであります。

塚本さんには、1期3年にわたり町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに、心より御礼を申し上げます。

田原氏は、明治学院大学を卒業後、昭和50年4月から平成24年3月まで、株式会社ながの東急百貨店に勤務され、平成24年8月から平成25年1月まで県立丸子修学館高等学校等で就職支援員を務められ、平成25年8月から平成26年1月までは、同校などにおいて自立支援コーディネーターを務められました。人格、識見ともにすぐれ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方でございます。

次に、議案第16号「平成25年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億183万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を57億7,348万7千円といたすものであります。

歳入の主な内容につきましては、個人町民税や固定資産税など、町税全体で6,700万円、地方消費税交付金560万円、防災情報通信設備整備事業交付金などの国庫支出金2,575万1千円、財産運用などに係る財産収入860万9千円をそれぞれ増額し、財政調整基金繰入金などの繰入金1億9,039万9千円、防災対策事業債などの町債1,920万円をそれぞれ減額するものなどでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、除雪対応に係る自治区への補助金等、道路維持一般経費全体で584万4千円、全国瞬時警報システムJ-ALERTの自動発信装置整備工事費1,700万円、文教施設整備基金積立金990万2千円をそれぞれ増額いたし、小網地区の上水道布設事業負担金1,400万円、町道A01号線道路改良事業全体で602万6千円、下水道事業特別会計への繰出金2千万円、坂城駅エレベーター設置工事負担金3,997万円をそれぞれ減額いたすとともに、そのほか歳出全般にわたる事務事業の精算に伴う補正でございます。

また、繰越明許費といたしまして、町道A01号線道路改良事業1,846万4千円、橋梁修繕事業245万6千円、坂城駅エレベーター設置工事等に係る高速交通対策一般経費1億1,656万円、J-ALERTの自動発信装置接続工事に係る消防施設一般経費1,700万円について、26年度に事業繰り越しをいたすものでございます。

次に、議案第17号「平成25年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万7千円を追加し、歳入歳出予算を3,937万8千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、電柱等の移設や修理等に係る工事費負担金45万円を減額し、基金利子50万9千円を追加するものでございます。

歳出の主なものといたしましては、支障移転等の工事請負費513万7千円、設備維持に係る修繕費106万9千円を減額し、設備基金積立金986万円を追加するものでございます。

次に、議案第18号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,888万7千円を追加し、歳入歳出の総額を17億9,119万9千円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、基金繰入金6,234万2千円を追加し、共同事業交付金361万4千円を減額いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、一般被保険者療養給付費6千万円、一般被保険者高額療養費650万円を追加し、高額医療費拠出金211万3千円、保険財政共同安定化事業拠出金702万8千円を減額いたすものでございます。

続きまして議案第19号「平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万4千円を追加し、歳入歳出予算を339万9千円とするものでございます。

歳入は、住宅新築資金等貸付事業費県補助金6万4千円を追加し、歳出は、貸付事業総務費

8万6千円を追加し、一般会計繰出金2万2千円を減額するものでございます。

次に議案第20号「平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3,170万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億4,403万9千円といたすものであります。

今回の補正は、国の大型の補正予算に伴う1.5億円の事業の前倒しに伴うものが主であります。また、あわせて平成25年度の歳入歳出及び繰越明許費の確定も行うものであります。

歳入につきましては、受益者負担金900万円、下水道使用料410万円、国庫補助金5千万円、町債8,860万円を追加し、一般会計繰入金2千万円を減額するものであります。

歳出の主なものは、公共下水道事業費1億4,893万7千円を追加し、一般管理費512万1千円、施設管理費544万5千円、流域下水道事業費566万2千円を減額するものであります。

最後に、議案第21号「平成25年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23万2千円を追加し、歳入歳出の総額を12億7,493万6千円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、基金利子19万6千円を追加いたすものです。

歳出の主なものにつきましては、基金積立金19万6千円を追加いたすものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（柳澤君） 続いて趣旨説明を求めます。

6番（塩野入君） 私からは、発委第2号から第4号までの3件につきまして、一括して趣旨説明を行います。

最初に発委第2号「TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

TPP交渉は、昨年12月に開催された閣僚会合では年内妥結を断念し、本年2月にシンガポールで開催された閣僚会合においても市場アクセス、知的財産、環境などの難航分野での各国の隔たりが埋まらず、大筋合意を断念した。

安倍総理はじめ、政府の主要閣僚や与党幹部は、国会及び自民党による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、両決議は実質的な政府方針となっている。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければならない。

一方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISDなど、国民生活に

直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも自らの議会から情報開示を求められており、わが国でも早急に十分な情報を開示すべきである。

以上を踏まえ、政府に対し、T P P交渉において下記の事項を必ず実現するよう、強く要請する。

記

- 1 T P P交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること。
- 2 T P P交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

次に、発委第3号「労働者保護ルールの改悪に反対する意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く雇用社会である。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことのできる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

それにもかかわらず、今、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」制度の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされている。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言える。

また、政府内に設置された産業競争力会議や規制改革会議などの議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されている。雇用・労働政策はILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は国際標準から逸脱したものと言わざるを得ない。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項について対応されるよう強く要望する。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」や長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」制度の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及などは、行わないこと。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた改正を行うこと。

3 雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成原則にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

次に、発委第4号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

これまで歴代政府は、集団的自衛権について、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」としてきた。

ところが、現在、安倍内閣のもと、集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更によって容認しようとする動きが急速に強まっている。

しかし、国の安全保障政策は、立憲主義に基づき、憲法前文と第9条に基づいて策定されることは当然のことであり、集団的自衛権の行使については、その時々々の政府の判断で解釈を変更することは、あってはならないことである。とりわけ集団的自衛権をめぐる議論は、これまで国会においても積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようとするものは、国会答弁をも形骸化させるものと言わざるを得ない。

したがって、国におかれては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使につながる憲法解釈の変更を行わないよう強く要望する。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（柳澤君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午後 1時59分～再開 午後 2時10分)

議長（柳澤君） 再開いたします。

◎追加日程第1「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎追加日程第2「議案第16号 平成25年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

8番（山崎君） 45ページ、款9項1消防費、目3消防設備費であります。節の15工事請負費防災情報通信設備等整備工事に関連してお聞きいたします。このシステムについては、今議会の一般質問の中でも町長、担当課長の答弁にもありましたが、国の補助金を受け全国瞬時警報システム、通称J-ALERTの受信機に自動起動装置を接続し、通信衛星から受信した緊急性の高い自然災害など気象情報をメール配信などによって瞬時に町民に知らせるといこと

でした。しかし、携帯電話など所有されていない方たちもいる中で、このシステムだけで全ての町民に周知させることはできますか。また、情報を得られた町民への情報伝達については、どのようにお考えになるかをお伺いいたします。

住民環境課長（金子君） お答えいたします。今回、J－A L E R Tの受信機への自動起動装置接続にあわせまして、登録制の情報配信メールの設備を導入いたしまして、災害情報や避難情報について配信をしておりますが、この配信メールだけではやはり町民全体に情報を告知、周知することは難しいわけでありますので、有線放送の屋外スピーカーや屋内スピーカーなど、他の周知方法もあわせまして多くの町民に情報が行き渡るように努めてまいりたいと考えております。

また、有線放送につきましては、システム更新が計画されておりますが、ソーシャルネットワークサービスやFM放送などによる周知方法もあわせて検討し、町民の皆さんがそれぞれの環境の中で確実に情報を取得できるようなシステムの構築を関係課とともに研究、検討してまいりたいと考えております。

8番（山崎君） これからのJ－A L E R Tについては構築していくという話ですから、この間の雪害もありました、いろいろ災害においては重要な通信システムだと思います。今、この坂城町には七つの課がありますけれども、それぞれの課によって災害等の対応等も違っております。その部分で一番総括する中で、総務課としてはどのようなお考えですか。

総務課長（田中君） お答えをいたします。総務課としてということなんですけれども、例えば、災害対策本部を設置するというのは総務課が中心になってというふうになってきます。町長命があったり、各部署から災害対策本部を設置してくださいよとなったときは、総務課が中心になって災害対策本部を設置するというふうになってきます。

この災害対策本部を設置いたしますと、部制ということになってきます。その全体を取りまとめるのは、総務部ということで総務課が中心になってきます。その総務部の中には、広報班というのがあります。その広報班というのは、その班長になってくるのは、まちづくり推進室長というふうになってきます。総務部を初めとした民生部、この民生部というのは福祉健康課、それから住民環境課、それと産業部、建設部、教育部に係る災害情報の収集及び伝達に関する業務というのが、広報班の業務となっております。

それとまた、同じく普通の場合、平時の場合なんですけれども、その場合の広報の責任者というのが企画政策課長で、広報資料の収集、それと広報活動を担当することが現在の、現行の坂城町地域防災計画の中にも明記をされているというふうになっております。今回の大雪の件でもあるんですけれども、この大雪を課題といたしまして再度この職務の徹底を図って的確な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、職員がまとまって、また夏場から台風が来ると思うんですけれども、まとまって、職

員全員がまとまって台風などにも備えてまいりたいというふうに考えております。

3番（吉川さん） ページ、41ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費の説明の010804道路維持一般経費に584万盛られております。これは、除雪のための費用だと思いますが、この内容について説明をお願いいたします。

建設課長（青木君） 順次、道路維持費の関係につきましてご説明申し上げます。

まず、節13委託料の関係でございますが、これ除雪作業ということでございますが、これは町のほうで現在委託、除雪の委託をしております業者が全部で8社ございます。こちらのほうの除雪でございますが、2月の8日、それと14日から15日の大雪に関しまして除雪をお願いした部分でございますが、専決等をお願いした部分だと不足が出た部分という形で、今回お願いした分でございます。

あと、14の借上料でございますが、建設機械の借上料につきましては、これは今回、町内業者の方以外、委託業者以外の方にも町のほうでお願いをして、重機借り上げというような形の中で除雪を協力していただきました。これが全部で、これも同じく9社ございます。そのうち1社は大型重機を投入したという形がございまして、この大型重機分だけで約250万ほど大型重機代がかかってございます。その部分でございます。

あと、19除雪補助事業補助金でございますが、これにつきましては、一般質問でも答弁しましたけれども、各区のほうへ区当たり5万円の除雪補助という形の中でお支払いする分と、あと各区のほうで今回重機のほう借りてやっていただきました。基本的な部分は区のほうでお支払いはしていただくんですけども、それでも燃料代ですとかそういう消耗品等が各区のほうでかかってしまうということでございます。その部分につきまして、約、区のほうで500時間近く、27区のうち17区で重機等を借り上げをしていただいているという中で、1時間当たり3千円というような形の中で区のほうへ助成をしまっているというものでございます。以上でございます。

3番（吉川さん） 今、答弁で各区に5万円という補助をされたわけですが、これは新聞紙上に2日目ですかね、出たと思います。それを、私たち知らなかったわけですが、この5万円を決めた根拠についてお願いしたいと思います。

建設課長（青木君） 特に根拠、こういう基準でということはないんですけども、区のほうでは今回、重機を借りていただかなかった区につきましても、それぞれ皆さんが出ていただいて、それぞれ持ち寄った除雪道具ですとか、あるいは軽トラック、そういうものを借りていただいたり、また個人のもを出していただいたりということがございます。また区によっては、そういうふうに出していただいた方に、それぞれ若干のお茶菓子だとか、そういうものがかかっているという中で、また今後そういうものもございまして、区のほうでまた除雪道具等にもまた活用していただければというような形の中で、一応5万円というものを一つの基準という

ことで、決めさせていただいたところでございます。

9番（入日さん） 20ページの款2総務費、項1総務管理費、目10業務管理費の説明11061修繕料349万円、これはどんな修繕をするのでしょうか。

それから、款3民生費、項1社会福祉費、済みません、25ページです、項1社会福祉費の目3老人福祉費で、説明欄の11061修繕料35万9千円、この内容についてお伺いします。

それから、30ページの款3民生費、項2児童福祉費、目4南条保育園費で、11061修繕料の内容、それからその下の坂城保育園の設備備品33万6千円の内容、それから目7の村上保育園費の設備備品42万円の内容をお願いします。

それから、35ページの款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費の説明欄11061修繕料18万についてをお願いします。

それから、39ページの款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の説明欄11061修繕料6万円の内容をお願いします。

それから、同じく商工費の中の目4の商工企画費で、説明欄11061鉄の展示館の修繕料30万円の内容です。

それから、先ほども吉川議員のほうで、済みません、41ページの土木費の道路維持費の除雪についてですが、吉川議員のほうも質問したんですが、一般質問したときに、たしか各区5万円という答弁はなかったと思うんですね。それで次の日に新聞に載っていてびっくりしたんですが、議会でも答えていないことが新聞のほうに先に載ったというのは、議会軽視ではないかと思います。それで、先ほど各区いろいろ苦勞していただいたから一律5万円だとおっしゃいましたが、人口の大きい区と小さい区といろいろありますのに、5万円というのは各区から不満が出なかったのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、済みません、49ページの款10教育費、項3中学校費の目1中学校総務費で、11061修繕料58万8千円はどのように使うのでしょうか。

それから、51ページの項4の社会教育費、目5の資料館管理費の施設等改修工事97万円はどのような改修をするのでしょうか。

それから、最後ですが、52ページの款10教育費、項5保健体育費、目3食育・給食センター運営費の消耗品費が104万3千円、これはどんなものを買うのでしょうか、以上です。

総務係長（大井君） 私からは20ページ、総務費の業務管理費、業務管理一般経費の修繕料の内容についてお答えをさせていただきたいと思います。

主な内容といたしまして、まず消防設備の修繕ということで役場庁舎の火災感知器等の蓄電池の老朽化がしておりまして、その交換を行います。それから、あわせまして各誘導灯、1階の誘導灯ですね、の蓄電池の老朽化もしておりますので、そちらの更新をしております。そちら感知器の蓄電池の交換が13万4千円ほど、それから1階の誘導灯につきましては、

65万1千円ほどを予定してございます。あわせまして保健センターの火災報知器の受発信器、受信機、発信器も老朽化しておりまして、こちら44万7千円ほどで更新をしてみたいというふうに考えております。それと保健センターの1階の誘導灯の蓄電池、誘導灯の蓄電池も老朽化しておりますので、29万4千円で更新をしてみたいというもので、合わせまして152万7千円ほどの予定でございます。

それから、役場庁舎2階の男子トイレと女子トイレを一つずつ洋式化してみたいというふうに考えております。こちら合わせまして96万6千円ほどの予定でございます。

それから、最後に庁舎内の冷房を行っております空調の熱源設備のオーバーホールというところでオイルポンプユニットのオーバーホールが61万8千円を予定してございます。重立ったところは以上でございます。

福祉健康課長（天田君） 私からは、ページ、25ページ、老人福祉一般経費のうちの修繕について申し上げます。

こちらの修繕料でございますけれども、夢の湯の施設の修繕でございます。具体的には、非常誘導灯の改修、屋根の漏水の関係、また浴室の電気の配置、この3点でございます。

子育て推進室長（宮嶋君） 30ページ、南条保育園費の修繕料につきまして説明します。

この修繕料につきましては、年長児一クラスの床修繕、クロス張りの床修繕17万円、それから緊急電話用電話改修が6万円の内容でございます。

続きまして、坂城保育園費の施設備品でございますが、年長児の一クラス分の教室のエアコンを予定しております。

村上保育園費の施設備品につきましては、厨房用のエアコン、業務用エアコンを設置したいということで計上させていただきました。

産業振興課長（塚田君） 35ページ、目2の農業総務費、修繕料でございますが、こちらにつきましては、ねずこんの着ぐるみの修理代でございます。本年度、新しいねずこん、つくりましたけれども、古くなった、当初の1号目のねずこんの修理ということでございます。

続きまして、39ページ、目2商工振興費の修繕料でございます。これにつきましては、中心市街地コミュニティセンターの玄関の雨漏りの修理でございます。

続いて、次のページの目4商工企画費、鉄の展示館の管理一般経費の中の修繕料でございますが、こちらにつきましては、2階の空調の修理でございます。以上です。

建設課長（青木君） 除雪に対する区の補助金関係でございますが、今回一般質問の中でございますが、金額等については触れてはございませんが、町長答弁の中で自治区に対しての補助を3月補正に計上してみたいということは申し上げているところでございます。また、金額等については、どこから出たかということについては私どものほうは承知していないところでございます。

あと各区につきまして、不満があるかということですが、これについては各区のほうに、特に聞いてはございません。ただ区によっては、人口で決めるのかということがございましたが、少ない区でも非常に山手のほうまで除雪をお願いしている区もあれば、ご高齢のところであまり少ないところで一生懸命やっていたらと、人口だけで決めるというのは非常に難しいということもございまして、今回は一律でということを決めさせていただいたところがございます。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 49ページ、中学校総務の中の施設改修工事の部分であります。この部分につきましては、坂城中学校変電設備まで高圧線の外部引き込みを行っているんですけども、その遮断機につきましては昨年度交換をいたしました。今年度につきましては、その外部の遮断機から校内の変電設備までの校内ケーブルの張りかえの工事を予定しております。

それからもう一つ、新2年生が5クラスになるということで、一クラス扇風機がついていない教室がありますので、普通教室に扇風機を取りつける工事を予定しております。

それから、51ページの施設等改修工事であります。資料館の施設等の改修の部分であります。この部分につきましては、格致学校歴史民俗資料館の前に現在使われていないトイレ、ブロック積みのトイレがあるんですけども、使われていないというような状況の中で、今回撤去を予定をする工事があります。あわせて、図書館と格致学校の間利用者用の通路があるんですけども、この部分につきましてやや南側に設置をいたしまして、利用者の通路を通りやすくするというところを予定をしているところがございます。

それから、52ページの食育・給食センター運営費の消耗品であります。この部分につきましては、汁物のおわんと箸につきまして、経年による変色ですとか傷みというような状況が生じたので、汁物のおわんと箸につきまして、買いかえを行っていくことを予定しております。以上です。

9番（入日さん） 再質問いたします。39ページの中心市街地のコミュニティセンターの玄関の雨漏りを修繕するということでしたが、あそこは、いろいろな催し物があつて玄関のあそこ、自動ドアになっていて、それをあけると風でね、かなり落ち葉とかごみが玄関の中へ入ってしまつて、非常に小石だとか結構ね、玄関の先が汚れるというか、それで、そういうものってなかなか掃いてもね、片づけられないような場面があるんですが、そういうところは今後どのような改修なりをしていく考えがあるのでしょうか。

それから、41ページの除雪についてですが、金額はどこから出たか知らないなんて、そんな無責任なね、答弁初めて聞きましたが、そのことと、それから各重機、それぞれ燃料代を支給するということでしたが、この燃料代については各区からどのくらい上がってきたんでしょうか。以上です。

産業振興課長（塚田君） 中心市街地コミュニティセンターの玄関の件でございます。確かに周

りが大分大きなお家があって、木の枯れ葉といますか、そういうものも飛んでくるということもございます。そういう点について、また鉄の展示館のほうの受け付け等もやっております職員等も清掃に当たっているわけですけれども、そういうことから職員ともよく相談の上、その玄関の方法、これからいろんな問題、どういう問題が出てくるかわからないんですけれども、対応をしていきたいというふうに思います。以上です。

建設課長（青木君） 除雪費の各区のほうからの重機に係る関係で出てきておりますのは、現在27区中17区で除雪機、除雪に対する業者のほうに依頼した実績ということで出ておりました、全体で470時間ほどになっているところでございます。一番多いところでは、約97時間ほどが出ておまして、あと10区につきましては、現在のところお願いしなかったという状況でございます。

あとは建設課のほうといたしまして、特に金額等の取材等は受けていないということで、承知していないということでございます。

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

議長（柳澤君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長（柳澤君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第3「議案第17号 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「議案第18号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「議案第19号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6「議案第20号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第7「議案第21号 平成25年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）に
ついて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第8「発委第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第9「発委第3号 労働者保護ルールの改悪に反対する意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎追加日程第10「発委第4号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意
見書について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

3番（吉川さん） 私は、発委第4号の集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書について、意見書提出を可決した委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

日本は、海外で武力行使しないというのが憲法9条の精神であり、集団的自衛権の行使は自衛のための必要最小限度を超えるものにあっては認められないという、従来からの政府解釈は妥当だと考えます。

そうした中、安倍首相は問題意識を持ち安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会、安保法制懇に議論を投げかけております。安保法制懇の報告が出れば、その後与党でしっかり議論して、最終的には政府とコンセンサスを形成する努力をするという道筋を首相みずから示しております。

もし、従来の政府の立場を変えるのであれば、なぜ変えることが必要なのか、どのように変えるのか、変えた結果が国民や同盟国、近隣諸国、国際社会にどのような影響を及ぼしていくのかなどについて、深く慎重に検討をし、最終的には国民の理解を得る必要があります。また、

国際社会に理解を促す努力も求められます。

さきに述べた有識者会議の報告書は4月以降に提出される見込みとなっていることから、より深い議論を形成する上でも、国に対する意見書は報告書の内容を確認した上で出すのが妥当であり、現時点では本意見書は継続審査が望ましいと考えます。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の反対討論といたします。

8番（山崎君） 私は、発委第4号集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

安倍内閣は、特定秘密保護法を国民の意見に耳を傾けず可決させました。日本国憲法第9条は、世界に誇れる平和憲法であります。安倍内閣は、歴代自民党内閣においても集団的自衛権の行使は憲法上認められないという従来からの憲法解釈を覆し、集団的自衛権を合法化しようとするものであります。

来年2015年には、戦後70年を迎えます。永久戦争放棄の平和憲法を堅持し、集団的自衛権の行使につながる憲法解釈をしないよう強く要望するものであります。以上をもちまして賛成討論といたします。

議長（柳澤君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（柳澤君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第11「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（柳澤君） 総務産業常任委員長、社会文教常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の委員会継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の委員会継続審査とすることに決定いたしました。

議長（柳澤君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 平成26年第1回坂城町議会定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

3月3日に開会されました本定例会は、本日までの18日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、長野広域連合規約の変更、条例の一部改正、条例の廃止、指定管理者の期間変更、26年度の一般会計・特別会計予算、さらに追加議案でお願いいたしました人事案件、25年度の補正予算など、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、ありがたく存じ上げます。

さる11日、東日本大震災の発生から3年を迎えました。亡くなられた方、また、いまだに行方不明の方は1万8千人を超え、今も多くの方が避難生活を続けられています。議員の皆様とともに、震災が起きた午後2時46分に「黙禱」し、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしました。復興が加速し、被災された方々が一日も早く普通の生活に戻られることを切に望みます。

さて、今年の春闘では、自動車、電機、流通業界などの大手の企業を中心に業績の回復に加えて、デフレ脱却に向けた政府の要請に応え、近年にない高水準の基本給の引き上げに踏み切っております。経済の好循環を実現するために、大手企業に続き、地方及び中小企業にも賃上げの動きが広がることを期待いたします。

今月8日、文化センターにおきまして「坂城町の歌」の発表会が約250人の参加者のもと盛大に開催されました。坂城町文化協会創立30周年記念事業として取り組まれた「坂城町の歌」は、町内外から広く歌詞を募集し、作曲家、安藤由布樹先生のお力添えにより完成いたしました。また、安藤先生のご提案で、坂城小学校4年生の深町悠さんの歌詞を、「ねずこんの歌」としてあわせて作曲していただきました。

発表会では、完成した「坂城町の歌」と「ねずこんの歌」が坂城コーラスの皆さんと町内小学校児童の皆さんにより披露され、「坂城町の歌」製作実行委員長の中嶋紹匡さんからこの2曲を町へ寄贈していただきました。最後に、会場にお越しいただいた全員による大合唱となり、大変素晴らしい発表会となりました。なお、作曲をしていただいた安藤先生からは、合唱用と吹奏楽用にアレンジされた楽譜もおつくりいただけるという大変ありがたいお申し出もいただきました。

今後、「坂城町の歌」が広く町民の皆さんに歌い親しまれ、また、「ねずこんの歌」により、町のキャラクター「ねずこん」とあわせて坂城町が町内外へ発信されるよう、あらゆる機会を通じて、合唱あるいは吹奏される場面を設けてまいりたいと思います。

この14日に議員の皆様にもご出席をいただき、坂城町消防団任命式を行いました。「みずからの地域はみずからが守る」との消防精神のもと、新たに本部として任命された松本団長、今井副団長、鈴木副団長及び分団長等幹部になる皆さんと、その崇高な消防精神に献身する決

意をいただいた新入団員の皆さんに辞令が交付されました。新体制の本部のもと町民の安心・安全な生活を守るための活動を期待いたします。

さて、この16日、日曜日に坂城駅前に静態保存されている「169系」と、7月から運用が開始されますしなの鉄道の観光列車「ろくもん」に関する講演会が、坂城町中心市街地コミュニティセンターで開催されました。当日は、県外からも多くの鉄道ファンが来場され、また、講演会後の「169系電車ファンクラブ」の設立総会も盛会に行われました。169系車両の改良、改修を行い、さらに活用され坂城駅前の活性化につながっていくことを期待いたします。

また、社会福祉法人坂城福祉会が、建設を進めてまいりました特別養護老人ホームが完成し、この28日に竣工式が行われます。名称も「第二美里園」と決まり、4月1日からの開所からいよいよ入所が始まります。地域密着型施設として、入所者の皆さんは住みなれた坂城町でお過ごしいただき、また、地域とのつながりを持った施設になるものと期待しております。

4月2日は各保育園の入園式、4日には小中学校、5日には坂城高校の入学式が行われます。坂城町の未来を担う子供たちの晴れの姿をご覧いただくとともに、祝福をしていただければと思います。

4月6日から15日までは、「春の全国交通安全運動」が、21日から30日には「春の地域安全運動」が実施されます。町民の皆さんにおかれましては、暖かな春を迎え、何かと外出する機会も多くなる時期でもあります。交通事故や犯罪に遭わない、また巻き込まれないよう、より一層のご注意をいただきますようお願いいたします。

坂城テクノセンター設立20周年を記念しまして、4月12日、土曜日、午後2時から、テクノセンターにおきまして「設立20周年記念式典」を開催いたします。特別ゲストとしまして、坂城町名誉町民であり、セブン&アイホールディングス会長の鈴木敏文さんをお招きし、町内企業経営者による「坂城町工業の今後の発展を考える」をテーマにしたパネルディスカッションを開催いたします。議員の皆様を初め、企業関係者、町民の皆さんの大勢のお越しをお待ちしております。

また、4月20日、日曜日には、15回目の千曲川クリーンキャンペーンが行われます。貴重な水資源である千曲川の自然環境を守るため、大勢の町民の皆さんのご参加をお願いいたします。緑豊かな住みよい郷土づくりの推進と森林資源の育成を図り、林業の発展と森林に対する感謝の心を醸成することを目的に、平成26年度の坂城町植樹祭を4月23日、水曜日に小網山において開催いたします。議員の皆様を初め大勢の町民の皆さんのご参加をお願いいたします。

また、坂城駅へのエレベーター設置につきましては、いよいよ5月末に完成の運びとなりました。竣工式の開催に合わせまして「車いすダンス」の披露や商工会による「ふーど市」の開催等を計画しております。

さて、今議会では、多くの議員の皆さんから大雪に対する町の対応についてご質問をいただきました。町といたしましても、情報の的確な発信等の課題も出たところであり、今後、取り組みを強化してまいります。今回の大雪につきましては、「災害対策本部」は設置いたしましたが、職員はそれぞれみずから考えみずから行動する中で、縦、横の連絡、連携を密にとりながら、住民の皆さんの生活に支障のないよう最善を尽くしたものと考えております。

私は、日ごろから職員に情報の共有と相互の信頼関係を保つことの大切さを伝えてまいりましたが、今回の大雪に対してもそれが生かされたのではないかと考えております。また、これまでの意識づけが生かされ、職員みずから行動し実践できたものと考えます。今後も、私と職員が意識を共有し、「一丸となって」住民の皆さんのために日々励んでまいりたいと考えております。

春は、三寒四温と申しますが、今年は記録的な大雪に見舞われ、さらに3月に入っても真冬並みの寒波が押し寄せるなど寒さが続きました。一日も早い本格的な暖かい春の日差しが待ち遠しく感じられます。議員の皆様におかれましても、ご健康に留意され、新年度を迎えていただきたくお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。以上であります。

議長（柳澤君） これにて平成26年第1回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時58分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 柳 澤 澄

坂城町議会議員 塩 入 弘 文

坂城町議会議員 塩野入 猛

坂城町議会議員 西 沢 悦 子

一般質問通告一覧表

| 発言順位 | 要 旨 | 通 告 者 | 答弁を求める者 |
|------|---|-------------|--|
| 1 | 1. 豪雪災害について イ. 全町の被害状況は ロ. どのような対策を取ったか ハ. 弱者対策は ニ. なぜ対策本部を設置しなかったのか ホ. 今度の対応は 2. 文化財センターの収集について イ. 古文書の状況は ロ. 農具、民具の状況は ハ. 戦前・戦中・戦後の収集は ニ. 収集品をデジタル化 | 10番 中嶋 登 | 町 長 建設課長 教育文化課長 住民環境課長 産業振興課長 福祉健康課長 |
| 2 | 1. 土地開発公社について イ. 土地開発公社の経営状況は ロ. 土地公社の存続意義は ハ. 公有地の先行取得は ニ. 残地、代替地は 2. 山と森づくりについて イ. 森林経営計画は ロ. 松くい虫被害対策は ハ. 山の魅力と価値を次世代へ | 2番 塚田正平 | 町 長 企画政策課長 産業振興課長 教育文化課長 |
| 3 | 1. 除雪対策について イ. 通学路の確保は ロ. 生活道路の除雪は ハ. 情報の発信、伝達は 2. 健康日本一のさかきへ イ. 「健康マイレージ」の取り組みについて 3. 循環型社会を目指して イ. レアメタル等の回収、リサイクルの取り組みについて | 3番 吉川まゆみ | 町 長 建設課長 まちづくり推進室長 教育文化課長 福祉健康課長 総務課長 住民環境課長 |

| 発言順位 | 要 旨 | 通 告 者 | 答弁を求める者 |
|------|---|--------------|---|
| 4 | 1. 雇用促進住宅東の道路について イ. 道路の拡幅について 2. 消防団員の募集について イ. 消防団員の確保について ロ. 他の市町村は ハ. 今後の方向性は 3. 雪かきについて イ. 大雪の場合の雪の処分方法は ロ. 通学通園の道は第一に ハ. 歩道の雪かきが甘い ニ. 一人住いの高齢宅は第一に ホ. 道路に雪を出しているが ヘ. 除雪車が区にほしい 4. 第二美里園について イ. 施設の概要は | 4 番 窪田英子 | 町 長 建設課長 福祉健康課長 |
| 5 | 1. 工業技術支援について イ. 支援体制について ロ. テクノセンター、B. I プラザの役割 ハ. 技術支援に向けて 2. 豪雪被害について イ. 豪雪状況について ロ. 被害状況と対応について ハ. 災害対策について | 6 番 塩野入 猛 | 町 長 産業振興課長 建設課長 福祉健康課長 |
| 6 | 1. 情報の提供と共有について イ. 災害時の情報提供について ロ. 情報を共有したまちづくりを 2. 2025年問題について イ. 健康づくり計画に盛り込む考えは ロ. ロコモ予防対策の推進を ハ. 認知症対策について | 7 番 西沢悦子 | 町 長 副町長 総務課長 まちづくり推進室長 住民環境課長 福祉健康課長 |

| 発言順位 | 要 旨 | 通 告 者 | 答弁を求める者 |
|------|--|---------------------|--|
| 7 | <p>1. 平成26年度の重点施策について</p> <p>イ. 主な重点施策を問う</p> | <p>8 番 山崎正志</p> | <p>町 長 教 育 長 産業振興課長 建 設 課 長 まちづくり推進室長 子育て推進室長 教育文化課長</p> |
| 8 | <p>1. 再び戦争を繰り返さないために</p> <p>イ. 集団的自衛権の行使にストップを</p> <p>ロ. 平和な町づくりをめざしたとりくみを</p> <p>2. 健康なまちづくりをめざして</p> <p>イ. 町民の健康実態は</p> <p>ロ. 健康づくりへの具体的なとりくみは</p> | <p>5 番 塩入弘文</p> | <p>町 長 総 務 課 長 教育文化課長 福祉健康課長</p> |
| 9 | <p>1. 家庭・地域・学校の連携による町の子ども育成力のさらなる活性化について</p> <p>イ. 家庭・地域・学校の連携により子ども達の健全育成を進めるための町づくりについて</p> <p>ロ. 「子どもの権利条約（仮称）」の制定について</p> <p>2. 教育委員会制度の改革について</p> <p>イ. 国や地方での教育委員会制度の改革による教育再生の動きについて</p> <p>ロ. 全国一斉学力テストの結果の公表の動きについて</p> | <p>14番 宮島祐夫</p> | <p>町 長 教育委員長 教 育 長 教育文化課長</p> |
| 10 | <p>1. 雪害から住民生活をどう守るか</p> <p>イ. 幹線道路と生活道路の除雪体制は</p> <p>ロ. 安否確認は</p> <p>ハ. 情報の収集と発信は</p> <p>2. 町の農業はどうなる</p> <p>イ. 人・農地プラン</p> <p>ロ. 農地バンクは機能するか</p> | <p>13番 大森茂彦</p> | <p>町 長 建 設 課 長 福祉健康課長 まちづくり推進室長 総 務 課 長 産業振興課長</p> |

| 発言順位 | 要 旨 | 通 告 者 | 答弁を求める者 |
|------|---|----------------|----------------------------------|
| 11 | 1. 坂中の部活について イ. 吹奏楽器について 2. 健康を守るために イ. 電磁波学習を | 9 番 入 日 時 子 | 町 長 教 育 長 教育文化課長 住民環境課長 |

TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

TPP交渉は、昨年12月に開催された閣僚会合では年内妥結を断念し、本年2月にシンガポールで開催された閣僚会合においても、市場アクセス、知的財産、環境などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、大筋合意を断念した。

安倍総理はじめ政府の主要閣僚や与党幹部は、国会及び自民党による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、両決議は実質的な政府方針となっている。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければならない。

一方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISDなど、国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも自らの議会から情報開示を求められており、わが国でも早急に十分な情報を開示すべきである。

以上を踏まえ、政府に対し、TPP交渉において下記の事項を必ず実現するよう、強く要請する。

記

- 1 TPP交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること。
- 2 TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

外務大臣 岸田文雄 殿

農林水産大臣 林 芳正 殿

経済産業大臣 茂木敏充 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 甘利 明 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄

労働者保護ルールの改悪に反対する意見書

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く雇用社会である。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことのできる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

それにもかかわらず、今、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」制度の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされている。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言える。

また、政府内に設置された産業競争力会議や規制改革会議などの議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されている。雇用・労働政策はILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は国際標準から逸脱したものと言わざるを得ない。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項について対応されるよう強く要望する。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」や長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」制度の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及などは、行わないこと。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた改正を行うこと。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成原則にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月 日

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿

経済再生担当大臣 甘 利 明 殿

内閣府特命担当大臣（規制改革） 稲 田 朋 美 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄

集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書

これまで歴代政府は、集団的自衛権について、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行って、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」としてきた。

ところが、現在、安倍内閣のもと、集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更によって容認しようとする動きが急速に強まっている。

しかし、国の安全保障政策は、立憲主義に基づき、憲法前文と第9条に基づいて策定されることは当然のことであり、集団的自衛権の行使については、その時々々の政府の判断で解釈を変更することは、あってはならないことである。とりわけ集団的自衛権をめぐる議論は、これまで国会においても積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようとすることは、国会答弁をも形骸化させるものと言わざるを得ない。

したがって、国におかれては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使につながる憲法解釈の変更を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月 日

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿
参議院議長 山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
法 務 大 臣 谷 垣 禎 一 殿
外 務 大 臣 岸 田 文 雄 殿
防 衛 大 臣 小 野 寺 五 典 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 柳 澤 澄